

# 石川県住生活基本計画

## 2016

安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して  
～いしかわの魅力ある住生活を次世代へ継承する～

計画期間：平成 28（2016）～37（2025）年度

石 川 県

平成 29 年 3 月



# 石川県住生活基本計画2016 目次

## 第1章 計画の概要

---

1 計画策定の目的と改定のポイント	1
2 本計画の位置づけ	2
3 住宅政策に関わる各主体の役割	3

## 第2章 石川県の住生活を取り巻く状況

---

1 人口及び世帯の状況	5
2 住宅ストック及び住宅フローの状況	9
3 住宅・住環境の満足度	13
4 住宅政策に関連するトピックス	16
5 住宅政策に関連する近年の新制度・法改正等	19
6 住宅政策を取り巻く現状と課題	22

## 第3章 住宅政策の推進方針

---

1 住宅政策の基本理念 及び 視点と目標	25
2 施策効果を把握するための成果指標	26
3 基本的方針と施策	
<目標1> 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	29
<目標2> 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	35
<目標3> 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	40
<目標4> 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上	44
4 施策の総合的かつ計画的な推進	50

## 第4章 公的賃貸住宅の供給方針

---

1 公的賃貸住宅の役割	67
2 今後の公営住宅のあり方	69

## 別紙

---

別紙1 石川県における住宅の水準	75
------------------	----

## 参考資料

---

参考資料1 住宅政策の実績	資料-1
参考資料2 石川県の住生活に関するデータ	資料-9
参考資料3 石川県住生活基本計画2016の策定経緯	資料-65



# 第1章 計画の概要

---

## 1. 計画策定の目的と改定のポイント

### (1) 本計画の策定目的と概要

石川県住生活基本計画とは、今後の石川県の住生活の安定および質の向上のための基本理念、目標、推進すべき施策等を定め、住宅政策を計画的かつ総合的に推進していくための計画である。

本県では、平成18年6月の「住生活基本法」の施行および平成18年9月の「住生活基本計画（全国計画）」の策定を受けて、平成19年6月に、平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「石川県住生活基本計画」を策定、平成24年3月には、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする「石川県住生活基本計画2011」に改定し、各種の施策を実施してきた。

この計画においては、「住宅事情や社会経済情勢の変化に対応するため、おおむね5年後に適切な政策評価を実施し、計画の見直しを行う」こととしている。

今般、計画期間の1/2が経過し、人口減少や少子高齢化のさらなる進展、空き家の増加など住宅政策を取り巻く状況は大きく変化しつつある。また、平成28年3月には国が定める「住生活基本計画（全国計画）」の改定がなされた。

これらを踏まえ、時代の変化やニーズに的確に対応し石川県の住生活のより一層の安定および向上を図ることを目的として、「石川県住生活基本計画2011」を改定する。

### (2) 改定のポイント

計画の改定にあたっては、基本理念は旧計画を踏襲しつつ、全国計画に即して、以下の三つの視点を重視した。

#### ①「ひと」の視点（住む人に着目した住宅の提供）

少子高齢化が進行していることから、高齢者、子育て世帯などが安心して生活できる地域社会の実現を進める。

#### ②「住まい」の視点（住宅の質の向上、流通促進）

住宅の長寿命化や環境負荷軽減の観点から、良質な住宅の新築を推奨するとともに、既存住宅については、適切な維持管理やリフォームを推進することで、後世に良質な住宅ストックを継承する。

また、中古住宅の流通促進を図ることで、増加している空き家対策を進める。

#### ③「まち・地域」の視点（住宅を取り巻く住環境整備）

地域の良い環境や地域の価値を維持・向上させるために、地域防災力を高めるとともに、住まい・まちづくりの担い手を育成し、地域の活性化に取り組む活動を支援することを通じて地域を元気にする仕組みを構築する。

### (3) 計画期間

本計画の計画期間は平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とする。ただし、住宅事情や社会経済情勢の変化に的確に対応するため必要がある場合は、おおむね 5 年後に適切な政策評価を実施し、計画の見直しを行う。

## 2. 本計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条第 1 項に規定する、「都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画」として位置付ける法定計画であり、全国計画に即して策定を行っている。

また、「石川県長期構想」はもとより、防災、福祉、子育て支援、都市計画、景観形成、まちづくり等、住宅政策に関連する関連部局の長期計画等と整合を図り、計画に反映している。

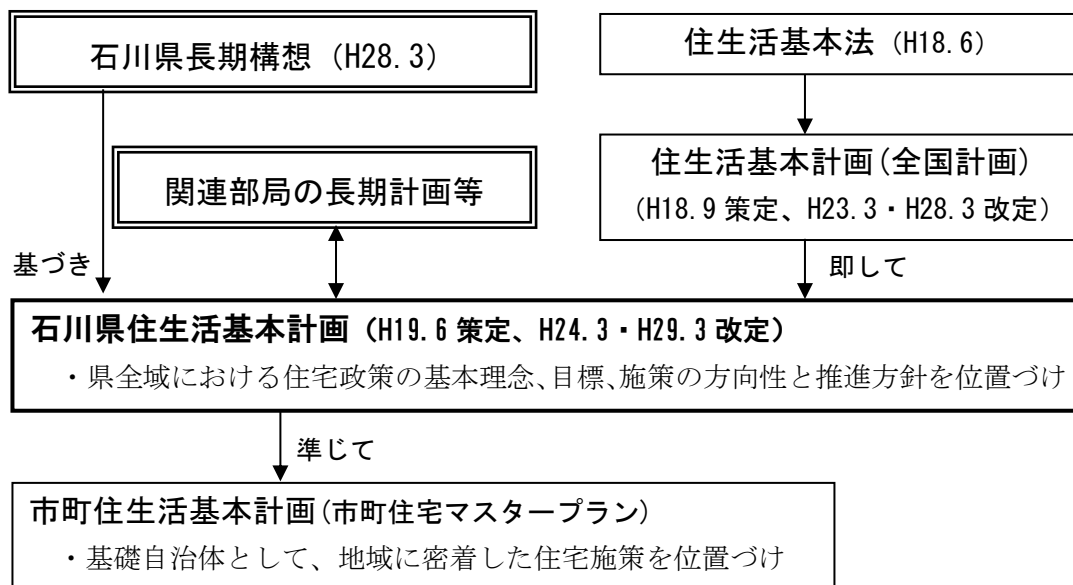


図 1-1 本計画の位置づけ

なお、本計画を、市町が実施する住宅政策はもとより、県民や住民組織、NPO等による住まい・まちづくり活動の参考として有効に活用されることを期待する。

### 3. 住宅政策に関わる各主体の役割

住宅施策に関わる県民、住民組織、住宅関連事業者、住宅関連団体、地方公共団体の役割は、以下のとおりである。

#### (1) 県民の役割

住宅は、県民自らのライフスタイル、ライフステージに基づいて選択される個人資産であると同時に、地域のまちなみの構成要素や地域活動の基盤といった公共性も有している。県民は自らの努力によって居住環境、住生活を豊かなものにすると同時に、それを後世に引き継いでいくという、住宅政策において最も重要な役割を果たす。

県民には、住生活基本法の理念を正しく理解するとともに、豊かな住生活と居住環境の実現に向けて、主体的かつ積極的な取組みが求められる。県や市町、住宅関連事業者等が提供する情報を適切に選択し、住宅の消費者として正しい知識とよいものを見極める目を養い、自らの責任のもとで住宅を選択、管理していくことが必要である。

また、省エネ社会や環境負荷軽減等への関心の高まり等を受けて、良質な住宅を建設することや、既存住宅のリフォームや修繕を行なうこと、住宅の維持管理を適切に行なうことなど、住宅を長く大切に使うことに対する高い意識を持つことが重要である。

#### (2) 住民組織の役割

良質で快適な居住環境を形成し維持するためには、県民が積極的に地域活動やまちづくりに参加し、自らが暮らしている地域の環境を良くするための取組みを継続することが必要不可欠である。

地域活動やまちづくりの主要な担い手である自治会、町内会、まちづくり組織、NPO等にあつては、県民、行政、民間事業者などの多様な主体との連携・協働によるパートナーシップのもとで、積極的に活動に取り組み、石川県の良質で快適な住まい・まちづくりの実現に寄与することが期待される。

#### (3) 住宅関連事業者の役割

市場における住宅の供給は、その大部分が民間の住宅関連事業者によりなされていることから、住宅関連事業者が良質な住宅ストックの形成、豊かな居住環境の構築のための社会的な責務を有する主体であるとの自覚を持ち、積極的な取組みを実施することが重要である。

住宅関連事業者は、住宅等の供給者として高い職能の獲得・研鑽を行うとともに、本計画をはじめとする各種計画のほか、指針、条例、法律の理念や内容を十分に理解し、必要に応じて国や県、市町との連携を行いながら、良質な住宅の整備や管理、県民への情報提供を行なうことが求められる。

#### **(4) 住宅関連団体の役割**

良質で快適な住まい・まちづくりの実現のためには、県民や住民組織の活動や、行政による政策的対応だけでなく、専門的な立場からの支援やサポートが必要である。

建築、まちづくり、不動産などに関する、専門知識や技術、蓄積されたノウハウ、組織力と人的ネットワークをもつ住宅関連団体においては、県民に対する支援や行政への協力など、積極的な連携と協働が期待される。

#### **(5) 地方公共団体の役割**

総合的な行政主体として、他の地方公共団体、住宅関連団体、住宅関連事業者、住民組織、県民と協力、連携しながら、地域の住宅事情の実態や地域の特性を踏まえたきめ細やかな住宅政策を展開していく必要がある。その際、まちづくり施策、福祉施策、子育て支援施策、地域活性化施策等の住生活に深く関わる分野との連携を図りながら、総合的に住宅施策を推進する。

##### **(5) - 1 市町の役割**

地域の住まい・まちづくりの基礎的の主体として、地域の住宅需要や県民のニーズを的確に把握するとともに、歴史・文化等の特性を反映し、自主性と創意工夫を活かした豊かな居住環境の構築を目指す。その実現のために、本計画に準じた市町住生活基本計画（市町住宅マスタープラン）を策定することにより、地域に根ざした住まい・まちづくり施策を計画的に展開する。

子育て支援や高齢者福祉、空き家対策、住宅困窮者への対応、定住・交流人口の拡大、防災性の向上や良好なまちなみの形成等、幅広い視点に基づき、地域に密着した住まい・まちづくり施策を実施する。

##### **(5) - 2 県の役割**

他の政策分野と連携しつつ、県全域における住宅政策の基本理念、目標、施策の方向性と推進方針を提示する。

住宅政策の推進のため、原則として広域的・補完的な観点に基づき施策を実施する。各主体の活力を最大限発揮するため、県民、住宅関連事業者や市町に対して必要がある場合には支援を行うとともに、的確な連携を実施するなど、総合的な役割を果たす。市町に対しては住宅政策の指導、助言を行い、一体的に住宅施策を実施する。

また、住まい・まちづくりに関する情報の提供や普及啓発、市場の適正な誘導を行う。

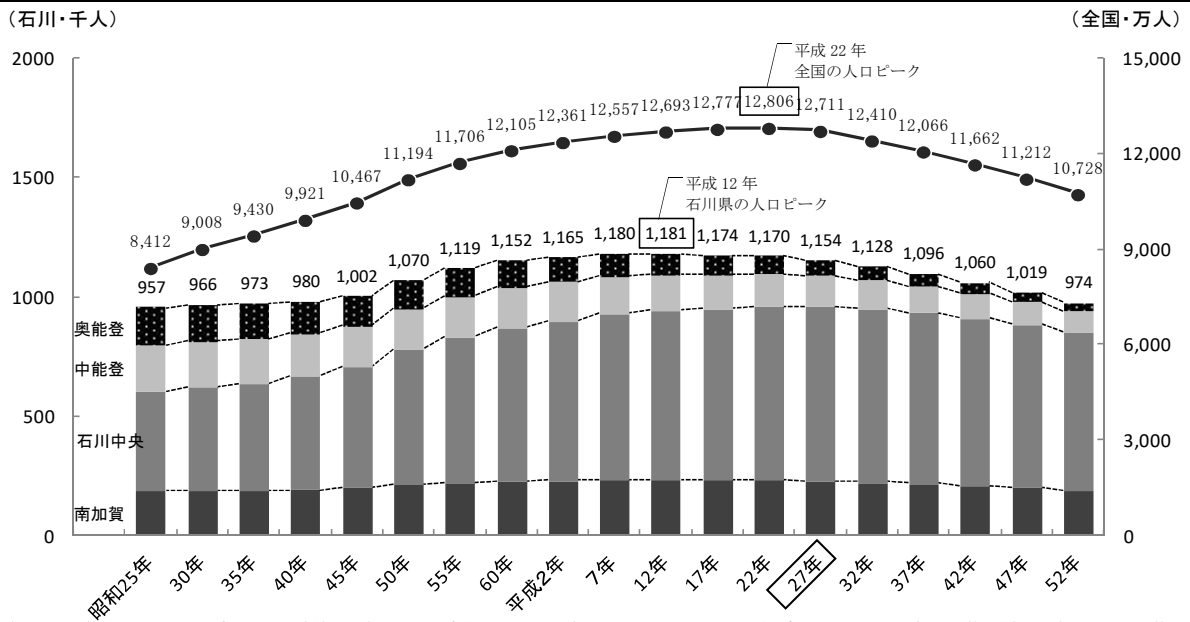


# 第2章 石川県の住生活を取り巻く状況

## 1. 人口及び世帯の状況

### (1) 平成12年をピークとして、石川県の人口は減少が続く

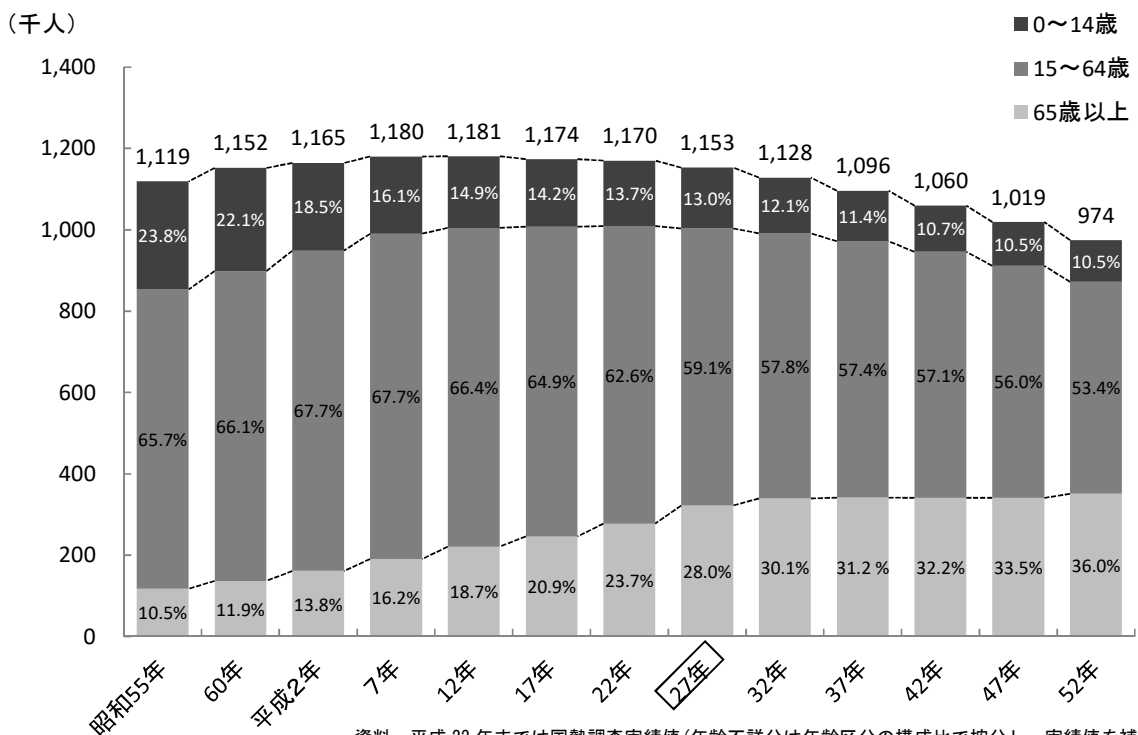
- 石川県の人口は、平成12年(1,180,977人)をピークに減少に転じ、平成52年には、974,370人にまで減少することが見込まれている。
- 平成52年の能登地域の人口は、平成27年比で、奥能登は半減、中能登は6割に減少する。



資料：平成27年までは国勢調査実績値(平成27年は速報集計)、平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値(平成25年3月推計)

### (2) 県全体で、今後も少子高齢化がさらに進行する

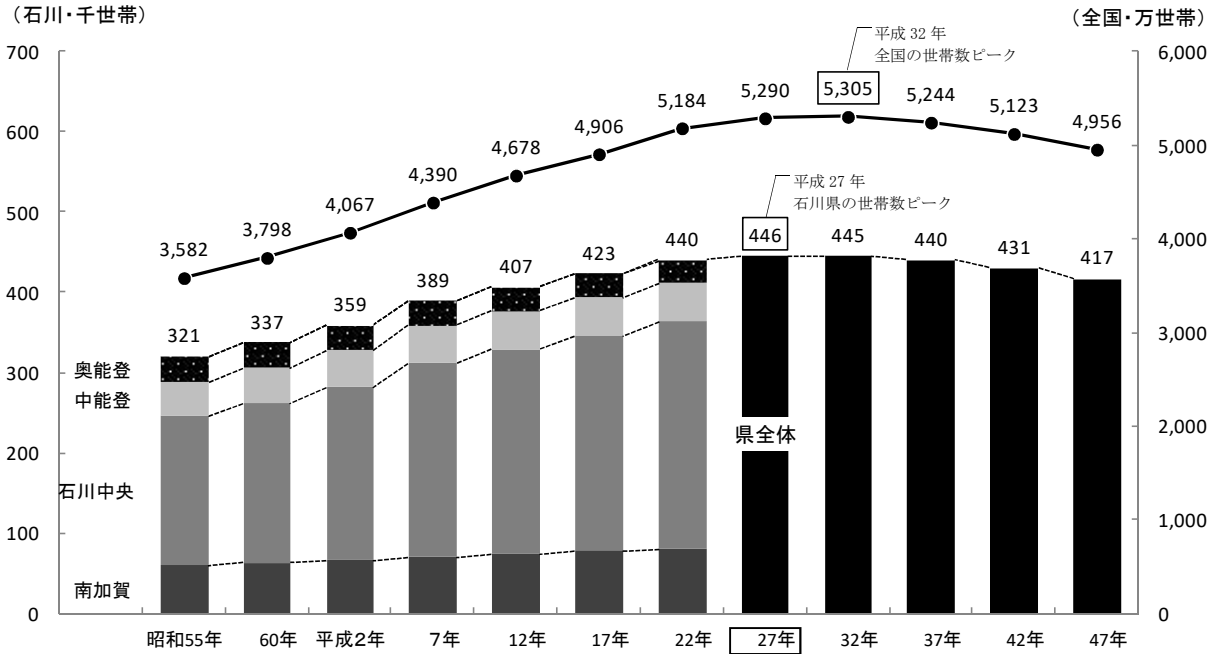
- 県全体では、年少人口(0~14歳)が減少、高齢人口(65歳以上)が増加する少子高齢化の傾向が顕著であり、今後、少子高齢化がさらに進行する。



資料：平成22年までは国勢調査実績値(年齢不詳分は年齢区分の構成比で按分し、実績値を補正した) 平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値(平成25年3月推計)

### (3) 平成 27 年をピークとして、石川県の世帯数は減少基調に転ずる

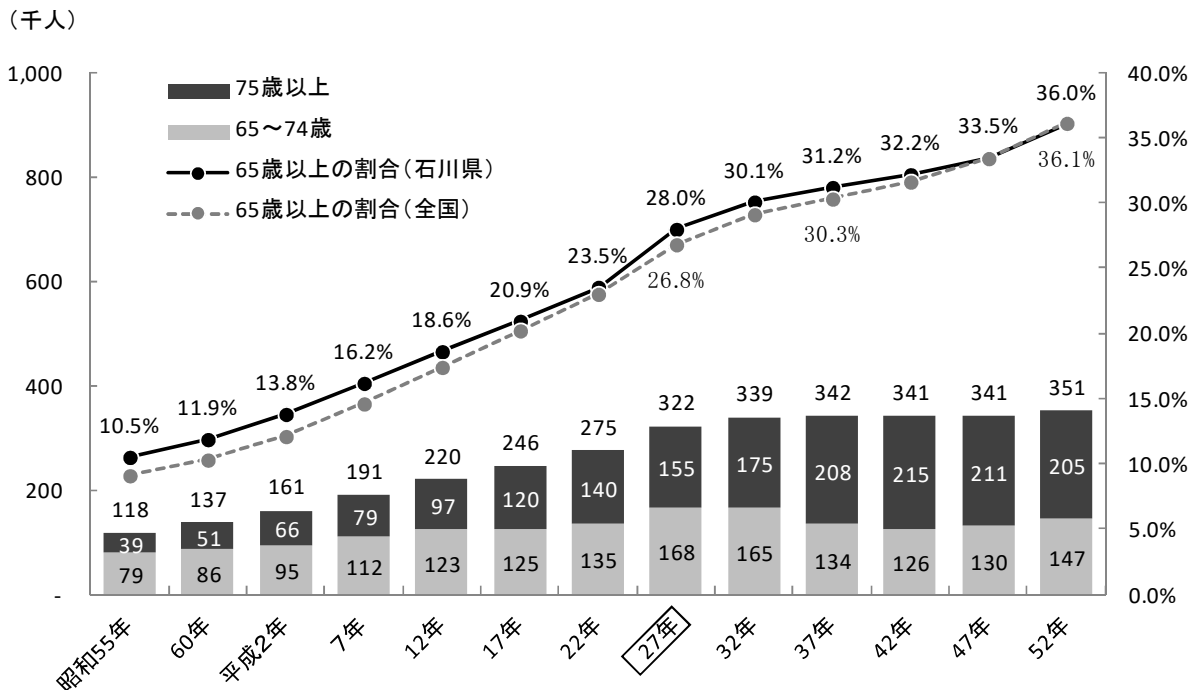
- 石川県の世帯数は、平成 27 年(445,730 世帯)をピークとして減少基調となり、平成 47 年には 417,134 世帯になることが見込まれている。
- 奥能登地域の減少が顕著であり、昭和 55 年から平成 22 年の間に 10.4%が減少している。



資料：平成 22 年までは国勢調査実績値、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値(平成 26 年 4 月推計)

### (4) 高齢者人口に占める 75 歳以上の割合が今後増加する

- 石川県の高齢者人口は平成 32 年頃から横ばいとなるが、高齢化率は増加が続き、平成 32 年には 30.1%、平成 52 年には 36.0%になることが見込まれる。
- 高齢者人口に占める 75 歳以上の割合が増加し、平成 37 年には 6 割に達する見込みである。

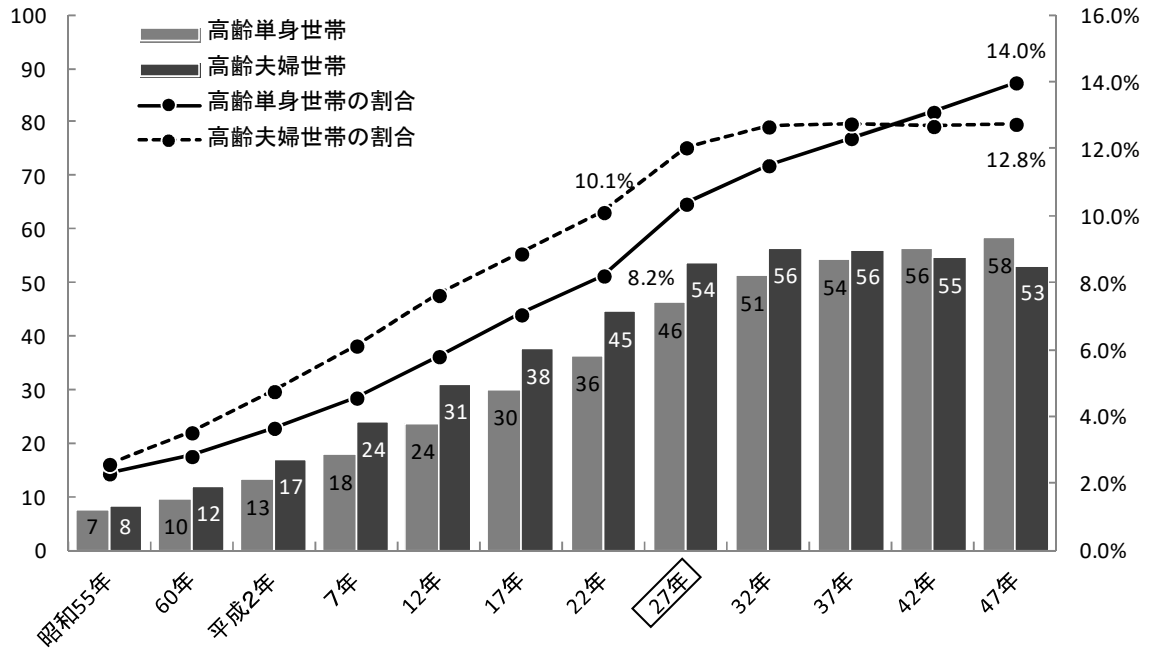


資料：平成 22 年までは国勢調査実績値、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値(平成 25 年 3 月推計)

### (5) 高齢単身世帯の割合が今後さらに増加する

- ・ 高齢単身世帯の割合は今後も増加が続き、平成 47 年には 14.0%に達し、高齢夫婦のみ世帯の割合は、平成 32 年以降は横ばいとなり、平成 47 年には 12.8%に達すると見込まれる。
- ・ 平成 42 年には、高齢単身世帯の割合が高齢夫婦のみ世帯の割合を上回る見込みである。

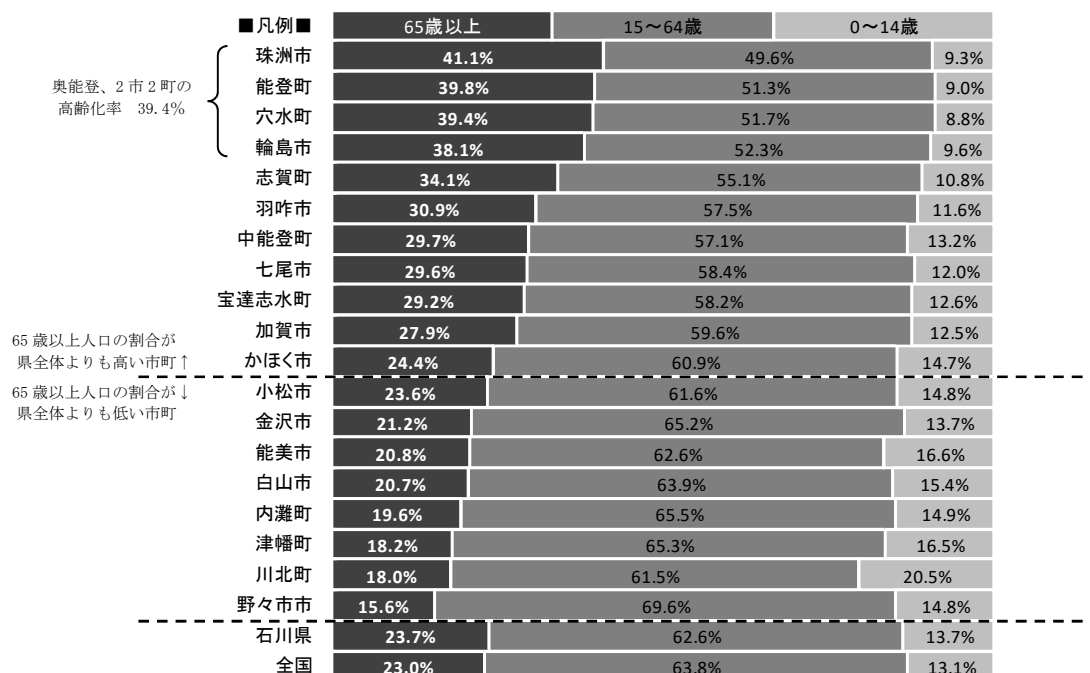
(千世帯)



資料：平成 22 年までは国勢調査実績値、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値(平成 26 年 4 月推計)

### (6) 能登地方の高齢化が深刻である

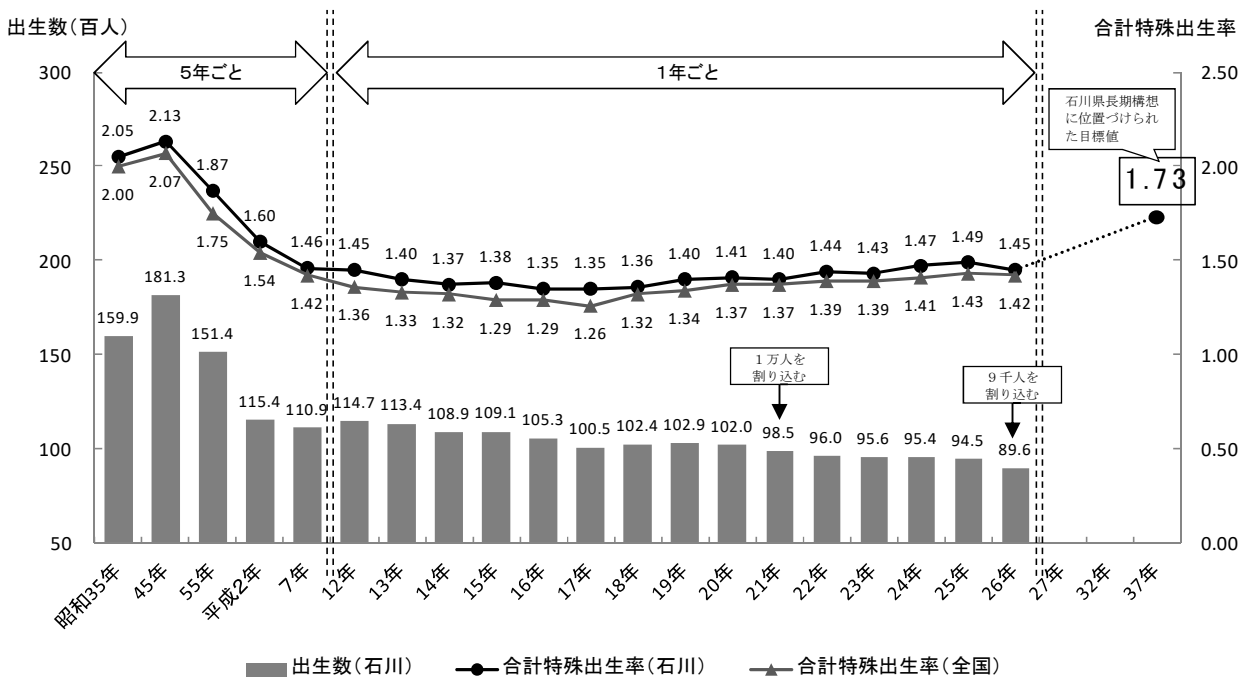
- ・ 県内で最も高齢化率が高いのは珠洲市の 41.1%であり、奥能登地域の高齢化率が 39.4%に達するなど、奥能登地域の高齢化が顕著となっている。
- ・ 羽咋市・羽咋郡以北のすべての市町において高齢化率が県平均値 (23.7%) を超えている。



資料：国勢調査(平成 22 年)

### (7) 平成 26 年の年間出生数は過去最低となっている

- 石川県の年間の出生数は、平成 21 年に 1 万人を下回り、平成 26 年は 8,961 人と過去最低となっている。
- 平成 26 年の石川県の合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子供の平均数）は 1.45 であり、人口置換水準（人口が増えも減りもせず、安定的に維持される合計特殊出生率の水準のことで、国立社会保障・人口問題研究所が算出している）の 2.07 を下回っている。
- なお、石川県長期構想（平成 28 年 3 月）では、平成 37 年までに合計特殊出生率を 1.73 まで引き上げることを目標としている。

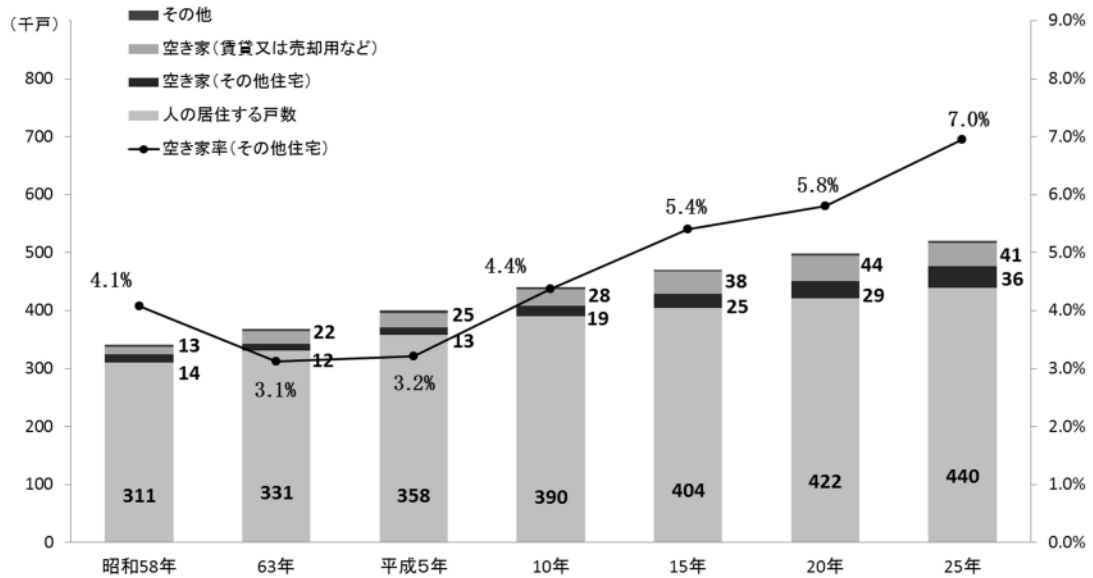


資料：人口動態統計(平成 26 年)

## 2. 住宅ストック 及び 住宅フローの状況

### (1) 利用目的のない「その他」の空き家が年々増加している

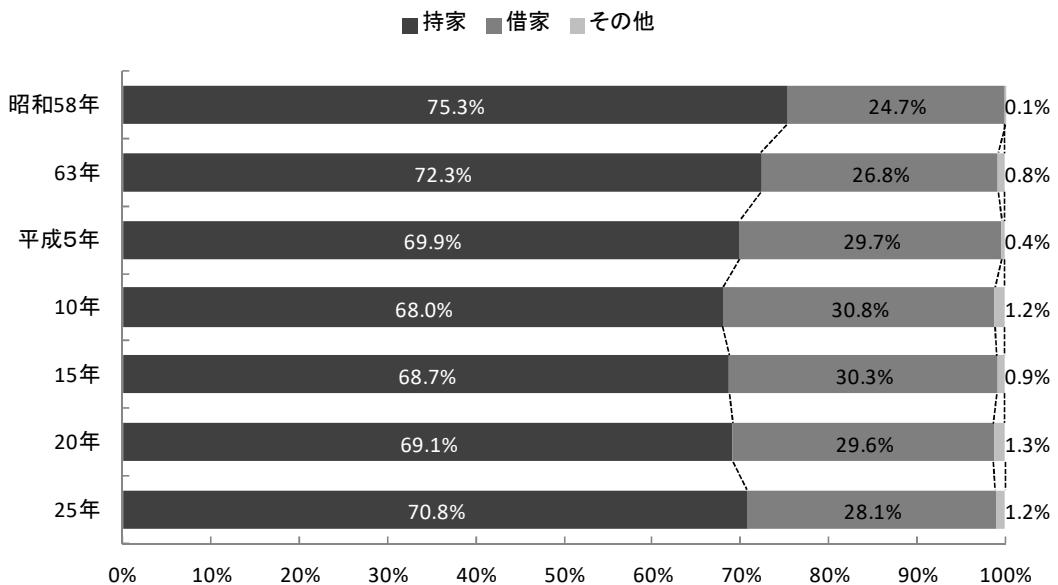
- 平成 25 年時点で、賃貸又は売却用などを除く、「その他」の空き家の戸数は 36,200 戸、割合は 7.0%で、昭和 63 年から数は約 3 倍、割合は 2 倍に上昇している。
- 「その他」の空き家率は、富山県 (7.0%)・福井県 (7.3%) と比較して同水準である。



資料：住宅・土地統計調査(平成 25 年)

### (2) 富山県・福井県と比べて持ち家率は低くなっている

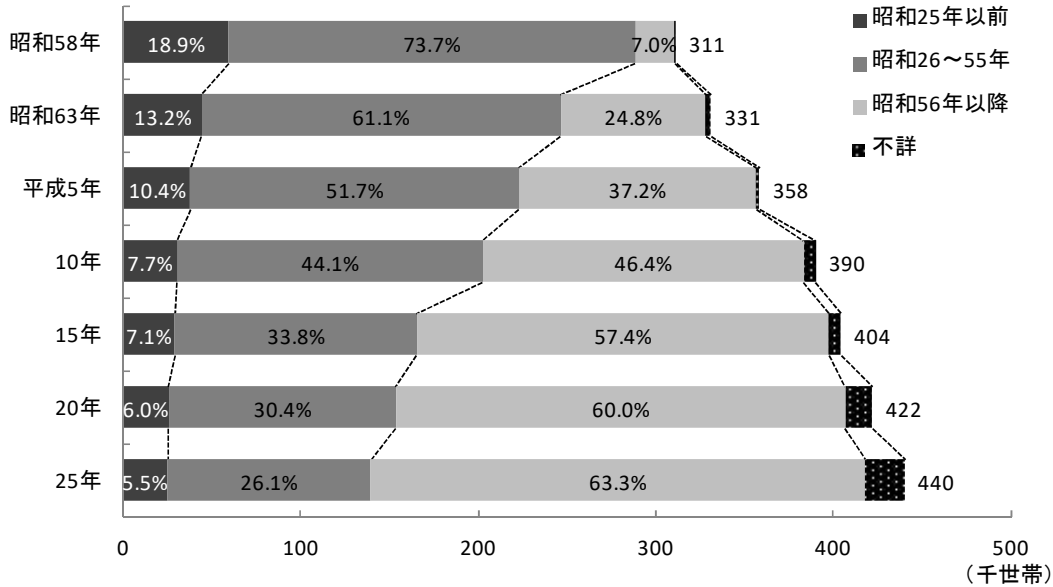
- 石川県の平成 25 年時点の持ち家率は 70.8%、借家率は 28.1%である。
- 石川県の持ち家率は、平成 10 年以降増加基調にあり、平成 25 年には 70.8%となったが、富山県 (79.4%) と福井県 (76.5%) に比べると最も低くなっている。



資料：住宅・土地統計調査(平成 25 年)

### (3) 居住する住宅の3割が昭和55年以前に建設されたものである

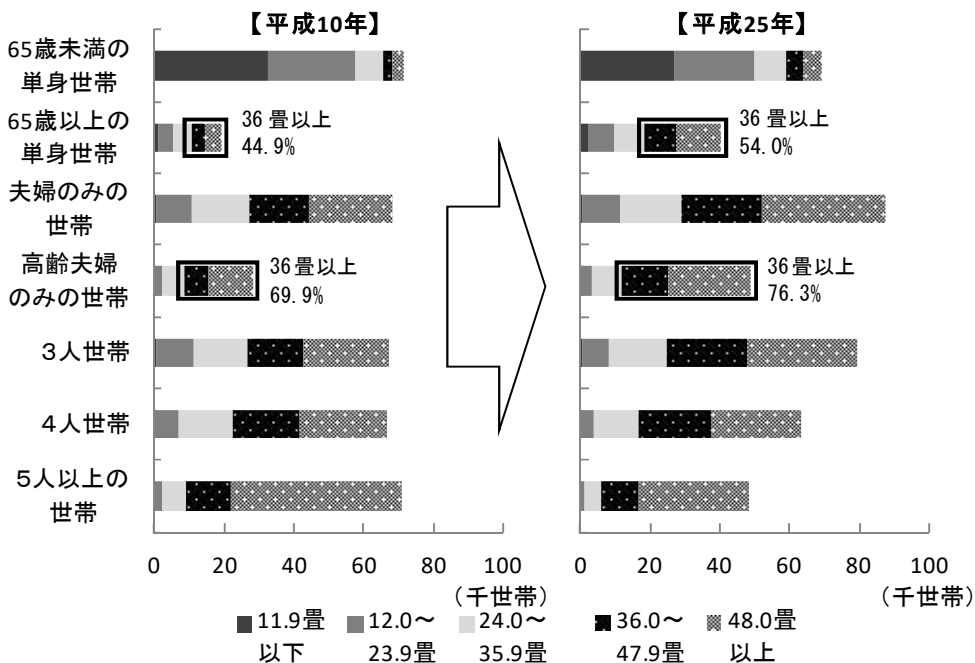
- ・ 平成25年時点で、居住する住宅のうち31.6%が昭和55年以前に建設されたものである。
- ・ 町家や古民家などの昭和25年以前に建てられた住宅に住んでいる世帯は、わずか5.5%であり、昭和58年以降、減少が続いている。



資料：住宅・土地統計調査(平成25年)

### (4) 広い住宅に住んでいる高齢単身世帯・高齢夫婦のみ世帯の割合が増加している

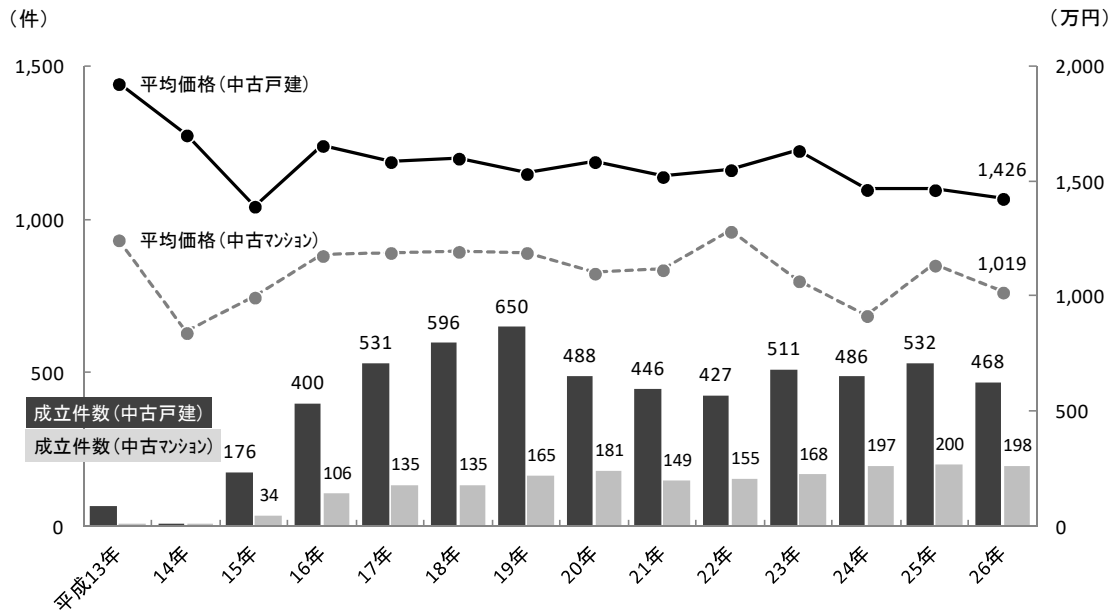
- ・ 広い住宅に住む高齢単身世帯、高齢夫婦のみ世帯が増加している。
- ・ 居住面積が36畳以上の住宅に住んでいる世帯の割合
  - 高齢単身世帯：54.0%、高齢の夫婦のみ世帯：76.3% (いずれも平成25年)



資料：住宅・土地統計調査(平成25年)

### (5) 石川県では、中古戸建住宅の売買成立が近年伸び悩んでいる

- ・ 中古戸建住宅の売買成立件数のピークは平成 19 年の 650 件であり、近年は 500 件前後を横ばいに推移している。
- ・ 中古戸建住宅の売買価格の平均は、1,426 万円（平成 26 年時点）である。

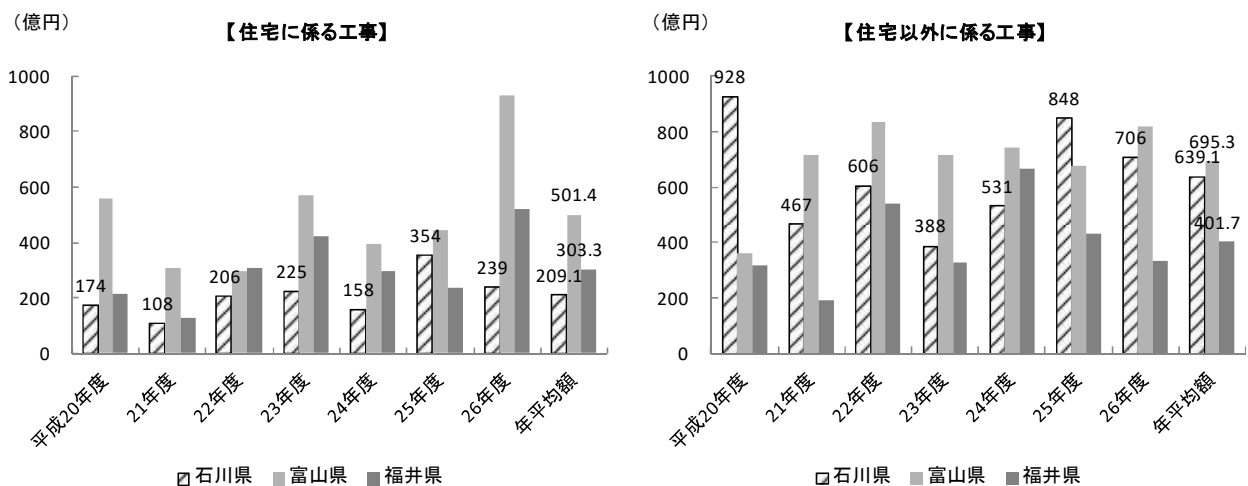


資料：社団法人中部圏不動産流通機構（平成 26 年）

### (6) 石川県における住宅リフォーム・リニューアル工事の受注額※は微増傾向である

- ・ 石川県において、建設業者が受注した住宅のリフォーム・リニューアル工事の年平均受注額は、バラつきがあるものの長期的には増加傾向にある。
- ・ 北陸 3 県では、石川県における受注額(平成 20～26 年度の年平均額)が最少となっている。
  - 富山県：501.4 億円、福井県：303.3 億円、石川県：209.1 億円

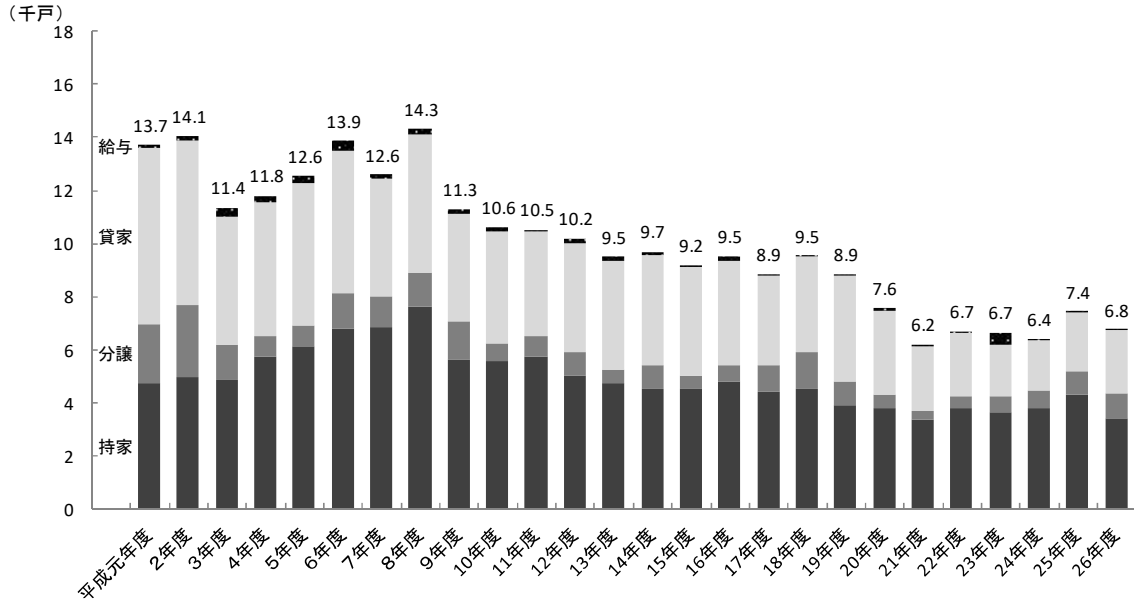
※建設業者が元請として受注した建築物のリフォーム・リニューアル工事の施工地域別の受注額



資料：建築物リフォーム・リニューアル調査報告（平成 26 年）

### (7) 新設住宅の着工戸数はピーク時の半数以下に減少している

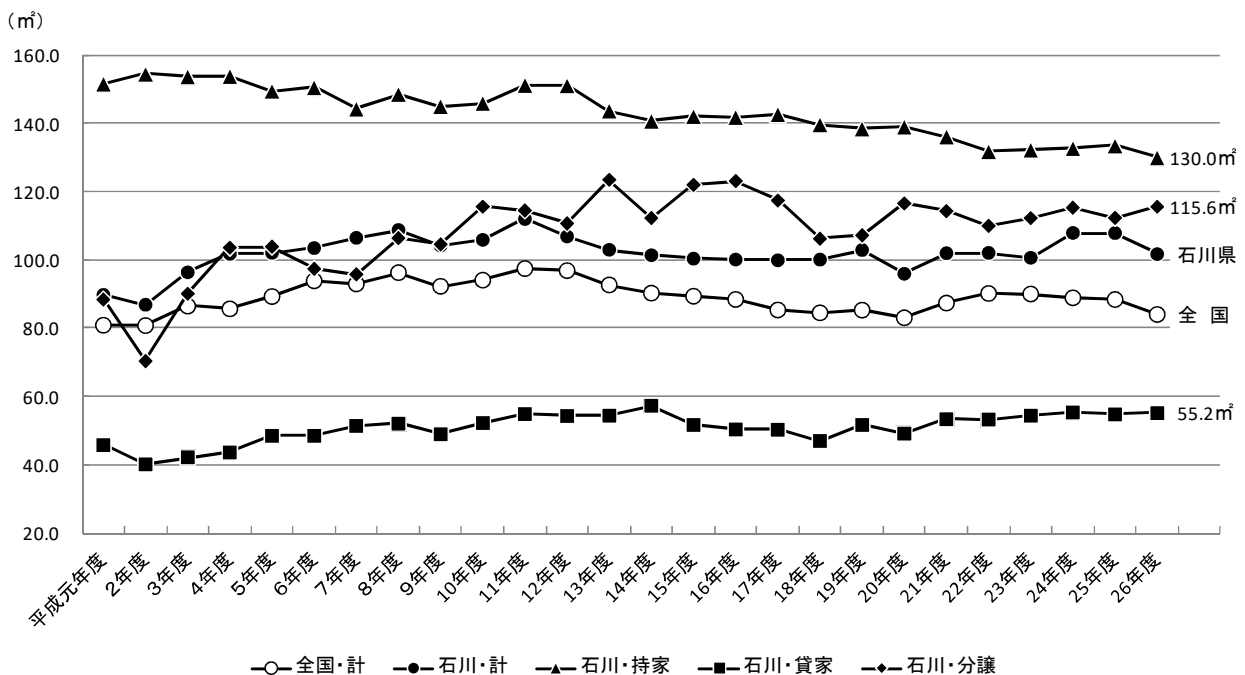
- 平成 26 年度の石川県における新設住宅着工数は 6,766 戸であり、ピーク時（平成 8 年度・14,338 戸）の 47.2% の水準となっている。
- 平成 26 年度の利用関係別の割合は、持ち家 50.6%、貸家 35.1%、分譲 14.1% である。



資料：住宅着工統計（平成 26 年）

### (8) 新設される持ち家の戸当たり床面積は縮小している

- 平成 26 年度の石川県における新設住宅の戸当たり床面積は、持家が 130.0 m<sup>2</sup>、貸家が 55.2 m<sup>2</sup>、分譲が 115.6 m<sup>2</sup> であり、持家が最も広がっている。
- 長期的にみると、持ち家の面積は縮小、分譲住宅の面積が拡大し、近年は持ち家と分譲住宅の面積の差が縮まっている。



資料：住宅着工統計（平成 26 年）



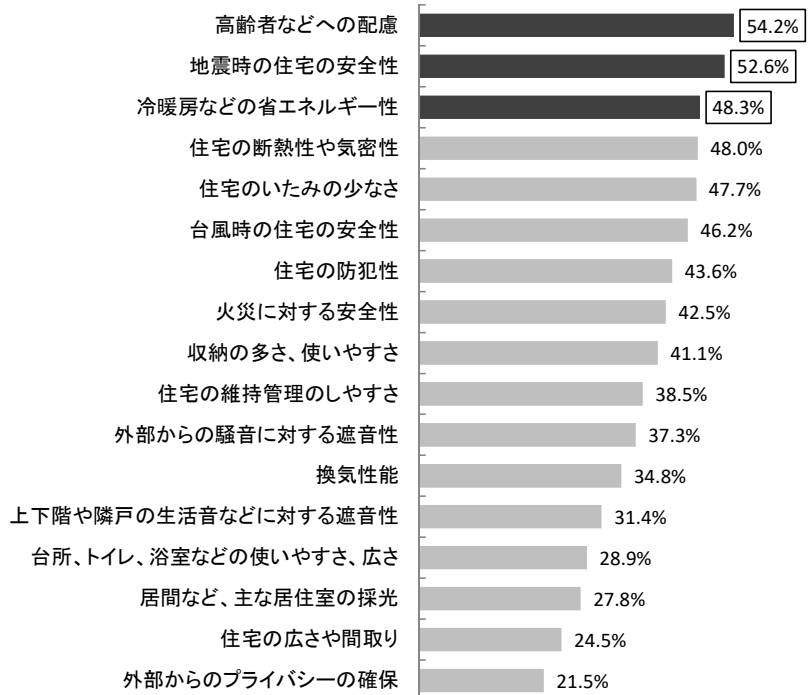
### 3. 住宅・住環境の満足度

#### (1) 住宅・住環境の「高齢者などへの配慮」について、半数が不満を感じている

・ 住宅の「高齢者などへの配慮」に不満を感じている人が 54.2%であり、住環境の「敷地やまわりのバリアフリー化の状況」に不満を感じている人が 47.8%である（平成 25 年）。

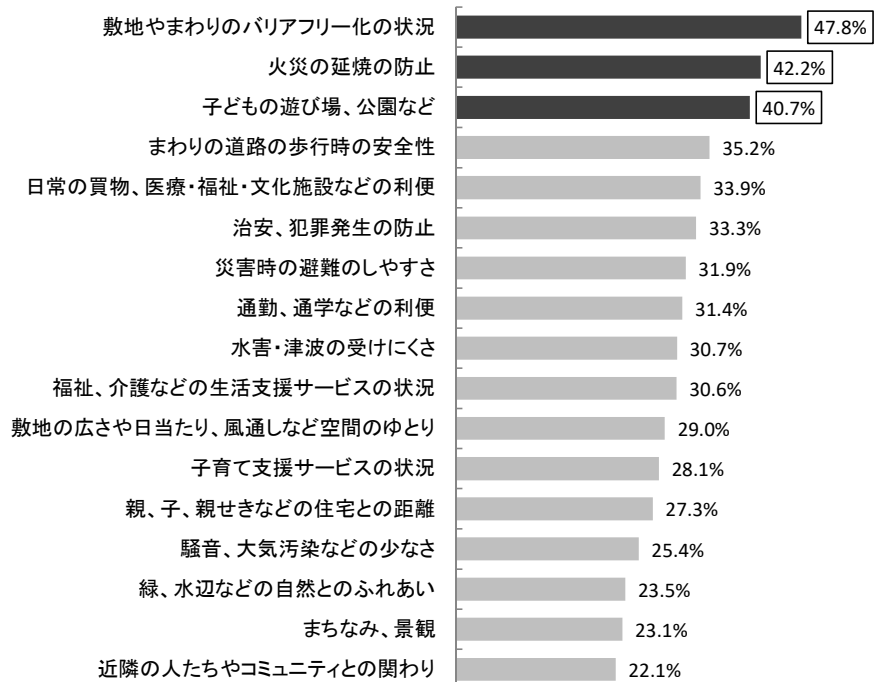
#### 【住宅に関する不満率】

：石川県



#### 【住環境に関する不満率】

：石川県



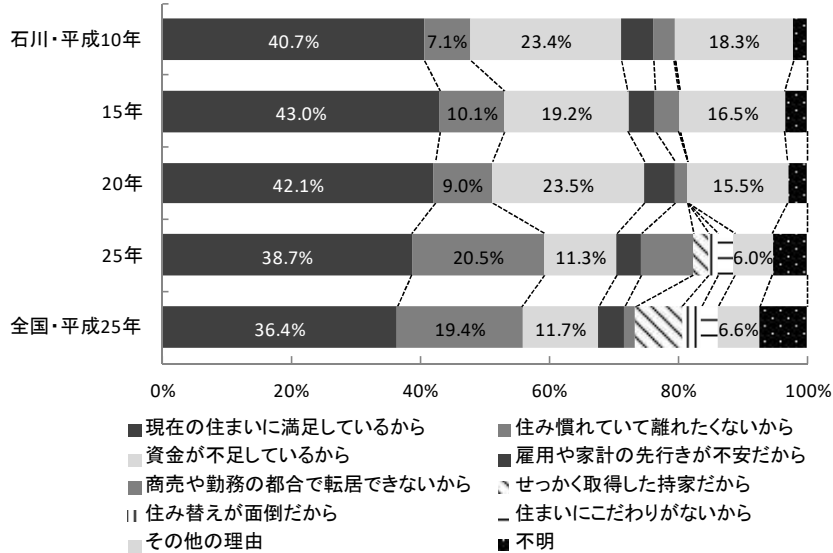
資料：住生活総合調査(平成 25 年)

## (2) 現在の住宅に「満足している」「住み慣れている」ことを理由に

### 住み替えを考えていない世帯の割合が過去最高となっている

- 住宅の住み替え意向がない理由として「現在の住まいに満足しているから」が38.7%、「住み慣れていて離れたくない」が20.5%であり、住宅や住環境に対する肯定的な理由から住み替えを考えていない世帯の割合(合計59.2%)が過去最高となっている(平成25年)。

【住宅の住み替え意向がない理由】

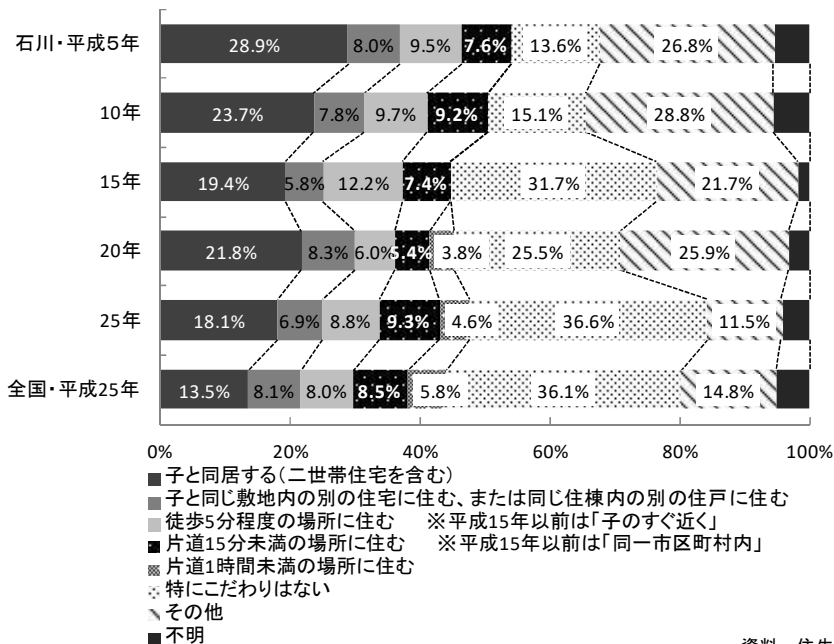


資料：住生活総合調査(平成25年)

## (3) 高齢期に、子世帯との同居・隣居・近居を望む世帯が5年前と比べて増加に転じている

- 高齢期に、子世帯との同居を希望する世帯が18.1%、隣居・近居を希望する世帯が25.0%であり、あわせて43.1%が子世帯と同居・隣居・近居することを望んでいる(平成25年)。
- 同居・隣居・近居を望む世帯の割合は平成5年以降減少していたが、平成20年には下げ止まり、平成25年は5年前と比べて1.6ポイント増加した。

【高齢期における子世帯との住まい方(距離)の希望】

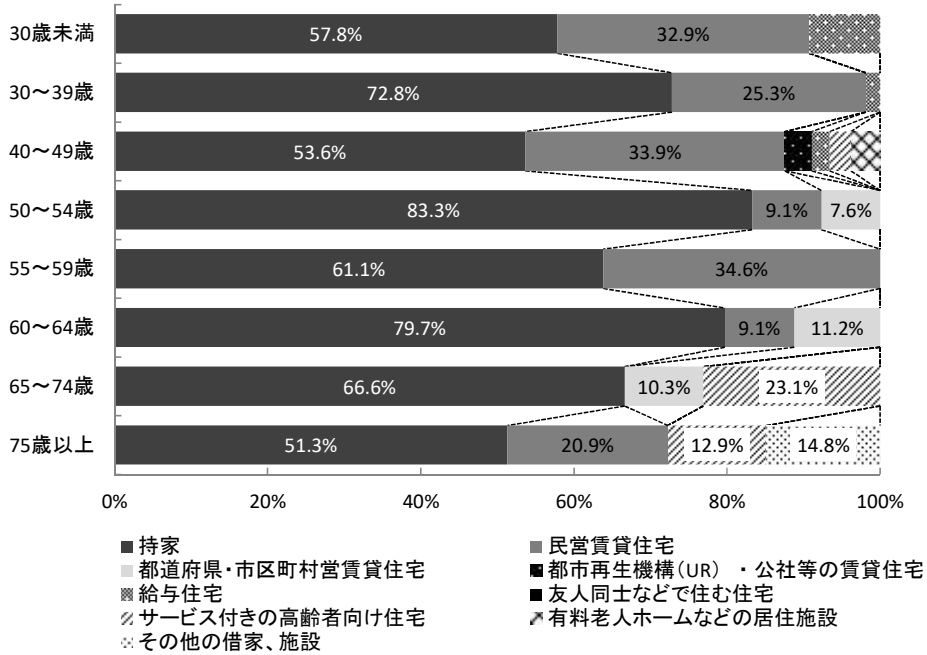


資料：住生活総合調査(平成25年)

#### (4) 前期高齢者のうち、2割強がサービス付き高齢者向け住宅への住み替え意向を持っている

・ 家計主の年齢が65～74歳（前期高齢者）の世帯のうち23.1%が、75歳以上（後期高齢者）の世帯のうち12.9%が、「サービス付きの高齢者向け住宅」への住み替え意向を持っている（平成25年）。

【住み替え後の望ましい居住形態（家計主の年齢別）】：石川県



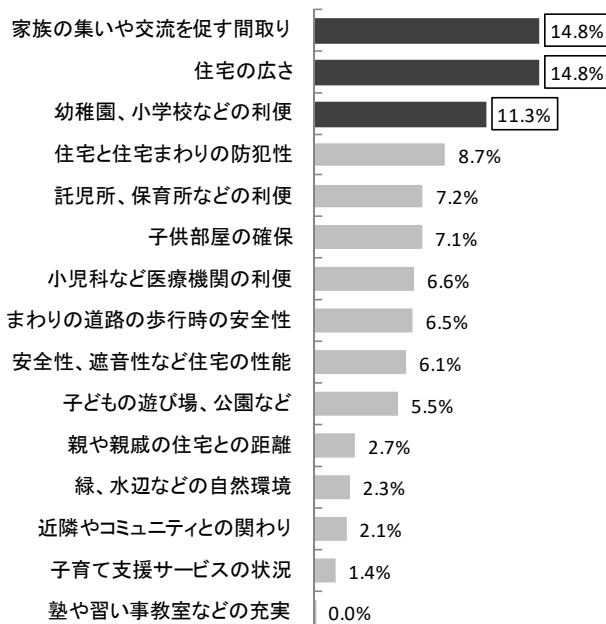
資料：住生活総合調査(平成25年)

#### (5) 子育て期には、住宅の「間取り」・「広さ」

及び「幼稚園・小学校などの利便」が重視されている

・ 子育て期に重要視される項目の上位3つは、「家族の集いや交流を促す間取り」と「住宅の広さ」（ともに14.8%）、「幼稚園、小学校などの利便」（11.3%）である（平成25年）。

【子育てのために最も重要であると思う項目】：石川県



資料：住生活総合調査(平成25年)

## 4. 住宅政策に関連するトピックス

### (1) 公的賃貸住宅と子育て支援施設の一体的整備（野々市市）

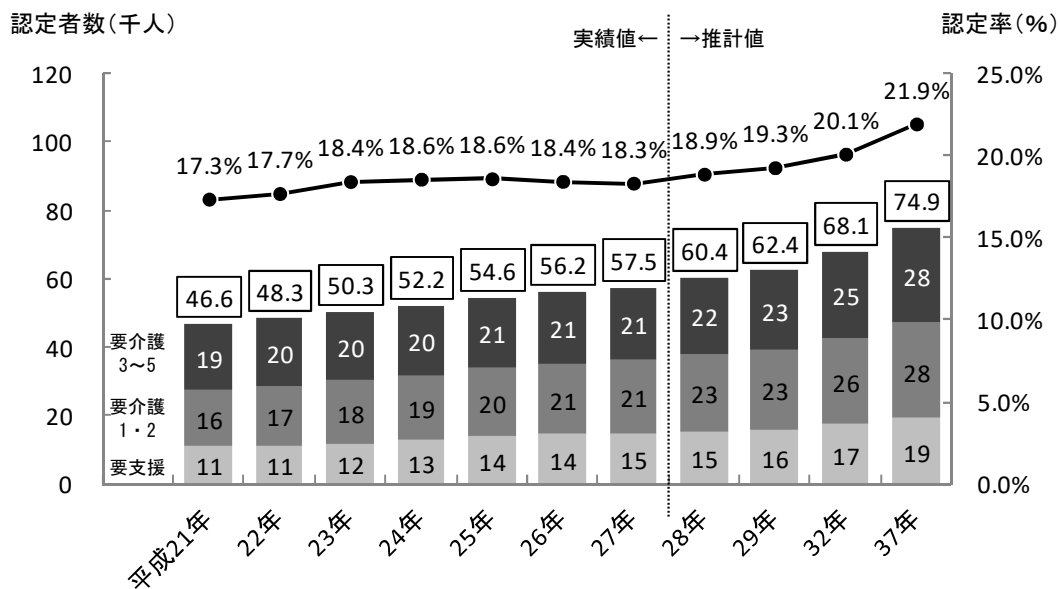
- 野々市市では、保育園と連携した子育て支援施設（児童館）を併設した市営住宅（公営住宅＋地域優良賃貸住宅）を移転建替えにより整備した。



※写真の出典：野々市市ホームページ

### (2) 平成 37 年には、高齢者の 2 割が要支援・要介護認定者になることが見込まれる

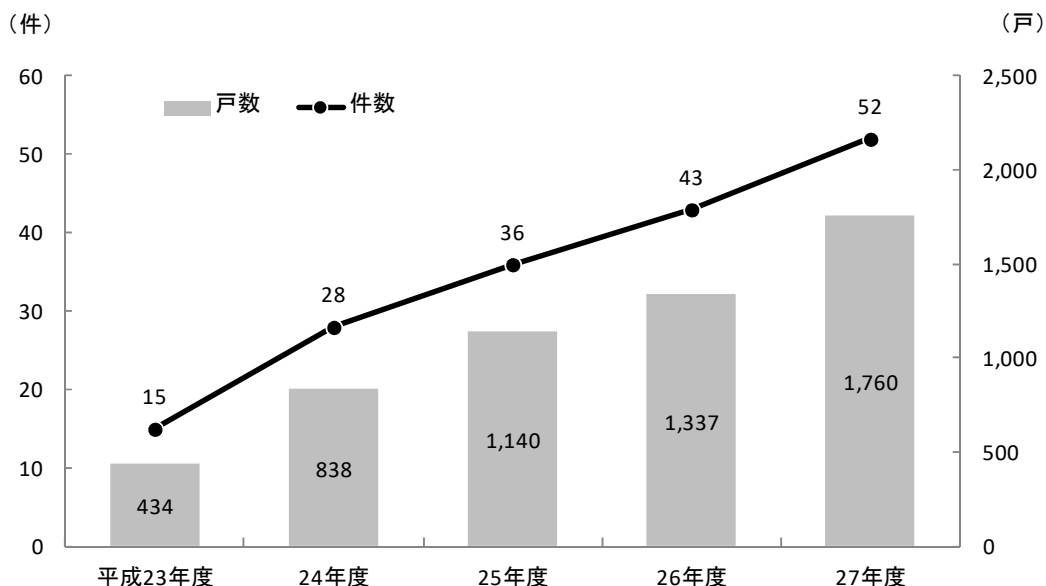
- 今後、要介護の認定者数は増加が続き、団塊の世代が 75 歳以上に達する平成 37 年には認定者数：74,914 人、認定率：21.9%にまで上昇することが見込まれている。
- 高齢者の在宅生活を前提とした地域包括ケアシステムの構築は喫緊の課題であり、これまで以上に、住宅部局と福祉・高齢者部局の連携強化が求められている。



資料：実績値は、「介護保険事業報告」（各年 4 月末現在）  
推計値は、「石川県長寿社会プラン 2015」

### (3) 順調に供給戸数が増加するサービス付き高齢者向け住宅

- 「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」には、石川県に立地する 52 件 1,760 戸のサービス付き高齢者向け住宅が登録されており、順調に供給戸数が増加している（平成 27 年度末時点）。



※URL : <http://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php> (平成 28 年 8 月 1 日閲覧)

### (4) 全国各地で、大規模な自然災害が頻発している

- 豪雨による広島市の土砂災害（平成 26 年 8 月）、関東・東北豪雨（平成 27 年 9 月）、熊本地震（平成 28 年 4 月）など、人的被害・住家被害を伴う自然災害が全国各地で発生しており、宅地・住宅の安全性確保や防災・減災・事前復興の重要性が一層高まっている。



※写真：倒壊した住宅（平成 19 年能登半島地震）

## (5) 市町による空家等対策計画の策定

- 平成 26 年に制定された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空家等対策計画の策定が県内の市町において進んでいる。
- 平成 27 年度末時点で、金沢市、能美市、白山市において、計画を策定済みである。



※写真の出典：小松市より提供

## (6) 石川県における定住促進・UIJ 施策の推進

- 三大都市圏への人口集中、地方都市での人口減少という二極化がさらに強まっている。
- 石川県でも定住やU I J ターンの促進に向けた取り組みに重点を置いており、インターネット上に移住支援ポータルサイト「いしかわの暮らし情報ひろば」を開設し、U I J ターンの促進を図っている。



※URL : <http://iju.ishikawa.jp/> (平成 28 年 3 月 1 日閲覧)



## 5. 住宅政策に関連する近年の新制度・法改正等

### (1) 少子高齢化・人口減少社会に対応した新たな住宅政策の方向性を提示

#### : 住生活基本計画（全国計画）の見直し（平成 28 年）

住生活基本計画（全国計画）は、「住生活基本法」（平成 18 年法律第 61 号）に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として、国が策定するものである。社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、おおむね 5 年ごとに見直すこととされている。

平成 18 年 9 月に当初計画（計画期間：平成 18 年～27 年度）が決定し、平成 23 年 3 月の見直し（計画期間：平成 23～32 年度）を経て、平成 28 年 3 月に現行計画（計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度）が閣議決定されている。

現行計画では、以下のとおり、3 つの視点から 8 つの目標が定められている。

#### ① 居住者からの視点

目標 1：結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現

目標 2：高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現

目標 3：住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

#### ② 住宅ストックからの視点

目標 4：住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築

目標 5：建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新

目標 6：急増する空き家の活用・除却の推進

#### ③ 産業・地域からの視点

目標 7：強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長

目標 8：住宅地の魅力の維持・向上

### (2) 地方自治体の自主性の強化・自由度の拡大

#### : 地域主権改革一括法の制定（平成 23 年・平成 25 年）

平成 23 年 5 月 2 日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布された。これにより、従来、国が全国一律に決定し、地方公共団体に義務付けていた基準・施策等について、地方公共団体が自ら決定できるようになるなど、地方公共団体の自主性の強化・自由度の拡大が図られた。

この法律により、以下のとおり、公営住宅法の一部改正が行われた。

#### ① 入居者資格の同居親族要件の廃止

（公営住宅の単身入居について一定の制限が必要な場合は、条例で措置する必要がある）

#### ② 入居収入基準の条例委任

#### ③ 公営住宅及び共同施設の整備基準の条例委任

### (3) サービス付き高齢者向け住宅登録制度の創設：高齢者住まい法の改正（平成 23 年）

国土交通省と厚生労働省が共管する「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が平成 23 年 4 月に改正されたことに伴って、高齢者の居住の安定を確保することを目的として新たに創設された制度である。

「サービス付き高齢者向け住宅」とは、バリアフリー構造等を有し、介護や医療との連携によって安否確認や生活相談サービスを提供する賃貸住宅等のことである。都道府県・政令市・中核市に登録することによって、家賃やサービス内容などの情報が公開されている。

登録制度の概要は、以下のとおりである。

#### ①登録基準

- ・住 宅：床面積（原則 25 m<sup>2</sup>以上）、便所・洗面設備等の設置、バリアフリー化
- ・サービス：サービスを提供すること（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供）
- ・契 約：高齢者の居住の安定が図られた契約であること  
前払家賃等の返還ルール及び保全措置が講じられていること

#### ②事業者の義務

- ・入居契約に係る措置（提供するサービス等の情報開示、入居者に対する契約前の説明）
- ・誇大広告の禁止

#### ③指導監督

- ・住宅管理やサービスに関する行政の指導監督（報告徴収・立入検査・指示等）

### (4) コンパクトシティ+ネットワークの都市構造への転換

#### ：都市再生特別措置法の一部改正（平成 26 年）

平成 26 年の都市再生特別措置法の一部改正、地域公共交通活性化再生法の一部改正によって、生活拠点などに、福祉・医療等の施設や住宅を誘導し、集約する制度（立地適正化計画制度）や、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築するための新たな仕組みが設けられた。

特に地方都市を中心として、都市全体の構造を俯瞰しつつ、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設を誘導し、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、コンパクトシティ+ネットワークによる都市構造の実現を図ることが重要となっている。

都市再生特別措置法の一部改正の内容は、以下のとおりである。

#### ①立地適正化計画

- ・市町村は、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設）の立地の適正化を図る計画（立地適正化計画）を作成することができる。

#### ②都市機能誘導区域

- ・都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として立地適正化計画に定める。

#### ③居住誘導区域

- ・都市再生を図るため、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画に定める。



## (5) 社会問題化する空き家問題への対応：空家等対策特別措置法の制定（平成 26 年）

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど社会問題化していることを背景として、平成 26 年 11 月、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布された。

同法により、下記の取組みが法的根拠をもって可能となった。

- |  |
|--|
| <p>①国による基本指針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市町村による空家等対策計画の策定</li></ul> <p>②空家等についての情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・法律で規定する限度において、空家等への調査が可能</li><li>・空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用等が可能</li></ul> <p>③空家等及びその跡地活用に関する対策の実施</p> <p>④「特定空家等」に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「特定空家等」に対して、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能</li><li>・「特定空家等」の除却等に関して、行政代執行が可能</li></ul> <p>⑤財政上の措置及び税制上の措置等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市町村が行う空家等対策に対して、国・都道府県が補助可能</li><li>・地方交付税制度の拡充</li></ul> |
|--|

## (6) 既存の住宅・建築物の流通促進：宅地建物取引業法の一部改正（平成 28 年）

我が国の既存住宅流通シェアが、欧米諸国と比較して極めて低い水準であること、既存住宅の流通促進は、既存住宅市場の拡大による経済効果、ライフステージに応じた住み替え等による豊かな住生活の実現等に大きな意義があること等を背景として、宅地建物取引業法が一部改正された。

不動産取引のプロである宅建業者が、専門家による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことで、売主・買主が安心して取引ができる市場環境の整備を目指す。

新たな措置内容は、以下のとおりである。

- |   |
|---|
| <p>①媒介契約締結時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・宅建業者は、建物状況調査（インスペクション）業者の紹介が可能かどうかを書面で示し、媒介依頼者の意向に応じてあつせん</li></ul> <p>②重要事項説明時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・宅建業者が建物状況調査（インスペクション）結果を買主に対して説明</li></ul> <p>③売買契約締結時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・基礎、外壁等の現況を売主・買主が相互に確認し、その内容を宅建業者から売主・買主に書面で交付</li></ul> |
|---|

## 6. 住宅政策を取り巻く現状と課題

### 「ひと」の視点

#### (1) 少子高齢化のさらなる進展

- ・ 石川県の人口は、平成12年をピークに減少に転じており、今後も人口減少と少子高齢化の進展が見込まれている。
- ・ 平成12年以降、石川県の出生数は減少が続き、合計特殊出生率は横ばいとなっており、今後も少子化傾向が続くものとみられる。
- ・ 少子高齢化に対応するため、子育てしやすい住宅・住環境を確保することや、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、居住福祉環境の実現が求められる。

#### (2) 単身世帯・少人数世帯の増加

- ・ 石川県では、高齢化に伴い、高齢単身者や高齢夫婦のみ世帯が増加するとともに、1世帯あたりの構成人員が減少し、世帯が縮小している。
- ・ 高齢単身者や高齢夫婦のみ世帯を含む住宅確保要配慮世帯に対して、重層的な住宅セーフティネットを構築することが求められる。

### 「住まい」の視点

#### (3) 歯止めがかからない空き家の増加

- ・ 石川県において、特段の利用目的がない空き家は、その戸数および住宅ストック全体に占める割合ともに上昇している。利用目的がなく管理不全の状態となった空き家は、「放置空き家」として外部不経済をもたらす可能性がある。
- ・ 空き家を有効な社会ストックとして捉え、有効活用を促進することともに、空き家を発生させないための取組みが求められる。

#### (4) 進展しない中古住宅の流通

- ・ 中古住宅は有効な社会的ストックであるにも関わらず、住宅市場における中古住宅の流通シェアは停滞している。
- ・ 中古住宅の有効活用・流通促進に向けた取組みを推進することともに、品質確保などによって、消費者が安心して購入できる仕組みづくりが求められる。

#### (5) 耐震性・居住性などが低い既存住宅の存在

- ・ 建築基準法が求める耐震性を有さない、バリアフリー化が図られていないなど、既存住宅は新築住宅に比べて、耐震性・居住性の面で問題を抱えている場合が多い。
- ・ 耐震性・居住性などが低い既存住宅については、耐震改修や総合的なリフォームの実施、建替えによる更新などによって、その解消を図るとともに、将来にわたり長く居住できる構造・性能を有するよう誘導していくことが求められる。

## (6) 住宅の省エネ化への関心の高まり

- ・ 環境に配慮した住生活への関心が高まりをみせていることから、住宅・建築物における省エネルギー対策・環境負荷軽減に向けた取組みを一層強化するとともに、良質な住宅を長く、大切に使う社会の実現に向けた取組みを行なう必要がある。

## 「まち・地域」の視点

### (7) 相次いで発生する大規模な自然災害

- ・ 東日本大震災（平成 23 年）や熊本地震（平成 28 年）など大震災や豪雨水害など、大規模な自然災害が相次いで発生していることを教訓として、防災・減災や住宅の耐震化に関心が高まっている。
- ・ 住宅・建築物の安全性向上に向けた取組みをこれまで以上に推進するとともに、市街地全体の安全性の確保、ハード・ソフト両面から、地域の防災力を強化することが求められる。

### (8) 景観形成やまちなみ保全に対する取組みの拡大

- ・ 「能登の里山里海」の世界農業遺産登録、全国最多を誇る重要伝統的建造物群保存地区、地域住民が主体となった景観まちづくり活動など、良好な景観やまちなみ保全に対する取組みが拡大している。
- ・ 「能登の里山里海」に代表される良好な景観やまちなみ、その構成要素である町家や古民家などの歴史的建造物、暮らしの中で培われてきた住文化や伝統的な建築技術など、貴重な地域資源を守り、活かし、次世代に継承していくことが求められる。

### (9) 多様な主体による住まい・まちづくりの展開

- ・ 県内各地において、地域住民やNPOなどによる、良好な居住環境の形成、高齢者福祉、子育て支援、伝統文化の継承など、多様な住まい・まちづくり活動が展開されている。
- ・ 多様な主体による住まい・まちづくり活動を支援し、地域の魅力を高めるとともに、定住促進・住み替え促進・観光振興の一助としていくことが求められる。

### (10) 能登地域における深刻な人口減少・高齢化

- ・ 能登地域（羽咋市・羽咋郡以北）の高齢化率は 30%を超える状況であり、今後の人口減少と高齢化の状況はさらに深刻化することが見込まれる。
- ・ 定住人口のみで地域を維持していくことは困難であることから、地域資源等を活かしたまちづくり・地域づくりを通じて、交流人口・活動人口を継続的に獲得していくことが求められる。



# 第3章 住宅政策の推進方針

## 1. 住宅政策の基本理念及び視点と目標

### (1) 住宅政策の基本理念

**安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して**  
**～いしかわの魅力ある住生活を次世代へ継承する～**

住宅は、自然環境や災害から人の生命や財産を守り、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であることから、長期間にわたって住み続けることができるよう、基本的な質や性能を確保することが求められる。

また、住宅には市街地や都市環境を形成する基本的な社会的資源としての性格もあることから、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点としての役割が求められる。

さらに、豊かな住生活を実現するためには、住宅単体の質・性能の向上のみならず、まち・地域の安全性・防犯性の確保、良好な景観の形成、地域コミュニティ活動の活性化などを通じて、次世代に引き継ぐべき良質な居住環境を構築していくことが重要である。

このことから、引き続き、「安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して～いしかわの魅力ある住生活を次世代へ継承する～」を本計画の基本理念として踏襲する。

### (2) 住宅政策の視点と目標

#### 「ひと」の視点

##### 【目標1】誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

少子高齢化が進行し、子育て世帯や高齢者世帯などの安心居住の確保や子育てしやすい住宅・住環境の確保が求められている。このことから、住宅セーフティネット対策を含めた安心居住を確保するための取り組みを推進する。

#### 「住まい」の視点

##### 【目標2】次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進

成熟社会に相応しい豊かな住生活を実現するとともに、将来世代の住居費負担軽減や環境負荷低減が求められている。このことから、長期間使用可能な良質な住宅ストックを増やしていく取り組みを推進する。

### 【目標3】空き家活用の推進と住宅市場の活性化

老朽化した空き家が居住環境の悪化を誘発するなど社会問題化するとともに、今後も空き家の増加傾向が見込まれている。このことから、空き家の適正管理と利活用及び老朽危険空き家の除却に向けた取り組みを推進するとともに、空き家を含めた中古住宅の流通促進に向けた取り組みを推進する。

### 「まち・地域」の視点

### 【目標4】住宅地の居住環境・魅力の維持・向上

地震や地滑りなどの災害が多発している昨今の状況を踏まえ、ハード対策・ソフト対策を含め、災害に強いまちづくりを総合的に推進する。

また、各地域の美しい街なみや景観をはじめ、古民家や住文化といった石川の地域特性を活かしたまちづくり活動を推進するとともに、将来の住まい・まちづくりを担う次世代の育成に向けた取り組みを推進する。

## 2. 施策効果を把握するための成果指標

### (1) 成果指標の見直しの基本的考え方

- ・ 「石川県住生活基本計画 2011」では、住宅政策の施策効果を定量的かつ定期的に把握・分析・評価するために、13 項目の成果指標を設定し、目標値の達成に向けて各種の施策を推進してきた。
- ・ 今回の見直しにおいては、5 年間の社会情勢の変化はもとより、新たな住生活基本計画（全国計画・平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）における住宅政策の方針や成果指標の見直し状況、ならびに新たな石川県長期構想（平成 28 年 3 月策定）で示された県政の基本方針のほか、本県の住宅政策の実績や進捗状況等を勘案し、成果指標の見直し（継続・見直し・追加・廃止）を行った。
- ・ 13 指標の見直しの結果、9 指標を継続、1 指標を集約、1 指標を見直し、2 指標を廃止、2 指標を新たに追加することとした。

## (2) 成果指標の見直し状況

目標	見直しの区分	成果指標 (見直し前)	成果指標 (見直し後)
目標 1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	【継続】	⑤子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	(1) 子育て世帯の誘導居住面積水準達成率
	【見直し】	②サービス付き高齢者向け住宅の供給戸数 ※供給のみではなく、今後は生活支援施設の併設が重要となることから見直す	(2) 高齢者生活支援施設を併設したサービス付き高齢者向け住宅の割合
	【継続】	③住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)	(3) 住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)
	【集約】	④住宅の高度のバリアフリー化率 (2 箇所以上の手すり設置・屋内の段差解消・十分な廊下幅が全てなされた住宅)	※「十分な廊下幅」は新築時からの対応が必要であり改修では困難であり、(3) に集約する。
	【継続】	⑥最低居住面積水準未満率	(4) 最低居住面積水準未満率
目標 2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	【継続】	①新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	(5) 耐震基準 (昭和 56 年基準) が求める耐震性を有する住宅ストックの比率
	【継続】	⑪住宅のリフォーム実施戸数の比率	(6) 住宅のリフォーム実施戸数の比率
	【継続】	⑦省エネルギー対策を講じた住宅の比率 (二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)	(7) 省エネルギー対策を講じた住宅の比率 (二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)
	【廃止】	⑨滅失住宅の平均築後年数	※今後は優良な住宅ストックを長く使う方針であり、そうでない住宅は、更新を促進するため廃止する。
	【廃止】	⑩住宅の滅失率	
【継続】	⑫新築住宅における認定長期優良住宅の割合	(8) 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	
目標 3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	【追加】		(9) 空家等対策計画を策定した市町の割合
	【継続】	⑧既存住宅の流通シェア	(10) 既存住宅の流通シェア
目標 4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上	【継続】	⑬住民が主体となって街並み形成のための「まちづくり協定等」を締結した地区数	(11) 街並み景観形成のための「まちづくり協定等」を締結した地区数
	【追加】		(12) まちづくり活動団体数

### (3) 成果指標の目標値

目標	指標の区分	成果指標 (見直し後)	現状値 (集計年)	目標値 (目標年)
目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	子育て支援	(1) 子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	59.5% (H25)	70% (H37)
	高齢化対策	(2) 高齢者生活支援施設を併設したサービス付き高齢者向け住宅の割合	75% (H26)	90% (H37)
	バリアフリー化	(3) 住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)	53.1% (H25)	75% (H37)
	セーフティネット	(4) 最低居住面積水準未満率	2.0% (H25)	早期に解消
目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	耐震化	(5) 耐震基準(昭和56年基準)が求められる耐震性を有する住宅ストックの比率 ※1	76% (H25)	95% (H37)
	ストック活用	(6) 住宅のリフォーム実施戸数の比率	5.5% (H25)	7% (H37)
	省エネ化	(7) 省エネルギー対策を講じた住宅の比率(二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)	33.6% (H25)	50% (H37)
	長寿命化	(8) 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	10.5% (H26)	20% (H37)
目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	空き家対策	(9) 空き家等対策計画を策定した市町の割合	0割 (H26)	概ね8割 (H37)
	流通促進	(10) 既存住宅の流通シェア	15.9% (H25)	30% (H37)
目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上	景観形成	(11) 街並み景観形成のための「まちづくり協定等」を締結した地区数 ※2	137地区 (H26)	190地区 (H37)
	地域活力	(12) まちづくり活動団体数 ※2	222団体 (H26)	300団体 (H37)

※1:「石川県耐震改修促進計画」より引用

※2:「石川県長期構想」より引用

なお、上記計画の見直し等により成果指標に変更があった場合は、本計画においても同様の変更があったものとみなす。



### 3. 基本の方針と施策

#### 目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

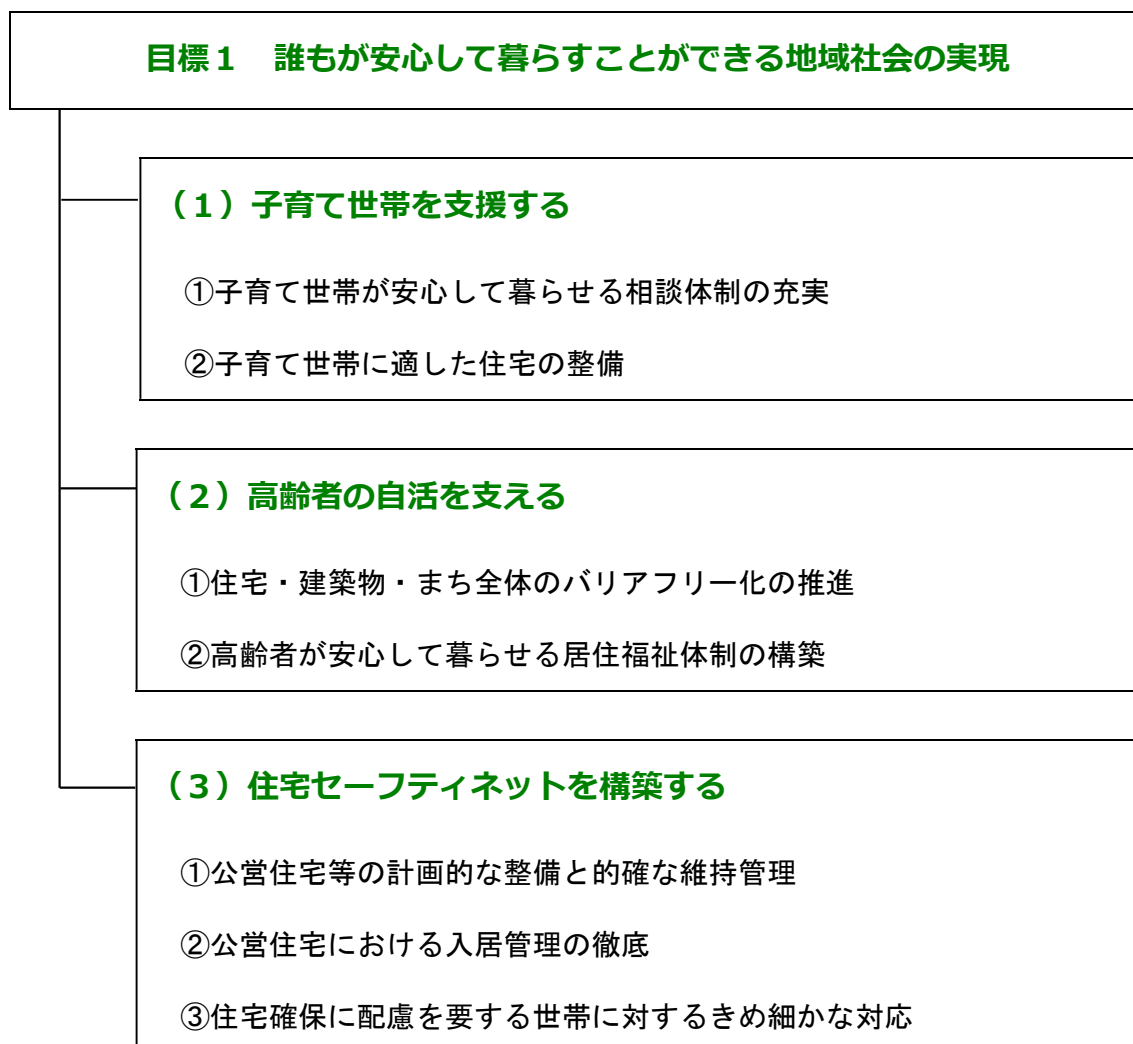
##### ◆施策の方針

県の人口は平成12年をピークに減少が続いており、年代別では少年人口（0～14歳）の減少、高齢人口（65歳以上）が増加する少子高齢化が顕著となっている。また、世帯数も今後減少すると推計されているが、高齢者単身世帯は今後も増加する見込みである。

少子高齢化対策として、子育てしやすい住宅・住環境の確保や生活の基本である住宅のバリアフリー化が不可欠である。

また、子育て世帯、高齢者世帯などの居住の安定を確保することも重要であり、今後もセーフティネットとしての公営住宅等の役割も重要である。

##### ◆施策構成



## ◆施策内容

### (1) 子育て世帯を支援する

#### ■基本の方針

少子化の進行は様々な要因が絡み合っていると考えられ、課題解決に向けては多分野からのアプローチが必要である。

住宅政策分野の担う役割は、子育てしやすい居住環境を提供することである。具体的には、出産、子どもの成長、親との同居など、様々なライフステージの居住環境に対応するための情報提供や相談体制の充実、住み替え支援等を推進する。

#### ■施策

##### (1)－① 子育て世帯が安心して暮らせる相談体制の充実

- ・ 子育てに適した住宅（対面キッチン、広い間取り（2LDK・3LDK）、広い浴室、物干しスペースの確保、間取りを容易に変更できる可変型住宅の採用）の新築・取得・リフォームなどに関する相談に対して、「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」による相談体制を充実させる。
- ・ 子育て世帯をはじめ、高齢者・障がい者・外国人等が円滑に賃貸住宅に入居・住み替えできるよう、「石川県あんしん賃貸支援事業」を普及・啓発する。
- ・ ホームページ等により県内の公的賃貸住宅の情報提供を継続する。
- ・ 子育て世帯とその親世帯が近くで暮らし、助け合いながら子育てや介護ができるよう、市町が中心となって、三世帯同居・近居に関する相談体制を充実する。

##### (1)－② 子育て世帯に適した住宅の整備

- ・ 子育て世帯とその親世帯が近くで暮らし、助け合いながら子育てや介護ができるよう、市町が中心となって、三世帯同居・近居に必要なリフォームや住み替えに対する支援を行う。
- ・ 「プレミアム・パスポート事業」等により、住宅関連事業者の協力のもと、子育て世帯が行う住宅改修・新築費用・不動産仲介手数料の割引等を推進する。
- ・ 公営住宅における多子世帯の優先入居や未就学児がいる世帯の収入基準の緩和を継続し、子育て世帯を支援する。
- ・ 石川県防犯まちづくり条例に基づく指針の普及により、防犯に配慮した子育てしやすい住まい・まちづくりの普及啓発を図る。

### (2) 高齢者の自活を支える

#### ■基本の方針

住宅における物理的な障害（バリア）を解消し、高齢者も含めて誰もが安心して生活できる居住環境を構築することが必要であり、新築の段階から普遍的な加齢に対応させる「バリアフリー住宅の建設」と、居住者の残存能力や動作特性に合わせて居住環境を改修する「既存住宅のバリアフリー化」の2つの視点から施策を展開する。

超高齢社会への突入に対応し、「住宅」から「施設」までを住宅部局と福祉部局が連携して、高齢者の要支援・要介護状況に応じた多様な住宅を供給するとともに、福祉サービスを受けることができる切れ目のない居住福祉体制の構築を目指す。

また、高齢者等の積極的な社会参加のために、公共公益施設を含む、まち全体のバリアフリー化を推進する。

## ■施策

### (2)－① 住宅・建築物・まち全体のバリアフリー化の推進

#### ◆バリアフリー化の推進・徹底

- ・ 将来、高齢や要介護状態になっても住み慣れた住宅で安心した生活が営めるよう、「住宅整備マニュアル等」を活用し、新築時からバリアフリーに配慮した住宅の建設を推進する。
- ・ 「自立支援型リフォーム資金助成制度」等を活用し、既存住宅のバリアフリー改修を推進する。
- ・ 高齢者本人の身体状況や動作特性に合わせたバリアフリー改修が実施されるよう、「バリアフリー住宅改修支援事業」による改修のアドバイスを実施する。
- ・ 石川県バリアフリー条例に基づく公益的建築物のバリアフリー対応状況について、着手前の審査・竣工後の立入検査など、指導を徹底する。
- ・ 石川県バリアフリー条例による整備基準に基づき、公益的施設（建築物・道路・公園等）のバリアフリー化を徹底する。

#### ◆バリアフリー化の促進に向けた人材育成

- ・ 新築時からのバリアフリーやバリアフリー改修に関する相談に対して、「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」による相談体制を充実させる。
- ・ バリアフリー改修の設計・施工についての専門的知識を有する「石川県バリアフリーアドバイザー」「バリアフリー住宅改修事業者」の育成・登録を行う。
- ・ 「バリアフリー住宅改修事業者講習会」を開催し、リフォーム事業者等の資質向上を図る。

### (2)－② 高齢者が安心して暮らせる居住福祉体制の構築

#### ◆高齢者向け住宅の供給促進

- ・ 福祉部局と連携し、サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け居住施設の供給を推進する。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅の整備・サービス・契約に関する情報の集約化及び管理の適切さを把握・評価する仕組みづくりを検討する。
- ・ 高齢者が居住する住宅の耐震改修について段階的な改修等を促進する。
- ・ どの世代も安心して暮らすことができる、福祉施設と連携した居住環境を構築する。

#### ◆住宅相談体制の充実

- ・ 高齢者世帯をはじめ、子育て世帯・障がい者・外国人等が円滑に賃貸住宅に入居・住み替えできるよう、「石川県あんしん賃貸支援事業」を普及・啓発する。【再掲：1・(1)－①】
- ・ 子育て世帯とその親世帯が近くで暮らし、助け合いながら子育てや介護ができるよう、市町

が中心となって、三世同居・近居に関する相談体制を充実するとともに、必要なリフォームや住み替えに対する支援を行う。【再掲：1・(1)－①②】

- ・ ホームページ等により県内の公的賃貸住宅の情報提供を継続する。【再掲：1・(1)－①】
- ・ 高齢者が所有する住宅資産（住宅・土地）を活用し、リバースモーゲージ制度によるリフォームや住み替えの促進を図る。
- ・ 高齢者向け住宅に入居する高齢者に対して、契約・入居・生活支援サービス等に関する正しい説明・周知を図るため、説明会等を通じて宅建業者等の高齢者向け住宅に対する理解を深める。

### (3) 住宅セーフティネットを構築する

#### ■ 基本的方針

地方公共団体における低額所得者向け賃貸住宅の供給手法としては、整備に対する国庫補助があり、家賃収入もある公営住宅の直接供給が財政的に最も有利である。しかし、昨今の厳しい財政状況下においては、計画的な維持管理や更新がこれまで以上に重要となる。

今後は、各地方公共団体が定める「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の必要性や老朽度などによって住棟を「建替」「改善」「維持保全」等に分類し、的確な維持管理や更新を行うことで、地域の住宅需要に応じた公営住宅等を供給する。

一方で、高額所得者への明け渡し請求など公営住宅における入居者管理の徹底を図り、高齢者、障がい者、子育て世帯など居住に配慮すべき世帯に対しては、管理運営面で、きめ細かな対応を図る。

#### ■ 施策

##### (3)－① 公営住宅等の計画的な整備と的確な維持管理

- ・ 公営住宅等の長期的な活用計画及び長寿命化計画に基づいて、計画的な建替えや修繕を行い的確な維持管理を行う。
- ・ 公営住宅等の建替えや新規建設の際には、PPP/PFI も含め民間事業者の様々なノウハウや資金、技術の活用を検討する。
- ・ 公営住宅等の建替えや新規建設の際には、住宅とあわせて、賑わい創出施設、高齢者支援施設、子育て支援施設、コミュニティ施設の整備・併設等を検討する。

##### (3)－② 公営住宅における入居管理の徹底

- ・ 高額所得者への明け渡し請求の強化を継続し、適正な入居管理を実施する。
- ・ 家賃滞納解消を徹底するとともに、退去滞納者など悪質な事例の解決に向けた対策を引き続き強化する。
- ・ 特定の世帯に対する当選確率の優遇措置の実施など、真に住宅に困窮する世帯が公営住宅に入居しやすい選考方法の見直し・検討を引き続き行う。

### (3)－③ 住宅確保に配慮を要する世帯に対するきめ細かな対応

#### ◆子育て世帯に対する対応

- ・ 公営住宅における多子世帯の優先入居や未就学児がいる世帯の収入基準の緩和を継続し、子育て世帯を支援する。【再掲：1・(1)－②】
- ・ 公営住宅等において、子どもの成長に合わせて適する間取りの住戸に住み替えできる制度(子の成長や世帯員の増加により間取りが不一致となった場合に住み替えを認める)を継続する。
- ・ 公営住宅等の建替えや新規建設の際には、子育て世帯に適した住宅(対面キッチン、広い間取り(2LDK・3LDK)、広い浴室、十分な物干しスペースの確保、間取りを容易に変更できる可変型住宅の採用等)の供給を検討する。
- ・ 公営住宅において子育て世帯が入居しやすい基準について、検討する。

#### ◆高齢者・障がい者に対する対応

- ・ 公営住宅内における高齢者の身体能力にあわせた住み替え支援(中高層階に住んでいる高齢者が希望する場合には低層階に移転できる)を継続し、不適切な入居状態の解消を引き続き推進する。
- ・ 公営住宅団地において、介護等を目的とした親世帯・子世帯の同居、近居、隣居のための住み替え支援(親族の住戸近くへの住み替えを認める)を継続し、高齢者の在宅生活を支援する。
- ・ 高齢化率が高い団地でのシルバーハウジング・プロジェクトの推進を検討する。
- ・ 既存住宅の1階外構部分や各階共用部分のバリアフリー化を検討する。
- ・ 駐車場が不足している団地において、居宅介護事業者の訪問等に対応するため、介護事業者専用の駐車区画を設置する。
- ・ 指定管理者と連携し、公営住宅モデル団地(平和町団地)での高齢者等に対する見守り訪問を引き続き実施する。
- ・ 指定管理者と連携し、団地内の集会所を活用した高齢者サロンの開催、高齢者の見守り活動、入居者間の親睦活動(花いっぱい県住事業)などを引き続き実施する。

#### ◆情報提供及び民間賃貸住宅の活用

- ・ ホームページ等により県内の公的賃貸住宅の情報提供を継続する。【再掲：1・(1)－①】
- ・ サービス付き高齢者向け住宅などの供給を推進し、高齢者の身体状況などに応じて適宜選択できる多様な高齢者向け住宅を確保する。
- ・ 高齢者世帯をはじめ、子育て世帯・障がい者・外国人等が円滑に賃貸住宅に入居・住み替えできるよう、「石川県あんしん賃貸支援事業」を普及・啓発する。【再掲：1・(1)－①】
- ・ 市町と連携し、空き家などの民間住宅の借上げによる低廉な家賃の住宅の供給や住宅確保要配慮世帯に対する家賃補助など、多様な住宅セーフティネットの構築について検討する。

## 成果指標

(1)子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	59.5% (H25)	→	70% (H37)
(2)高齢者生活支援施設を併設したサービス付き高齢者向け住宅の割合	75% (H26)	→	90% (H37)
(3)住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)	53.1% (H25)	→	75% (H37)
(4)最低居住面積水準未満率	2.0% (H25)	→	早期に 解消

## 目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進

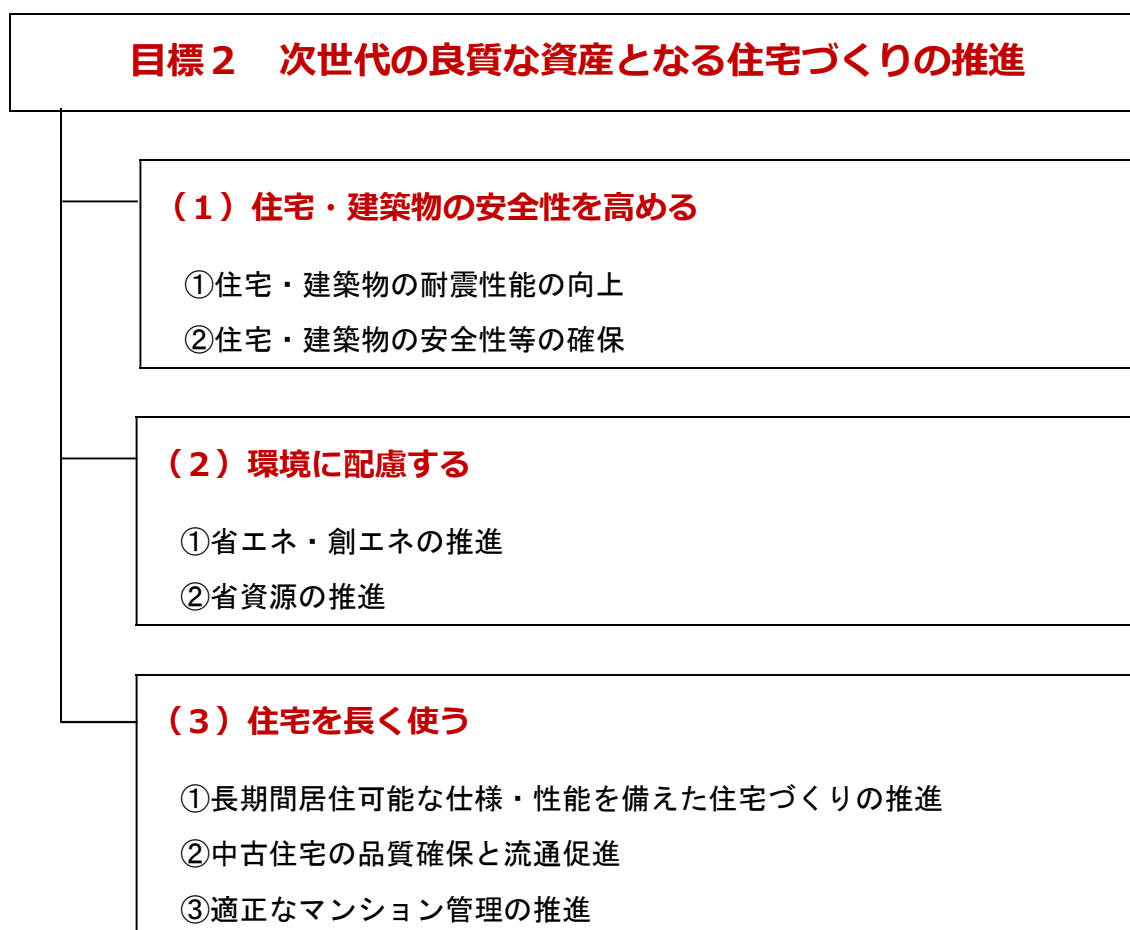
### ◆施策の方針

県民の生命・財産を災害から守る住宅について、建設時や改修時には耐震、防災、防犯、健康などの要素に関し、各種指針を基準として総合的に設計し、良質な資産となることを推進する。

環境負荷の軽減については、「省エネ・創エネ」や資源消費、廃棄物を抑制する「省資源」の視点から住宅づくりを推進する。

中古住宅の流通を促進することは、住み替えによる居住水準の改善だけでなく、流通を前提とした資産価値向上に向けた新築住宅の質の向上や長寿命化にもつながることから、積極的に推進する。

### ◆施策構成





## (1) 住宅・建築物の安全性を高める

### ■ 基本の方針

平成 28 年に発生した熊本地震など過去の災害を教訓に、本県においても、県民の危機意識や耐震化への関心が高まっていることから、石川県耐震改修促進計画に基づき、住宅や地震発生時に避難所や防災拠点施設となる公共公益施設などの耐震化を加速させる。

地震にとどまらず近年発生している大規模災害の状況を踏まえ、地盤の状況、津波の高さ、大雨による水害・浸水など住宅地の危険性を把握し、人命を守るための情報提供をこれまで以上に充実させる。

さらに、建築確認や中間検査、完了検査などを徹底し、住宅・建築物の防災性能を担保する。

### ■ 施策

#### (1)－① 住宅・建築物の耐震性能の向上

##### ◆ 既存住宅等の耐震化促進

- ・ 「石川県耐震改修促進計画」(計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度)に基づき、住宅及び特定建築物の総合的な耐震化を促進する。
- ・ 住宅の耐震化に係る補助制度を拡充することに加え、効率的に耐震化を進めるための具体的手法(簡易診断、段階的な改修など)を県民に広報するなどし、住宅の耐震診断・耐震改修を促進する。

##### ◆ 人材育成・意識啓発

- ・ 相談会の開催、戸別訪問、パンフレットの配布などを通じて、耐震化に関する県民意識の啓発を図る。
- ・ 石川県建築士事務所協会による「木造住宅耐震診断士講習会」の開催により、住宅の耐震診断を担う建築士を育成する。

#### (1)－② 住宅・建築物の安全性等の確保

##### ◆ 建築規制の実効性の確保

- ・ 「石川県建築行政マネジメント計画」に基づく施策の的確な実行により、違反建築物防止対策や建築物の維持・管理に努めるとともに、計画内容を定期的にフォローアップする。
- ・ 完了検査・中間検査制度の周知及び受検督促等を実施する。
- ・ 特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入調査等を実施し、法を順守した確実な建築確認を担保する。
- ・ 建築士事務所への立入調査や講習会等の開催により、建築士による重要事項説明や契約・工事監理報告書等に関して指導し、適正な業務の遂行を徹底する。
- ・ 現場巡回パトロールを実施し、違反建築物の早期発見及び未然防止を図る。
- ・ 建築基準法第 12 条に基づく建築物定期調査報告制度について、未報告建築物に対する督促強化及び適切な是正を指導する。



- ・ 防災査察や定期調査報告の際に既存不適格建築物の危険性を所有者に対して周知するとともに、適正な維持保全について指導を行う。

#### ◆住宅・建築物における健康被害の防止

- ・ 既存建築物のデータベースを活用し、アスベスト対策が未実施の建築物に対する除去や改修等の指導を徹底する。
- ・ 建設リサイクル法等に基づき、アスベストの分別解体・適正処分徹底のための指導や定期的なパトロールを継続する。
- ・ 建築基準法等に基づき、シックハウス対策や換気によるカビや結露の発生しにくい住宅の普及促進を図る。

#### ◆住宅における火災対策の徹底

- ・ 住宅用火災警報器設置及び適切な維持管理に関する県民への周知・啓発を継続する。

## (2) 環境に配慮する

### ■基本的方針

環境負荷を軽減するためには、消費エネルギーを削減する「省エネ」と自らエネルギーを生み出す「創エネ」、そして解体・建設による資源消費、廃棄物を抑制する「省資源」の視点から施策を展開することが必要である。

「省エネ・創エネ」の施策としては、住宅・建築物の外皮の断熱化、省エネ設備機器の採用や自然エネルギーの利用などが想定される。

「省資源」の施策としては、住宅部材におけるリサイクル材の活用をはじめ、解体・建設サイクルの延伸を図ることができる住宅の長寿命化や中古住宅の流通促進などが想定される。

### ■施策

#### (2)-① 省エネ・創エネの推進

#### ◆省エネ・創エネの推進

- ・ 県民及び事業者（住宅メーカー・設計者など）に対して、「いしかわ住まいの省エネパスポート制度」の普及を図り、省エネ性能に優れた住宅の建設を推進する。
- ・ 「エコ住宅整備促進補助金」等により、エコ住宅の建設や既存住宅の省エネ改修を支援する。
- ・ 県や市町が実施する公的賃貸住宅等の建設・建替え等において、省エネルギー化や自然エネルギーの利用を推進する。

#### ◆省エネ・創エネの推進に向けた人材育成・意識啓発

- ・ 「石川県エコ住宅アドバイザー認定制度」を通じて、エコ住宅の建設や既存住宅の省エネ改修の設計・工事監理を的確に実施できる建築士を育成する。
- ・ 「エコリビングマニュアル」、「いしかわ版エコ住宅改修マニュアル」、「いしかわエコリビング賞」等により、住宅の省エネ化に対する県民意識を啓発する。

- ・ 「いしかわエコハウス」を活用し、住宅の省エネ手法や省エネ改修に関する情報提供を行う。

## (2)－② 省資源の推進

- ・ ホームページやパンフレットによる情報提供を通じて、古民家（町家・農家等）の再生や古材の利活用を推進する。
- ・ 公共事業におけるリサイクル製品の使用を推進する。
- ・ 講習会での認定品の紹介など民間建築物へのリサイクル製品の普及を図る。
- ・ 建設リサイクル法に基づく届出などにより住宅・建築物の分別解体の徹底を図る。

## (3) 住宅を長く使う

### ■基本的方針

「住宅を長く使う」ためには、長期間居住可能な仕様・性能の住宅供給を推進することや、的確な維持管理を推進することが必要である。

また、中古住宅として売却する見込みがあれば、建設当初からの質の向上や長寿命化に対する投資や、住宅リフォームの動機付けに繋がることから、総合的な相談体制の整備やリフォームの推進などにより、中古住宅市場の活性化を図る。

さらに、県内においても、今後、大規模な修繕や更新時期を迎えるマンションが増加することが見込まれることから、良好な居住環境を維持し、長く居住するために必要となる適正なマンション管理を推進する。

### ■施策

## (3)－① 長期間居住可能な仕様・性能を備えた住宅づくりの推進

### ◆良質な住宅の供給促進

- ・ ホームページやパンフレットによるPR等により、長期優良住宅の供給を推進する。
- ・ 品確法に基づく「住宅性能表示制度」や住宅瑕疵担保履行法の的確な運用により、住宅の質の向上、欠陥住宅の予防を図る。

### ◆住宅の長期使用

- ・ 内装・設備等の改修を容易とするため「スケルトン・インフィル（S I）」の理念を普及するとともに、公営住宅等の建設時においてはS Iの理念を基本として整備する。
- ・ 公営住宅等の長期的な活用計画及び長寿命化計画に基づいて、計画的な建替えや修繕を行い、的確な維持管理を行う。【再掲：1・(3)－①】

## (3)－② 中古住宅の品質確保と流通促進

- ・ 住宅リフォームに関する助成制度等をPRし、既存住宅の品質を向上させる一体的なリフォーム（耐震・省エネ・バリアフリー・居住性向上等）を推進する。
- ・ 不動産業界と連携し、中古住宅の取得に関する総合的な相談体制を整備する。

- ・ 中古住宅を取得する前段階における総合的なリフォームを推進する。
- ・ 「石川県バリアフリー社会推進賞」や「いしかわエコリビング賞」等による良質なリフォーム事例や改修手法等について、広く県民に広報する。
- ・ 国の「既存住宅インスペクション・ガイドライン」の活用等による建物状況調査（インスペクション）を推進する。

### (3)－③ 適正なマンション管理の推進

- ・ 分譲マンションの棟数、建築年度、管理組合の設置状況等を把握し、データベース化を図る。
- ・ マンション管理士を活用した分譲マンションの適正管理などを支援する施策を検討する。
- ・ マンション管理に従事する者向けの講習会を開催し、管理業を営む事業者の資質向上を図る。
- ・ 関連団体と連携し、マンション管理組合の組織化や育成を推進する。

## 成果指標

(5)耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 ※1	76% (H25)	→	95% (H37)
(6)住宅のリフォーム実施戸数の比率	5.5% (H25)	→	7% (H37)
(7)省エネルギー対策を講じた住宅の比率 (二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)	33.6% (H25)	→	50% (H37)
(8)新築住宅における認定長期優良住宅の割合	10.5% (H26)	→	20% (H37)

※1：「石川県耐震改修促進計画」より引用

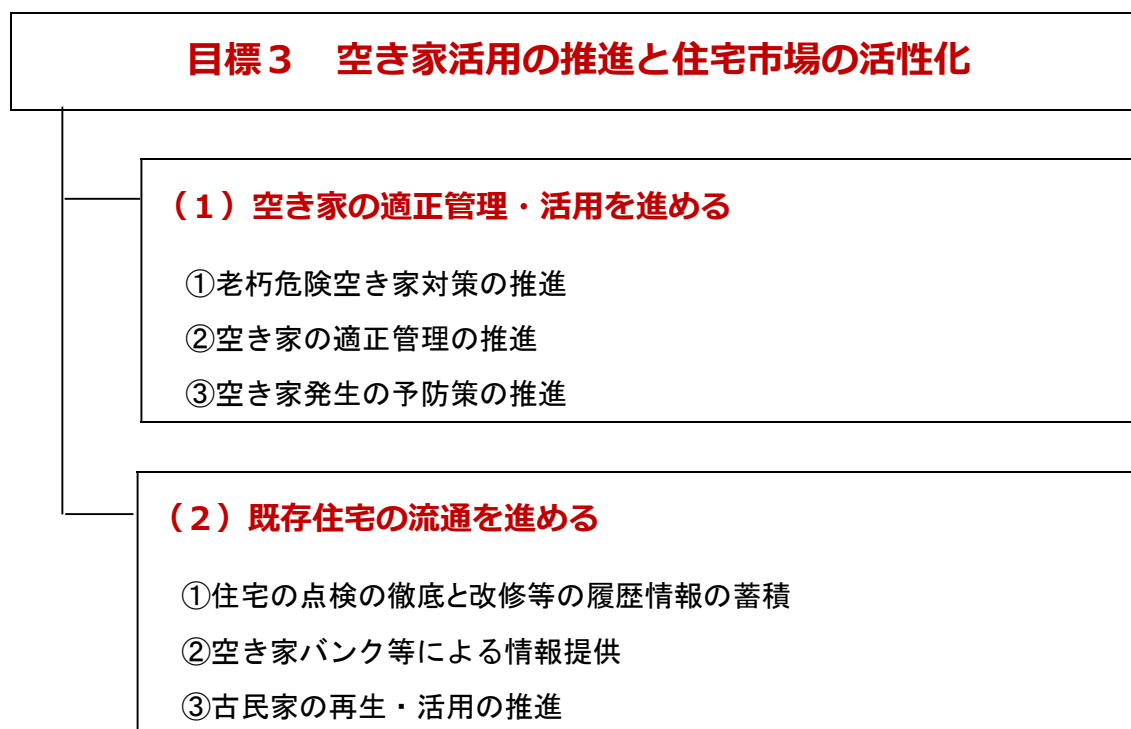
## 目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化

### ◆施策の方針

近年、空き家は年々増加を続けており、老朽化による損傷、破損による防災性能の低下や、衛生面や景観面での悪化など、近隣住環境へ与える影響が大きいため、適正な管理・活用と計画的な除却が必要である。

具体的には、空き家情報バンク等による情報提供、点検・改修の履歴の蓄積、住宅の再生やリノベーションなどを推進する。

### ◆施策構成



## (1) 空き家の適正管理・活用を進める

### ■ 基本的方針

空き家問題は、老朽化による損傷、破損による防災性能の低下、衛生面や景観面の悪化など近隣住環境へ悪影響を及ぼす外部不経済である。いったん空き家となって放置されると、資産価値が下がり打つ手がなくなるという難しさがあるとともに、空き地と同様に人口減少、街なみの寸断など地域の活力を削ぐこととなる。

空き家問題を解消するため、「老朽危険空き家対策」「空き家の適正管理」「空き家発生の予防策」の3つの視点から施策を展開する。

「老朽危険空き家対策」としては、市町が定める「空家等対策計画」に基づき、保安上危険、衛生上有害な空き家について、計画的に排除や改善を行う。「空き家の適正管理」としては、住宅所有者（管理者）による適切な維持保全を推進する。「空き家発生の予防策」としては、中古住宅市場の活性化に加え、各地域での空き家情報の提供・充実を図る。

### ■ 施策

#### (1)－① 老朽危険空き家対策の推進

- ・ 老朽危険空き家に対して、「空家等対策特別措置法」に基づく計画的な除却を推進する。
- ・ 市町が実施する老朽危険空き家の除却への取組みを技術的に支援する。
- ・ 空き家再生等推進事業を活用し、危険空き家解体後の空き地の公共的利用を推進する。

#### (1)－② 空き家の適正管理の推進

- ・ 市町による空き家実態調査の実施、空家等対策計画の策定、空家等対策協議会の設置及び運営、空き家管理条例等の制定などの取組みを技術的に支援する。
- ・ 市町が実施する空き家対策の取組みに対して、必要な情報提供、技術的助言、市町相互間の連絡調整などの支援を行う。
- ・ 空き家の適正管理の重要性や空き家管理のポイントなどを、県民に対して普及・啓発する。
- ・ 地域住民が主体となって、空き家の管理や空き地の除草・小公園的な活用などを行う活動（エリアマネジメント等）に対する支援を検討する。
- ・ 石川県空き家相談窓口による相談体制の活用を図る。

#### (1)－③ 空き家発生の予防策の推進

- ・ ホームページやパンフレットにより、県内の古民家（町家・農家等）を含めた空き家情報の充実を図る。
- ・ 空き家セミナーによる空き家及び将来空き家になりそうな住宅の所有者等に対して、適正管理や利活用に関する意識の啓発を図る。
- ・ 市町が実施する古民家（町家・農家等）を再生・活用した、公共施設・商業施設等の整備を推進する。
- ・ 地域の空家等を再生・活用した、生活体験・週末居住・定住など多様な居住形態に応じた居

住系施設の整備を推進する。

- ・ 空き家の賃貸化や他用途転用に関する各種制度を普及・啓発する。
- ・ 高齢者所有住宅や空き家を活用した、子育て世帯やU I J ターン世帯向けの住宅として供給するための住み替え支援等の仕組みを検討する。
- ・ 市町による空き家情報バンクの充実やU I J ターン者への補助等を実施する。

## (2) 既存住宅の流通を進める

### ■ 基本の方針

終戦後、都市部への人口流入や核家族化に伴って多くの住宅が必要となり、また、景気対策としての意味合いからも、一貫して「新築住宅」の建設が押し進められてきた。このことから、中古住宅の流通を進めるためには、「新築」を中心とした住宅市場政策を、いかにして「中古」を中心とした政策に転換を図っていくかが、大きなポイントである。

県としては国と連携・協力し、中古住宅の点検・改修等の履歴情報の蓄積や活用を推進するとともに、空き家情報バンクの充実を図るなど、流通促進に向けた取り組みを推進する。

また、県内の各地には、良質な中古住宅の代表であり、地域資源としても貴重な「古民家」（能登、金沢、加賀の地域性を反映した町家・農家など）が多数残っていることから、ストック活用の象徴的な取組みとして、古民家の再生・活用を推進する。

### ■ 施策

#### (2)－① 住宅の点検の徹底と改修等の履歴情報の蓄積

- ・ 宅建業者等との連携や国の「既存住宅インスペクション・ガイドライン」の活用等による建物状況調査（インスペクション）を推進する。【再掲：2・(3)－②】
- ・ 的確かつ中立な立場で建物状況調査（インスペクション）を実施できる人材（インスペクター）の育成及び建物状況調査（インスペクション）の質の向上を図る。
- ・ 県民に対する住宅履歴情報の重要性を周知する。

#### (2)－② 空き家バンク等による情報提供

- ・ 移住支援ポータルサイト「いしかわ暮らし情報ひろば」を活用した、住まいや移住に関する情報提供を充実する。
- ・ 市町による活用可能な空き家の発掘と空き家バンク登録物件を情報提供する。

#### (2)－③ 古民家の再生・活用の推進

- ・ 古民家（町家・農家等）の修復・再生・活用や他用途転用への技術的支援をする
- ・ 歴史的建造物の保存活用に係る専門家などの派遣や活用を図る。

## 成果指標

(9)空家等対策計画を策定した市町の割合	0割 (H26)	→	概ね8割 (H37)
(10)既存住宅の流通シェア	15.9% (H25)	→	30% (H37)

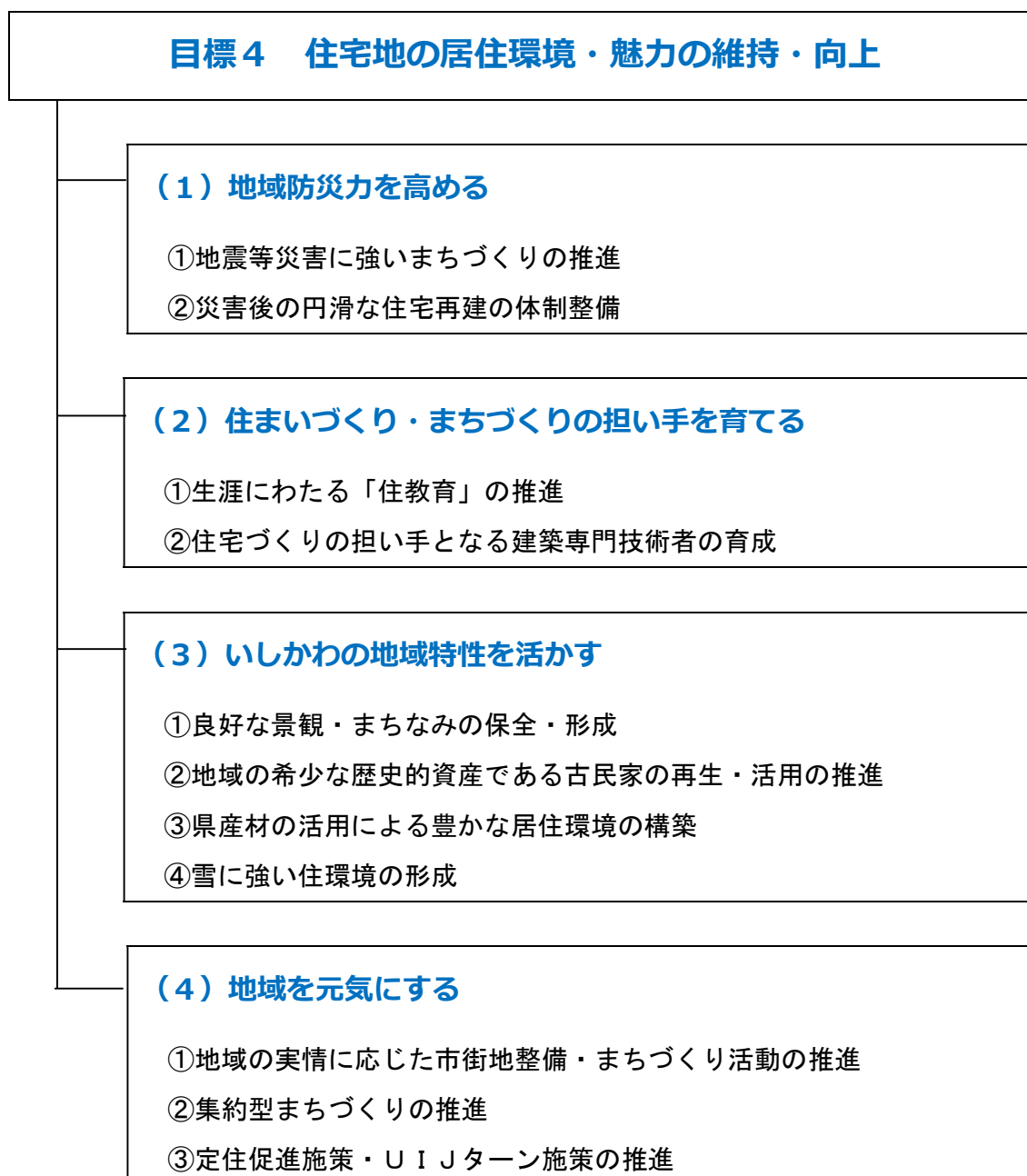
## 目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上

### ◆施策の方針

住宅の耐震化に加えて、狭あい道路の解消、空地の確保、災害後の円滑な体制づくりなど、災害等に強いまちづくりを総合的に推進する。

また、誇りと愛着の持てる地域づくりのためには、住宅が地域の景観、歴史を形づくる基本的な社会資本であることを認識し、各地域の美しい街なみや景観の形成、地域住文化を継承していくことが必要である。

### ◆施策構成





## (1) 地域防災力を高める

### ■ 基本の方針

個々の住宅及び建築物の耐震化に加えて、狭あい道路の解消、空地の確保などにより、地震などの災害等に強いまちづくりを総合的に推進する。

目標2-(1)にも関連するが、液状化の恐れなどの地盤状況、津波の高さ、大雨による水害・浸水、崩壊の恐れのある盛土造成地の存在など住宅地の危険性の情報を提供し、「危険な場所には住まない」という取り組みを長期的な視点で進める。

また、災害発生時の対策として、復旧・復興及び生活再建を円滑に進めるための体制づくりを進める。

### ■ 施策

#### (1)-① 地震等災害に強いまちづくりの推進

##### ◆ 宅地の安全性確保

- ・ 各特定行政庁や県の土木事務所で整理済みの「建築基準法上の道路台帳」に基づき、狭あい道路の解消に向けた取り組みを進める。
- ・ 各市町や県の関係部局で作成・公表済みのハザードマップ（地震防災危険度マップ、津波ハザードマップ、洪水ハザードマップ、土砂災害マップなど）を活用し、県民に対して居住地域の災害危険性の情報提供と防災に対する県民意識の啓発を行う。
- ・ 大規模盛土造成地のデータベース化と安全性確保に向けた対策を検討する。
- ・ 崖地に近接するなど、危険性の高い地域からの住み替えを誘導するとともに、住み替え支援の取組みを実施する。

##### ◆ 市街地の安全性確保

- ・ 市町の地域防災計画等に基づき、木造住宅密集市街地に立地する耐震性能の劣る住宅の改修、建替え、撤去を推進するとともに、面的な改善整備や消防設備の充実等により、防災性の向上を図る。
- ・ 市町の地域防災計画等に基づき、避難地や避難道路等に隣接する老朽建築物の防火性能・耐震性能の向上を図る。
- ・ 市町が指定する避難所のうち、老朽化した施設や耐震性能が劣る施設については、国の補助制度等を利用して、建替えや改修により、耐震性能、居住性、バリアフリー等の性能を確保する。
- ・ 地震発生時の避難ルートを確保するため、道路・路地等に面するブロック塀やよう壁の改修・撤去やブロック塀の板塀化・生垣化等を推進する。
- ・ 石川県防犯まちづくり条例に基づく指針の普及により、防犯に配慮した住まい・まちづくりの普及啓発を図る。

## (1)－② 災害後の円滑な住宅再建の体制整備

### ◆早期の住宅提供体制・復興体制の構築

- ・ 石川県応急仮設住宅建設マニュアルの的確な運用と、建設候補地の確保を進める。
- ・ 民間事業者との連携や協定の締結等により、応急仮設住宅の早急な建設や民間賃貸住宅を活用した仮設住宅（みなし仮設）の提供、住宅相談窓口の開設など体制づくりを進める。
- ・ 個人が所有する空家等を被災者向けの住宅として提供できる体制づくりを検討する。
- ・ 福祉部局と連携し、災害発生時の要支援者マップ作成を推進する。

### ◆建築物・宅地の安全性の円滑な判定体制

- ・ 被災建築物の応急危険度判定に関して、中部圏の9県1市で締結している「災害応援に関する協定書」を継続し、広域的な協力・支援体制を継続する。
- ・ 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士に対する講習会や訓練、学生サポーターの育成と登録の実施を図る。
- ・ 「石川県応急危険度判定協議会」等を通じて、被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の派遣体制の充実を図る。
- ・ 被災地への派遣の際、主力となる若手の判定士の登録の充実を図る。

## (2) 住まいづくり・まちづくりの担い手を育てる

### ■基本的方針

質が高く、地域の自然、歴史に根ざした住宅づくりを実現するためには、それを企画・設計・施工・管理、さらには居住する「人」の確保・育成が重要である。

そこで、学校教育、専門課程、生涯学習など様々な教育ステージで、住宅への関心の高揚、技能見識の向上を図るとともに、特に地域の古民家などの地域資源の活用や住宅の担い手となる建築専門技術者を育成し、魅力あるまちづくりを推進する。

### ■施策

#### (2)－① 生涯にわたる「住教育」の推進

- ・ 住宅・住まいのあり方や地域・コミュニティとの関わり方などに関する県民向け講習会等の開催を検討する。
- ・ 住まいの絵画コンクールなど住教育を推進する。
- ・ いしかわエコハウスを活用した住教育を推進する。

#### (2)－② 住宅づくりの担い手となる建築専門技術者の育成

- ・ ハウジングスクールをはじめ、講習会や実際の現場における経験を通じて、若手建築技術者の育成を図る。
- ・ 歴史的建造物の調査、助言を行う専門家の育成を図る。
- ・ 伝統的な在来木造構法の技術の記録や保存を行い、伝統技術の継承を図る。

- ・ 県や関連団体の主催による講習会等を通じて、住宅・建築に関する専門技術者の育成やアドバイザー派遣体制の強化を図る。

### (3) いしかわの地域特性を活かす

南北に長い本県においては、変化に富む地形、風景やそれぞれの地域の歴史に支えられたまちなみや地域資源が多く残存している。

まちなみの保全・形成や農村に残る原風景の保存、さらには単体としての古民家の再生・活用を図るなど、本県の地域特性を活かし、それらを強みとして良好な景観・まちなみの保全・形成を推進する。

また、木材、瓦など県産の建築資材に加え、漆器、陶器や布など伝統工芸品も豊富であり、それらの建築資材の住宅・建築物への活用を推進することで、豊かな居住環境の構築を目指す。

#### ■施策

##### (3)－① 良好な景観・まちなみの保全・形成

- ・ 石川県景観計画をはじめ、各市町の景観計画、各地域で締結されている街づくり協定などに基づく、形態・色彩の規制・誘導や補助制度を活用して、景観形成に寄与する住まい・まちづくりを推進する。
- ・ 公共施設整備を行う場合には、「石川県公共事業景観形成指針」や「石川県公共事業景観形成ガイドライン」等に従い、整備を通じて、県が先導的に良好な景観の創出を図る。
- ・ 「景観アドバイザー」や「景観づくりリーダー」の育成や景観教室の開催などにより、地域住民が主体となって実施する景観まちづくりを支援する。

##### (3)－② 地域の希少な歴史的資産である古民家の再生・活用の推進

- ・ ホームページやパンフレットにより、県内の古民家（町家・農家等）を含めた空き家情報の充実を図る。【再掲：3・(1)－③】
- ・ 市町が実施する古民家（町家・農家等）を再生・活用した、公共施設・商業施設等の整備を推進する。【再掲：3・(1)－③】
- ・ 里山里海景観の核となっている古民家に関する修理・改修・リフォーム時の設計指針及び改修事例集等の作成により、再生・活用を誘導する。
- ・ 古民家ほか、近代建築・現代建築などの地域に根ざした景観資源を発掘し、観光振興や地域振興に一助とする。
- ・ 古民家（町家・農家等）再生ファンド等の歴史的な建築物の修理・改修・リフォームを支援する仕組みづくりを検討する。

##### (3)－③ 県産材の活用による豊かな居住環境の構築

- ・ 住宅・建築分野における県産の建築材料（木材・石材・瓦・漆・伝統的工芸品等）の使用を推進する。

- ・ 「いしかわの木が見えるたてもの推進事業」により、住宅における県産木材の活用を推進するとともに、功労者表彰を実施する
- ・ 公営住宅の建替事業における県産木材の利用をはじめ、公共建築物における県産材利用を推進する。
- ・ 林業事業者、木材関連業者、住宅供給業者等が連携した県産木材の利用促進に向けた体制づくりを進める。

### (3)－④ 雪に強い住環境の形成

- ・ 豪雪地等において、雪下ろしの負担・危険性を軽減するため、屋根融雪装置の普及等により、住宅の克雪化を推進する。
- ・ 「雪に強い住まいづくりまちづくり」マニュアルを活用し、雪に強い住宅の設計指針、雪を活かすまちづくり活動、学生等と連携した雪かきのための住民組織づくり等の普及・啓発を図る。

## (4) 地域を元気にする

地域の活性化のためには、「都心部」では市街地再開発事業や住宅市街地総合整備事業などによる都市機能の向上や更新、「住宅地」では街なみ環境整備事業などによる修復型整備やコミュニティ拠点の整備など、地域の実情に応じた様々な手法を駆使し、地域にふさわしい魅力のあるまちづくりを推進する。

特に人口減少の中であっても、一定の生活サービスや活力あるコミュニティ、市街地のにぎわいを持続するため集約型のまちづくりを推進する必要がある。

地域の魅力向上の主たる目的は、地域アイデンティティの確立やアメニティの向上によって地域に住む人が愛着や誇りを持って住み続けてもらうことであるが、二次的な目的として、地域の魅力を広く県内外に発信することで、定住人口や交流人口を増加させることも期待できる。

## ■施策

### (4)－① 地域の実情に応じた市街地整備・まちづくり活動の推進

- ・ 都市中心部において「市街地再開発事業」や「住宅市街地総合整備事業」による都市機能の更新を推進する。
- ・ 「街なみ環境整備事業」等を活用した修復的な市街地整備やコミュニティ拠点の整備により、中心市街地等の再生や住宅団地での良好な街なみ形成を推進する。
- ・ 消滅可能性が高い限界集落、集落運営が困難となりつつある集落等において、拠点集落を中心とした再編・統合を進め、新しいコミュニティとして再生を進める。
- ・ 地域コミュニティの形成により、高齢者や子育て世帯が住みやすいまちづくりを進める。
- ・ どの世代も安心して暮らすことができる福祉施設と連携した居住環境を構築する。【再掲：1・(2)－②】
- ・ いしかわまちづくり技術センターや石川県NPO活動支援センターなどの関係機関と連携し、まちづくり組織の立上げや住民主体のまちづくり活動等をきめ細かく支援する。

#### (4)－② 集約型まちづくりの推進

- ・ 市町が策定する立地適正化計画等に基づき、都市の中心拠点や生活拠点に都市の機能を高める医療・福祉・子育て支援・商業等の集約を図るとともに、生活サービスやコミュニティが持続可能な一定のエリアに居住を誘導する集約型まちづくりを推進する。
- ・ 市町が主体となり、居住を誘導する区域での住宅建設や住み替えに対する助成を実施するなど、居住を促進する。
- ・ 市町が主体となり、居住を誘導する区域における定住の受け皿となる空き家の利活用を各種施策により推進する。
- ・ 公共交通の利便性向上や歩行環境の充実、自転車通行空間の確保に取り組む。

#### (4)－③ 定住促進施策・UIJターン施策の推進

- ・ 本県が開設・運営している移住支援ポータルサイト「いしかわ暮らし情報ひろば」をはじめ、インターネットを通じた情報発信により、県外からの住み替え・移住を推進する。【再掲：3・(2)－②】
- ・ 市町を主体とする地域優良賃貸住宅の建設、個人の住宅建設に対する支援の実施、若年層のUIJターンの受け入れ等を行い、定住促進・移住促進を図る。
- ・ 地域の空き家等を再生・活用した、生活体験・週末居住・定住など多様な居住形態に応じた居住系施設の整備を推進する。【再掲：3・(1)－③】
- ・ 高齢者所有住宅や空き家を活用した、子育て世帯やUIJターン世帯向けの住宅として供給するための住み替え支援等の仕組みを検討する。【再掲3・(1)－③】

## 成果指標

(11)街並み景観形成のための「まちづくり協定等」を締結した地区数	137 地区 (H26)	→	190 地区 (H37)
(12)まちづくり活動団体数	222 団体 (H26)	→	300 団体 (H37)

## 4. 施策の総合的かつ計画的な推進

### (1) 施策の実施主体（県、市町、住宅関連事業者等）

第1章3節「住宅政策に関わる各主体の役割」で整理したとおり、石川県の住宅政策を推進していくためには、下表に示した（1）県民、（2）住民組織、（3）住宅関連事業者、（4）住宅関連団体、（5）市町、（6）石川県が、それぞれ役割を分担し、連携及び協力していくことが重要である。

また、本計画に基づく施策を推進するための、それぞれの施策内容に応じて、施策を実施すべき主体を○印で、その中で中心となるべき主体を☆印で示している。

表1 施策の実施主体

実施主体	主体の構成者
(1) 県民	
(2) 住民組織	自治会などの住民組織、まちづくり協議会、各種NPO法人 等
(3) 住宅関連事業者	建設事業者、不動産事業者、社会福祉法人 等
(4) 住宅関連団体	住宅金融支援機構、石川県建築住宅センター、石川県建築士会、石川県建築士事務所協会、石川県建設業協会、石川県宅地建物取引業協会、NPO法人バリアフリー総合研究所 等
(5) 市町	11市8町
(6) 石川県	建築住宅課、関係部局課

表2 実施主体の役割

凡例	役割
☆印	施策を実施する上で中心となるべき主体
○印	施策を実施する上で連携すべき主体

### (2) 他分野（福祉、環境、防災等）の施策との連携

住宅政策が対象としている施策内容は、高齢者福祉、子育て支援、環境保全、防犯・防災、まちづくり、景観形成など多岐にわたることから、施策内容に応じて、関連する他分野の施策との連携や協働が必要である。

目標 1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現		県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	石川県	
							建築住宅課	関係部局課
(1) 子育て世帯を支援する								
<b>(1)-①子育て世帯が安心して暮らせる相談体制の充実</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」による相談体制の充実</li> <li>・「石川県あんしん賃貸支援事業」の普及・啓発</li> <li>・ホームページ等による県内の公的賃貸住宅の情報提供</li> <li>・三世代同居・近居に関する相談体制の充実</li> </ul>		○	○	○	☆	○	☆	少子化対策監室
<b>(1)-②子育て世帯に適した住宅の整備</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三世代同居・近居に関するリフォームや住み替えに対する支援</li> <li>・「ファミリーサポート事業」等による住宅改修・新築等の推進</li> <li>・公営住宅における、優先入居や収入基準の緩和による子育て世帯の支援</li> <li>・石川県防犯まちづくり条例に基づく指針による子育てしやすい住まい・まちづくりの普及啓発</li> </ul>		○	○	○	○	☆	☆	少子化対策監室 県民生活課
(2) 高齢者の自活を支える								
<b>(2)-①住宅・建築物・まち全体のバリアフリー化の推進</b>								
<p>◆バリアフリー化の推進・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住宅整備マニュアル等」を活用した、新築時からバリアフリーに配慮した住宅建設の推進</li> <li>・「自立支援型リフォーム資金助成制度」等による、バリアフリー改修の推進</li> <li>・「バリアフリー住宅改修支援事業」による改修のアドバースの実施</li> <li>・バリアフリー条例に基づく公益的建築物のバリアフリー対応状況について、着手前の審査・竣工後の立入検査など、指導の徹底</li> <li>・バリアフリー条例による、建築物・道路・公園等のバリアフリー化の徹底</li> </ul>		☆		☆		☆	☆	厚生政策課 障害保健福祉課 道路建設課 道路整備課 都市計画課 公園緑地課 営繕課

目標 1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築住宅課	石川県 関係部局課
	☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体						
<p>◆バリアフリー化の促進に向けた人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」による新築や改修のバリアフリーに関する相談体制の充実</li> <li>・「石川県バリアフリーアドバイザー」「バリアフリー住宅改修事業者」の育成</li> <li>・「バリアフリー住宅改修事業者講習会」による、リフォーム事業者等の資質向上</li> </ul>	○	○	○	☆	○	☆	厚生政策課
<b>(2)-②高齢者が安心して暮らせる居住福祉体制の構築</b>							
<p>◆高齢者向け住宅の供給促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サハース付き高齢者向け住宅などの高齢者向け居住施設の供給推進</li> <li>・サハース付き高齢者向け住宅の整備・サハース・契約に関する情報の集約化及び管理の適切さを把握・評価する仕組みづくりの検討</li> <li>・高齢者が居住する住宅の段階的な耐震改修等の促進</li> <li>・どの世代も安心して暮らすことができる、福祉施設と連携した居住環境の構築</li> </ul>	○	☆	○	○	○	☆	長寿社会課
<p>◆住宅相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「石川県あんしん賃貸支援事業」の普及・啓発【再掲：1(1)-①】</li> <li>・三世代同居・近居に関する相談体制の充実、必要なリフォームや住み替えに対する支援【再掲：1(1)-①②】</li> <li>・ホームページ等による県内の公的賃貸住宅の情報提供【再掲：1(1)-①】</li> <li>・リハーステージ制度によるリフォームや住み替えの促進</li> <li>・説明会等を通じた住宅改修事業者等の高齢者向け住宅に対する理解向上</li> </ul>			○	☆	○	☆	少子化対策監室 長寿社会課



目標 1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現		県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築住宅課	石川県
							関係部局課	
		☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体						
<b>(3) 住宅セーフティネットを構築する</b>								
<b>(3)-①公営住宅等の計画的な整備と的確な維持管理</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的な活用計画及び長寿命化計画に基づく、公営住宅等の計画的な建替え、修繕、的確な維持管理の実施</li> <li>・建替時等の PPP/PFI を含めた民間事業者の資金・技術の活用 of 検討</li> <li>・建替時等に合わせた、賑わい創出施設、高齢者支援施設、子育て支援施設、コミュニティ施設の整備・併設等の検討</li> </ul>						☆	☆	長寿社会課 少子化対策監室
<b>(3)-②公営住宅における入居管理の徹底</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額所得者への明け渡し請求の強化</li> <li>・家賃滞納解消の徹底（退去滞納者など悪質な事例の対策強化）</li> <li>・特定の世帯に対する当選確率の優遇措置の実施など、真に住宅に困窮する世帯が公営住宅に入居しやすい選考方法の見直し・検討</li> </ul>						☆	☆	
<b>(3)-③住宅確保に配慮を要する世帯に対するきめ細かな対応</b>								
<p>◆子育て世帯に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅における、優先入居や収入基準の緩和による子育て世帯の支援【再掲:1・(1)-②】</li> <li>・公営住宅等における、子どもの成長に合わせた住み替え制度の継続</li> <li>・公営住宅等において、建替え時の子育て世帯に適用した住宅の供給の検討</li> <li>・公営住宅において、子育て世帯が入居しやすい基準の検討</li> </ul>						☆	☆	少子化対策監室

石川県		市 町	住 宅 関 連 団 体	住 宅 関 連 事 業 者	住 民 組 織	県 民	目 標 1 誰 ち が 安 心 し て 暮 ら す こ と が で き る 地 域 社 会 の 実 現
							<p>◆ 高齢者・障がい者に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅内における、身体能力に合わせた住み替え支援</li> <li>・ 公営住宅団地における、介護等を目的とした親世帯・子世帯の同居、近居、隣居のた めの住み替え支援</li> <li>・ 高齢化率が高い団地でのシルバーバザリング・プロジェクトの推進の検討</li> <li>・ 既存住宅の1階外構部分や各階共用部分のバリアフリー化の検討</li> <li>・ 居宅介護事業者の訪問等に対応した介護事業者専用の駐車区画の設置</li> <li>・ 指定管理者と連携した、公営住宅モデル団地（平和町団地）での高齢者等に対する見守 り訪問の実施</li> <li>・ 指定管理者と連携した、団地内の集会所を活用した高齢者サロン、高齢者の見守り活動、 入居者間の親睦活動等の実施</li> </ul>
							<p>◆ 情報提供および民間賃貸住宅の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ等により県内の公的賃貸住宅の情報提供【再掲：1・(1)-①】</li> <li>・ サービス付き高齢者向け住宅などの供給推進による、身体状況などに応じた選択ができる 多様な高齢者向け住宅の確保</li> <li>・ 高齢者・子育て・障がい者・外国人等が円滑に賃貸住宅に入居・住み替えできるように 「石川県あんしん賃貸支援事業」を普及・啓発【再掲：1・(1)-①】</li> <li>・ 市町と連携し、空き家などの民間住宅の借上げによる低廉な家賃の住宅供給、住宅確 保要配慮世帯に対する家賃補助など、多様な住宅セーフティネットの構築について検討</li> </ul>

石川県		建築住宅課	市町	住宅関連団体	住宅関連事業者	住民組織	県民	目録2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進
☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体								
<b>(1) 住宅・建築物の安全性を高める</b>								
<b>(1)-① 住宅・建築物の耐震性能の向上</b>								
◆	既存住宅等の耐震化促進						☆	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「石川県耐震改修促進計画」に基づく、耐震化の促進</li> <li>・住宅の耐震化に係る補助制度の拡充、効率的に耐震化を進めるための具体的手法の広報による、住宅の耐震診断・耐震改修の促進</li> </ul>		☆	☆	○		☆	
◆	人材育成・意識啓発						☆	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンプレットの配布などによる耐震化に関する県民意識の啓発</li> <li>・「木造住宅耐震診断士講習会」により、耐震診断を担う建築士の育成</li> </ul>		☆	☆			☆	
<b>(1)-② 住宅・建築物の安全性等の確保</b>								
◆	建築規制の実効性の確保							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「石川県建築行政マテリアル計画」に基づく施策の確かな実行</li> <li>・完了検査・中間検査制度の周知及び受検督促等の実施</li> <li>・特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入調査等の実施</li> <li>・建築士による重要事項説明や契約・工事監理報告書等に関して指導し、適正な業務の遂行の徹底</li> <li>・現場巡回パトロールの実施による、違反建築物の早期発見と未然防止</li> <li>・定期調査報告の未報告建築物への督促強化及び適切な是正指導</li> <li>・防災査察や定期調査報告の際に既存不適格建築物の危険性の周知と適正な維持保全に関する指導</li> </ul>		☆	☆	☆		○	☆

石川県		市 町		住宅関連団体	住宅関連事業者	住民組織	県民	関係部局課						
								建築住宅課	関係部局課					
<b>目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進</b>								☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体						
<b>◆住宅・建築物における健康被害の防止</b>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>既存建築物のデータベースの活用による、アスベスト対策が未実施の建築物に対する指導の徹底</li> <li>建設リサイクル法等に基づく、アスベストの分別解体・適正処分の徹底</li> <li>建築基準法等に基づく、シックハウス対策の徹底及び換気などによるカビ・結露しにくい住宅の普及促進</li> </ul>								○	☆					
<b>◆住宅における火災対策の徹底</b>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用火災警報器設置及び適切な維持管理に関する周知・啓発</li> </ul>								○	○					
(2) 環境に配慮する														
(2)-①省エネ・創エネの推進														
<b>◆省エネ・創エネの推進</b>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>「いしかわ住まいの省エネサポート制度」の普及による、省エネ性能に優れた住宅の建設の推進</li> <li>「エコ住宅整備促進補助金」等による、エコ住宅の建設や省エネ改修の支援</li> <li>公的賃貸住宅等における省エネ効率化や自然エネルギーの利用推進</li> </ul>								☆	○	○	○	☆	☆	温暖化・里山対策室 営繕課
<b>◆省エネ・創エネの推進に向けた人材育成・意識啓発</b>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>「石川県エコ住宅アドバイザー」の育成</li> <li>「エコリビングマニユアル」、「いしかわ版エコ住宅改修マニユアル」、「いしかわエコリビング賞」等による県民意識の啓発</li> <li>「いしかわエコハウス」による、省エネ手法や省エネ改修に関する情報提供</li> </ul>								○	○	○	○	☆	☆	温暖化・里山対策室

石川県		市 町	住 宅 関 連 団 体	住 宅 関 連 事 業 者	住 民 組 織	県 民	目 標 2 次 世 代 の 良 質 な 資 産 と な る 住 宅 づ く り の 推 進
☆印：施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印：施策を実施する上で連携すべき主体							
<b>(2)-② 省資源の推進</b>							
							<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古民家の再生や古材の利活用の推進</li> <li>・ 公共事業におけるリサイクル製品の使用の推進</li> <li>・ 講習会での認定品の紹介など、リサイクル製品の普及促進</li> <li>・ 建設リサイクル法に基づく住宅・建築物の分別解体の徹底</li> </ul>
<b>(3) 住宅を長く使う</b>							
<b>(3)-① 長期間居住可能な仕様・性能を備えた住宅づくりの推進</b>							
							<b>◆ 良質な住宅の供給促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期優良住宅の供給推進</li> <li>・ 品確法に基づく「住宅性能表示制度」や住宅瑕疵担保履行法の的確な運用</li> </ul>
							<b>◆ 住宅の長期使用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「スクルトン・インフィル(SI)」の理念の普及及び公営住宅等でのSIの理念の採用</li> <li>・ 公営住宅等の計画的な建替え等、的確な維持管理の推進【再掲：1・(3)-①】</li> </ul>
<b>(3)-② 中古住宅の品質確保と流通促進</b>							
							<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成制度をPRし、既存住宅の品質を向上させる一体的なリフォーム(耐震・省エネ・バリアフリー・居住性向上等)を推進</li> <li>・ 不動産業界と連携による、中古住宅の取得に関する総合的な相談体制の整備</li> <li>・ 中古住宅を取得する前段階における総合的なリフォームの推進</li> <li>・ 「石川県バリアフリー社会推進賞」や「いしかわエコビルング賞」等による良質なリフォーム事例や改修手法等の広報</li> <li>・ 「既存住宅インスぺクション・ガイドライン」の活用などによる建物状況調査の推進</li> </ul>

目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進						石川県								
						建築 住宅 課	関係部局課							
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	住宅関連事業者	市町	関係部局課							
<p>☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体</p>														
<b>(3)-③ 適正なマンション管理の推進</b>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分譲マンションの棟数、建築年度、管理組合の設置状況等のデータベース化</li> <li>・マンション管理士を活用した分譲マンションの適正管理などを支援する施策の検討</li> <li>・マンション管理に従事する者向けの講習会の開催</li> <li>・関連団体と連携した、マンション管理組合の組織化や育成の推進</li> </ul>														
	○	○	○				☆							

目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化						石川県					
						建築 住宅 課	関係部局課				
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築 住宅 課						
<p>☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体</p>											
<b>(1) 空き家の適正管理・活用を進める</b>											
<b>(1)-①老朽危険空き家対策の推進</b>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>「空家等対策特別措置法」に基づく計画的な除却の推進</li> <li>市町が実施する老朽危険空き家の除却への取組みに対する技術的支援</li> <li>空き家再生等推進事業の活用による、危険空き家解体後の空き地の公共的利用の推進</li> </ul>						○	☆	☆			
<b>(1)-②空き家の適正管理の推進</b>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町による空き家実態調査の実施、空家等対策計画の策定、空家等対策協議会の設置及び運営、空き家管理条例等の制定などに対する技術的支援</li> <li>市町が実施する空き家対策の取組みに対して、必要な情報提供、技術的助言、市町相互間の連絡調整などの支援</li> <li>空き家の適正管理の重要性や管理のノウハウなどを普及・啓発</li> <li>地域住民が主体となって行う、空き家の管理や空き地の除草・小公園的な活用などの活動（エリアマネジメント等）に対する支援の検討</li> <li>石川県空き家相談窓口による相談体制の活用</li> </ul>						○	○	○	☆	☆	
<b>(1)-③空き家発生の予防策の推進</b>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>ホーム・ページやパンフレットによる、県内の古民家を含めた空き家情報の充実</li> <li>空き家の所有者等に対して、適正管理や利活用に関する意識啓発</li> <li>市町が実施する古民家を再生・活用した、公共施設・商業施設等の整備の推進</li> <li>地域の空家等を再生・活用した、多様な居住形態に応じた居住系施設の整備の推進</li> <li>空き家の賃貸化や他用途転用に関する各種制度の普及・啓発</li> </ul>						○	○	○	☆	○	地域振興課 少子化対策監室

目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化						石川県					
						建築 住宅 課	関係部局課				
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	住宅関連団体	住民組織	建築住宅課				
<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者所有住宅や空き家を、子育て世帯やUIJターン世帯向けの住宅として活用・供給するための住み替え支援等の仕組みの検討</li> <li>市町による空き家情報バンクの充実やUIJターン者への補助等の実施</li> </ul>						☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体					
<b>(2) 既存住宅の流通を進める</b>											
<b>(2)-①住宅の点検の徹底と改修等の履歴情報の蓄積</b>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>「既存住宅インスペクション・ガイドライン」の活用等による建物状況調査の推進【再掲:2・(3)-②】</li> <li>建物状況調査を実施できる人材の育成及び建物状況調査の質の向上</li> <li>県民に対する住宅履歴情報の重要性の周知</li> </ul>						☆	○	○	☆		
<b>(2)-②空き家バンク等による情報提供</b>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>移住支援ポータルサイト「いしかわ暮らし情報ひろば」を活用した、住まいや移住に関する情報提供の充実</li> <li>市町による活用可能な空き家の発掘と空き家バンク登録物件の情報提供</li> </ul>						○	○	○	☆	○	地域振興課
<b>(2)-③古民家の再生・活用の推進</b>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>古民家の修復・再生・活用や他用途転用への技術的支援</li> <li>歴史的建造物の保存活用に係る専門家などの派遣・活用</li> </ul>						○	○	○	☆	○	



目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上					石川県	
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築住宅課	関係部局課
☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体						
<b>(1) 地域防災力を高める</b>						
<b>(1)-①地震等災害に強いまちづくりの推進</b>						
◆宅地の安全性確保						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築基準法上の道路台帳」に基づき、狭あい道路の解消に向けた取組みの推進</li> <li>・各種ハザードマップを活用した、県民に対する居住地域の災害危険性の情報提供</li> <li>・大規模盛土造成地のデータベース化と安全性確保に向けた対策の検討</li> <li>・崖地に近接するなど、危険性の高い地域からの住み替えの実施</li> </ul>						
☆		○		☆	☆	危機対策課 砂防課 河川課 都市計画課
◆市街地の安全性確保						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の地域防災計画などに基づき、木造住宅密集市街地に立地する耐震性能の劣る住宅の改修等を推進するとともに、消防設備の充実等による、防災性の向上</li> <li>・避難地や避難道路等に隣接する老朽建築物の防火性能・耐震性能の向上</li> <li>・市町が指定する避難所のうち、老朽化した施設や耐震性能が劣る施設については、国の補助制度等を利用して、建替えや改修により、耐震性能、居住性、バリアフリー等の性能を確保</li> <li>・地震発生時の避難ルートを確認するため、道路・路地等に面するブロック塀やよう壁の改修・撤去やブロック塀の板塀化・生垣化等を推進</li> <li>・石川県防犯まちづくり条例に基づき指針の普及による、防犯に配慮した住まい・まちづくりの普及啓発</li> </ul>						
☆	○			☆	○	危機対策課 都市計画課 営繕課 県民生活課 避難施設の管理担当課

目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上						石川県								
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築住宅課	関係部局課								
☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体														
(1)-②災害後の円滑な住宅再建の体制整備														
<p>◆早期の住宅提供体制・復興体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石川県応急仮設住宅建設マニュアルの確な運用と、建設候補地の確保の推進</li> <li>・民間事業者との連携や協定の締結等による、応急仮設住宅の早急な建設や民間賃貸住宅を活用した仮設住宅の提供など体制づくりの促進</li> <li>・個人が所有する空家等を被災者向けの住宅として提供できる体制づくりの検討</li> <li>・福祉部局と連携した、災害発生時の要支援者マップ作成の推進</li> </ul>								○	☆	☆	☆	☆	危機対策課 厚生政策課	
<p>◆建築物・宅地の安全性の円滑な判定体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物の応急危険度判定に関する「災害応援に関する協定書」の継続による、広域的な協力・支援体制の継続</li> <li>・被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士に対する講習会の実施や訓練及び学生ポスターの育成・登録の実施</li> <li>・「石川県応急危険度判定協議会」等を通じた、被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の派遣体制の充実</li> <li>・被災地への派遣の際に主力となる、若手の判定士の登録の充実</li> </ul>												○	☆	危機対策課

目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上						石川県	
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築住宅課	関係部局課	
<p>☆印：施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印：施策を実施する上で連携すべき主体</p>							
<b>(2) 住まいづくり・まちづくりの担い手を育てる</b>							
<b>(2)-① 生涯にわたる「住教育」の推進</b>							
☆			☆	○	☆	温暖化・里山村策室 生涯学習課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・住まいのあり方や地域・コミュニティとの関わり方などに関する県民向け講習会等の開催の検討</li> <li>・住まいの絵画コンクールなどによる住教育の推進</li> <li>・いしかわエコハウスを活用した住教育の推進</li> </ul>							
<b>(2)-② 住宅づくりの担い手となる建築専門技術者の育成</b>							
						労働企画課 文化財課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハウジングスクールなどの講習会や実際の現場における経験を通じた、若手建築技術者の育成</li> <li>・歴史的建造物の調査、助言を行う専門家の育成</li> <li>・伝統的な在来木造構法の技術の記録や保存による、伝統技術の継承</li> <li>・講習会等による、住宅・建築に関する専門技術者の育成やアドバタイザー派遣体制の強化</li> </ul>							
<b>(3) いしかわの地域特性を活かす</b>							
<b>(3)-① 良好な景観・まちなみの保全・形成</b>							
○	○	○		☆	☆	景観形成推進室	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川県景観計画や街づくり協定などに基づく、景観形成に寄与する住まい・まちづくりの推進</li> <li>・石川県公共事業景観形成指針や石川県公共事業景観形成ガイドライン等に従った整備を通じた、県による良好な景観の先導的な創出</li> <li>・「景観アドバイザー」や「景観づくりリーダー」の育成や景観教室の開催などによる、地域住民が主体となって実施する景観まちづくりの支援</li> </ul>							

目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上						石川県							
						建築住宅課	関係部局課						
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	住宅課	○印：施策を実施する上で中心となるべき主体 ☆印：施策を実施する上で連携すべき主体							
<b>(3)-②地域の希少な歴史的資産である古民家の再生・活用の推進</b>													
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の古民家を含めた空き家情報の充実【再掲：3・(1)-③】</li> <li>・市町が実施する古民家を再生・活用した、公共施設・商業施設等の整備の推進【再掲：3・(1)-③】</li> <li>・里山里海景観の核となっている古民家に関する修理・改修・リフォーム時の設計指針及び改修事例集等の作成による、再生・活用の誘導</li> <li>・古民家や近代・現代建築などの地域に根ざした景観資源の発掘</li> <li>・古民家再生ファンド等の歴史的な建築物の改修・リフォームを支援する仕組みづくりの検討</li> </ul>							○	☆	○	○	○	○	文化財課 里山振興室
<b>(3)-③県産材の活用による豊かな居住環境の構築</b>													
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築分野における県産の建築材料（木材・石材・瓦・漆・伝統的工芸品等）の活用の推進</li> <li>・「いしかわの木が見えるたても推進事業」による、住宅における県産木材の活用の推進及び功労者表彰の実施</li> <li>・公共建築物における県産材利用の推進</li> <li>・林業事業者、木材関連業者、住宅供給業者等が連携した県産木材の利用促進に向けた体制づくりの促進</li> </ul>							○						伝統産業振興室 森林管理課 営繕課
<b>(3)-④雪に強い住環境の形成</b>													
<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雪地等における、屋根融雪装置の普及、住宅の克雪化の推進</li> <li>・「雪に強い住まいづくり」マニュアルを活用した住まい・まちづくりの普及・啓発</li> </ul>							○	○	○	○	○	○	○

石川県	石川県				
	建築住宅課	関係部局課	市町	住宅関連団体	住宅関連事業者
県民	住民組織	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町
<p>☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体</p>					
<b>(4) 地域を元気にする</b>					
<b>(4)-①地域の実情に応じた市街地整備・まちづくり活動の推進</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市中心部において「市街地再開発事業」や「住宅市街地総合整備事業」による都市機能の更新の推進</li> <li>・「街なみ環境整備事業」などによる修復的な整備やコミュニティ拠点の整備の推進</li> <li>・拠点集落を中心とした再編・統合を進め、新しいコミュニティとして再生の推進</li> <li>・地域コミュニティの形成による高齢者や子育て世帯が住みやすいまちづくりの推進</li> <li>・どの世代も安心して暮らすことができると連携した居住環境の構築【再掲:1・(2)-②】</li> <li>・いしかわまちづくり技術センターや石川県 NPO 活動支援センターなどと連携した、まちづくり組織の立上げや住民主体のまちづくり活動等の支援</li> </ul>	○	○	○	○	○
<b>(4)-②集約型まちづくりの推進</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が策定する立地適正化計画等に基づき、都市の中心拠点や生活拠点に都市の機能を高める医療・福祉・福祉・子育て支援・商業等の集約を図るとともに、生活サービスやコミュニティが持続可能な一定のエリアに居住を誘導する集約型まちづくりを推進</li> <li>・市町が主体となり、居住を誘導する区域における助成などによる居住の推進</li> <li>・市町が主体となり、居住を誘導する区域における定住の受け皿となる空き家の利活用の推進</li> <li>・公共交通の利便性向上や歩行環境の充実、自転車通行空間の確保</li> </ul>	○	○	○	○	☆

目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上						石川県					
県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	建築住宅課	関係部局課					
<b>(4)-③定住促進施策・UIJタウン施策の推進</b> ・「いしかわ暮らし情報ひろば」などによる、住み替え・移住の推進【再掲:3・(2)-②】 ・市町を主体とする地域優良賃貸住宅の建設、個人の住宅建設に対する支援の実施、若年層のUIJタウンの受け入れ等による、定住・移住促進 ・地域の空家等を再生・活用した、生活体験・週末居住・定住など多様な居住形態に応じた居住系施設の整備の推進【再掲:3・(1)-③】 ・高齢者所有住宅や空き家を、子育て世帯やUIJタウン世帯向けの住宅として活用・供給するための住み替え支援等の仕組みの検討【再掲3・(1)-③】						○	○	○	☆	○	地域振興課 少子化対策監室
						☆印:施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印:施策を実施する上で連携すべき主体					

# 第4章 公的賃貸住宅の供給方針

## 1. 公的賃貸住宅の役割

### (1) 公的賃貸住宅の役割

公的賃貸住宅とは、公営住宅、地域優良賃貸住宅(旧特定公共賃貸住宅等を含む)、その他公的  
主体により供給される賃貸住宅および公的資金の支援を受け供給される民間賃貸住宅をいう。

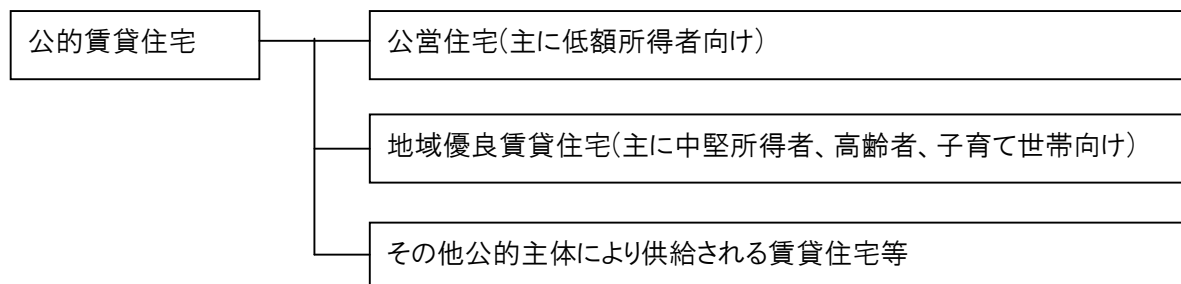


図 4-1 公的賃貸住宅の分類

賃貸住宅は、県民それぞれのライフサイクルにおける、年齢や家族構成の変化、生活環境の変化等、多様なライフステージに対応した豊かな住生活を実現するために必要なものである。多様化・高度化する居住ニーズに応えるには、民間市場による対応が効果的であり、県民一人一人が自ら努力することを通じて適正な賃貸住宅を利用すべきである。

県および市町等は、市場が円滑かつ適切に機能するための誘導や、必要に応じて住宅関連事業者への支援を行い、関係者との連携を図るものとする。

なお、市場に委ねては適切な住宅が確保できない場合には、住宅確保要配慮者(※)等のために、以下のとおり対応を行う。

#### ※住宅確保要配慮者

低額所得者・被災者・高齢者・障がい者・子育て世帯・DV被害者・犯罪被害者・離職退職者等、適切な規模・構造等の賃貸住宅の確保を困難にする特別な事情等を有する者をいう。

<関連法等>

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年 7 月 6 日法律第 112 号)」(通称「住宅セーフティネット法」)

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的方針(平成 19 年 9 月 4 日国土交通省告示第 1165 号)」

## (2) 公的賃貸住宅が対象とする世帯

### ①市場において自力では適正な居住水準の住宅を確保できない世帯への対応

#### <低額所得世帯>

市場において自力では適正な居住水準の住宅を確保することが困難である低額所得世帯について、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を低廉な家賃で賃貸できるように、公営住宅を供給する。

### ②市場においては十分な量が確保されにくい住宅を必要とする世帯等への対応

#### <高齢者、障がい者、子育て世帯等>

高齢者世帯・障がい者世帯が円滑に生活できる住宅や、子育て世帯等向けの比較的規模の大きい住宅等は、民間賃貸住宅市場では供給されにくい。また、地域の状況によっては、若年世帯等が定住するための住宅が不足している場合がある。これらの状況に対応するため、市場の適切な誘導を行うとともに、市場を補完する必要がある場合には、公的賃貸住宅を供給する。

また、高齢者や身体障がい者、精神障がい者、小さな子どもがいる世帯等については、民間賃貸住宅では入居制限を受けることがあるため、賃貸住宅市場の適切な誘導や環境整備を行うとともに、市場を補完する必要がある場合には、公的賃貸住宅を供給する。

### ③緊急に住宅を確保することが必要な世帯への対応

#### <DV被害者等>

DV被害者や犯罪被害者等、様々な理由により緊急に住宅を確保する必要がある場合には、公営住宅が住宅セーフティネットとしての役割を果たさなければならない。

また、地震や洪水、豪雪等の自然災害によって大規模な被害が発生した場合、災害からの復興期等の緊急時においては、必要な住宅の供給を民間住宅市場のみで対応することが困難であるため、市場を補完する観点から公営住宅を供給する。

表 4-1 公的賃貸住宅が対象とする世帯とその対応

住宅確保要配慮者の分類	属性	対応		
		公営住宅	公的賃貸住宅 (公営住宅除く)	民間賃貸住宅
① 低額所得者	自力では適正な居住水準の住宅を確保できない世帯	○	—	—
② 高齢者、障がい者、子育て世帯等	市場では十分な量が確保されにくい住宅を必要とする世帯、入居制限を受ける場合のある世帯	○ (低額所得者等)	○	「石川県あんしん賃貸住宅」で入居円滑化
③ DV被害者等	緊急に住宅を確保することが必要な世帯	○	場合により対応	空き家住宅提供に関する協定等により対応



## 2. 今後の公営住宅のあり方

公営住宅の供給は、地方公共団体の住宅政策における基幹的事業であり、県および市町は地域の住宅需要に的確に応えて行くものとする。

### (1) 公営住宅ストックの活用方針

人口減少社会においても、少子高齢化が進行し、社会的弱者が多様化する状況の下、住宅に困窮する世帯は増加していることから、公営住宅の果たす役割は依然として重要である。石川県内においては、今後も現状の管理戸数を維持しつつ、県営住宅の市町への移管の検討を踏まえ、地域の需要に応じた適切な供給を行うとともに、供給戸数の目標を設定し、以下の方針に従い住宅のセーフティネットとしての機能を果たしていく。

### (2) 公営住宅整備の基本的方針

厳しい財政状況下において、更新期を迎えつつある老朽化した公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を行う必要があることから中長期的な観点を踏まえた『公営住宅等長寿命化計画』に基づき、計画的な建替えを行うとともに、耐震性やバリアフリー性能等、基本的性能が確保されたものとして維持管理されるよう、個々のストックの状況に応じて、改修、計画的な修繕、維持補修等の措置を適切に実施する。

#### ①適切な性能・規模の確保

公営住宅の新規の建設、買取、建替、既存ストックの改修及び民間住宅等の借上にあたっては、耐震性の確保はもとより、省エネルギー性能、バリアフリー対応、耐久性、防犯性等の確保や、まちなみとの調和に努めるとともに、世帯人数や身体状況等に応じた規模及び設備を備えた公営住宅の供給に努める。

#### ②多様な住戸タイプの供給

地域の多様な住宅に対するニーズに応え、世代間の交流を促進するため、多様な住戸タイプを供給する。

#### ③各種サービスとの連携

公営住宅の整備は、子育ての支援、高齢者の居住の安定、中心市街地の活性化、地域のまちなみ景観の向上、過疎地域等における定住の促進等、総合的な視点に基づき、地域住民の団体、NPO、民間事業者等との連携を図りながら、各種サービスの提供もあわせて進めることが重要である。

### **(3) 公営住宅の入居管理の基本的方針**

県内の公営住宅の応募倍率は約2倍であり、依然として需要が高いことから、入居管理のより一層の適正化により、真に住宅に困窮する世帯に対応する。また、公営住宅団地および地域の環境をより質の高いものにするには、公営住宅入居者が積極的に地域活動等に参加することが重要である。

#### **①適正な入居者選考の実施**

入居者選考における住宅困窮度の的確な反映や定期借家制度の導入、高齢者世帯や障がい者世帯のほか地域の実情を踏まえた優先入居等について検討、実施する。なお、定期借家制度については、当初の入居者資格を満たさなくなった者を一定期間ごとに点検する観点からも、その活用のあり方について検討する。

#### **②世帯の状況に応じた住み替えの推進**

適切な入居状況の確立のため、中高層階に居住する高齢者の低層階への移転や、世帯人員に応じた適切な広さの住戸への移転、公営住宅内での同居・近居・隣居の実現等、各種住み替えを推進する。

#### **③高額所得者・収入超過者対策の徹底**

高額所得者への明渡し請求等による退去の徹底、収入超過者への退去勧告の強化等により適正な入居者管理を実施する。

#### **④家賃滞納解消の徹底**

電話等による督促、戸別訪問、悪質滞納者の提訴等により、家賃滞納の解消を引き続き徹底し、不公平感の解消を図る。

#### **⑤団地内のコミュニティ活動の促進**

公営住宅に入居する高齢者世帯の増加等により、公営住宅団地内の活力が停滞しつつある中、団地自治会等のコミュニティ活動を促進する。具体的にはコミュニティバランスを考慮した型別供給の実施、多子世帯の優先入居、収入基準の緩和による未就学児がいる世帯の入居の促進、高齢者の見守り活動の実施、高齢者・子育て世帯等の活動場所としての集会場の活用、団地の美化・緑化活動の促進、子育て世帯が入居しやすい基準について検討する。

### **(4) 県と市町の役割分担**

県と市町が連携・協力することにより、石川県の住宅セーフティネットとしての公営住宅の的確な供給を行う。

地域の住宅事情や住宅需要に対応したきめ細やかな公営住宅の供給は、基本的に地域住民の生

活に密着した地方公共団体である市町が主体となって進めるべきものである。市町営公営住宅には老朽化したものが多く存在しており、逼迫した財政状況の下ではあるが、その建替え等を適切に実施していかなければならない。また、民間賃貸住宅が不足している等の理由により、公営住宅の果たす役割が大きい地域においては、市町が住宅需要を的確にとらえ、それに応えていく必要がある。

県では、各地域の人口動態、住宅需要を踏まえ、県全体を見据えた広域的な観点から公営住宅を供給することとするが、当面は、浴室がないなど社会的に陳腐化したものの建替えを優先的に行い、既存ストックの有効活用および居住環境の向上を図るとともに、各地域の今後の住宅需要、団地の立地条件などを考慮して、管理戸数の見直しを行う。

### (5) 公営住宅の供給の目標量

- ・ 平成 28～37 年度の 10 年間ににおける公営住宅の供給の目標量を約 7,500 世帯(戸)と設定する。
- ・ 公営住宅の供給の目標量は、新規建設戸数、建替えによる建替え後の戸数、既存公営住宅の空家募集戸数により、供給することができると試算している。
- ・ 前述の方針に基づき、県と市町がそれぞれ連携しつつ目標の達成を目指すこととする。

表 4-2 公営住宅の供給の目標量

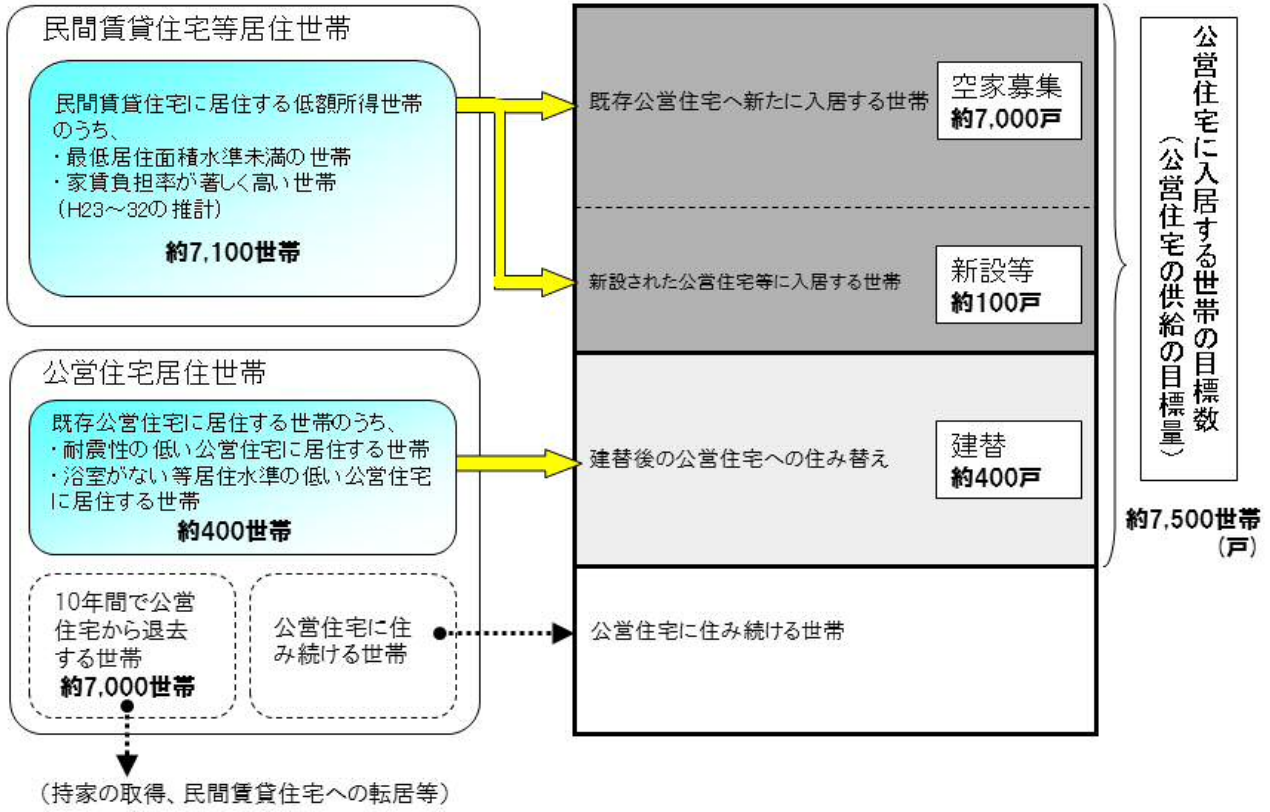
民間賃貸住宅等に居住している世帯のうち、低額所得者で、自力では住宅を確保することが困難であり、公的な支援が必要とされる世帯	約 7,100 世帯
既存公営住宅の老朽化等に伴う建替えにより、既存公営住宅から建替え後公営住宅へ住み替えする世帯数	約 400 世帯
<u>公営住宅に入居する世帯の目標数(公営住宅の供給の目標量)</u>	<u>約 7,500 世帯</u> (戸)

石川県における多様な住宅困窮者の居住の状況、民間賃貸住宅の需給、家賃等の市場の状況等の住宅事情を分析し、市場において自力では適正な水準の住宅を適正な家賃負担で確保することが困難と見込まれ、民間借家等に居住する世帯のうち、公的な支援により居住の安定を図るべき世帯の数を把握する。民間借家等から既存公営住宅へ新たに入居する戸数と、新設された公営住宅および建替えに伴い増加した住戸等へ新たに入居することが可能な戸数を設定する。

さらに、公営住宅に居住する世帯のうち、社会的に陳腐化（浴室または浴槽がない、浴室、洗面室、台所の 3ヶ所に給湯が出来ない等）、老朽化しているなど、居住水準の低い住戸に居住しており、住み替えを計画的に行うべき世帯数を把握し、公営住宅の建替えにより計画期間内に住み替えを行うことができる戸数を設定する。

以上を合計し、公営住宅の供給の目標量として設定する。

H28～37の10年間の公営住宅の入居状況



## **本計画に基づく施策を推進するための参考として別紙1を定める**

別紙1. 石川県における住宅の水準



# 別紙 1 石川県における住宅の水準

石川県における住宅に関する水準を、以下の3点に分類して位置づける。下記の水準に基づき、石川県の住宅性能、居住環境の向上および適正な面積の確保を図る。

- I. 住宅性能水準・・・個々の住宅の性能に関する水準
- II. 居住環境水準・・・住宅の集合体としての居住環境に関する水準
- III. 居住面積水準・・・個々の住宅の面積に関する水準
  - III-1. 誘導居住面積水準
  - III-2. 最低居住面積水準

## I. 住宅性能水準

住宅性能水準は、居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針となるものであり、その内容は以下のとおりとする。

### 1. 基本的機能

#### (1) 居住室の構成等

- ①各居住室の構成及び規模は、個人のプライバシー、家庭の団らん、接客、余暇活動等に配慮して、適正な水準を確保する。ただし、都市部における共同住宅等において都市における利便性を考慮する場合は、個人のプライバシー、家庭の団らん等に配慮して、適正な水準を確保する。
- ②専用の台所その他の家事スペース、便所（原則として水洗便所）、洗面所及び浴室を確保する。ただし、適切な規模の共用の台所及び浴室を備えた場合は、各個室には専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所を確保すれば足りる。
- ③物干スペースの確保に努める。
- ④世帯構成に対応した適正な規模の収納スペースを確保する。また、除雪用器具等の保管スペースの確保に努める。
- ⑤世帯構成に対応した適正な規模の駐車・駐輪スペースを確保する。ただし、都市部等においては近隣の共同駐車場を確保すれば足りる。

#### (2) 共同住宅における共同施設

- ①中高層住宅については、原則としてエレベーターを設置する。
- ②バルコニー、玄関まわり、共用廊下等の適正な広さを確保する。
- ③道路から各住戸の入口までのバリアフリー化に努める。
- ④集会所、子供の遊び場等の設置及び駐車場の確保に努める。
- ⑤自転車置場、ゴミ収集スペース等を確保する。

## **2. 居住機能**

### **(1) 耐震性等**

想定される大規模地震・暴風等による荷重・外力に対し、構造躯体が倒壊等に至らないように、耐震性能を含む構造強度について、適正な水準を確保する。

### **(2) 克雪性・耐雪性**

冬期の降雪に対応するため、構造強度、屋根の形状、融雪設備等について配慮するとともに、敷地内の雪処理を円滑にするための適正なスペースや設備を備える。

### **(3) 防火性**

火災に対して安全であるように、延焼防止及び覚知・避難のしやすさについて、適正な水準を確保する。

### **(4) 防犯性**

外部からの侵入を防止するため、出入口や窓等の侵入防止対策等について、適正な水準を確保する。

### **(5) 耐久性**

長期の安定した居住を可能とする耐久性を有するように、構造躯体の劣化防止について、適正な水準を確保する。

### **(6) 維持管理等への配慮**

設備配管等の維持管理・修繕等の容易性について、適正な水準を確保する。また、増改築、改装及び模様替えの容易性について、適正な水準を確保する。

### **(7) 断熱性等**

快適な温熱環境の確保が図られるように、結露の防止等に配慮しつつ、断熱性、気密性等について、適正な水準を確保する。また、住戸内の室温差が小さくなるよう、適正な水準を確保する。

### **(8) 室内空気環境**

清浄な空気環境を保つため、内装材等からの化学物質、石綿等の汚染物質発生防止、換気等について、適正な水準を確保する。

### **(9) 採光等**

窓等の外壁の開口部からの採光等について、適正な水準を確保する。

### **(10) 遮音性**



隣接住戸、上階住戸からの音等が日常生活に支障とならないように、居室の界床及び界壁並びに外壁の開口部の遮音について、適正な水準を確保する。

### **(11) 高齢者等への配慮**

加齢による一定の身体機能の低下等が生じた場合にも基本的にはそのまま住み続けることができるように、住戸内、共同住宅の共用部分等について、段差の解消、手すりの設置、廊下幅の確保、便所の配置等に関し、日常生活の安全性及び介助行為の容易性について、適正な水準を確保する。

### **(12) その他**

家具等の転倒の防止、落下物の防止、ガス漏れ・燃焼排ガスによる事故の防止、防水性、設備等の使いやすさ等について、適正な水準を確保する。

## **3. 外部性能**

### **(1) 環境性能**

自然エネルギーの利用、断熱性の向上やエネルギー効率の高い設備機器の使用などエネルギーの使用の合理化、断熱材のノンフロン化等について、適切な水準を確保する。また、建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用、雨水・雑排水の処理・有効利用、敷地内の緑化等について、適切な水準を確保する。

### **(2) 外観等**

地域の自然、歴史・文化を踏まえ、外壁、屋根、門塀、設備機器、植栽、駐車スペース等の色彩、形状および配置は、周辺と調和し、まちなみ景観の向上に資するための適切な水準を確保する。

## II. 居住環境水準

居住環境水準は、地域の実情に応じた良好な居住環境の確保のための指針となるものであり、それぞれの項目が、地域における居住環境の現状、課題等を把握し、整備、誘導等の方向性を示すための要素となる。

居住環境水準の内容は、以下のとおりとする。

### 1. 居住環境水準の項目

#### (1) 安全・安心

##### ①地震・大規模な火災に対する安全性

地震による住宅の倒壊及び大規模な火災に対して安全であること。

##### ②積雪に対する安全性等

冬期の積雪に対して安全であり、かつ快適に生活できるものであること。

##### ③自然災害に対する安全性

津波、高潮、出水、がけの崩壊等の自然災害に対して安全であること。

##### ④日常生活の安全性

生活道路の安全な通行及び犯罪発生の防止に配慮されていること。

##### ⑤環境阻害の防止

騒音、振動、大気汚染、悪臭等による居住環境の阻害がないこと。

#### (2) 美しさ・豊かさ

##### ①緑

緑等の自然を確保し、自然環境に関する快適性を享受することができること。

##### ②市街地の空間のゆとり・景観

住戸及び住棟の隣棟間隔、空地等を有し、日照、採光、眺望、プライバシー等が立地条件等に応じて適切に確保されていること。また、地域の気候・風土、歴史、文化等に即して、良好な景観を享受することができること。

#### (3) サステナビリティ

##### ①良好なコミュニティ及び市街地の持続性

バランスのとれた地域の良好なコミュニティの維持、空き住宅・空き施設の有効活用、住宅の適切な建替え等により良好な居住環境が維持できること。

##### ②環境負荷への配慮

環境への負荷の低減に配慮したまちの構成であること。

#### (4) 日常生活を支えるサービスへのアクセスのしやすさ

##### ①高齢者、子育て世帯等の各種生活サービスへのアクセスのしやすさ

高齢者、子育て世帯等が日常生活を支える各種サービスに容易にアクセスできること。

##### ②ユニバーサルデザイン

高齢者、障がい者をはじめとする多様な者の円滑な移動の経路が確保されていること。

## Ⅲ－１．誘導居住面積水準

誘導居住面積水準は、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は、【Ⅰ．住宅性能水準】の基本的機能を満たすことを前提に、以下のとおりとする。

### （１）一般型誘導居住面積水準

- ① 単身者 55㎡
- ② 2人以上の世帯  $25\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 25\text{㎡}$

### （２）都市居住型誘導居住面積水準

- ① 単身者 40㎡
- ② 2人以上の世帯  $20\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 15\text{㎡}$

注1) 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

注2) 世帯人数（注1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

注3) 次の場合には、上記の面積によらないことができる。

- ① 単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合
- ② 適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

## Ⅲ－２．最低居住面積水準

最低居住面積水準は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準である。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は、【Ⅰ．住宅性能水準】の基本的機能を充たすことを前提に、以下のとおりとする。

**（１）単身者 25㎡**

**（２）２人以上の世帯 10㎡×世帯人員＋10㎡**

注１）上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

注２）世帯人数（注１の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

注３）次の場合には、上記の面積によらないことができる。

- ①単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合
- ②適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合
- ③既存住宅を活用する場合などで、地域における住宅事情を勘案して地方公共団体が住生活基本計画等に定める面積が確保されている場合

## — 参 考 資 料 —

参考資料 1. 住宅政策の実績

参考資料 2. 石川県の住生活に関するデータ

参考資料 3. 石川県住生活基本計画 2016 の策定経緯



# 参考資料 1 住宅政策の実績

## 1. 住宅政策の実績

### <目標 1> 災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり

#### 1-1. 住宅・建築物の安全性を高める

住宅・建築物の耐震化に向けた取組みを推進するとともに、アスベスト対策や住宅用火災警報器の設置等により、個々の住宅の安全性を向上させる。

##### ◎住宅の耐震診断・改修に係る補助制度の活用と充実

- ・診断の制度を拡充

診断 H23：78件、H24：130件、H25：107件、H26：132件、H27：94件

改修 H23：40件、H24：59件、H25：66件、H26：24件、H27：27件

##### ◎効率的に耐震化を進めるための具体的手法の提案・事例紹介

- ・簡易耐震診断や段階的改修の制度創設

簡易診断数 H24：43件、H25：58件、H26：105件、H27：72件

##### ◎「(仮称)耐震診断士」の創設

- ・石川県建築士事務所協会により「石川県木造住宅耐震診断士」を養成

##### ◎相談会や戸別訪問等の開催による県民の意識啓発

- ・市町によるDM発送により耐震化の促進に向けた意識啓発

DM 発送数 H25：1,791通、H26：4,358通、H27：2,761通

##### ◎講習会による技術者の育成、パンフレット等による県民の意識啓発

- ・パンフレット配布による意識啓発、被災建築物の講習会実施

##### ◎既存建築物データベースの作成及びデータベースを活用したアスベスト対策が未実施の建築物への指導

- ・アスベスト対策が未実施の1,000㎡以上の建築物を把握し、指導を実施

#### 1-2. 地域防災力を高める

個々の住宅や建築物はもとより、宅地・市街地の安全性を確保するとともに、災害後の復旧・復興のための体制を整備することで、地域の防災力を向上させる。

##### ◎「石川県建築行政マネジメント計画」に基づく施策の的確な実行

- ・建築確認、完了検査時に指導を実施、受検督促を実施

H26年度の受検率98% (H28.3月末時点)

##### ◎建築基準法上の道路台帳の整備及びそれに基づく狭あい道路の解消

- ・各特定行政庁・土木事務所で道路台帳整理済み

##### ◎各種ハザードマップの作成推進・情報提供の強化

- ・各市町でハザードマップを公表、土砂災害警戒区域指定100%

- ◎ライフステージに応じた住み替えや危険性の高い地域からの住み替えの支援
  - ・崖地に近接する敷地からの移転に対する補助制度による推進
- ◎盛土された大規模宅地等の安全性に関する現状把握・対策の検討
  - ・該当候補地の選定済み
- ◎市町における応急仮設住宅の建設場所・建設可能戸数の特定・造成計画の事前策定の推進
  - ・市町による場所、戸数の特定などを実施
- ◎民間賃貸住宅の借上げによる仮設住宅の提供体制の検討
  - ・宅建2団体、賃貸住宅オーナー団体（H26年）と協定締結済み
- ◎復興住宅に関する住宅供給体制の検討
  - ・応急仮設住宅建設マニュアルの策定
- ◎復興住宅のモデルプランの充実
  - ・応急仮設住宅建設マニュアルの策定【再掲】

## <目標2> 誰もがいつまでも安心して暮らせる住まい・まちづくり

### 2-1. 多様な居住ニーズに応える

優良な建築技術者を育成するとともに、技術者による住宅相談体制を充実させることにより、多様な居住ニーズに応じた住まいの確保を支援する。

- ◎「(仮称) 建築・住宅人材バンク」の創設
  - ・未実施
- ◎建築・住宅に関する専門技術者の育成及びアドバイザー派遣体制の強化
  - ・バリアフリーアドバイザー派遣件数  
H23：46件、H24：46件、H25：46件、H26：46件、H27：46件
  - ・エコ住宅アドバイザー登録件数  
H23：42件、H24：145件、H25：83件、H26：64件、H27：24件
  - ・耐震診断士  
H24：221件、H26：201件
- ◎地域包括支援センター等と連携した高齢者向けの住情報提供の強化
  - ・未実施
- ◎「石川県あんしん賃貸住宅支援事業」による賃貸住宅入居の円滑化
  - ・登録住宅件数 454件



## 2-2. 安心な住まいをつくる

高齢者向けの良質な住まいの供給やバリアフリー化の推進により、安心して暮らすことができる住宅をつくる。

### ◎サービス付き高齢者向け住宅や福祉系居住施設の供給推進

- ・登録戸数 H23：434戸、H24：404戸、H25：302戸、H26：197戸、H27：423戸

### ◎サービス付き高齢者向け住宅の整備・サービス・契約に関する情報の集約化及び管理の適切さを把握・評価する仕組みの検討

- ・データ提供システムによる情報の集約化

### ◎公益的建築物のバリアフリー対応状況について、施工途中・竣工後の立入り検査、指導の徹底

- ・平成23年度、平成25年度に強化月間として立ち入り

### ◎「自立支援型リフォーム資金助成制度」の活用(受領委任制度の普及等)

- ・H24：63件、H25：52件、H26：53件、H27：36件(H28.1)

## 2-3. 住宅セーフティネットを確保する

公営住宅の的確な維持・管理・運営はもとより、民間賃貸住宅を有効に活用することで、住宅セーフティネットを確保する。

### ◎公営住宅等長寿命化計画の策定の推進

- ・県及び18市町で策定

### ◎長寿命化計画に基づく的確な維持管理、計画的な修繕・改修・建替の実施

- ・米泉団地・末団地において外壁断熱改修を実施

### ◎公営住宅団地自治会等による、団地の美化活動、緑化活動、高齢者の見守り活動等の促進

- ・鳴和団地でおたっしや会の活動を支援及び花いっぱい県住事業を実施

H23：4件、H24：5件、H25：6件、H26：11件、H27：13件

### ◎高額所得者への明渡請求、収入超過者への退去勧告の強化

- ・高額所得者に対して期日を定めて明渡し請求し、全て退去済み(平成26年度から高額所得者の収入基準が引き下げ)

H23：0件、H24：2件、H25：1件、H26：18件、H27：11件

### ◎家賃滞納解消の徹底(退去滞納者など悪質な事例の対策強化)

- ・提訴基準を見直し、平成26年度から明渡し請求を行う長期滞納者を10か月以上から6か月以上に変更

H23：5件、H24：7件、H25：3件、H26：4件、H27：2件

### ◎高齢者支援施設を併設した公的賃貸住宅の供給の推進

- ・公営住宅建替え時に当該市町福祉部局との供給を検討

- ◎駐車場不足団地における子世帯や居宅介護事業者の訪問等のための駐車場増設の検討
  - ・建替え時に介護事業者の訪問に配慮した駐車場を整備
- ◎公営住宅モデル団地での高齢者等に対する見守り体制等の構築の検討
  - ・平和町団地で、高齢者の見守り訪問を実施  
H25：693件、H26：417件、H27：450件
- ◎公営住宅の空き住戸や集会所を活用した地域見守り活動拠点整備の検討
  - ・平和町団地で、高齢者の見守り訪問を実施【再掲】
- ◎公営住宅での親世帯・子世帯の同居、近居、隣居のための住み替え支援
  - ・介護のため、親族の住居近くへの住替えを認める  
H25：0件、H26：1件、H27：1件
- ◎老人クラブ活動等の公営住宅の集会所を活用した支援
  - ・鳴和団地でおたっしや会の活動を支援
- ◎子育て世帯に適した公的賃貸住宅の供給の推進
  - ・県営住宅において広い間取り（2LDKや3LDK）の住戸の供給、対面キッチンを採用。
- ◎公的賃貸住宅での子どもの成長に合わせて適する間取りの住戸に住み替えできる制度の検討
  - ・子の成長や世帯員の増により間取りが不一致となった場合に住替えを認める
- ◎サービス付き高齢者向け住宅や福祉系居住施設の供給推進【2-2再掲】
  - ・登録戸数 H23：434戸、H24：404戸、H25：302戸、H26：197戸、H27：423戸
- ◎「石川県あんしん賃貸住宅支援事業」による賃貸住宅入居の円滑化【2-1再掲】
  - ・登録住宅件数 454件

### ＜目標3＞ 環境にやさしい住まい・まちづくり

#### 3-1. 環境に配慮する

住宅の省エネルギー化に向けた取組みを一層推進するとともに、住宅・建築物におけるリサイクルを徹底することで、環境負荷の軽減を図る。

- ◎「いしかわ住まいの省エネサポート制度」の作成・普及
  - ・件数 H23：一件、H24：186件、H25：335件、H26：317件、H27：274件
- ◎「エコ住宅整備促進事業(補助金)等による住宅の省エネ化の推進
  - ・件数 H23：349件、H24：203件、H25：302件、H26：304件、H27：149件
- ◎「石川県エコ住宅アドバイザー」の育成・活用
  - ・登録件数 H23：42件、H24：145件、H25：83件、H26：64件、H27：24件
- ◎「エコリビングマニュアル」、「いしかわ版エコ住宅改修マニュアル」、「いしかわエコリビング賞」等による県民意識啓発・住宅の省エネ化の推進
  - ・いしかわエコリビング賞の実施  
表彰件数 H23：6件、H24：4件、H25：7件、H26：7件、H27：4件（新築部門のみ）

- ◎いしかわエコハウスを活用した省エネ手法・省エネ改修の情報発信
  - ・いしかわエコハウスにおける情報発信
- ◎「エコ住宅展」の開催による省エネ住宅への普及啓発
  - ・環境フェアにてエコ住宅に関するブースを出展
- ◎スマートハウス、スマートタウン等の普及・啓発
  - ・金沢市において奨励金事業を実施
- ◎公共事業におけるリサイクル製品の使用の推進
  - ・公共工事にリサイクル製品の使用の推進
- ◎町家・古民家の情報提供の充実による古民家等再生や古材活用の推進
  - ・ホームページやパンフレットによる情報提供

### 3-2. 住宅を長持ちさせる

質、性能ともに高い住宅づくりを行なうとともに、既存の住宅に対する適切かつ計画的な改修を行うことで、住宅をより長く、良好に使い続ける。

- ◎長期優良住宅の先進的事例の紹介・税制優遇や各種支援制度のPR等
  - ・ホームページやパンフレットによるPR
- ◎「(仮称) 長期優良住宅実践講座」の開催、長期優良住宅の設計を行う人材の登録制度の検討
  - ・ハウジングスクールの開催
    - 受講人数 H23 : 228 人、H24 : 365 人、H25 : 302 人、H26 : 265 人、H27 : 256 人
- ◎「住宅性能表示制度」「住宅瑕疵担保履行法」の普及
  - ・県営住宅での住宅表示制度の活用
- ◎既存住宅の快適性を向上させる一体的なリフォームの推進(耐震・省エネ・バリアフリー・居住性向上等)
  - ・出前講座などによる住宅リフォームに関する助成制度等の紹介
- ◎長期的な計画に基づく住宅の改修等を推進する人材の育成
  - ・ハウジングスクールの開催【再掲】
    - 受講人数 H23 : 228 人、H24 : 365 人、H25 : 302 人、H26 : 265 人、H27 : 256 人
- ◎不動産関係者による、県民が中古住宅を取得する前のリフォームの推進
  - ・石川県宅地建物取引業協会が設置する空き家相談窓口におけるリフォーム相談対応
- ◎「石川県バリアフリー社会推進賞」や「いしかわエコリビング賞」等による良質なリフォーム事例や改修手法の県民への紹介
  - ・いしかわエコリビング賞におけるリフォーム部門の顕彰
- ◎マンション管理実態のデータベース化
  - ・未実施
- ◎マンション管理に従事する者向けの講習会の開催
  - ・マンション管理講習会を年1回実施

◎関連団体と連携したマンション管理組合の組織化や育成の推進

- ・マンション管理士会を後援、マンション管理士会によるマンション管理セミナーの実施

### 3-3. 住まいの流通・活用を進める

住宅に対する的確・適切な点検、改修、リフォーム等を推進するとともに、空家バンク等による情報提供を通じて、既存住宅の流通促進や町家・古民家等の継承・活用を行なう。

◎住宅の点検・改修等の履歴情報の蓄積と活用の推進

- ・既存住宅の性能表示制度やインスペクション等の普及

◎県民向けの中古住宅購入時のチェックリストの作成

- ・中古住宅のかし保険制度の周知

## <目標4> 住まい・まちづくりを支える次世代のひとづくり・地域づくり

### 4-1. 次世代を育てる

住まいづくり・まちづくりの担い手である住民や住民組織をはじめ、優良な建築技術者、地場の建築生産組合の育成により、地域住文化の継承を目指す。

◎世代別・属性別の住宅や住まい方に関する講習会等の開催、住教育の参考書やパンフレットの作成

- ・かしこい住まいづくり講座の開催

受講人数 H23：101人、H24：75人、H25：60人、H26：77人、H27：62人

◎大学や高等教育機関等と連携した県民向け住まい・まちづくり教育の企画・実践の検討

- ・未実施

◎学校教員や、教員志望の学生向けの「住教育の進め方」講習会の開催の検討

- ・未実施

◎住教育の場としての、いしかわエコハウス等の活用

- ・いしかわエコハウスにおける学生を対象とした研修の実施

◎「(仮称) 建築・住宅人材バンク」の創設 【2-1再掲】

- ・検討中

◎里山里海の保全等に取り組む地域での体験型の住教育の企画・実践

- ・春蘭の里地区、日置地区

## 4-2. いしかわの地域特性を活かす

地域に根ざした良好な景観形成を図るとともに、県産材料の活用や気候風土に根ざした住まいづくり・まちづくりを行なう。

### (1) 里山里海景観等の保全・形成

- ◎景観条例等に基づく地域に根ざした景観形成に寄与する住まいづくり・まちづくりの推進
  - ・景観アドバイザー派遣制度による推進、街なみ環境整備事業による景観形成に寄与するまちづくりの推進
- ◎景観に配慮した良質な公共施設整備の促進
  - ・石川県公共事業景観形成ガイドラインに従い公共施設を整備
- ◎「景観アドバイザー」や、「景観づくりリーダー」の育成
  - ・景観アドバイザー：11名、景観づくりリーダー：25名
- ◎里山里海景観の核を成す古民家に関する改修・リフォーム時の設計指針・事例集等の作成
  - ・未実施
- ◎地元産の建材(木材、石材、伝産品等)の使用の推進
  - ・公共工事により県産材の使用を推進
  - ・金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、津幡町での地元産材利用推進の補助を実施
- ◎公的賃貸住宅等の公共建築物での県産材利用の推進
  - ・県産木材使用 H23：13.9m<sup>3</sup>、H24：9.7m<sup>3</sup>、H25：10.1m<sup>3</sup>、H26：5.0m<sup>3</sup>、H27：5.2m<sup>3</sup>

## 4-3. 地域を元気にする

市街地・集落の再生に取り組むとともに、高齢者や子育て世帯の暮らしを社会全体で支援する体制を構築する。また、定住及び交流居住を推進するための施策の充実を図る。

- ◎いわゆる「オールドタウン」や郊外の市街地の再生手法の検討
  - ・空き家調査を実施
- ◎空き家の利活用・除去、空地の除草等、市民による主体的な活動（エリアマネジメント等）に対する支援の検討
  - ・空き家跡地をポケットパーク化し町会で管理（小松市）
- ◎大学等と連携した、超高齢社会における居住のあり方についての研究
  - ・石川居住研究会（大学・地域連携プロジェクト支援事業）を実施
- ◎「高齢者居住安定確保計画」に基づく、高齢者の「住まい」「見守り・生活支援」「介護」に関する環境整備の推進

- ・サービス付き高齢者住宅の供給促進【再掲 2-2】  
登録戸数 H23：434 戸、H24：404 戸、H25：302 戸、H26：197 戸、H27：423 戸
- ◎地域コミュニティに必要な高齢者の見守りネットワークの構築
  - ・平和町団地で、高齢者の見守り訪問を実施【再掲】  
H25：693 件、H26：417 件、H27：450 件
- ◎地域包括支援センターと住宅相談窓口との連携強化
  - ・未実施
- ◎三世帯同居や近居、隣居に関する相談体制の構築
  - ・住情報ネットワークによる相談体制の構築
- ◎三世帯同居や二世帯住宅等の家族同居を推進するための施策の検討
  - ・三世帯ファミリー同居・近居促進事業の実施（県）
  - ・3 世代家族住宅建築奨励金事業の実施（小松市など）
- ◎子育てに適した仕様・間取りに関する講習会の開催等
  - ・かしこい住まいづくり講座の開催【再掲 4-1】  
受講人数 H23：101 人、H24：75 人、H25：60 人、H26：77 人、H27：62 人
- ◎講習会の開催等による子育て世帯の住生活に対する意識向上
  - ・かしこい住まいづくり講座の開催【再掲 4-1】  
受講人数 H23：101 人、H24：75 人、H25：60 人、H26：77 人、H27：62 人
- ◎「JTI 賃貸住宅情報」や「住み替え・二地域居住支援サイト」等、インターネットを通じた空家情報を活用した住み替え・移住の支援
  - ・空き家バンクの活用による支援

# 参考資料2 石川県の住生活に関するデータ

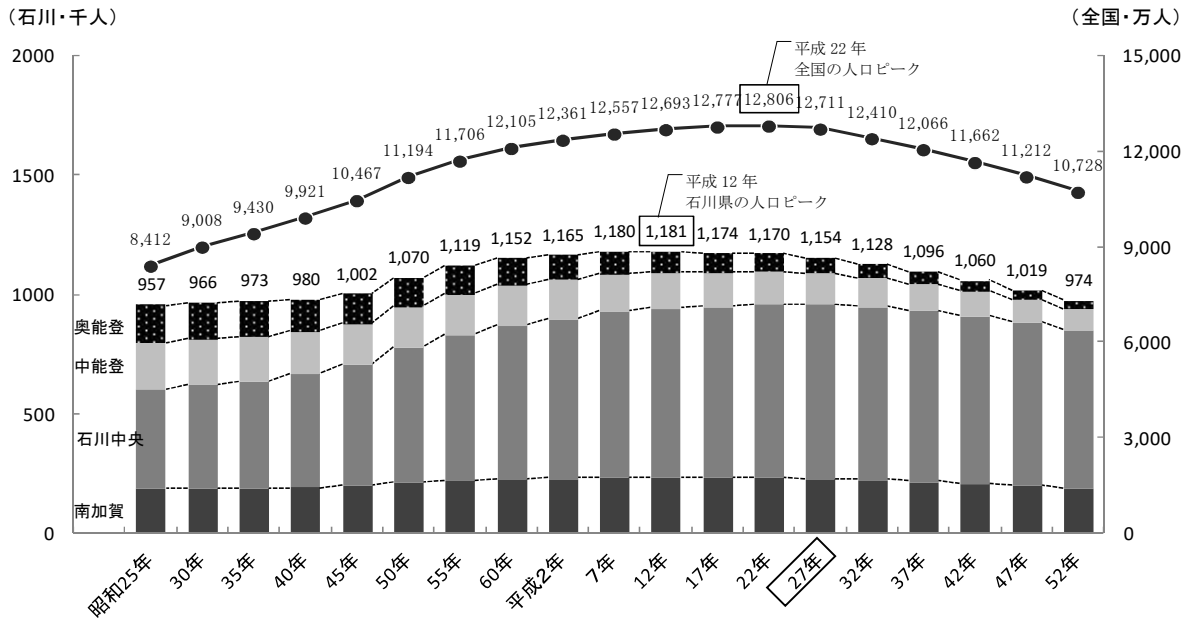
## 1. 人口及び世帯数の推移

### 1-1. 人口・世帯数・年齢構成等

#### (1) 人口の推移

- 全国の人口は、平成22年（12,806万人）をピークとして、以降は減少が続いていく。
- 県全体の人口は、平成12年（1,180,977人）に全国よりも先駆けてピークに達しており、平成52年には、974,370人にまで減少することが見込まれている。
- 奥能登と中能登では、昭和25年以降、人口減少が続いており、平成52年の人口は平成27年比で、奥能登は半減、中能登は6割程度に大きく落ち込む。
- 石川中央では、平成32年には人口減少に転じると予想されるが、人口減少率は他の圏域よりも低い水準で推移する。
- 南加賀では、石川県全域と同様に、平成12年をピークとして減少に転じている。

図表 1-1 県全域及び圏域別の人口推移



(単位：人、%)

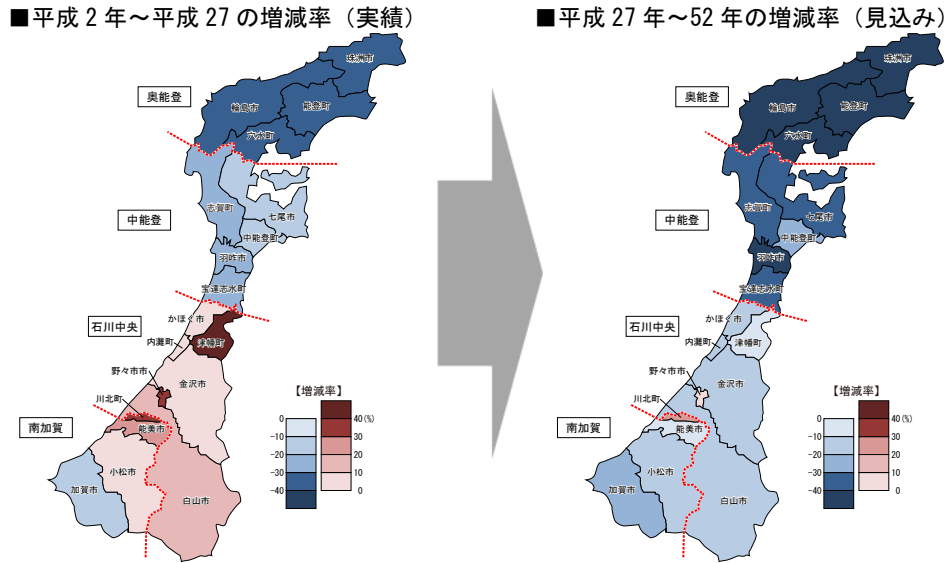
年号(西暦)	区分	人口(人)					前回に対する増減率(%)				
		石川県	南加賀	石川中央	中能登	奥能登	石川県	南加賀	石川中央	中能登	奥能登
昭和25年(1950)	実績値	957,279	191,500	415,711	192,208	157,860	—	—	—	—	—
30年(1955)		966,187	189,375	434,514	187,870	154,428	0.93	△ 1.11	4.52	△ 2.26	△ 2.17
35年(1960)		973,418	190,971	448,398	183,521	150,528	0.75	0.84	3.20	△ 2.31	△ 2.53
40年(1965)		980,499	195,315	474,093	175,016	136,075	0.73	2.27	5.73	△ 4.63	△ 9.60
45年(1970)		1,002,420	202,548	505,358	168,444	126,070	2.24	3.70	6.59	△ 3.76	△ 7.35
50年(1975)		1,069,872	214,253	564,982	168,944	121,693	6.73	5.78	11.80	0.30	△ 3.47
55年(1980)		1,119,304	223,173	609,389	168,955	117,787	4.62	4.16	7.86	0.01	△ 3.21
60年(1985)		1,152,325	230,250	641,143	167,896	113,036	2.95	3.17	5.21	△ 0.63	△ 4.03
平成2年(1990)		1,164,628	231,277	666,109	162,566	104,676	1.07	0.45	3.89	△ 3.17	△ 7.40
7年(1995)		1,180,068	234,845	691,907	156,960	96,356	1.33	1.54	3.87	△ 3.45	△ 7.95
12年(2000)		1,180,977	237,184	704,530	149,940	89,323	0.08	1.00	1.82	△ 4.47	△ 7.30
17年(2005)		1,174,026	236,950	709,489	144,373	83,214	△ 0.59	△ 0.10	0.70	△ 3.71	△ 6.84
22年(2010)		1,169,788	235,147	723,223	135,960	75,458	△ 0.36	△ 0.76	1.94	△ 5.83	△ 9.32
27年(2015)		1,154,343	229,434	728,443	128,261	68,205	△ 1.32	△ 2.43	0.72	△ 5.66	△ 9.61
32年(2020)		推計値	1,128,068	225,326	722,344	119,397	61,001	△ 2.28	△ 1.79	△ 0.84	△ 6.91
37年(2025)	1,096,170		218,368	712,603	110,893	54,306	△ 2.83	△ 3.09	△ 1.35	△ 7.12	△ 10.98
42年(2030)	1,059,630		210,493	698,717	102,374	48,046	△ 3.33	△ 3.61	△ 1.95	△ 7.68	△ 11.53
47年(2035)	1,018,824		201,909	680,709	93,958	42,248	△ 3.85	△ 4.08	△ 2.58	△ 8.22	△ 12.07
52年(2040)	974,370		192,947	658,916	85,618	36,889	△ 4.36	△ 4.44	△ 3.20	△ 8.88	△ 12.68

注1) 実績値は国勢調査報告(ただし、平成27年は速報集計)  
 注2) 推計値は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)  
 注3) 圏域区分は以下のとおり。①奥能登…輪島市・珠洲市・鳳珠郡、②中能登…七尾市・羽咋市・羽咋郡・鹿島郡、  
 ③石川中央…金沢市・かほく市・白山市・野々市市・河北郡、④南加賀…小松市・加賀市・能美市・能美郡

## (2) 人口の増減率（平成2年～27年の実績値及び平成27年～52年までの推計値）

- ・ 県全体の人口は、過去25年間（平成2年～27年）で約1万人減少（△0.88%）し、今後の25年間（平成27～52年）で約18万人の減少（△15.59%）が見込まれる。
- ・ 奥能登と中能登では人口減少が深刻であり、今後25年間の人口増減率は、奥能登で△45.91%、中能登で△33.25%と見込まれる。
- ・ 今後25年間では、4圏域のすべてで、全域全体の人口減少が見込まれているが、市町別にみると、野々市市と川北町では人口増加が見込まれている。

図表 1-2 県全域・圏域別・市町別の人口増減率



※資料：国勢調査報告、日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）

（単位：人、%）

地域	平成27年 実績値	平成2年 実績値	平成2年～27年の 人口の増減		平成52年 推計値	平成27年 実績値	平成27年～52年の 人口の増減	
			実数	率			実数	率
石川 県	1,154,343	1,164,628	△ 10,285	△ 0.88	974,370	1,154,343	△ 179,973	△ 15.59
加賀 地域	957,877	897,386	60,491	6.74	851,863	957,877	△ 106,014	△ 11.07
能登 地域	196,466	267,242	△ 70,776	△ 26.48	122,507	196,466	△ 73,959	△ 37.64
南加賀	229,434	231,277	△ 1,843	△ 0.80	192,947	229,434	△ 36,487	△ 15.90
石川中央	728,443	666,109	62,334	9.36	658,916	728,443	△ 69,527	△ 9.54
中能登	128,261	162,566	△ 34,305	△ 21.10	85,618	128,261	△ 42,643	△ 33.25
奥能登	36,889	104,676	△ 36,471	△ 34.84	36,889	68,205	△ 31,316	△ 45.91
金沢市	465,810	442,868	22,942	5.18	417,156	465,810	△ 48,654	△ 10.45
七尾市	55,348	68,692	△ 13,344	△ 19.43	35,880	55,348	△ 19,468	△ 35.17
小松市	106,940	106,075	865	0.82	88,528	106,940	△ 18,412	△ 17.22
輪島市	27,205	40,309	△ 13,104	△ 32.51	15,440	27,205	△ 11,765	△ 43.25
珠洲市	14,631	23,471	△ 8,840	△ 37.66	7,474	14,631	△ 7,157	△ 48.92
加賀市	67,235	80,714	△ 13,479	△ 16.70	49,428	67,235	△ 17,807	△ 26.48
羽咋市	21,726	27,517	△ 5,791	△ 21.05	14,025	21,726	△ 7,701	△ 35.45
かほく市	34,226	34,207	19	0.06	28,008	34,226	△ 6,218	△ 18.17
白山市	109,321	98,499	10,822	10.99	97,028	109,321	△ 12,293	△ 11.24
能美市	48,899	39,934	8,965	22.45	47,319	48,899	△ 1,580	△ 3.23
野々市市	55,122	39,769	15,353	38.61	58,569	55,122	3,447	6.25
川北町	6,360	4,554	1,806	39.66	7,672	6,360	1,312	20.63
津幡町	36,982	26,078	10,904	41.81	35,680	36,982	△ 1,302	△ 3.52
内灘町	26,982	24,688	2,294	9.29	22,475	26,982	△ 4,507	△ 16.70
志賀町	20,434	28,782	△ 8,348	△ 29.00	13,193	20,434	△ 7,241	△ 35.44
宝達志水町	13,171	16,897	△ 3,726	△ 22.05	8,722	13,171	△ 4,449	△ 33.78
中能登町	17,582	20,678	△ 3,096	△ 14.97	13,798	17,582	△ 3,784	△ 21.52
穴水町	8,793	12,831	△ 4,038	△ 31.47	5,079	8,793	△ 3,714	△ 42.24
能登町	17,576	28,065	△ 10,489	△ 37.37	8,896	17,576	△ 8,680	△ 49.39

注1) 実績値は国勢調査報告（ただし、平成27年は速報集計）

注2) 推計値は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）

注3) 圏域区分は以下のとおり。①奥能登…輪島市・珠洲市・鳳珠郡、②中能登…七尾市・羽咋市・羽咋郡・鹿島郡、

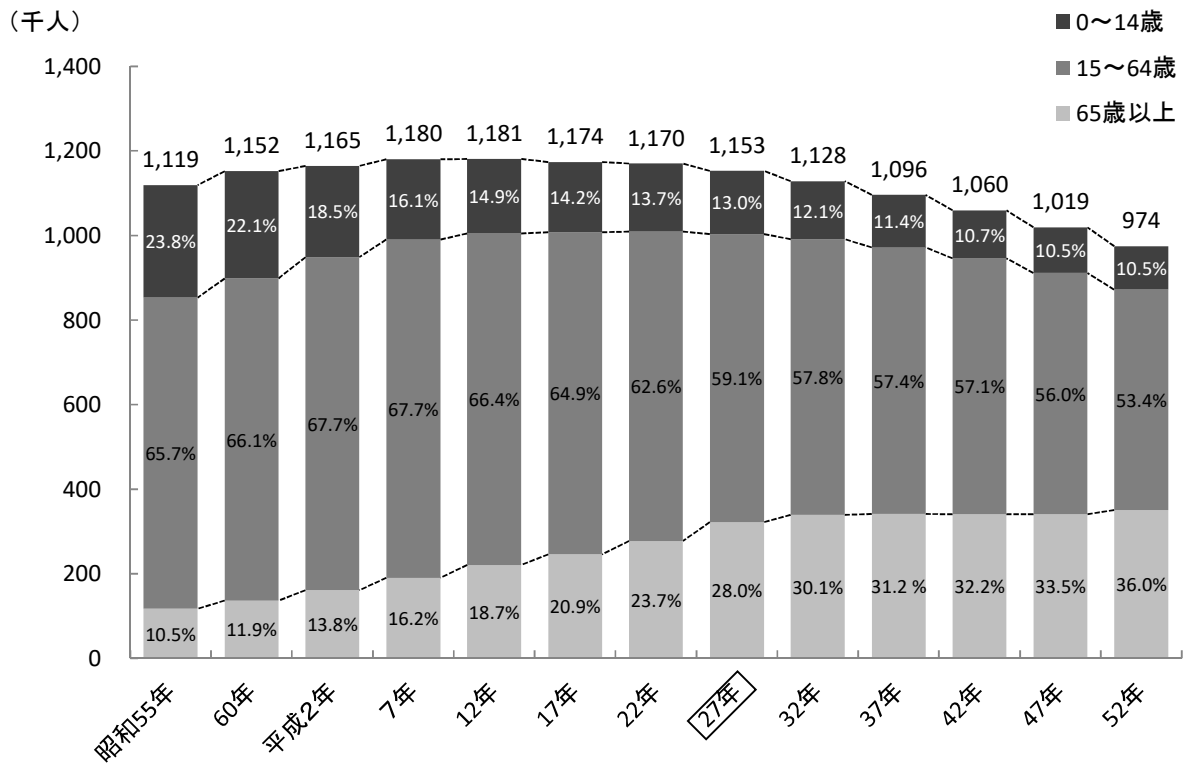
③石川中央…金沢市・かほく市・白山市・野々市市・河北郡、④南加賀…小松市・加賀市・能美市・能美郡



### (3) 年齢別人口の構成比の推移

- ・ 県全体では、年少人口(0～14歳)が減少、高齢人口(65歳以上)が増加する少子高齢化の傾向が顕著となっている。
- ・ 高齢人口は今後も増加が続き、平成32年には30%を超え、平成52年には36.0%になることが見込まれる。
- ・ 年少人口は減少が続き、平成42年以降、10%程度で横ばいになることが見込まれる。

図表 1-3 年齢別人口の構成比の推移



(単位：人、%)

年号 (西暦)	区分	人口			構成比		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和55年 (1980)	実績値	266,124	735,530	117,649	23.8%	65.7%	10.5%
60年 (1985)		254,169	761,352	136,804	22.1%	66.1%	11.9%
平成2年 (1990)		215,613	787,993	161,022	18.5%	67.7%	13.8%
7年 (1995)		189,755	799,395	190,919	16.1%	67.7%	16.2%
12年 (2000)		176,256	784,195	220,526	14.9%	66.4%	18.7%
17年 (2005)		166,296	761,812	245,918	14.2%	64.9%	20.9%
22年 (2010)		160,548	731,716	277,524	13.7%	62.6%	23.7%
27年 (2015)	推計値	149,335	681,107	322,484	13.0%	59.1%	28.0%
32年 (2020)		136,968	651,901	339,199	12.1%	57.8%	30.1%
37年 (2025)		124,705	629,668	341,797	11.4%	57.4%	31.2%
42年 (2030)		113,768	605,023	340,839	10.7%	57.1%	32.2%
47年 (2035)		107,136	570,714	340,974	10.5%	56.0%	33.5%
52年 (2040)		102,656	520,608	351,106	10.5%	53.4%	36.0%

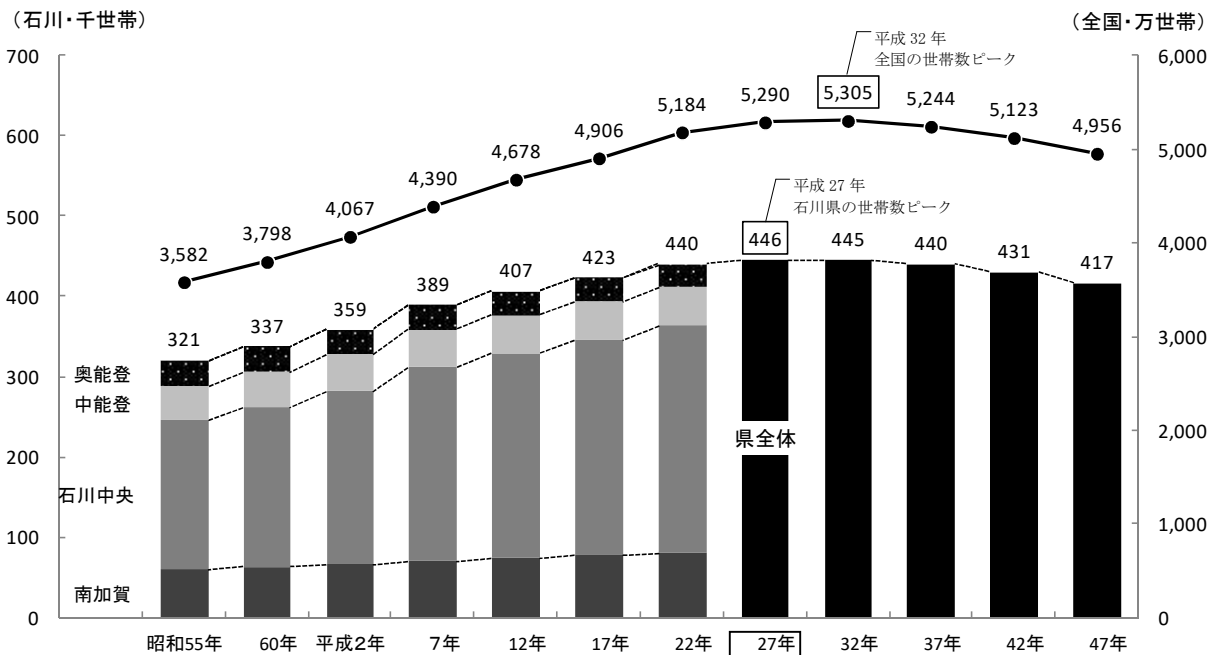
注1) 実績値は、国勢調査報告(年齢不詳分は年齢区分の構成比で按分し、実績値を補正した)

注2) 推計値は、国立社会保障・人口問題研究所:『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』

#### (4) 世帯数の推移

- ・ 全国の世帯数は、平成 32 年（5,305 万世帯）にピークに達し、以降は減少することが見込まれている。
- ・ 県全体の世帯数は、平成 27 年（445,730 世帯）をピークに減少に転じ、平成 47 年には 417,134 世帯になることが見込まれている。
- ・ 奥能登では、昭和 55 年以降、一貫して減少が続いている。
- ・ 中能登では、長期的には増加しているが、平成 17 年をピークに減少に転じている。
- ・ 石川中央、南加賀では着実に増加してきたが、近年は増加率が鈍くなっている。

図表 1-4 県全域及び圏域別の世帯数の推移



(単位: 世帯, %)

年号 (西暦)	区分	一般世帯数					前回に対する増減率				
		石川県	南加賀	石川中央	中能登	奥能登	石川県	南加賀	石川中央	中能登	奥能登
昭和55年 (1980)	実績値	320,696	60,190	185,424	43,242	31,840	—	—	—	—	—
60年 (1985)		337,267	63,159	198,617	43,921	31,570	5.17	4.93	7.12	1.57	△ 0.85
平成2年 (1990)		358,678	65,384	216,549	45,512	31,233	6.35	3.52	9.03	3.62	△ 1.07
7年 (1995)		389,435	70,633	241,581	46,449	30,772	8.58	8.03	11.56	2.06	△ 1.48
12年 (2000)		406,618	74,634	254,286	47,357	30,341	4.41	5.66	5.26	1.95	△ 1.40
17年 (2005)		423,157	78,047	267,420	47,920	29,770	4.07	4.57	5.17	1.19	△ 1.88
22年 (2010)		440,247	80,898	283,363	47,456	28,530	4.04	3.65	5.96	△ 0.97	△ 4.17
27年 (2015)	推計値	445,730					1.25				
32年 (2020)		445,411					△ 0.07				
37年 (2025)		440,124					△ 1.19				
42年 (2030)		430,502					△ 2.19				
47年 (2035)		417,134					△ 3.11				

注 1) 実績値は国勢調査報告

注 2) 推計値は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の世帯数の将来推計 (都道府県別推計)』(平成26年4月推計)

注 3) 圏域区分は以下のとおり。①奥能登…輪島市・珠洲市・鳳珠郡、②中能登…七尾市・羽咋市・羽咋郡・鹿島郡、

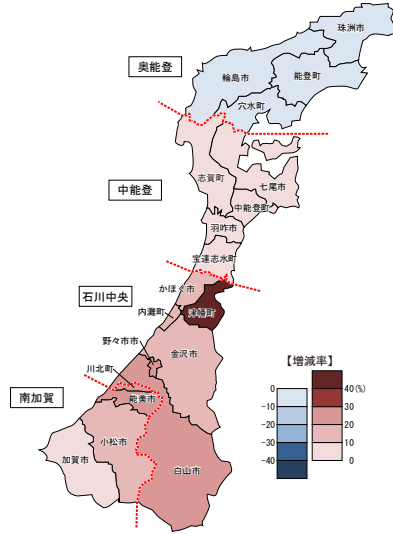
③石川中央…金沢市・かほく市・白山市・野々市市・河北郡、④南加賀…小松市・加賀市・能美市・能美郡

(5) 世帯数の増減率（平成2年～12年及び平成12～22年の実績値）

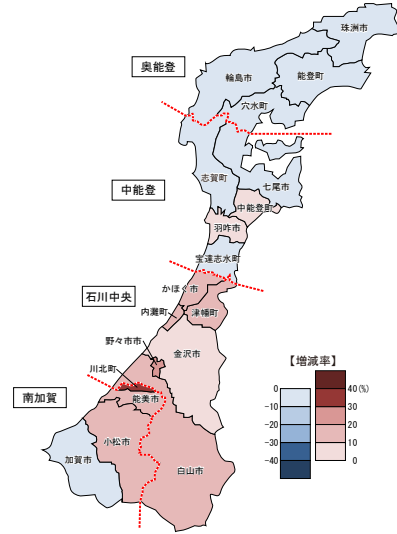
- ・ 県全体の世帯数は、過去20年間で増加しているが、直近10年間では増加率が鈍っている。
- ・ 奥能登では減少が続き、直近10年間で減少率が倍増（△2.86%→△5.97%）している。
- ・ 中能登では、平成2年～12年まではすべての市町で増加していたが、直近10年間では、七尾市、志賀町、宝達志水町で減少に転じている。
- ・ 石川中央、南加賀では、増加率が鈍っている。

図表1-5 県全域・圏域別・市町別の世帯の増減率

■平成2年～平成12年の増減率（実績）



■平成12年～22年の増減率（実績）



※資料：国勢調査報告

(単位：世帯、%)

地域	平成12年 実績値	平成2年 実績値	平成2年～12年の 世帯数の増減	
			実数	率
石川県	406,618	358,678	47,940	13.37
加賀地域	328,920	281,933	46,987	16.67
能登地域	77,698	76,745	953	1.24
南加賀	74,634	65,384	9,250	14.15
石川中央	254,286	216,549	37,737	17.43
中能登	47,357	45,512	1,845	4.05
奥能登	30,341	31,233	△ 892	△ 2.86
金沢市	174,888	152,477	22,411	14.70
七尾市	20,968	19,843	1,125	5.67
小松市	33,934	28,964	4,970	17.16
輪島市	12,089	12,427	△ 338	△ 2.72
珠洲市	6,760	6,999	△ 239	△ 3.41
加賀市	26,116	25,043	1,073	4.28
羽咋市	7,943	7,647	296	3.87
かほく市	9,805	8,632	1,173	13.59
白山市	31,986	26,113	5,873	22.49
能美市	13,344	10,367	2,977	28.72
野々市市	18,492	14,795	3,697	24.99
川北町	1,240	1,010	230	22.77
津幡町	10,070	6,827	3,243	47.50
内灘町	9,045	7,705	1,340	17.39
志賀町	8,130	8,037	93	1.16
宝達志水町	4,566	4,446	120	2.70
中能登町	5,750	5,539	211	3.81
穴水町	3,752	3,811	△ 59	△ 1.55
能登町	7,740	7,996	△ 256	△ 3.20

地域	平成22年 実績値	平成12年 実績値	平成12年～22年の 世帯数の増減	
			実数	率
石川県	440,247	406,618	33,629	8.27
加賀地域	364,261	328,920	35,341	10.74
能登地域	75,986	77,698	△ 1,712	△ 2.20
南加賀	80,898	74,634	6,264	8.39
石川中央	283,363	254,286	29,077	11.43
中能登	47,456	47,357	99	0.21
奥能登	28,530	30,341	△ 1,811	△ 5.97
金沢市	190,871	174,888	15,983	9.14
七尾市	20,885	20,968	△ 83	△ 0.40
小松市	37,378	33,934	3,444	10.15
輪島市	11,338	12,089	△ 751	△ 6.21
珠洲市	6,216	6,760	△ 544	△ 8.05
加賀市	25,907	26,116	△ 209	△ 0.80
羽咋市	8,072	7,943	129	1.62
かほく市	11,062	9,805	1,257	12.82
白山市	36,518	31,986	4,532	14.17
能美市	15,894	13,344	2,550	19.11
野々市市	22,993	18,492	4,501	24.34
川北町	1,719	1,240	479	38.63
津幡町	11,918	10,070	1,848	18.35
内灘町	10,001	9,045	956	10.57
志賀町	7,827	8,130	△ 303	△ 3.73
宝達志水町	4,546	4,566	△ 20	△ 0.44
中能登町	6,126	5,750	376	6.54
穴水町	3,637	3,752	△ 115	△ 3.07
能登町	7,339	7,740	△ 401	△ 5.18

注1) 実績値は国勢調査報告

注2) 推計値は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（平成26年4月推計）

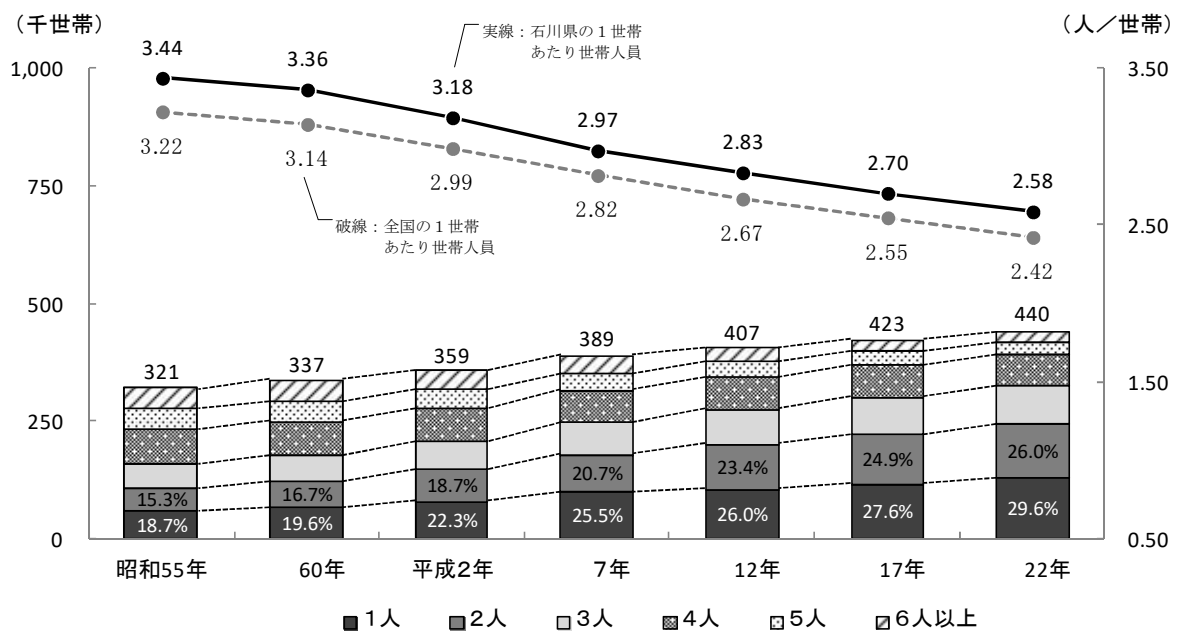
注3) 圏域区分は以下のとおり。①奥能登…輪島市・珠洲市・鳳珠郡、②中能登…七尾市・羽咋市・羽咋郡・鹿島郡、

③石川中央…金沢市・かほく市・白山市・野々市市・河北郡、④南加賀…小松市・加賀市・能美市・能美郡

## (6) 世帯人員の推移

- ・ 本県の1世帯あたりの世帯人員は、全国水準を若干上回っているものの、全国と同様の傾向で減少基調が続いている。
- ・ 本県では、昭和55年以降、1人世帯、2人世帯の割合が増加していることから、1世帯当たりの世帯人員は減少し、平成22年時点で2.58人/世帯となっている。
- ・ 平成22年時点で、1人世帯は29.6%、2人世帯は26.0%であり、世帯人員が2名以下の世帯が全体の半数以上(55.6%)を占めている。

図表 1-6 世帯人員の推移



(単位：世帯、%)

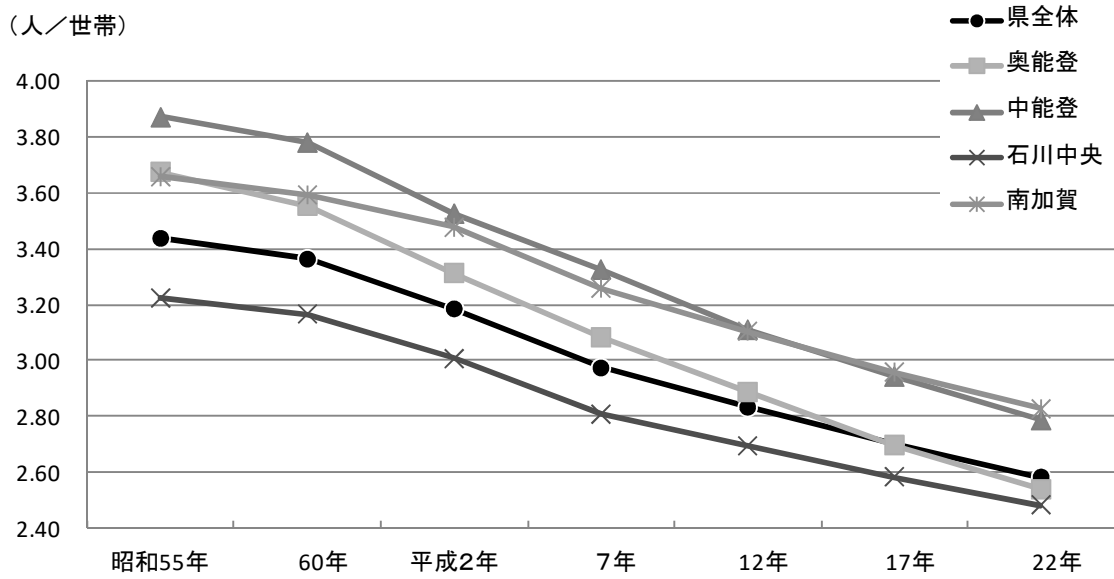
年号 (西暦)	一般世帯の世帯数	一般世帯の世帯人員	1世帯当たりの人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
昭和55年 (1980)	320,696	1,102,084	3.44	59,872 (18.7)	48,931 (15.3)	52,690 (16.4)	73,089 (22.8)	42,438 (13.2)	43,676 (13.6)
60年 (1985)	337,267	1,133,936	3.36	66,242 (19.6)	56,404 (16.7)	54,853 (16.3)	71,873 (21.3)	44,043 (13.1)	43,852 (13.0)
平成2年 (1990)	358,678	1,142,304	3.18	80,122 (22.3)	67,023 (18.7)	59,452 (16.6)	70,634 (19.7)	39,795 (11.1)	41,652 (11.6)
7年 (1995)	389,435	1,158,075	2.97	99,423 (25.5)	80,666 (20.7)	66,775 (17.1)	69,195 (17.8)	36,508 (9.4)	36,868 (9.5)
12年 (2000)	406,618	1,152,171	2.83	105,651 (26.0)	95,059 (23.4)	74,787 (18.4)	67,760 (16.7)	32,934 (8.1)	30,427 (7.5)
17年 (2005)	423,157	1,143,759	2.70	116,844 (27.6)	105,159 (24.9)	78,560 (18.6)	68,068 (16.1)	29,752 (7.0)	24,774 (5.9)
22年 (2010)	440,247	1,137,793	2.58	130,150 (29.6)	114,577 (26.0)	80,772 (18.3)	66,929 (15.2)	27,653 (6.3)	20,166 (4.6)

資料：国勢調査報告

## (7) 圏域別の1世帯当たり世帯人員の推移

- 本県の4圏域の1世帯当たりの世帯人員の推移をみると、すべての圏域で世帯人員が減少しており、県全体で世帯が縮小していることがわかる。
- 平成22年時点で、1世帯当たりの世帯人員が最も多いのは南加賀の2.83人/世帯であり、次いで、中能登(2.79人/世帯)、奥能登(2.54人/世帯)、石川中央(2.49人/世帯)の順となっている。

図表 1-7 圏域別の1世帯当たり世帯人員の推移



(単位：人/世帯)

年号 (西暦)	県全体	奥能登	中能登	石川中央	南加賀
昭和55年 (1980)	3.44	3.67	3.87	3.22	3.66
60年 (1985)	3.36	3.55	3.78	3.17	3.59
平成2年 (1990)	3.18	3.31	3.52	3.01	3.48
7年 (1995)	2.97	3.08	3.33	2.81	3.26
12年 (2000)	2.83	2.89	3.11	2.70	3.10
17年 (2005)	2.70	2.70	2.94	2.59	2.96
22年 (2010)	2.58	2.54	2.79	2.49	2.83

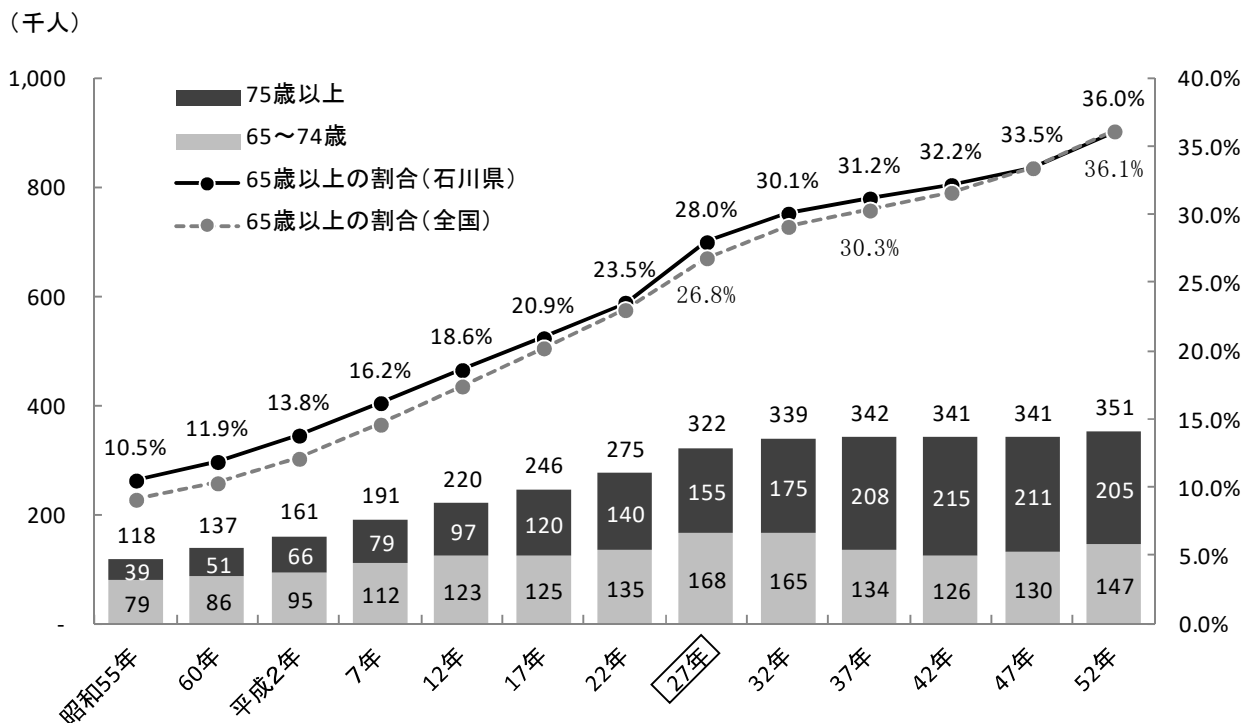
資料：国勢調査報告

## 1-2. 高齢者の状況

### (1) 65歳以上人口の推移

- ・ 本県では、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成27年には322,484人になり、以降は34万人を前後に横ばいから微増する見込みである。
- ・ 県全体の人口に占める65歳以上人口の割合は、昭和55年から平成22年までの30年間で、10.5%から23.5%に増加しており、今後も増加が続き、平成32年には30.1%、平成52年には36.0%になることが見込まれる。
- ・ 65歳以上人口に占める75歳以上(後期高齢者)人口の割合は、年々増加しており、平成22年で50.9%と半数を占め、平成37年には60.7%と6割に達する見込みである。

図表 1-8 65歳以上人口と割合の推移



(単位: 人, %)

年号 (西暦)	区分	総人口	65歳以上人口 (年齢不詳除く)			65歳以上の割合 (年齢不詳除く)		
			【合計】	65~74歳人口	75歳以上人口	総人口に占める65歳以上の割合	65歳以上人口に占める65~74歳の割合	65歳以上人口に占める75歳以上の割合
昭和55年 (1980)	実績値	1,119,304	117,580	78,639	38,941	10.5%	66.9%	33.1%
60年 (1985)		1,152,325	136,772	85,644	51,128	11.9%	62.6%	37.4%
平成2年 (1990)		1,164,628	160,692	94,687	66,005	13.8%	58.9%	41.1%
7年 (1995)		1,180,068	190,905	111,574	79,331	16.2%	58.4%	41.6%
12年 (2000)		1,180,977	219,666	123,125	96,541	18.6%	56.1%	43.9%
17年 (2005)		1,174,026	245,739	125,307	120,432	20.9%	51.0%	49.0%
22年 (2010)		1,169,788	275,337	135,314	140,023	23.5%	49.1%	50.9%
27年 (2015)	推計値	1,152,926	322,484	167,534	154,950	28.0%	52.0%	48.0%
32年 (2020)		1,128,068	339,199	164,699	174,500	30.1%	48.6%	51.4%
37年 (2025)		1,096,170	341,797	134,243	207,554	31.2%	39.3%	60.7%
42年 (2030)		1,059,630	340,839	125,502	215,337	32.2%	36.8%	63.2%
47年 (2035)		1,018,824	340,974	130,074	210,900	33.5%	38.1%	61.9%
52年 (2040)		974,370	351,106	146,572	204,534	36.0%	41.7%	58.3%

注1) 実績値は、国勢調査報告

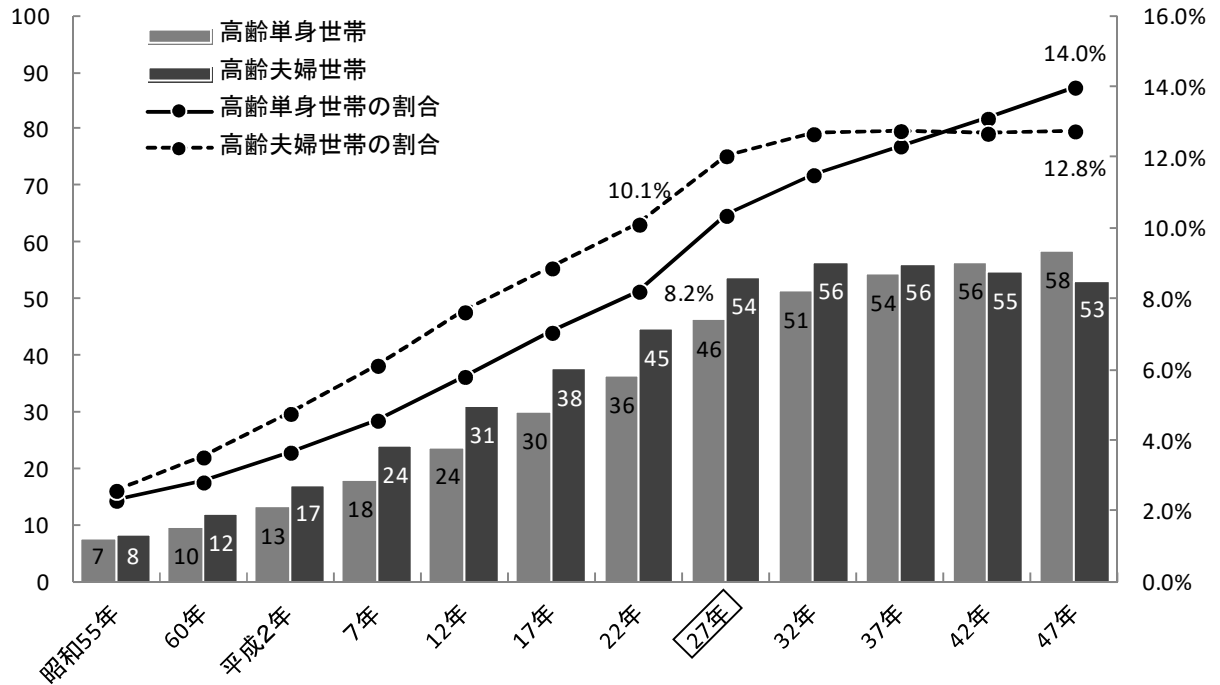
注2) 推計値は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』

## (2) 高齢単身世帯及び高齢夫婦のみ世帯の状況

- ・ 本県の高齢単身世帯の割合は、平成 22 年時点で 8.2%であり、今後も増加を続け、平成 47 年には 14.0%になると見込まれている。
- ・ 本県の高齢夫婦のみ世帯の割合は、平成 22 年時点で 10.1%であり、平成 32 年まで増加が続くが、その後は横ばいとなり、平成 47 年には 12.8%になると見込まれている。
- ・ 将来推計によれば本県では、平成 42 年には、高齢単身世帯の割合が高齢夫婦のみ世帯の割合を上回ることが予想されている。

図表 1-9 世帯全体に占める高齢単身世帯及び高齢夫婦のみ世帯の割合

(千世帯)



(単位：世帯、%)

年号 (西暦)	区分	【A】一般世帯数					高齢親族のいる世帯の割合 (B/A)	高齢単身の割合 (C/A)	高齢夫婦の割合 (D/A)	その他の割合 (E/A)
		【B】高齢親族のいる世帯	【C】高齢単身	【D】高齢夫婦	【E】その他					
昭和55年 (1980)	実績値	320,696	89,950	7,394	8,297	74,259	28.0%	2.3%	2.6%	23.2%
60年 (1985)		337,267	102,161	9,523	11,913	80,725	30.3%	2.8%	3.5%	23.9%
平成2年 (1990)		358,678	115,623	13,154	17,091	85,378	32.2%	3.7%	4.8%	23.8%
7年 (1995)		389,435	132,127	17,804	23,858	90,465	33.9%	4.6%	6.1%	23.2%
12年 (2000)		406,618	147,568	23,627	31,062	92,879	36.3%	5.8%	7.6%	22.8%
17年 (2005)		423,157	161,065	29,872	37,580	93,613	38.1%	7.1%	8.9%	22.1%
22年 (2010)		440,247	177,181	36,198	44,548	96,435	40.2%	8.2%	10.1%	21.9%
27年 (2015)		推計値	445,730		46,216	53,736			10.4%	12.1%
32年 (2020)	445,411			51,307	56,473			11.5%	12.7%	
37年 (2025)	440,124			54,286	56,187			12.3%	12.8%	
42年 (2030)	430,502			56,456	54,635			13.1%	12.7%	
47年 (2035)	417,134			58,384	53,213			14.0%	12.8%	

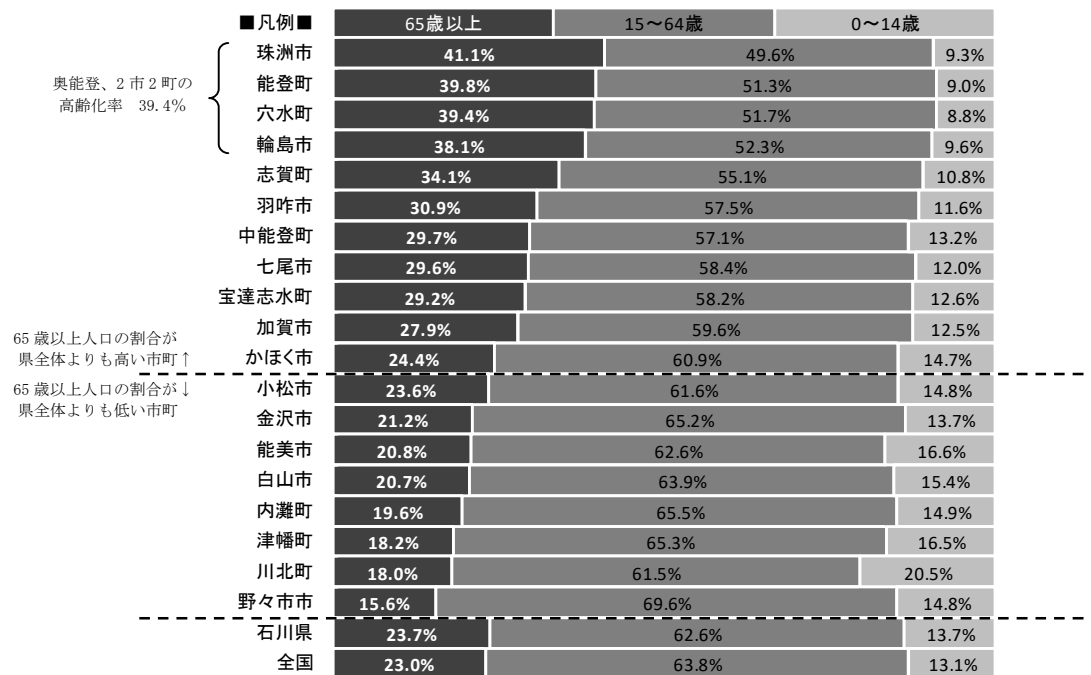
注1) 実績値は国勢調査報告

注2) 推計値は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の世帯数の将来推計 (都道府県別推計)』(平成26年4月推計)

### (3) 市町別の高齢化率の状況

- 平成 22 年時点で、本県で最も高齢化率が高いのは珠洲市の 41.1%である。
- 奥能登の高齢化率は 39.4%であり、2 市 2 町の高齢化率は、いずれも 38%を超えている。
- 能登地方のすべての市町において、県全体の高齢化率（23.7%）を超えており、能登地方の深刻な高齢化の状況を顕著に示している。
- 高齢化率が最も低いのは野々市市の 15.6%であり、珠洲市との差は 25.5 ポイントである。

図表 1-10 市町別の年齢別人口の構成比



(単位：人、%)

市町	人口			構成比		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
石川県	159,283	725,951	275,337	13.7%	62.6%	23.7%
奥能登	6,977	38,738	29,669	9.3%	51.4%	39.4%
中能登	16,248	78,161	41,474	12.0%	57.5%	30.5%
石川中央	101,881	465,770	147,607	14.2%	65.1%	20.6%
南加賀	34,177	143,282	56,587	14.6%	61.2%	24.2%
金沢市	62,258	297,230	96,462	13.7%	65.2%	21.2%
七尾市	6,932	33,807	17,118	12.0%	58.4%	29.6%
小松市	15,900	66,257	25,350	14.8%	61.6%	23.6%
輪島市	2,849	15,600	11,357	9.6%	52.3%	38.1%
珠洲市	1,515	8,080	6,699	9.3%	49.6%	41.1%
加賀市	8,954	42,810	20,027	12.5%	59.6%	27.9%
羽咋市	2,674	13,228	7,101	11.6%	57.5%	30.9%
かほく市	5,091	21,084	8,459	14.7%	60.9%	24.4%
白山市	16,950	70,512	22,807	15.4%	63.9%	20.7%
能美市	8,061	30,436	10,104	16.6%	62.6%	20.8%
野々市市	7,536	35,400	7,908	14.8%	69.6%	15.6%
川北町	1,262	3,779	1,106	20.5%	61.5%	18.0%
津幡町	6,075	24,079	6,730	16.5%	65.3%	18.2%
内灘町	3,971	17,465	5,241	14.9%	65.5%	19.6%
志賀町	2,402	12,233	7,576	10.8%	55.1%	34.1%
宝達志水町	1,796	8,315	4,166	12.6%	58.2%	29.2%
中能登町	2,444	10,578	5,513	13.2%	57.1%	29.7%
穴水町	860	5,025	3,834	8.8%	51.7%	39.4%
能登町	1,753	10,033	7,779	9.0%	51.3%	39.8%

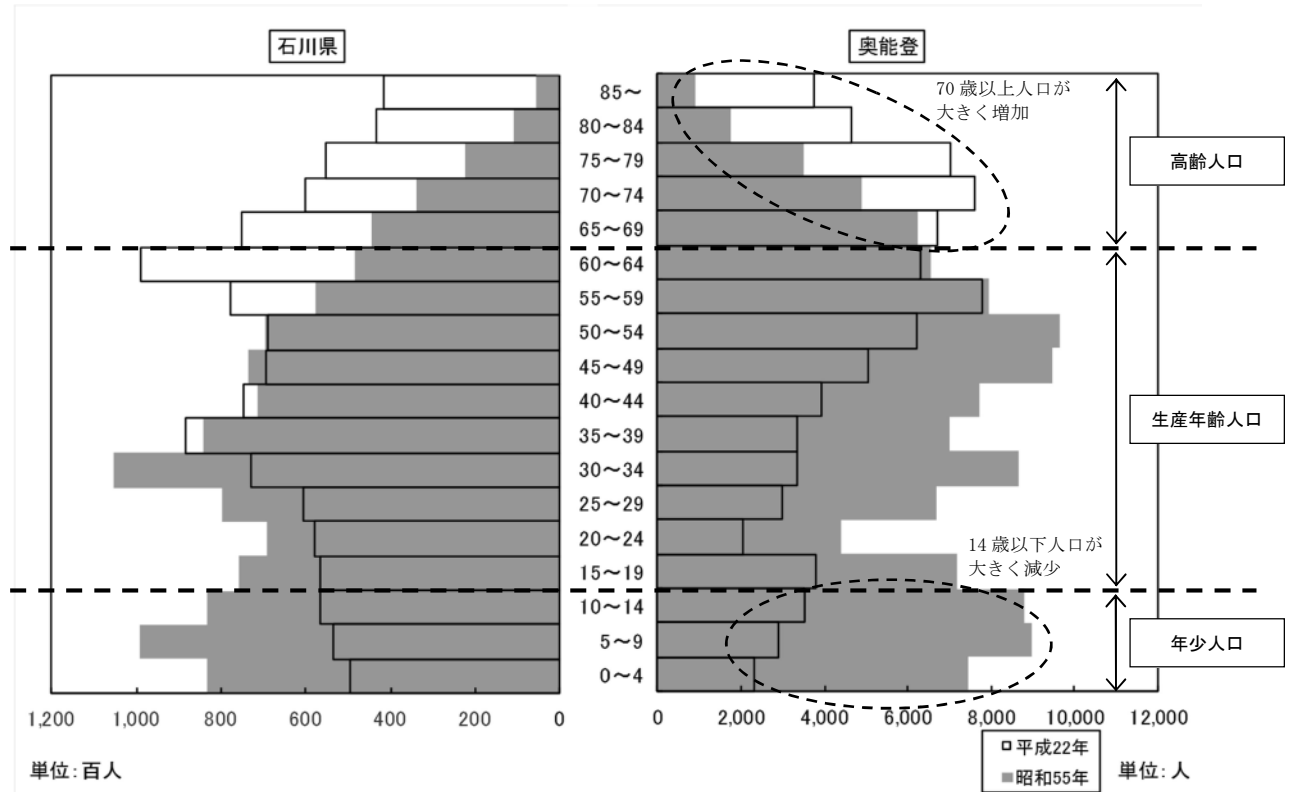
資料：国勢調査報告(平成22年)



#### (4) 人口ピラミッドの構造変化

- 県全体と奥能登の昭和55年と平成22年の人口ピラミッドを比較すると、奥能登では、年少人口、生産年齢人口が大きく減少する一方で、高齢人口が大きく増加しており、少子高齢化の状況が非常に顕著であることがわかる。

図表 1-11 石川県と奥能登圏域の人口ピラミッド



(単位: 人)

年齢階級	区分	石川県		奥能登	
		昭和55年	平成22年	昭和55年	平成22年
0～4歳	年少人口	83,466	49,550	7,446	2,329
5～9		99,238	53,302	8,983	2,890
10～14		83,264	56,431	8,798	3,508
15～19	生産年齢人口	75,841	56,755	7,168	3,788
20～24		69,244	57,742	4,417	2,041
25～29		79,798	60,618	6,686	2,987
30～34		105,394	72,802	8,654	3,344
35～39		83,964	88,290	7,022	3,365
40～44		71,322	74,567	7,722	3,914
45～49		73,543	69,465	9,460	5,052
50～54		69,723	68,878	9,655	6,198
55～59		57,743	77,731	7,940	7,776
60～64	48,526	99,103	6,550	6,284	
65～69	高齢人口	44,609	75,312	6,251	6,714
70～74		34,030	60,002	4,890	7,614
75～79		22,382	55,124	3,488	7,009
80～84		11,122	43,280	1,766	4,649
85歳以上		5,437	41,619	891	3,752
不詳		658	9,217	0	0
合計		1,119,304	1,169,788	117,787	83,214

注) 奥能登は輪島市・珠洲市・鳳珠郡の2市2町

※資料: 国勢調査報告

# 1-3. 少子化の状況

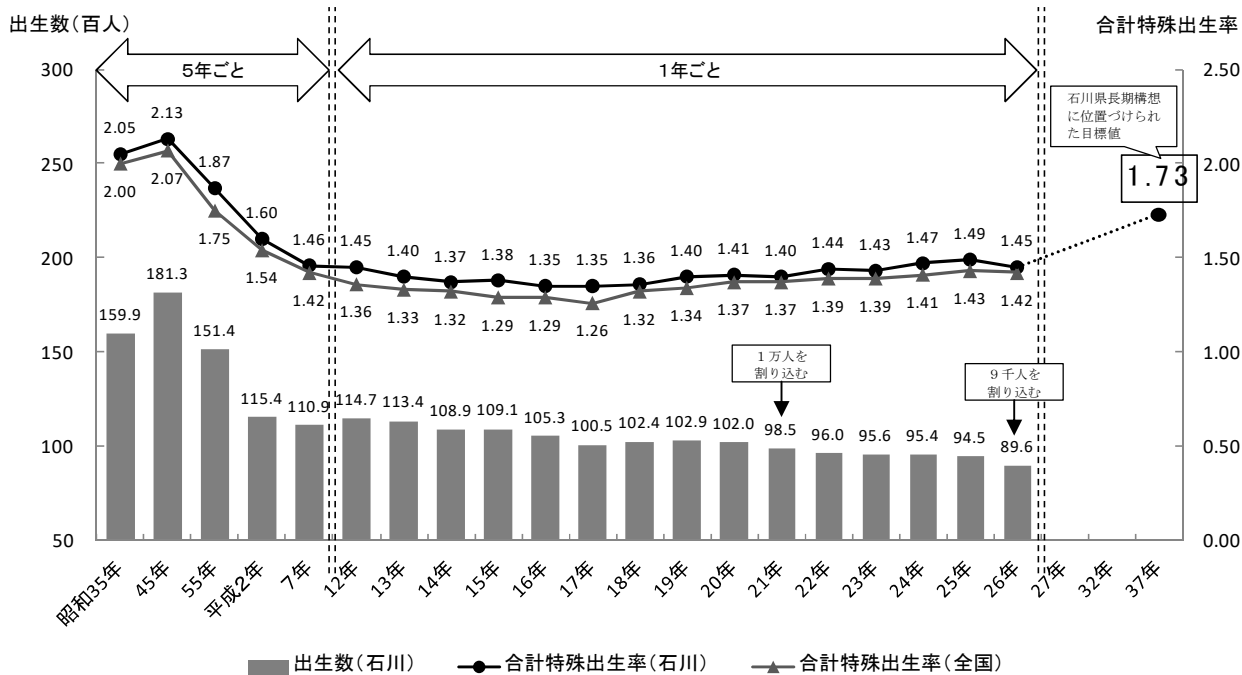
## (1) 出生数および合計特殊出生率の推移

- 本県の年間出生数は、平成2年以降、10,000人から11,000人程度を維持し、横ばいに推移してきたが、平成21年に1万人を割り込み、平成26年は8,961人と過去最低となっている。
- 合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子供の平均数）は、全国平均と比べて若干高い水準で推移しているが、平成26年には1.45と前年と比べて減少し、人口置換水準（人口が安定的に維持される水準）の2.07（平成24年、国立社会保障・人口問題研究所が算出）を下回る状況となっている。
- このような状況のなか、本県では、石川県長期構想（平成28年3月）において、平成37年までに合計特殊出生率を1.73まで引き上げることを目標として掲げている。

図表 1-12 出生数と合計特殊出生率の推移

年号	(西暦)	石川県		全国
		出生数(人)	合計特殊出生率	合計特殊出生率
昭和35年	(1960)	15,990	2.05	2.00
45年	(1970)	18,125	2.13	2.07
55年	(1980)	15,138	1.87	1.75
平成2年	(1990)	11,535	1.60	1.54
7年	(1995)	11,093	1.46	1.42
12年	(2000)	11,467	1.45	1.36
13年	(2001)	11,342	1.40	1.33
14年	(2002)	10,886	1.37	1.32
15年	(2003)	10,906	1.38	1.29
16年	(2004)	10,528	1.35	1.29
17年	(2005)	10,049	1.35	1.26
18年	(2006)	10,235	1.36	1.32
19年	(2007)	10,294	1.40	1.34
20年	(2008)	10,199	1.41	1.37
21年	(2009)	9,849	1.40	1.37
22年	(2010)	9,602	1.44	1.39
23年	(2011)	9,555	1.43	1.39
24年	(2012)	9,544	1.47	1.41
25年	(2013)	9,449	1.49	1.43
26年	(2014)	8,961	1.45	1.42

※資料：厚生労働省「人口動態統計」



## 2. 住宅ストック及び住宅フローの状況

### 2-1. 住宅ストックの状況

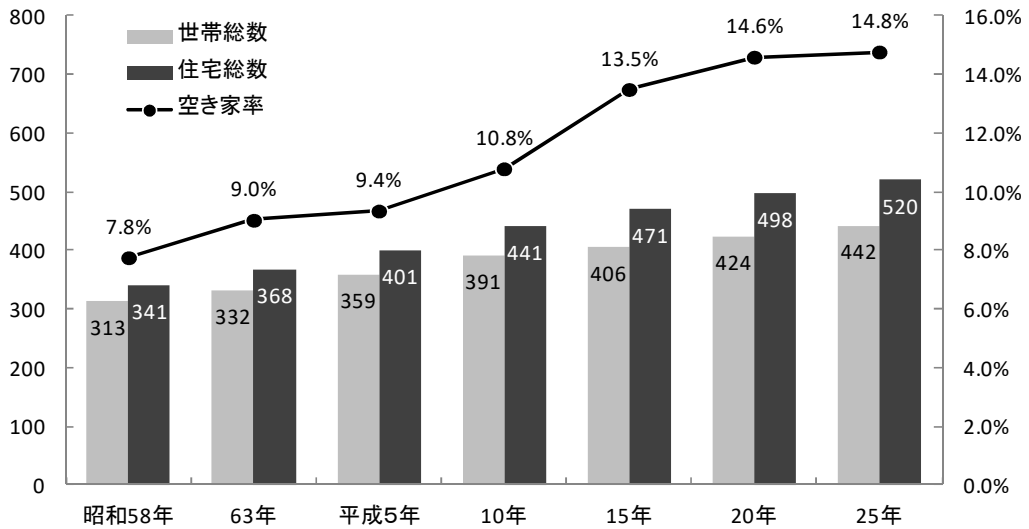
#### (1) 世帯数および住宅数の推移

##### ○世帯数に対して、住宅の量的な拡大・充足が継続

- ・ 本県の世帯総数と住宅総数は昭和 58 年以降増加し、平成 25 年時点で、総世帯数は 442,400 世帯、住宅総数は 520,400 戸となっている。
- ・ 昭和 58 年には、住宅総数が世帯総数を 28,000 戸上回っていたものが、平成 25 年には 78,000 戸上回る状況となっており、住宅の量的な拡大と充足が続いている。

図表 2-1 世帯数および住宅数の推移（石川県）

(千世帯, 千戸)



区分・年号	(西暦)	世帯総数(世帯)			住宅総数(戸)		空き家(戸)	
		総数	主世帯数	同居世帯又は住宅以外に居住する世帯	総数	1世帯当り住宅数	総数	空き家率
石川・昭和58年	(1983)	313,400	310,900	2,500	341,400	1.09	26,500	7.8%
63年	(1988)	332,300	330,900	1,400	368,400	1.11	33,300	9.0%
平成5年	(1993)	359,300	358,100	1,200	400,900	1.12	37,500	9.4%
10年	(1998)	391,100	389,700	1,400	441,000	1.13	47,600	10.8%
15年	(2003)	406,200	404,000	2,200	470,500	1.16	63,500	13.5%
20年	(2008)	423,800	421,600	2,200	498,000	1.18	72,700	14.6%
25年	(2013)	442,400	439,900	2,400	520,400	1.18	76,900	14.8%
富山・平成25年	(2013)	381,200	379,800	1,400	439,000	1.15	56,200	12.8%
福井・平成25年	(2013)	266,000	265,200	700	309,600	1.16	43,000	13.9%
全国・平成25年	(2013)	52,378,600	52,102,200	276,400	60,628,600	1.16	8,195,600	13.5%

注1) 1住宅に1世帯が住んでいる場合、その世帯を「主世帯」とする

注2) 1住宅に2世帯以上が住んでいる場合、主な世帯(家の持ち主や借り主)を「主世帯」とし、その他の世帯を「同居世帯」とする

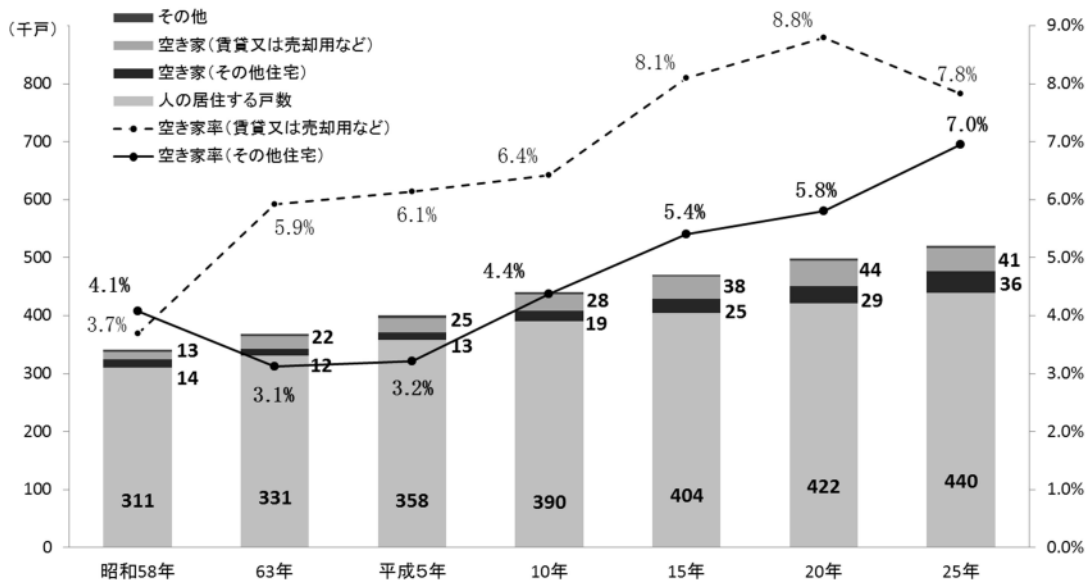
※資料：住宅・土地統計調査

## (2) 空き家数と空き家率の推移

### ○空き家は年々増加（賃貸等を除く）

- 平成 25 年時点で、賃貸又は売却用などの空き家の戸数は 40,700 戸、空き家率は 7.8% であり、5 年前から減少に転じている。
- 賃貸又は売却用などを除くその他住宅の空き家は、36,200 戸、空き家率は 7.0% で、昭和 63 年から数は約 3 倍、割合は 2 倍に上昇している。
- 本県の賃貸又は売却用などの空き家率は、富山県（7.0%）・福井県（7.3%）と比較して高い水準であるが、賃貸又は売却用などを除くその他住宅の空き家率は、同水準である。

図表 2-2 空き家数と空き家率の推移（石川県）



(単位: 戸)

区分・年号	(西暦)	総数	人の居住する戸数	空き家数		その他	
				賃貸又は売却用など	その他住宅		
石川・昭和58年	(1983)	341,400	310,900	26,500	13,900	4,000	
63年	(1988)	368,400	330,900	33,300	11,500	4,200	
平成5年	(1993)	400,900	358,100	37,500	12,900	5,300	
10年	(1998)	441,000	389,700	47,600	19,300	3,700	
15年	(2003)	470,500	404,000	63,500	25,400	3,000	
20年	(2008)	498,000	421,600	72,700	28,900	3,700	
25年	(2013)	520,400	439,900	76,900	36,200	3,600	
富山・平成25年	(2013)	439,000	379,800	56,200	30,800	3,000	
福井・平成25年	(2013)	309,600	265,200	43,000	22,500	1,400	
全国・平成25年	(2013)	60,628,600	52,102,200	8,195,600	3,183,600	330,800	
石川・昭和58年	(1983)	341,400	91.1%	7.8%	3.7%	4.1%	1.2%
63年	(1988)	368,400	89.8%	9.0%	5.9%	3.1%	1.1%
平成5年	(1993)	400,900	89.3%	9.4%	6.1%	3.2%	1.3%
10年	(1998)	441,000	88.4%	10.8%	6.4%	4.4%	0.8%
15年	(2003)	470,500	85.9%	13.5%	8.1%	5.4%	0.6%
20年	(2008)	498,000	84.7%	14.6%	8.8%	5.8%	0.7%
25年	(2013)	520,400	84.5%	14.8%	7.8%	7.0%	0.7%
富山・平成25年	(2013)	439,000	86.5%	12.8%	5.8%	7.0%	0.7%
福井・平成25年	(2013)	309,600	85.7%	13.9%	6.6%	7.3%	0.5%
全国・平成25年	(2013)	60,628,600	85.9%	13.5%	8.3%	5.3%	0.5%

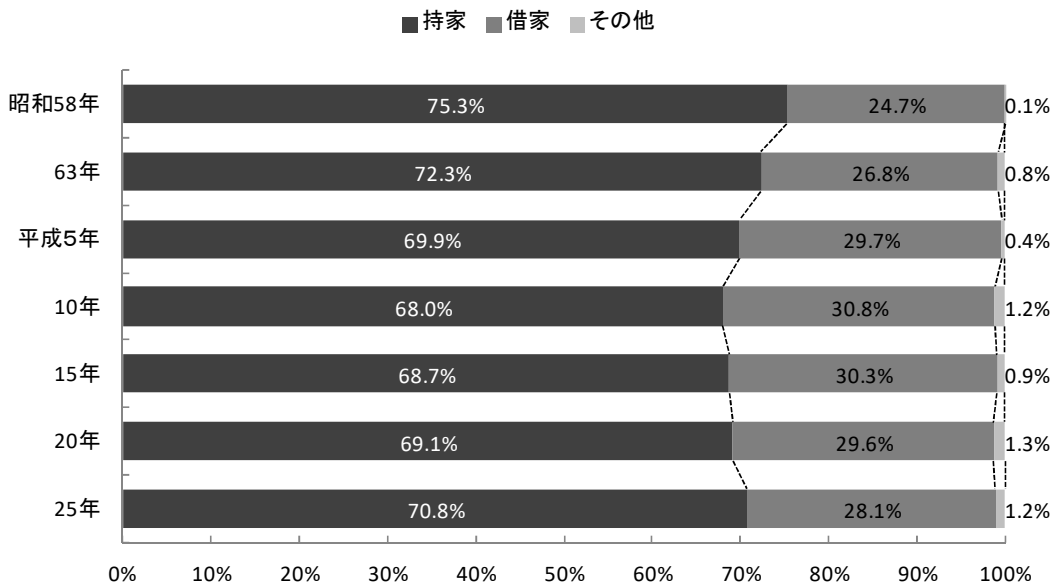
※資料: 住宅・土地統計調査

### (3) 住宅の持家率と借家率

#### ○石川県内の持ち家率は、北陸3県で最も低い

- ・ 本県の平成25年時点の持ち家率は70.8%、借家率は28.1%である。
- ・ 本県の持ち家率は、平成10年以降増加し、平成25年には70%を超えたが、富山県と福井県に比べると最も低い水準である。
- ・ 本県の借家率は、平成10年の30.8%をピークに減少に転じ、平成25年時点で28.1%となっている。

図表 2-3 年齢別人口の構成比の推移



(単位：世帯)

区分・年号	(西暦)	総数	持家	借家			その他	
				公的借家	民間借家	給与住宅		
石川・昭和58年	(1983)	310,900	234,000	76,700	10,800	54,400	11,500	200
63年	(1988)	330,900	239,400	88,700	14,500	64,600	9,600	2,800
平成5年	(1993)	358,100	250,400	106,200	14,700	77,500	14,000	1,500
10年	(1998)	389,700	265,000	120,100	12,200	92,600	15,300	4,600
15年	(2003)	404,000	277,600	122,600	13,600	95,600	13,300	3,800
20年	(2008)	421,600	291,400	124,700	12,900	100,600	11,200	5,500
25年	(2013)	439,900	311,400	123,400	9,000	107,200	7,200	5,100
富山・平成25年	(2013)	379,800	301,600	74,800	8,600	60,700	5,400	3,400
福井・平成25年	(2013)	265,200	203,000	59,000	6,300	47,100	5,600	3,200
全国・平成25年	(2013)	52,102,200	32,165,800	18,518,900	2,814,100	14,582,500	1,122,300	1,417,500
石川・昭和58年	(1983)	100.0%	75.3%	24.7%	3.5%	17.5%	3.7%	0.1%
63年	(1988)	100.0%	72.3%	26.8%	4.4%	19.5%	2.9%	0.8%
平成5年	(1993)	100.0%	69.9%	29.7%	4.1%	21.6%	3.9%	0.4%
10年	(1998)	100.0%	68.0%	30.8%	3.1%	23.8%	3.9%	1.2%
15年	(2003)	100.0%	68.7%	30.3%	3.4%	23.7%	3.3%	0.9%
20年	(2008)	100.0%	69.1%	29.6%	3.1%	23.9%	2.7%	1.3%
25年	(2013)	100.0%	70.8%	28.1%	2.0%	24.4%	1.6%	1.2%
富山・平成25年	(2013)	100.0%	79.4%	19.7%	2.3%	16.0%	1.4%	0.9%
福井・平成25年	(2013)	100.0%	76.5%	22.2%	2.4%	17.8%	2.1%	1.2%
全国・平成25年	(2013)	100.0%	61.7%	35.5%	5.4%	28.0%	2.2%	2.7%

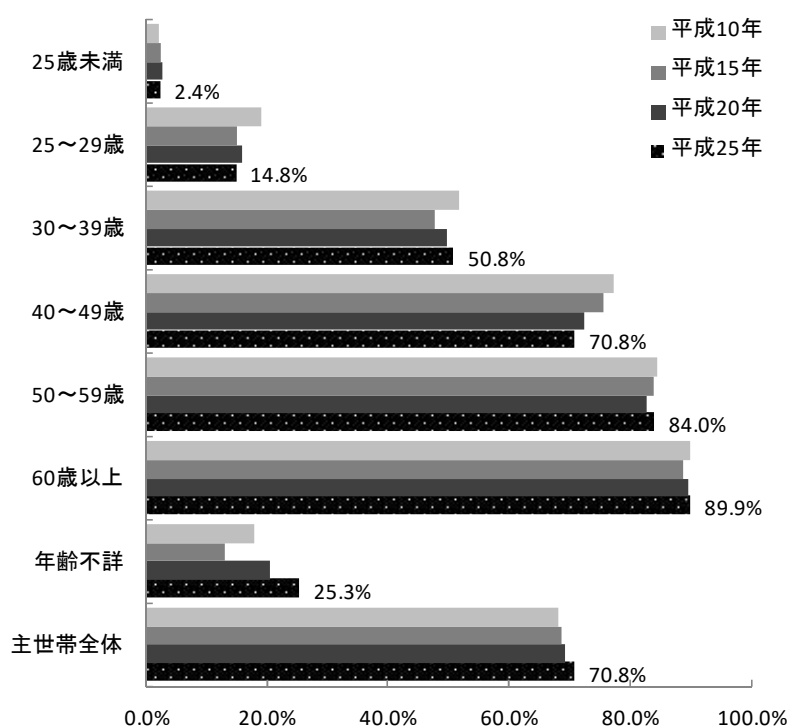
※資料：住宅・土地統計調査

#### (4) 世帯主の年代別の持ち家率

##### ○30歳代以降になると持ち家取得が活発化し、加齢とともに持ち家率が上昇

- ・ 本県の持ち家率を世帯主の年代別にみると、世帯主の年齢が30歳代になると持ち家の取得が活発化し、加齢とともに持ち家率が上昇していく。
- ・ 本県の平成25年時点の世帯主の年代別の持ち家率は、20歳代が14.8%、30歳代が50.8%、40歳代が70.8%であり、50歳を超えると8割を超えている。

図表 2-4 世帯主の年代別の持家率



(単位: 世帯)

世帯主 年齢	主世帯 総数	持家		借家							
		持家	総数	公的借家		民営借家		給与住宅			
25歳未満	20,700	500	2.4%	20,100	97.1%	100	0.5%	19,500	94.2%	500	2.4%
25～29歳	14,200	2,100	14.8%	12,200	85.9%	300	2.1%	11,000	77.5%	800	5.6%
30～39歳	49,000	24,900	50.8%	23,800	48.6%	1,200	2.4%	21,400	43.7%	1,300	2.7%
40～49歳	69,600	49,300	70.8%	20,300	29.2%	1,300	1.9%	16,900	24.3%	2,100	3.0%
50～59歳	71,800	60,300	84.0%	11,500	16.0%	1,000	1.4%	9,000	12.5%	1,500	2.1%
60歳以上	185,500	166,800	89.9%	18,400	9.9%	4,700	2.5%	13,200	7.1%	400	0.2%
年齢不詳	29,200	7,400	25.3%	17,200	58.9%	500	1.7%	16,200	55.5%	500	1.7%
合計	440,000	311,300	70.8%	123,500	28.1%	9,100	2.1%	107,200	24.4%	7,100	1.6%

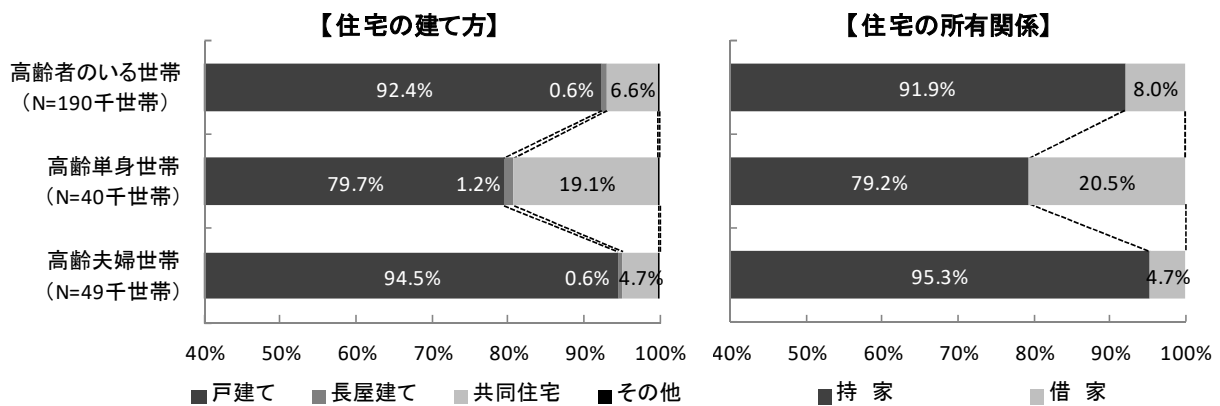
※資料: 住宅・土地統計調査(平成25年)

## (5) 高齢者のいる世帯の住宅の建て方・所有関係の状況

### ○賃貸の共同住宅が高齢単身世帯の住まいの受け皿として一定の役割を担う

- ・ 本県の高齢者のいる世帯および高齢夫婦世帯は、9割以上が持ち家に居住している。
- ・ 一方、高齢単身世帯は共同住宅の割合が2割程度と高くなり、持ち家は8割程度となる。
- ・ また、高齢単身世帯が住む住宅のうち、19.1%が共同住宅、20.5%が借家であることから、賃貸の共同住宅が、高齢単身世帯の住まいの受け皿として一定の役割を担っていることがうかがえる。

図表 2-5 高齢者のいる世帯の住宅の建て方および所有関係



(単位:世帯)

区分	主世帯数 (合計)	建て方別				所有関係別				
		戸建て	長屋建て	共同住宅	その他	持家	借家	公的借家	民営・給与	
65歳以上の 世帯員のい る世帯	石川	189,800	175,400	1,200	12,600	600	174,500	15,100	4,200	10,900
	富山	196,300	187,300	1,400	7,200	400	186,700	9,300	3,000	6,300
	福井	134,000	125,800	1,100	5,900	1,200	124,000	9,600	2,400	7,100
	全国	20,843,900	15,924,300	483,900	4,366,300	69,500	17,246,600	3,561,100	1,285,100	2,276,000
65歳以上の 単身世帯	石川	40,400	32,200	500	7,700	100	32,000	8,300	2,400	5,800
	富山	35,100	30,000	600	4,400	100	29,900	5,100	1,800	3,200
	福井	22,200	18,000	600	3,500	100	17,000	4,900	1,200	3,700
	全国	5,517,400	3,198,500	209,700	2,093,300	15,900	3,621,800	1,873,700	651,000	1,222,800
高齢夫婦 世帯	石川	48,900	46,200	300	2,300	100	46,600	2,300	900	1,500
	富山	43,600	42,200	300	1,100	100	42,100	1,500	500	800
	福井	29,000	27,700	200	800	300	27,400	1,600	400	1,100
	全国	5,551,400	4,416,900	111,200	1,005,900	17,400	4,872,400	674,600	299,100	375,500
65歳以上の 世帯員のい る世帯	石川	43.1%	92.4%	0.6%	6.6%	0.3%	91.9%	8.0%	2.2%	5.7%
	富山	51.7%	95.4%	0.7%	3.7%	0.2%	95.1%	4.7%	1.5%	3.2%
	福井	50.5%	93.9%	0.8%	4.4%	0.9%	92.5%	7.2%	1.8%	5.3%
	全国	40.0%	76.4%	2.3%	20.9%	0.3%	82.7%	17.1%	6.2%	10.9%
65歳以上の 単身世帯	石川	9.2%	79.7%	1.2%	19.1%	0.2%	79.2%	20.5%	5.9%	14.4%
	富山	9.2%	85.5%	1.7%	12.5%	0.3%	85.2%	14.5%	5.1%	9.1%
	福井	8.4%	81.1%	2.7%	15.8%	0.5%	76.6%	22.1%	5.4%	16.7%
	全国	10.6%	58.0%	3.8%	37.9%	0.3%	65.6%	34.0%	11.8%	22.2%
高齢夫婦 世帯	石川	11.1%	94.5%	0.6%	4.7%	0.2%	95.3%	4.7%	1.8%	3.1%
	富山	11.5%	96.8%	0.7%	2.5%	0.2%	96.6%	3.4%	1.1%	1.8%
	福井	10.9%	95.5%	0.7%	2.8%	1.0%	94.5%	5.5%	1.4%	3.8%
	全国	10.7%	79.6%	2.0%	18.1%	0.3%	87.8%	12.2%	5.4%	6.8%

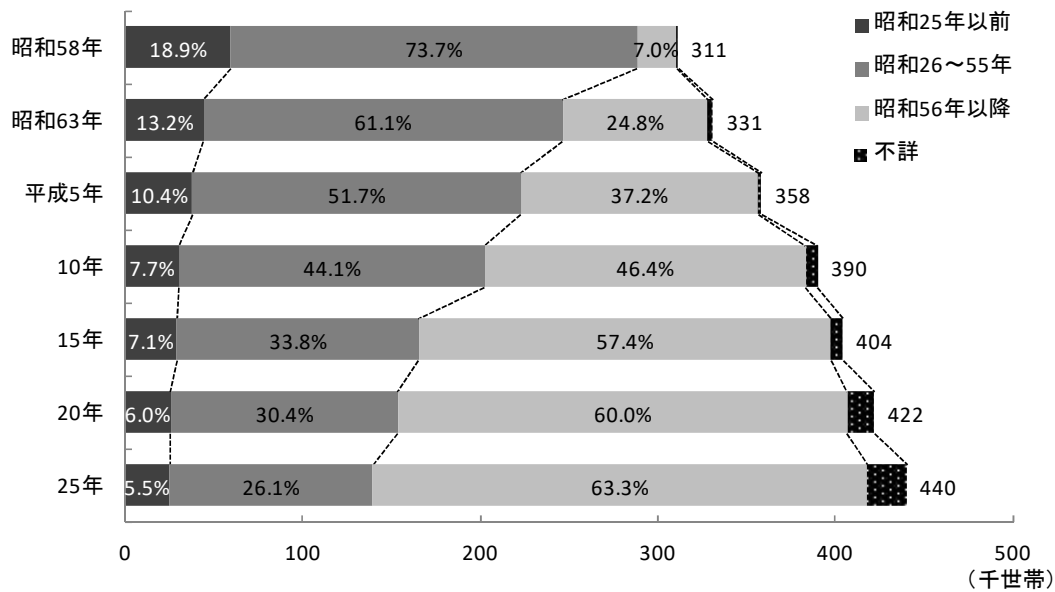
※資料：住宅・土地統計調査(平成25年)

## (6) 建設時期別の住宅数

### ○居住する住宅のうち、昭和55年以前に建設されたものが3割

- ・ 本県では、平成25年時点で居住する住宅のうち31.6%が昭和55年以前に建設されたものである。
- ・ また、町家や古民家などの昭和25年以前に建てられた住宅に住んでいる世帯は、わずか5.5%であり、昭和58年以降、減少が続いている。

図表 2-6 建設時期別の住宅数



(単位：戸)

建築時期	平成25年 (2013)	平成20年 (2008)	平成15年 (2003)	平成10年 (1998)	平成5年 (1993)	昭和63年 (1988)	昭和58年 (1983)
総数	439,900	421,600	404,000	389,700	358,100	330,900	310,900
昭和25年以前	24,400	25,200	28,800	30,100	37,400	43,700	58,800
昭和26～35年	11,400	14,200	14,900	18,000	23,100	24,800	28,000
昭和36～45年	31,500	38,000	38,500	50,500	54,700	60,700	72,000
昭和46～55年	71,700	76,100	83,000	103,500	107,400	116,800	129,200
昭和56～平成2年	77,000	78,500	98,000	94,200	100,500	81,900	21,900
平成3～7年	50,400	46,000	51,900	57,000	32,800	—	—
平成8～12年	45,800	55,500	58,300	29,700	—	—	—
平成13～17年	43,100	50,300	23,800	—	—	—	—
平成18～22年	44,300	22,500	—	—	—	—	—
平成23～25年9月	18,000	—	—	—	—	—	—
不詳	22,300	15,300	6,800	6,800	2,200	3,000	1,000

※資料：住宅・土地統計調査

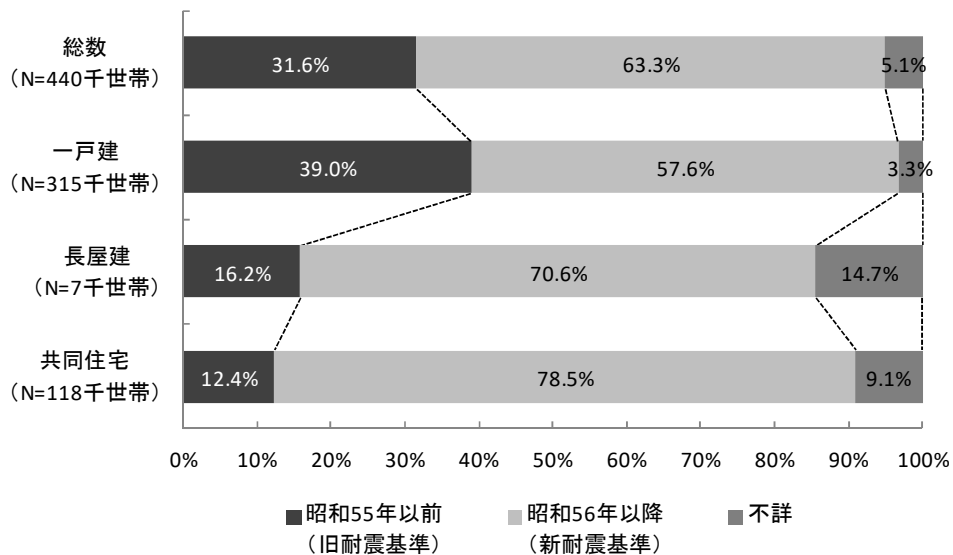


## (7) 建て方別・建設時期別の住宅数

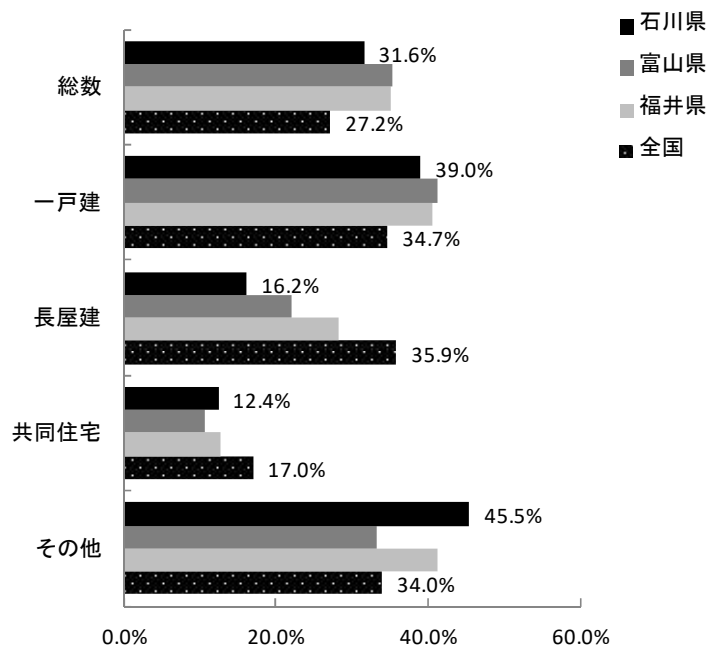
### ○居住する一戸建の住宅のうち、昭和55年以前に建設されたものが4割

- 住宅の建て方別に昭和55年以前に建設されたものの割合をみると、本県では、平成25年時点で、一戸建が39.0%、長屋建が16.2%、共同住宅が12.4%を占めており、長屋建・共同住宅に比べて、一戸建の割合が高くなっている。
- 本県の平成25年時点の、住宅の建て方別の旧耐震基準（昭和55年以前）に基づき設計されたものの割合を全国および富山県・福井県と比較すると、住宅ストック全体および一戸建では全国水準よりも高いが、北陸3県では最も低い水準となっている。

図表 2-7 建て方別・建設時期別の住宅数（平成25年）



【住宅の建て方別の昭和55年以前ストック率】



(単位：世帯)

区分	建築時期	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
石川県	昭和55年以前	139,000	122,800	1,100	14,600	500
	昭和56年以降	278,600	181,200	4,800	92,200	500
	不詳	22,300	10,500	1,000	10,700	100
	合計	439,900	314,500	6,800	117,500	1,100
富山県	昭和55年以前	134,000	124,800	1,100	7,700	200
	昭和56年以降	231,800	170,900	2,600	58,000	0
	不詳	14,200	7,300	1,000	5,800	100
	合計	379,800	302,800	5,000	71,400	600
福井県	昭和55年以前	92,800	84,300	1,100	6,600	700
	昭和56年以降	163,600	119,400	2,400	40,900	900
	不詳	9,000	4,400	400	4,100	100
	合計	265,200	208,100	3,900	51,500	1,700
全国	昭和55年以前	14,190,700	9,927,100	462,300	3,757,400	44,000
	昭和56年以降	33,798,700	17,093,700	602,000	16,041,900	61,300
	不詳	4,112,800	1,577,800	224,500	2,286,300	24,400
	合計	52,102,200	28,598,700	1,288,600	22,085,300	129,500
石川県	昭和55年以前	31.6%	39.0%	16.2%	12.4%	45.5%
	昭和56年以降	63.3%	57.6%	70.6%	78.5%	45.5%
	不詳	5.1%	3.3%	14.7%	9.1%	9.1%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
富山県	昭和55年以前	35.3%	41.2%	22.0%	10.8%	33.3%
	昭和56年以降	61.0%	56.4%	52.0%	81.2%	0.0%
	不詳	3.7%	2.4%	20.0%	8.1%	16.7%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
福井県	昭和55年以前	35.0%	40.5%	28.2%	12.8%	41.2%
	昭和56年以降	61.7%	57.4%	61.5%	79.4%	52.9%
	不詳	3.4%	2.1%	10.3%	8.0%	5.9%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
全国	昭和55年以前	27.2%	34.7%	35.9%	17.0%	34.0%
	昭和56年以降	64.9%	59.8%	46.7%	72.6%	47.3%
	不詳	7.9%	5.5%	17.4%	10.4%	18.8%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

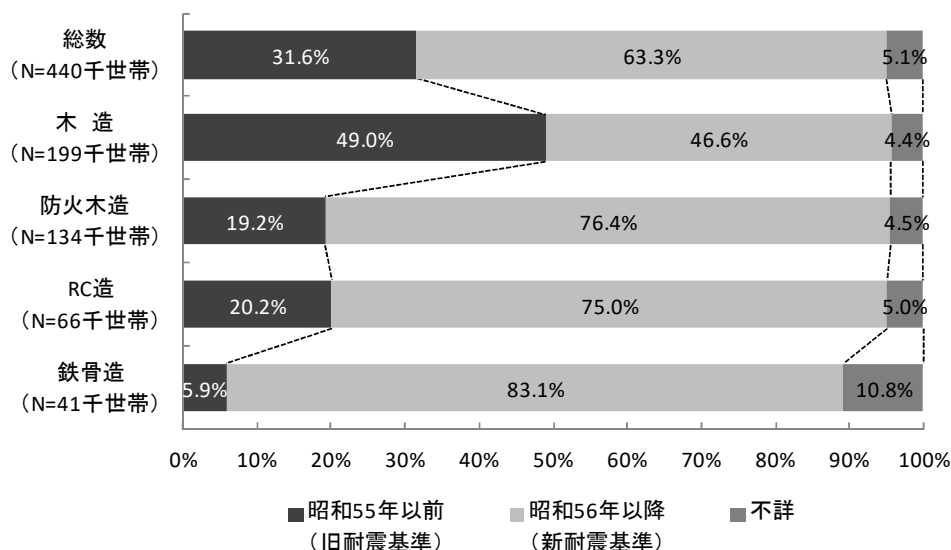
資料：住宅・土地統計調査(平成25年)

## (8) 構造別・建設時期別の住宅数

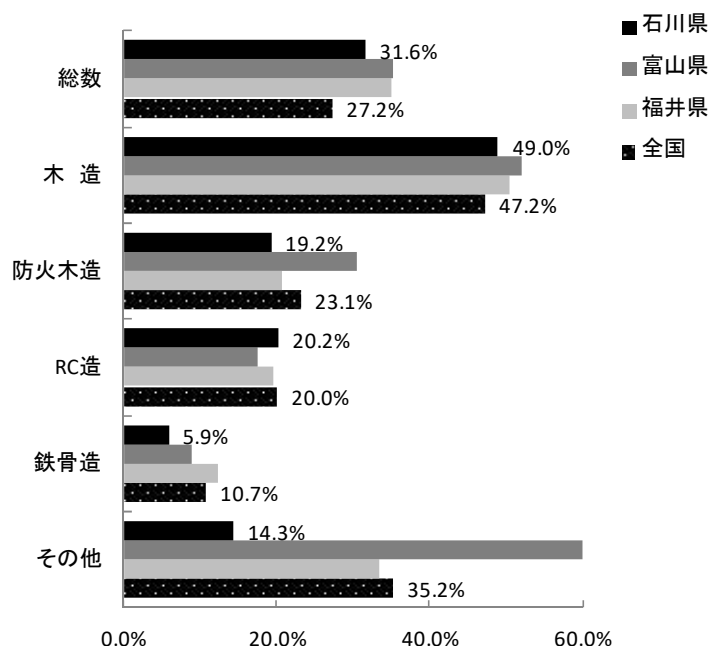
### ○居住する木造住宅のうち、昭和55年以前に建設されたものが5割

- 住宅の構造別に、昭和55年以前に建設されたものの割合をみると、本県では、平成25年時点で、木造が49.0%、防火木造が19.2%、RC造（RC造+SRC造）が20.2%、鉄骨造が5.9%を占めており、木造の割合が突出して高くなっている。
- 本県の平成25年時点の、住宅の構造別の旧耐震基準（昭和55年以前）に基づき設計されたものの割合を全国および富山県・福井県と比較すると、住宅ストック全体および木造では全国水準よりも高いが、北陸3県では最も低い水準となっている。

図表 2-8 構造別・建設時期別の住宅数



【住宅の構造別の昭和55年以前ストック率】



(単位：世帯)

区分	建築時期	総数	木造	防火木造	RC造	鉄骨造	その他
石川県	昭和55年以前	139,000	97,300	25,700	13,300	2,400	100
	昭和56年以降	278,600	92,600	102,100	49,500	34,000	400
	不詳	22,300	8,700	6,000	3,300	4,400	100
	合計	439,900	198,700	133,700	66,000	40,900	700
富山県	昭和55年以前	134,000	72,500	50,200	9,300	1,900	300
	昭和56年以降	231,800	62,900	110,500	40,600	17,500	200
	不詳	14,200	4,300	4,400	3,800	1,700	0
	合計	379,800	139,600	165,100	53,400	21,200	500
福井県	昭和55年以前	92,800	67,700	14,700	8,000	2,300	100
	昭和56年以降	163,600	63,300	54,400	30,400	15,200	100
	不詳	9,000	3,100	2,200	2,500	1,200	0
	合計	265,200	134,100	71,300	40,700	18,800	300
全国	昭和55年以前	14,190,700	6,264,700	3,889,700	3,537,500	449,000	49,600
	昭和56年以降	33,798,700	6,034,000	11,601,000	12,925,000	3,160,800	77,700
	不詳	4,112,800	964,300	1,354,800	1,202,300	578,100	13,500
	合計	52,102,200	13,263,000	16,845,300	17,664,800	4,188,100	140,900
石川県	昭和55年以前	31.6%	49.0%	19.2%	20.2%	5.9%	14.3%
	昭和56年以降	63.3%	46.6%	76.4%	75.0%	83.1%	57.1%
	不詳	5.1%	4.4%	4.5%	5.0%	10.8%	14.3%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
富山県	昭和55年以前	35.3%	51.9%	30.4%	17.4%	9.0%	60.0%
	昭和56年以降	61.0%	45.1%	66.9%	76.0%	82.5%	40.0%
	不詳	3.7%	3.1%	2.7%	7.1%	8.0%	0.0%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
福井県	昭和55年以前	35.0%	50.5%	20.6%	19.7%	12.2%	33.3%
	昭和56年以降	61.7%	47.2%	76.3%	74.7%	80.9%	33.3%
	不詳	3.4%	2.3%	3.1%	6.1%	6.4%	0.0%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
全国	昭和55年以前	27.2%	47.2%	23.1%	20.0%	10.7%	35.2%
	昭和56年以降	64.9%	45.5%	68.9%	73.2%	75.5%	55.1%
	不詳	7.9%	7.3%	8.0%	6.8%	13.8%	9.6%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：住宅・土地統計調査(平成25年)

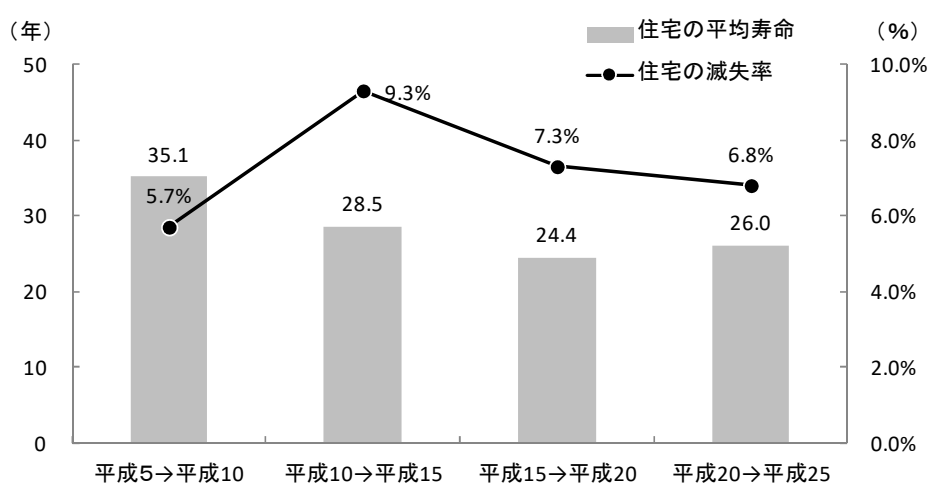
## (9) 滅失住宅の平均築後年数および住宅の滅失率

○滅失住宅の平均築後年数は延伸 (H20 : 24.4年→H25 : 26.0年)、

住宅の滅失率は減少 (H20 : 7.3%→H25 : 6.8%)

- ・ 本県における滅失住宅の平均築後年数は、平成 25 年時点で 26.0 年であり、平成 20 年(24.4 年) と比べて 1.6 年延伸している。
- ・ 本県における住宅の滅失率は、平成 25 年時点で 6.8%であり、平成 20 年 (7.3%) と比べて 0.5 ポイント減少している。

図表 2-9 住宅の平均寿命と滅失率の推移



時 期	滅失戸数 (戸)	住宅の平均寿命 (年)	住宅の滅失率
平成5年度央 → 10年度央	22,781	35.1	5.7%
10年度央 → 15年度央	41,174	28.5	9.3%
15年度央 → 20年度央	34,511	24.4	7.3%
20年度央 → 25年度央	34,082	26.0	6.8%

※資料：国土交通省による特別集計  
(住宅・土地統計調査ベース)

※1) 滅失住宅の平均築後年数とは、一定期間内に滅失した住宅の建築時期別戸数に「一定期間」の中間年までの経過年数を乗じたものの総和 (年・戸) を一定期間内に滅失した住宅の建築時期別戸数の総和 (戸) で除したものをいう。

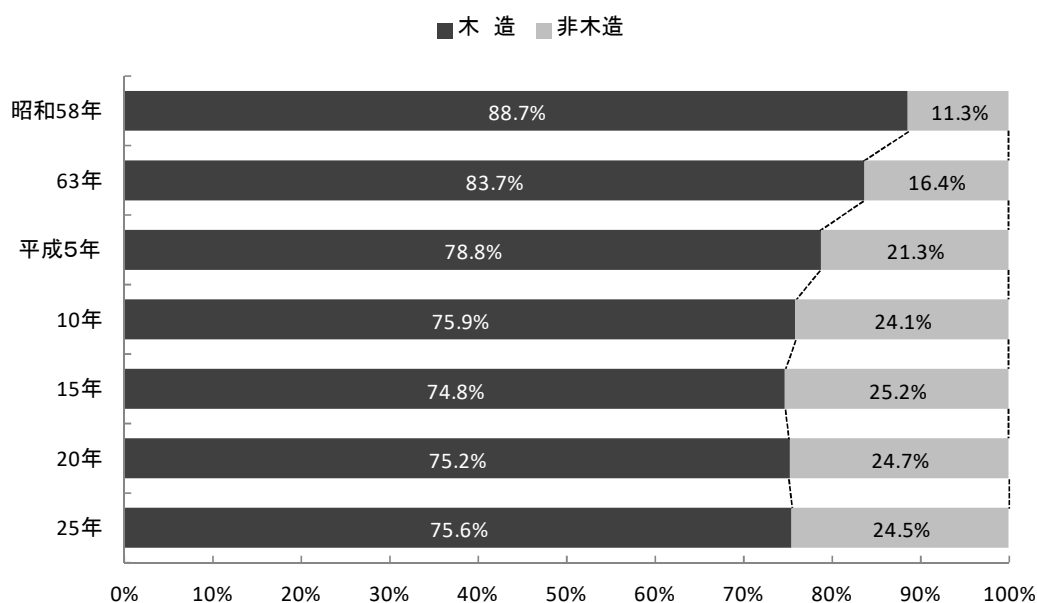
※2) 滅失率とは、一定期間内に滅失した住宅の建築時期別戸数の総和 (戸) を「一定期間」の期間当初における住宅総戸数 (戸) で除したものをいう。

## (10) 構造別の住宅数の割合

### ○居住する住宅のうち、4戸に3戸が木造、4戸に1戸が非木造

- 本県における住宅数に占める木造と非木造の割合の推移をみると、平成10年以降、木造は75%前後、非木造は25%前後で横ばいとなっており、平成25年時点で、木造は332,400戸・75.6%、非木造は107,600戸・24.5%である。
- 本県の平成25年時点の木造住宅の割合は、富山県(80.2%)、福井県(77.5%)と比べて若干低い水準となっている。

図表 2-10 構造別の住宅数の推移



(単位：世帯)

区分・年号	(西暦)	総数	木造	非木造
石川・昭和58年	(1983)	310,900	275,800	35,100
63年	(1988)	330,900	276,800	54,200
平成5年	(1993)	358,100	282,100	76,100
10年	(1998)	389,700	295,800	93,900
15年	(2003)	404,000	302,000	101,900
20年	(2008)	421,600	317,000	104,300
25年	(2013)	439,900	332,400	107,600
富山・平成25年	(2013)	379,800	304,700	75,100
福井・平成25年	(2013)	265,200	205,400	59,800
全国・平成25年	(2013)	52,102,200	30,108,300	21,993,800

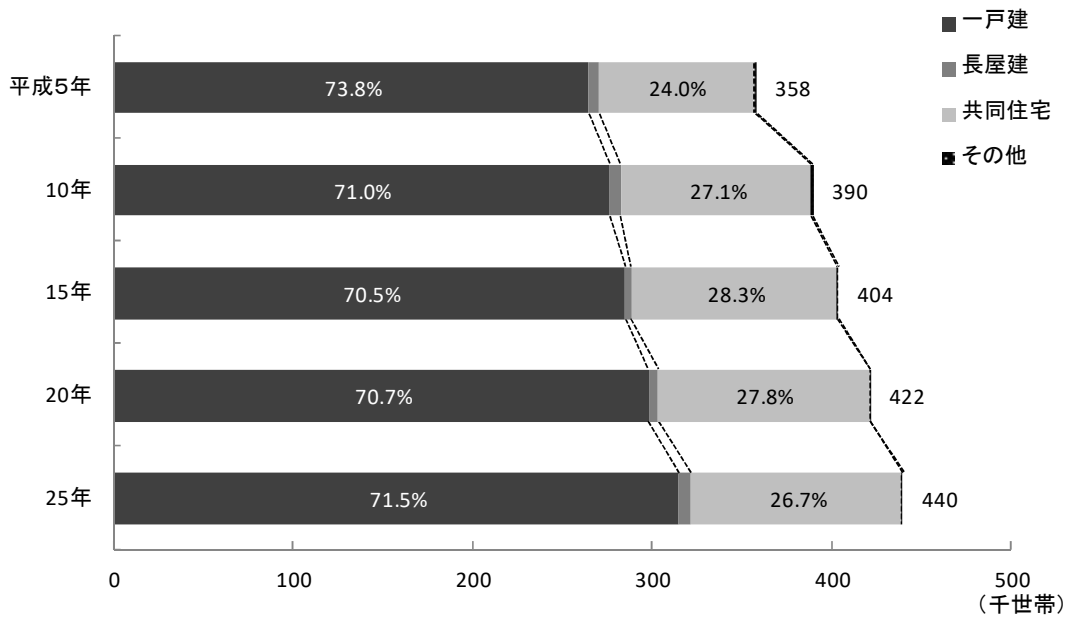
※資料：住宅・土地統計調査

## (11) 建て方別の住宅数の割合

### ○居住する住宅のうち、4戸に1戸が共同住宅

- ・ 本県における住宅数に占める建て方別の割合の推移をみると、平成10年以降、一戸建は70%前後、共同住宅は27%前後で横ばいとなっており、平成25年時点で、一戸建は314,500戸・71.5%、共同住宅は117,500戸・26.7%である。
- ・ 本県の平成25年時点の共同住宅の割合は、富山県(18.8%)、福井県(19.4%)と比べて大幅に高い水準となっている。

図表 2-11 建て方別の住宅数の推移



区分・年号	(西暦)	総数	一戸建	長屋建	共同住宅			その他	
					総数	1~2階	3~5階		6階以上
石川・平成5年	(1993)	358,100	264,300	6,300	86,100	37,800	37,900	10,400	1,300
10年	(1998)	389,700	276,500	6,200	105,600	49,400	44,100	12,100	1,500
15年	(2003)	404,000	284,900	3,500	114,200	50,800	45,800	17,600	1,300
20年	(2008)	421,600	298,000	5,600	117,300	53,400	47,000	16,900	700
25年	(2013)	439,900	314,500	6,800	117,500	55,700	43,700	18,100	1,100
富山・平成25年	(2013)	379,800	302,800	5,000	71,400	29,700	30,400	11,400	600
福井・平成25年	(2013)	265,200	208,100	3,900	51,500	21,100	23,600	6,800	1,700
全国・平成25年	(2013)	52,102,200	28,598,700	1,288,600	22,085,300	5,880,400	8,351,300	7,853,600	129,500
石川・平成5年	(1993)	100.0%	73.8%	1.8%	24.0%	10.6%	10.6%	2.9%	0.4%
10年	(1998)	100.0%	71.0%	1.6%	27.1%	12.7%	11.3%	3.1%	0.4%
15年	(2003)	100.0%	70.5%	0.9%	28.3%	12.6%	11.3%	4.4%	0.3%
20年	(2008)	100.0%	70.7%	1.3%	27.8%	12.7%	11.1%	4.0%	0.2%
25年	(2013)	100.0%	71.5%	1.5%	26.7%	12.7%	9.9%	4.1%	0.3%
富山・平成25年	(2013)	100.0%	79.7%	1.3%	18.8%	7.8%	8.0%	3.0%	0.2%
福井・平成25年	(2013)	100.0%	78.5%	1.5%	19.4%	8.0%	8.9%	2.6%	0.6%
全国・平成25年	(2013)	100.0%	54.9%	2.5%	42.4%	11.3%	16.0%	15.1%	0.2%

※資料：住宅・土地統計調査

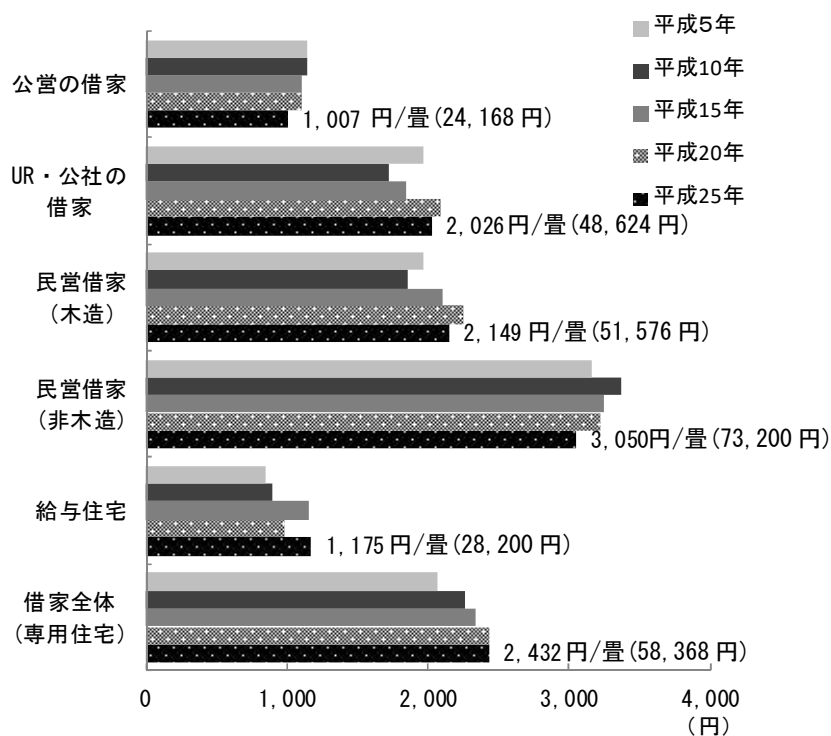
## (12) 借家の平均家賃月額（1畳当たり）

### ○借家全体の平均家賃月額（1畳当たり）は5年前と比べて横ばい

- ・ 本県の平成25年時点の借家の平均家賃月額をみると、借家全体では、1畳当たり2,432円で、平成20年（2,436円）と比べて横ばいとなっている。
- ・ 民営借家では、非木造は借家全体の家賃月額を上回り、木造は借家全体の家賃月額とほぼ同額となっている。
- ・ 公営の借家は借家全体の家賃月額の半額程度であり、UR・公社の借家は借家全体の家賃月額とほぼ同額となっている。

図表 2-12 借家の1畳当たり平均家賃月額及び2LDKに換算した場合の家賃月額

※24畳(LDK10畳・洋室8畳・和室6畳)と想定



(単位：円/畳)

区分・年号	(西暦)	借家全体 (専用住宅)	公営の 借家	UR・公社 の借家	民営借家 (木造)	民営借家 (非木造)	給与住宅
石川・平成5年	(1993)	2,065	1,147	1,965	1,969	3,165	844
10年	(1998)	2,258	1,144	1,723	1,851	3,375	902
15年	(2003)	2,335	1,105	1,848	2,106	3,246	1,155
20年	(2008)	2,436	1,103	2,087	2,248	3,222	986
25年	(2013)	2,432	1,007	2,026	2,149	3,050	1,175
富山・平成25年	(2013)	2,324	1,103	2,008	1,918	2,968	1,300
福井・平成25年	(2013)	2,249	1,007	1,800	1,938	2,977	1,068
全国・平成25年	(2013)	3,051	1,120	3,449	2,633	3,883	1,577

注1) 共益費・管理費を含まない家賃

※資料：住宅・土地統計調査



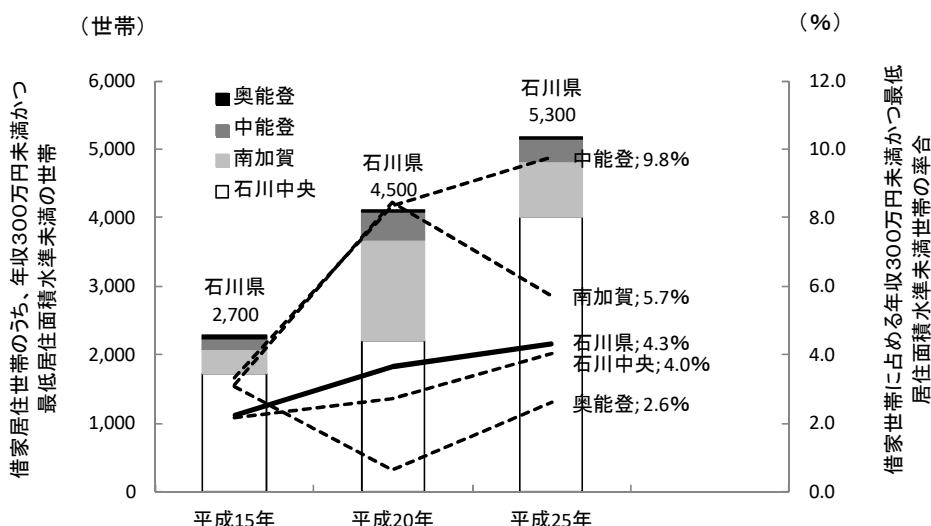
### (13) 借家に住む世帯の年収と居住面積の関係

#### ○借家に住む世帯のうち、4.3%が年収300万円未満かつ

#### 最低居住面積水準未満であり、過去10年で増加傾向

- 平成25年時点で、本県の借家に住む世帯のうち、年収300万円未満かつ最低居住面積水準未満の世帯が5,300世帯（借家に住む世帯の4.3%）であり、平成15年以降、世帯数・割合ともに増加している。
- 奥能登は2.6%（40世帯）であり、平成15年以降、長期的には減少している。
- 中能登は9.8%（330世帯）であり、平成15年以降、長期的には増加しており、圏域別には最も高い割合である。
- 石川中央は4.0%（4,010世帯）であり、平成15年以降、増加している。
- 南加賀は5.7%（810世帯）であり、平成20年と比べて減少している。

図表 2-13 借家に住む世帯のうち、年収300万円未満かつ最低居住面積水準未満の世帯の推移



【石川県の借家居住世帯の年収と最低居住水準の達成状況の関係】

(単位: 世帯)

石川県	平成15年			平成20年			平成25年			
	総数	最低居住水準以上の世帯	最低居住水準未満の世帯	総数	最低居住面積水準以上の世帯	最低居住面積水準未満の世帯	総数	最低居住面積水準以上の世帯	最低居住面積水準未満の世帯	
借家(専用住宅)総数	121,000	110,600	5,400	123,600	110,000	13,600	122,600	108,300	14,300	
世帯の年間収入階級	300万円未満	60,800	57,800	2,700	56,500	52,000	4,500	58,500	53,200	5,300
	300 ~ 500	31,400	29,600	1,800	30,400	27,000	3,500	27,000	24,300	2,600
	500 ~ 700	13,700	13,000	700	13,200	12,000	1,100	12,200	11,000	1,200
	700 ~ 1000	7,500	7,300	200	7,400	6,800	600	6,400	5,700	700
	1000万円以上	3,000	2,900	100	2,500	2,400	100	2,100	2,000	100

(資料: 住宅・土地統計調査)

【石川県の借家居住世帯のうち、年収300万円未満かつ最低居住面積水準未満世帯の割合】

	平成15年	平成20年	平成25年	
借家(専用住宅)総数	(世帯) 121,000	123,600	122,600	
借家に住む世帯のうち年収300万円未満かつ最低居住面積水準未満の世帯	世帯数 (世帯)	2,700	4,500	5,300
	割合 (%)	2.2	3.6	4.3

(資料: 住宅・土地統計調査)

表 奥能登の借家居住世帯の年収と最低居住水準の達成状況の関係

奥能登	平成15年			平成20年			平成25年			
	総数	最低居住水準以上の世帯	最低居住水準未満の世帯	総数	最低居住面積水準以上の世帯	最低居住面積水準未満の世帯	総数	最低居住面積水準以上の世帯	最低居住面積水準未満の世帯	
借家(専用住宅)総数	1,630	1,500	130	1,540	1,480	70	1,530	1,440	80	
世帯の年間収入階級	300万円未満	700	650	50	750	740	10	900	860	40
	300～500	460	440	30	410	380	30	350	330	20
	500～700	220	180	30	270	250	20	150	130	20
	700～1000	190	170	20	90	80	10	90	90	0
	1000万円以上	60	60	0	20	20	0	30	30	0

(資料:住宅・土地統計調査)

表 奥能登の借家居住世帯のうち、年収300万円未満かつ

		平成15年	平成20年	平成25年
借家に住む世帯のうち年収300万円未満かつ最低居住面積水準未満の世帯	世帯数(世帯)	50	10	40
	割合(%)	3.1	0.6	2.6

(資料:住宅・土地統計調査)

※備考

平成15年は、(旧)輪島市と珠洲市の合計

平成20・25年は、輪島市と珠洲市の合計

表 中能登の借家居住世帯の年収と最低居住水準の達成状況の関係

中能登	平成15年			平成20年			平成25年			
	総数	最低居住水準以上の世帯	最低居住水準未満の世帯	総数	最低居住面積水準以上の世帯	最低居住面積水準未満の世帯	総数	最低居住面積水準以上の世帯	最低居住面積水準未満の世帯	
借家(専用住宅)総数	4,240	3,930	290	4,900	3,930	970	3,380	2,720	670	
世帯の年間収入階級	300万円未満	1,890	1,740	140	2,330	1,920	410	1,680	1,340	330
	300～500	1,340	1,210	130	1,130	980	150	860	760	100
	500～700	470	460	10	700	640	50	360	330	40
	700～1000	360	350	10	140	120	20	270	160	110
	1000万円以上	180	170	10	130	130	0	50	50	0

(資料:住宅・土地統計調査)

表 中能登の借家居住世帯のうち、年収300万円未満かつ最低居住面積水準未満世帯の割合

		平成15年	平成20年	平成25年
借家に住む世帯のうち年収300万円未満かつ最低居住面積水準未満の世帯	世帯数(世帯)	140	410	330
	割合(%)	3.3	8.4	9.8

(資料:住宅・土地統計調査)

※備考

平成15年は、(旧)七尾市と羽咋市の合計

平成20・25年は、七尾市と羽咋市の合計

表 石川中央の借家居住世帯の年収と最低居住水準の達成状況の関係

	平成15年			平成20年			平成25年			
	総数	最低居住水準以上の世帯	最低居住水準未満の世帯	総数	最低居住面積水準以上の世帯	最低居住面積水準未満の世帯	総数	最低居住面積水準以上の世帯	最低居住面積水準未満の世帯	
借家(専用住宅)総数	79,570	72,510	3,370	82,390	74,780	7,610	99,020	87,950	11,060	
世帯の年間収入階級	300万円未満	39,310	37,350	1,720	38,090	35,870	2,220	46,820	42,810	4,010
	300～500	20,160	19,050	1,040	20,480	18,330	2,150	20,890	19,100	1,780
	500～700	9,390	8,880	470	8,090	7,460	640	9,840	8,970	870
	700～1000	5,330	5,210	120	5,160	4,720	440	4,980	4,570	430
	1000万円以上	2,040	2,020	30	1,840	1,810	30	1,920	1,820	100

(資料:住宅・土地統計調査)

表 石川中央の借家居住世帯のうち、年収300万円未満かつ最低居住面積水準未満世帯の割合

		平成15年	平成20年	平成25年
借家に住む世帯のうち年収300万円未満かつ最低居住面積水準未満の世帯	世帯数(世帯)	1,720	2,220	4,010
	割合(%)	2.2	2.7	4.0

(資料:住宅・土地統計調査)

※備考

平成15年は、金沢市、松任市の合計

平成20年は、金沢市、白山市、かほく市の合計

平成25年は、金沢市、白山市、かほく市、野々市市の合計

表 南加賀の借家居住世帯の年収と最低居住水準の達成状況の関係

南加賀	平成15年			平成20年			平成25年			
	総数	最低居住水準以上の世帯	最低居住水準未満の世帯	総数	最低居住面積水準以上の世帯	最低居住面積水準未満の世帯	総数	最低居住面積水準以上の世帯	最低居住面積水準未満の世帯	
借家(専用住宅)総数	11,910	11,020	720	17,300	14,140	3,160	14,130	11,960	2,180	
世帯の年間収入階級	300万円未満	6,300	5,920	370	8,030	6,570	1,460	7,160	6,360	810
	300～500	3,090	2,860	230	4,760	3,900	850	3,630	3,060	580
	500～700	1,270	1,170	100	1,890	1,750	140	1,510	1,250	250
	700～1000	740	730	10	940	840	110	780	640	140
	1000万円以上	340	330	10	250	210	40	80	80	0

(資料:住宅・土地統計調査)

表 南加賀の借家居住世帯のうち、年収300万円未満かつ最低居住面積水準未満世帯の割合

		平成15年	平成20年	平成25年
借家に住む世帯のうち年収300万円未満かつ最低居住面積水準未満の世帯	世帯数(世帯)	370	1,460	810
	割合(%)	3.1	8.4	5.7

(資料:住宅・土地統計調査)

※備考

平成15年は、小松市と(旧)加賀市の合計

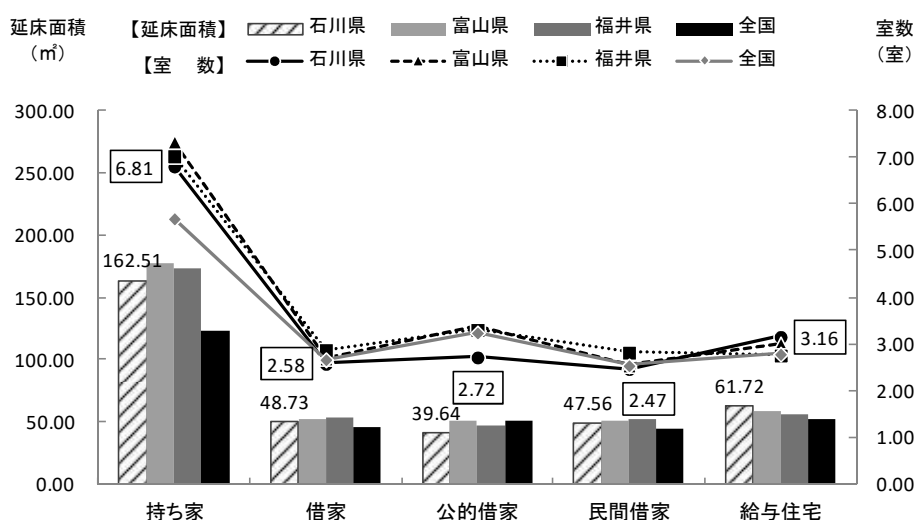
平成20・25年は、小松市、加賀市、能美市の合計

## (14) 1住宅当たりの広さ(延床面積・居住室数)

○持ち家・借家とも1住宅当たりの広さ(延床面積・居住室数)は、北陸3県で最小

- ・ 本県の平成25年時点の延床面積及び居住室数は、持ち家が162.51㎡・6.81室、借家が48.73㎡・2.58室であり、1住宅当たりの広さは、持ち家・借家ともに北陸3県で最も小さくなっている。
- ・ 本県の1住宅当たりの広さを持ち家と借家で比べると、借家に比べて持ち家は面積・室数ともに突出して大きくなっており、持ち家と借家の間で格差が大きいことがわかる。

図表 2-14 1住宅当たりの広さ(延床面積・居住室数)



(単位：㎡)

区分	(西暦)	総数	持家	借家			
				公的借家	民間借家	給与住宅	
石川・昭和58年	(1983)	126.87	152.19	49.59	43.86	48.36	60.80
63年	(1988)	130.86	161.05	49.37	47.84	47.38	65.24
平成5年	(1993)	130.43	164.25	50.69	55.17	48.06	60.51
10年	(1998)	129.76	166.11	49.55	49.70	47.92	59.29
15年	(2003)	129.84	165.82	48.36	49.43	46.72	52.83
20年	(2008)	128.91	163.42	48.23	48.03	46.53	58.23
25年	(2013)	130.21	162.51	48.73	39.64	47.56	61.72
富山・平成25年	(2013)	152.18	177.03	51.94	50.45	50.68	58.85
福井・平成25年	(2013)	146.16	173.29	52.78	47.36	52.23	55.31
全国・平成25年	(2013)	94.42	122.32	45.95	51.05	44.39	52.60

※資料：住宅・土地統計調査

(単位：室)

区分	(西暦)	総数	持家	借家			
				公的借家	民間借家	給与住宅	
石川・昭和58年	(1983)	6.02	7.04	2.93	3.06	2.78	3.51
63年	(1988)	6.15	7.35	2.92	3.24	2.76	3.51
平成5年	(1993)	5.99	7.32	2.87	3.41	2.67	3.40
10年	(1998)	5.81	7.19	2.75	3.30	2.60	3.21
15年	(2003)	5.80	7.16	2.72	3.12	2.59	2.94
20年	(2008)	5.67	6.96	2.67	3.19	2.55	2.95
25年	(2013)	5.61	6.81	2.58	2.72	2.47	3.16
富山・平成25年	(2013)	6.42	7.34	2.70	3.37	2.55	3.01
福井・平成25年	(2013)	6.10	7.03	2.88	3.31	2.82	2.76
全国・平成25年	(2013)	4.59	5.69	2.67	3.25	2.54	2.79

※資料：住宅・土地統計調査

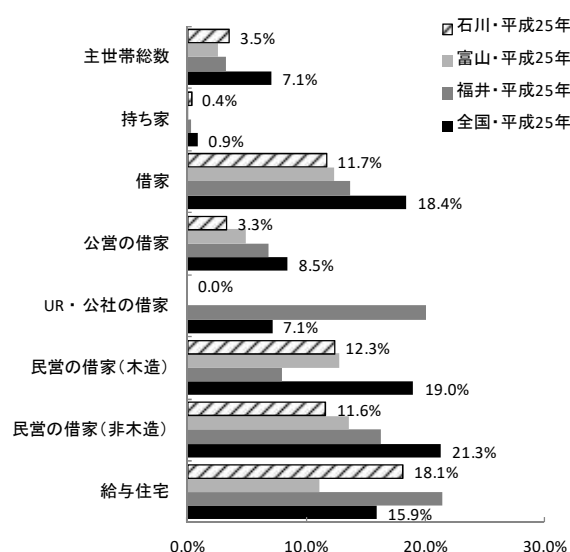
## (15) 最低居住面積水準の未達成状況

○本県の主世帯のうち 3.5%が

### 最低居住面積水準未達

- 平成 25 年時点で、本県の主世帯のうち、3.5%が最低居住面積水準未達であり、全国水準よりは低いですが、北陸 3 県では最も高くなっている。
- 平成 25 年時点で、本県の持ち家に住む世帯の 0.4%が最低居住面積水準未達であり、ほぼすべての世帯が水準を達成している。
- 平成 25 年時点で、本県の借家に住む世帯の 11.7%が最低居住面積水準未達であり、全国および富山県・福井県に比べると低い水準である。
- 借家の所有関係別に最低居住面積水準未達率をみると、本県では、公営の借家が 3.3%であり、県内のほかの借家に比べて低くなっている。

図表 2-15 最低居住面積水準の未達率(平成 25 年)



(単位：戸)

区分	主世帯総数	持家	借家	借家					給与住宅
				公営の借家	UR・公社の借家	民営借家(木造)	民営借家(非木造)		
石川・平成5年(1993)	主世帯数	358,100	250,400	106,200	11,100	3,600	34,600	42,900	14,000
	水準未達世帯(率)	14,500 (4.0%)	1,700 (0.7%)	12,800 (12.1%)	1,800 (16.2%)	400 (11.1%)	3,800 (11.0%)	4,800 (11.2%)	2,000 (14.3%)
10年(1998)	主世帯数	389,700	265,000	120,100	11,600	500	39,700	52,900	15,300
	水準未達世帯(率)	8,000 (2.1%)	1,100 (0.4%)	6,900 (5.7%)	1,100 (9.5%)	100 (20.0%)	2,100 (5.3%)	2,500 (4.7%)	1,100 (7.2%)
15年(2003)	主世帯数	404,000	277,600	122,600	11,900	1,700	35,300	60,300	13,300
	水準未達世帯(率)	6,400 (1.6%)	800 (0.3%)	5,600 (4.6%)	500 (4.2%)	400 (23.5%)	1,500 (4.2%)	2,500 (4.1%)	800 (6.0%)
20年(2008)	主世帯数	421,600	291,400	124,700	11,100	1,800	37,000	63,600	11,200
	水準未達世帯(率)	14,000 (3.3%)	400 (0.1%)	13,600 (10.9%)	700 (6.3%)	300 (16.7%)	3,500 (9.5%)	7,500 (11.8%)	1,600 (14.3%)
25年(2013)	主世帯数	439,900	311,400	123,400	9,000	0	37,300	69,800	7,200
	水準未達世帯(率)	15,500 (3.5%)	1,100 (0.4%)	14,400 (11.7%)	300 (3.3%)	0 (0.0%)	4,600 (12.3%)	8,100 (11.6%)	1,300 (18.1%)
富山・平成25年(2013)	主世帯数	379,800	301,600	74,800	8,000	600	16,500	44,200	5,400
	水準未達世帯(率)	9,900 (2.6%)	600 (0.2%)	9,200 (12.3%)	400 (5.0%)	0 (0.0%)	2,100 (12.7%)	6,000 (13.6%)	600 (11.1%)
福井・平成25年(2013)	主世帯数	265,200	203,000	59,000	5,800	500	15,000	32,100	5,600
	水準未達世帯(率)	8,800 (3.3%)	700 (0.3%)	8,100 (13.7%)	400 (6.9%)	100 (20.0%)	1,200 (8.0%)	5,200 (16.2%)	1,200 (21.4%)
全国・平成25年(2013)	主世帯数	52,102,200	32,165,800	18,518,900	1,958,600	855,500	4,383,100	10,199,300	1,122,300
	水準未達世帯(率)	3,693,600 (7.1%)	288,700 (0.9%)	3,404,800 (18.4%)	165,700 (8.5%)	61,100 (7.1%)	831,400 (19.0%)	2,168,800 (21.3%)	178,000 (15.9%)

※資料：住宅・土地統計調査

注 1) 平成15年以前の調査では「最低居住水準」、平成20年以降の調査では「最低居住面積水準」である。

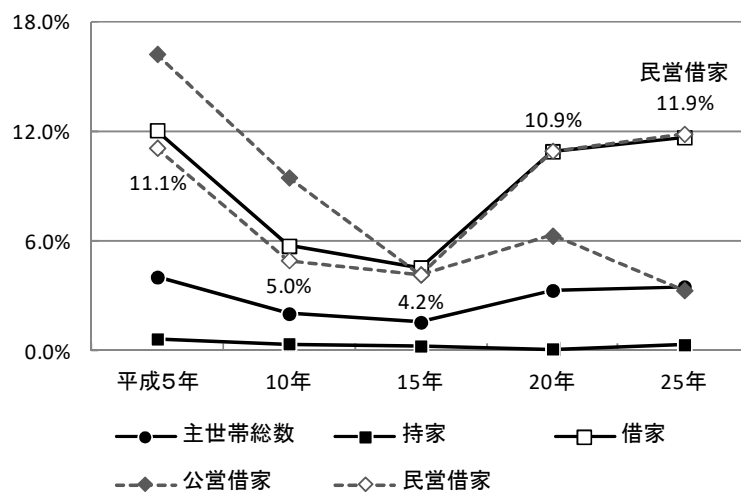
※ 1) 最低居住面積水準とは、住生活基本計画(全国計画)で示されている住宅の面積に関する水準のことで、単身世帯で 25 m<sup>2</sup>、4人世帯で 50 m<sup>2</sup>等、世帯人員に応じて定められている。

## (16) 最低居住面積水準未満率の推移

### ○民営借家の最低居住面積水準未満率が近年増加傾向

- ・ 本県の平成5年以降の最低居住面積水準未満率の推移をみると、主世帯総数、持ち家、公的借家は減少しているが、借家と民営借家は平成15年から増加に転じている。
- ・ 本県の民営借家の最低居住面積水準未満率は、平成5年に11.1%だったものが、平成15年に4.2%まで減少したが、平成15年以降増加に転じ、平成20年には10.9%、平成25年には11.9%にまで増加している。

図表 2-16 本県の最低居住面積水準未満率の推移



※) 平成15年以前の調査では「最低居住水準」、平成20年以降の調査では「最低居住面積水準」である。

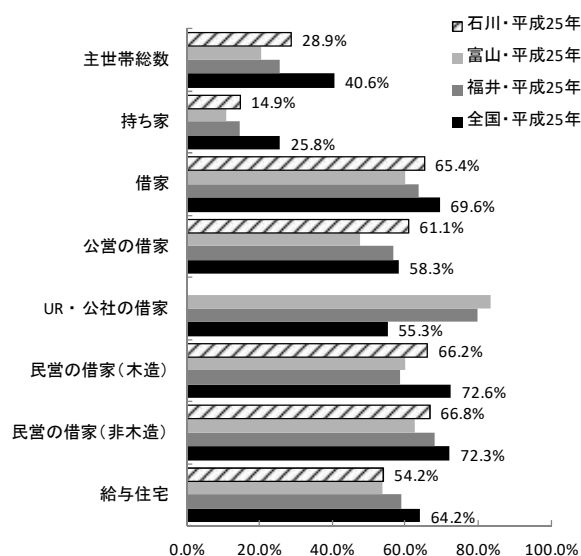
## (17) 誘導居住面積水準の未達成状況

○本県の主世帯のうち 28.9%が

### 誘導居住面積水準未達

- 平成 25 年時点で、本県の主世帯のうち、28.9%が誘導居住面積水準未達であり、全国水準よりは低いが、北陸 3 県では最も高くなっている。
- 本県では平成 25 年時点で、持ち家に住む世帯の 14.9%が、借家に住む世帯の 65.4%が誘導居住面積水準未達であり、いずれも全国水準よりも低いが、北陸 3 県では最も高くなっている。

図表 2-17 誘導居住面積水準の未達率(平成 25 年)



(単位:戸)

区分		主世帯総数	持家	借家	公営の借家	UR・公社の借家	民営借家(木造)	民営借家(非木造)	給与住宅
石川・平成25年(2103)	総数	主世帯数 439,900 水準未達 127,100 世帯(率) 28.9%	311,400 46,400 14.9%	123,400 80,700 65.4%	9,000 5,500 61.1%	-	37,300 24,700 66.2%	69,800 46,600 66.8%	7,200 3,900 54.2%
	都市型	主世帯数 114,700 水準未達 72,600 世帯(率) 63.3%	10,500 2,400 22.9%	104,200 70,200 67.4%	8,100 4,700 58.0%	-	22,600 17,100 75.7%	67,400 44,800 66.5%	6,000 3,600 60.0%
	一般型	主世帯数 320,100 水準未達 54,500 世帯(率) 17.0%	300,900 44,000 14.6%	19,200 10,500 54.7%	900 800 88.9%	-	14,700 7,600 51.7%	2,400 1,800 75.0%	1,200 300 25.0%
	総数	主世帯数 379,800 水準未達 78,300 世帯(率) 20.6%	301,600 33,500 11.1%	74,800 44,800 59.9%	8,000 3,800 47.5%	600 500 83.3%	16,500 9,900 60.0%	44,200 27,700 62.7%	5,400 2,900 53.7%
	都市型	主世帯数 70,100 水準未達 40,300 世帯(率) 57.5%	6,500 1,100 16.9%	63,600 39,200 61.6%	7,400 3,200 43.2%	700 500 71.4%	8,000 6,300 78.8%	42,800 26,700 62.4%	4,800 2,600 54.2%
	一般型	主世帯数 306,300 水準未達 38,000 世帯(率) 12.4%	295,100 32,400 11.0%	11,200 5,600 50.0%	600 600 100.0%	-	8,500 3,600 42.4%	1,400 1,000 71.4%	600 300 50.0%
富山・平成25年(2103)	総数	主世帯数 265,200 水準未達 67,700 世帯(率) 25.5%	203,000 30,000 14.8%	59,000 37,700 63.9%	5,800 3,300 56.9%	500 400 80.0%	15,000 8,800 58.7%	32,100 21,900 68.2%	5,600 3,300 58.9%
	都市型	主世帯数 49,300 水準未達 31,200 世帯(率) 63.3%	3,300 900 27.3%	46,000 30,300 65.9%	5,000 2,600 52.0%	500 400 80.0%	4,600 3,100 67.4%	31,200 21,200 67.9%	4,800 3,100 64.6%
	一般型	主世帯数 212,600 水準未達 36,500 世帯(率) 17.2%	199,700 29,100 14.6%	13,000 7,400 56.9%	800 700 87.5%	-	10,500 5,800 55.2%	900 700 77.8%	800 200 25.0%
	総数	主世帯数 52,102,200 水準未達 21,176,200 世帯(率) 40.6%	32,165,800 8,282,700 25.8%	18,518,900 12,893,500 69.6%	1,958,600 1,142,400 58.3%	855,500 473,100 55.3%	4,383,100 3,183,700 72.6%	10,199,300 7,374,100 72.3%	1,122,300 720,200 64.2%
	都市型	主世帯数 21,258,800 水準未達 12,780,300 世帯(率) 60.1%	5,466,900 1,718,500 31.4%	15,791,900 11,061,800 70.0%	1,694,400 918,600 54.2%	854,200 472,000 55.3%	2,318,600 1,824,200 78.7%	9,945,800 7,195,200 72.3%	978,900 651,800 66.6%
	一般型	主世帯数 29,425,900 水準未達 8,395,900 世帯(率) 28.5%	26,698,900 6,564,100 24.6%	2,727,000 1,831,700 67.2%	264,200 223,800 84.7%	1,300 1,100 84.6%	2,064,500 1,359,400 65.8%	253,500 178,900 70.6%	143,500 68,500 47.7%

注1) 「都市型」と「一般型」の主世帯総数は「水準以上世帯」と「水準未満世帯」の合計値

※資料: 住宅・土地統計調査(平成25年)

注2) 平成15年以前の調査では「誘導居住水準」、平成20年以降の調査では「誘導居住面積水準」である。

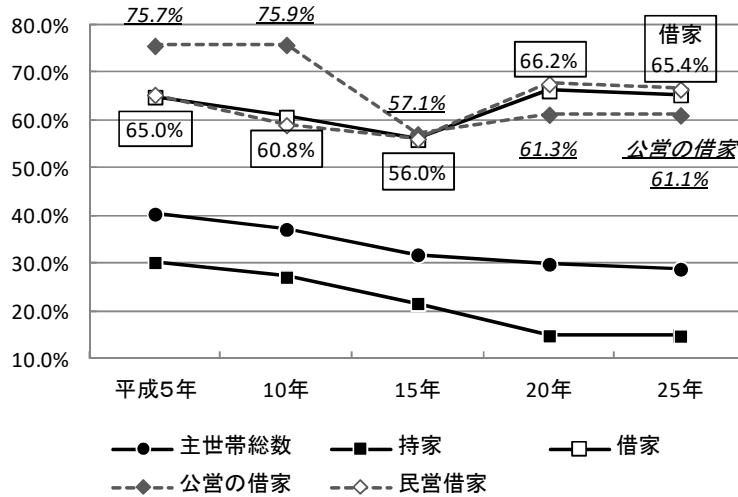
※1) 誘導居住面積水準とは、住生活基本計画(全国計画)で示されている住宅の面積に関する水準のことで、都市居住型は単身世帯で40㎡、4人世帯で95㎡、一般型は単身世帯で55㎡、4人世帯で125㎡等、世帯人員に応じて定められている。

## (18) 誘導居住面積水準未満率の推移

### ○借家の誘導居住面積水準未満率は近年 65%前後を横ばいに推移

- ・ 本県の平成5年以降の誘導居住面積水準未満率の推移をみると、主世帯総数と持ち家では未満率が減少している。
- ・ 一方で、本県の借家の誘導居住面積水準未満率は、平成5年に75.7%だったものが平成15年には57.1%に減少していたが、平成20年には66.2%に増加し、平成25年には65.4%と、近年は横ばいに推移している。
- ・ 誘導居住面積水準未満率は、持ち家に比べて借家で高くなっており、持ち家と借家の格差が大きい。

図表 2-18 本県の誘導居住面積水準未満率の推移



※) 平成15年以前の調査では「誘導居住水準」、平成20年以降の調査では「誘導居住面積水準」である。

(単位:戸)

区分		主世帯総数	持家	借家	公営の借家	UR・公社	民営借家	民営借家	給与住宅
石川・平成5年(1993)	総数	358,100	250,400	106,200	11,100	3,600	34,600	42,900	14,000
	水準未満世帯(率)	144,800 40.4%	75,800 30.3%	69,000 65.0%	8,400 75.7%	1,600 44.4%	22,900 66.2%	27,800 64.8%	8,400 60.0%
	主世帯数	389,700	265,000	120,100	11,600	500	39,700	52,900	15,300
10年(1998)	総数	389,700	265,000	120,100	11,600	500	39,700	52,900	15,300
	水準未満世帯(率)	145,100 37.2%	72,100 27.2%	73,000 60.8%	8,800 75.9%	400 80.0%	23,800 59.9%	30,900 58.4%	9,100 59.5%
	主世帯数	404,000	277,600	122,600	11,900	1,700	35,300	60,300	13,300
15年(2003)	総数	404,000	277,600	122,600	11,900	1,700	35,300	60,300	13,300
	水準未満世帯(率)	128,900 31.9%	60,200 21.7%	68,700 56.0%	6,800 57.1%	1,000 58.8%	21,400 60.6%	32,300 53.6%	7,300 54.9%
	主世帯数	421,600	291,400	124,700	11,100	1,800	37,000	63,600	11,200
20年(2008)	総数	421,600	291,400	124,700	11,100	1,800	37,000	63,600	11,200
	水準未満世帯(率)	126,200 29.9%	43,600 15.0%	82,600 66.2%	6,800 61.3%	1,700 94.4%	24,000 64.9%	44,100 69.3%	6,000 53.6%
	主世帯数	439,900	311,400	123,400	9,000	0	37,300	69,800	7,200
25年(2013)	総数	439,900	311,400	123,400	9,000	0	37,300	69,800	7,200
	水準未満世帯(率)	127,100 28.9%	46,400 14.9%	80,700 65.4%	5,500 61.1%	0 0.0%	24,700 66.2%	46,600 66.8%	3,900 54.2%
	主世帯数	439,900	311,400	123,400	9,000	0	37,300	69,800	7,200

注1) 平成15年以前の調査では「誘導居住水準」、平成20年以降の調査では「誘導居住面積水準」である。

※資料: 住宅・土地統計調査

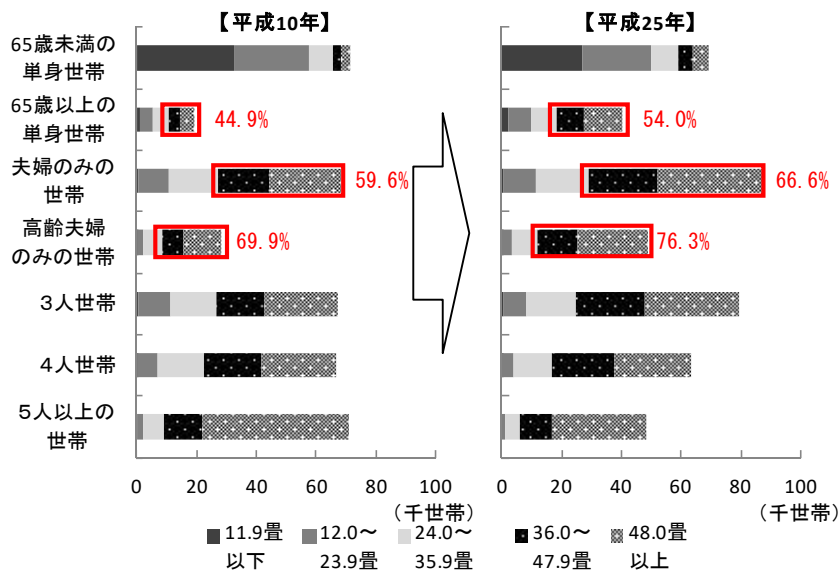


## (19) 世帯の型と居住面積のミスマッチ状況

○高齢単身世帯・夫婦のみ世帯・高齢夫婦のみ世帯が広い住宅に住んでいる割合が増加

- 世帯の型と居住面積の関係をみると、本県では、高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、高齢夫婦のみ世帯が広い住宅に住んでいる傾向にある。
- 本県では、平成25年時点で、高齢単身世帯の54.0%、夫婦のみ世帯の66.6%、高齢夫婦のみ世帯の76.3%が居住室の畳数が36畳以上の住宅に住んでおり、平成10年と比べて、いずれも割合が増加している。

図表 2-19 世帯の型と住宅の居住面積（石川県）



世帯の型	年号	1世帯あたり居住室の畳数	世帯数（世帯）						構成比				
			主世帯総数	11.9畳以下	12.0～23.9畳	24.0～35.9畳	36.0～47.9畳	48.0畳以上	11.9畳以下	12.0～23.9畳	24.0～35.9畳	36.0～47.9畳	48.0畳以上
65歳未満単身	平成10年	16.52	73,300	32,900	25,100	7,800	2,900	3,100	44.9%	34.2%	10.6%	4.0%	4.2%
	15年	16.52	73,600	31,000	25,900	8,400	4,300	4,100	42.1%	35.2%	11.4%	5.8%	5.6%
	20年	19.16	67,800	26,900	23,700	8,200	5,000	3,900	39.7%	35.0%	12.1%	7.4%	5.8%
	25年	20.33	69,500	26,600	23,400	8,800	4,900	5,700	38.3%	33.7%	12.7%	7.1%	8.2%
65歳以上単身	平成10年	36.54	19,400	1,300	4,300	5,100	3,700	5,000	6.7%	22.2%	26.3%	19.1%	25.8%
	15年	39.04	25,500	900	5,400	5,600	5,700	7,900	3.5%	21.2%	22.0%	22.4%	31.0%
	20年	40.77	29,800	1,000	6,300	6,800	5,900	9,800	3.4%	21.1%	22.8%	19.8%	32.9%
	25年	40.41	40,400	1,900	7,800	8,800	9,000	12,800	4.7%	19.3%	21.8%	22.3%	31.7%
夫婦のみ	平成10年	43.08	68,600	700	10,000	16,800	16,700	24,200	1.0%	14.6%	24.5%	24.3%	35.3%
	15年	45.93	75,000	700	10,400	16,100	17,400	30,400	0.9%	13.9%	21.5%	23.2%	40.5%
	20年	45.99	82,500	300	10,400	17,900	20,200	33,700	0.4%	12.6%	21.7%	24.5%	40.8%
	25年	46.23	87,800	600	10,700	17,700	23,100	35,400	0.7%	12.2%	20.2%	26.3%	40.3%
高齢夫婦	平成10年	47.60	28,300	100	2,200	6,200	7,200	12,500	0.4%	7.8%	21.9%	25.4%	44.2%
	15年	51.12	35,000	200	2,600	6,500	8,300	17,400	0.6%	7.4%	18.6%	23.7%	49.7%
	20年	50.11	41,900	100	2,900	7,900	10,500	20,400	0.2%	6.9%	18.9%	25.1%	48.7%
	25年	51.07	48,900	200	3,200	8,300	13,300	24,000	0.4%	6.5%	17.0%	27.2%	49.1%
3人世帯	平成10年	43.97	68,900	300	10,800	15,700	16,000	24,800	0.4%	15.7%	22.8%	23.2%	36.0%
	15年	46.10	75,100	300	9,900	15,700	18,200	30,400	0.4%	13.2%	20.9%	24.2%	40.5%
	20年	45.99	79,700	200	9,500	16,800	21,600	31,100	0.3%	11.9%	21.1%	27.1%	39.0%
	25年	46.78	80,800	300	7,700	16,600	23,100	31,700	0.4%	9.5%	20.5%	28.6%	39.2%
4人世帯	平成10年	45.18	67,000	100	6,600	16,000	19,100	24,900	0.1%	9.9%	23.9%	28.5%	37.2%
	15年	47.50	62,200	200	5,200	12,700	18,100	25,800	0.3%	8.4%	20.4%	29.1%	41.5%
	20年	48.30	64,300	200	4,900	12,700	19,900	26,400	0.3%	7.6%	19.8%	30.9%	41.1%
	25年	48.13	63,300	200	3,700	12,500	21,300	25,600	0.3%	5.8%	19.7%	33.6%	40.4%
5人以上世帯	平成10年	61.36	71,300	0	2,000	7,200	12,700	49,200	0.0%	2.8%	10.1%	17.8%	69.0%
	15年	63.74	63,600	0	1,600	5,300	11,300	45,400	0.0%	2.5%	8.3%	17.8%	71.4%
	20年	63.03	53,500	100	1,300	4,800	9,700	37,500	0.2%	2.4%	9.0%	18.1%	70.1%
	25年	61.21	47,900	0	1,200	4,600	11,000	31,300	0.0%	2.5%	9.6%	23.0%	65.3%

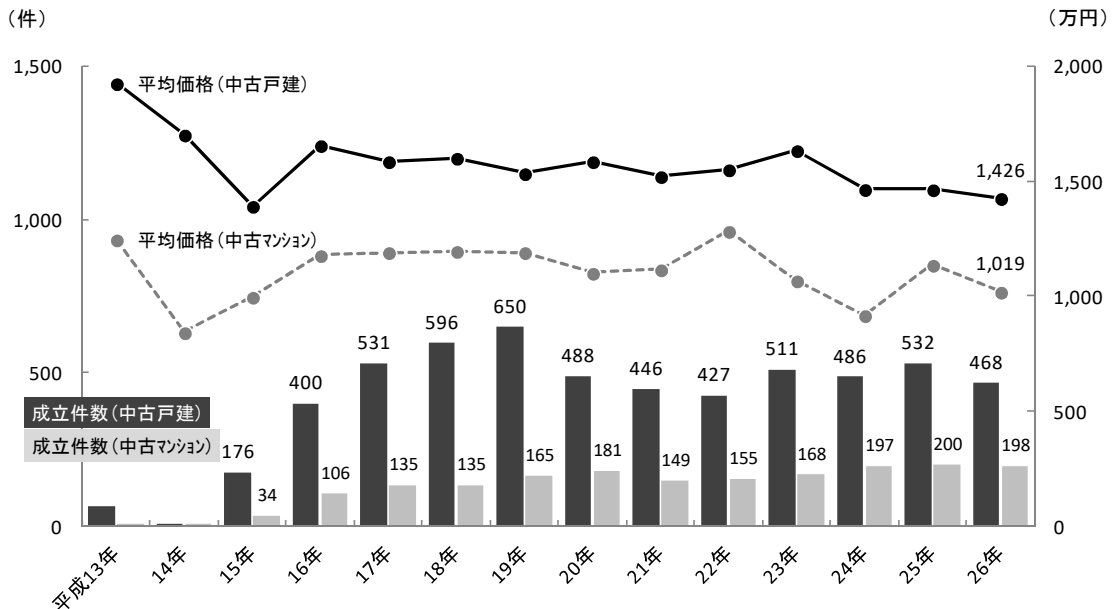
※資料：住宅・土地統計調査

## (20) 既存住宅の流通動向（中古戸建、中古マンション）

### ○本県の中古住宅の売買成立件数のうち、3割が中古マンション

- 平成 26 年時点の本県の中古住宅の売買成立件数は、中古戸建が 468 件、中古マンションが 198 件で合計 666 件となっている。
- 売買成立件数をみると、中古戸建は平成 19 年の 650 件がピークであり、近年は 500 件前後を横ばいに推移しており、中古マンションは平成 25 年の 200 件がピークとなっている。
- 売買価格の平均価格は、平成 26 年時点で、中古戸建が 1,426 万円、中古マンションが 1,019 万円となっている。
- 成立件数全体に占める中古マンションの割合は、平成 13 年以降増加しており、平成 26 年には 29.7%となっている。

図表 2-20 既存住宅の流通動向の例（石川県）



暦年	(西暦)	成立件数(件)				平均価格(万円)		
		合計	中古戸建	中古マンション	中古戸建	中古マンション		
平成13年	(2001)	75	65	86.7%	10	13.3%	1,925	1,246
14年	(2002)	15	9	60.0%	6	40.0%	1,702	843
15年	(2003)	210	176	83.8%	34	16.2%	1,392	997
16年	(2004)	506	400	79.1%	106	20.9%	1,656	1,178
17年	(2005)	666	531	79.7%	135	20.3%	1,586	1,191
18年	(2006)	731	596	81.5%	135	18.5%	1,601	1,196
19年	(2007)	815	650	79.8%	165	20.2%	1,534	1,191
20年	(2008)	669	488	72.9%	181	27.1%	1,586	1,101
21年	(2009)	595	446	75.0%	149	25.0%	1,521	1,116
22年	(2010)	582	427	73.4%	155	26.6%	1,551	1,283
23年	(2011)	679	511	75.3%	168	24.7%	1,634	1,068
24年	(2012)	683	486	71.2%	197	28.8%	1,465	917
25年	(2013)	732	532	72.7%	200	27.3%	1,464	1,136
26年	(2014)	666	468	70.3%	198	29.7%	1,426	1,019

※資料：社団法人中部圏不動産流通機構

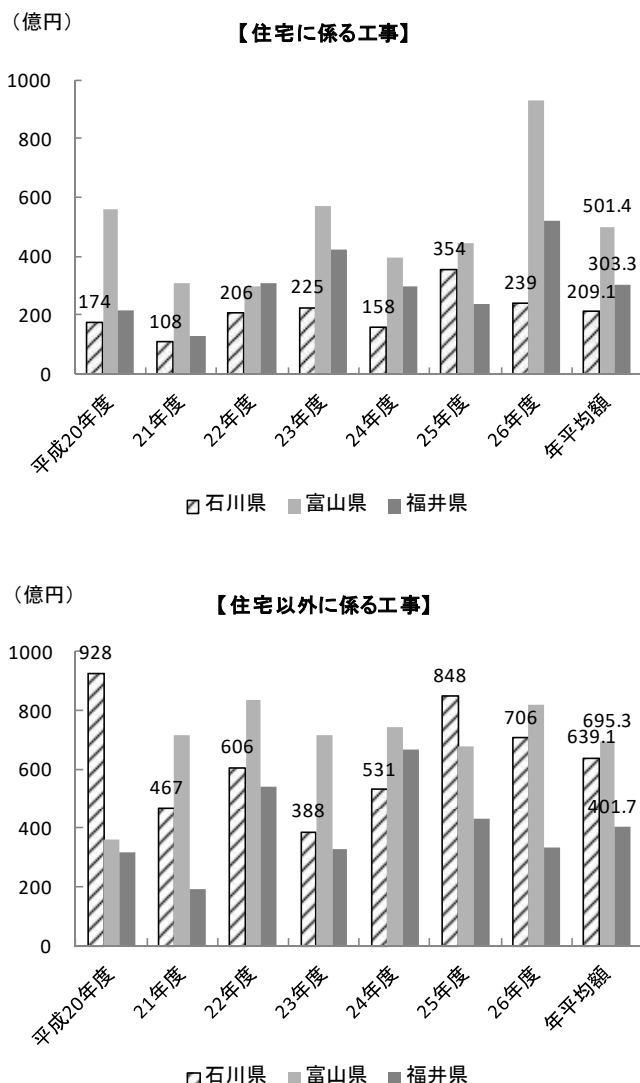
## (21) 住宅のリフォーム・リニューアル市場の動向

### ○住宅のリフォーム・リニューアル

#### 市場は拡大傾向

- 建設業者が受注した住宅に係るリフォーム・リニューアル工事の受注高の年平均額（平成20～26年度）を施工地域別にみると、富山県が501.4億円、福井県が303.3億円、石川県が209.1億円であり、北陸3県では、石川県での受注額が最も少額となっている。
- 年度別の受注額にはバラつきがあるものの、長期的には増加傾向にあり、住宅に係るリフォーム・リニューアル市場は拡大しているといえる。

図表 2-21 建設業者が元請として受注した建築物の  
リフォーム・リニューアル工事の施工地域別の受注高



(単位: 億円)

年号	(西暦)	住宅に係る工事			住宅以外に係る工事		
		石川県	富山県	福井県	石川県	富山県	福井県
平成20年度	(2008)	174	561	215	928	359	318
21年度	(2009)	108	307	130	467	716	193
22年度	(2010)	206	297	305	606	836	540
23年度	(2011)	225	572	423	388	716	329
24年度	(2012)	158	397	297	531	742	665
25年度	(2013)	354	444	235	848	679	433
26年度	(2014)	239	932	518	706	819	334
年平均額	(平成20～26年度)	209.1	501.4	303.3	639.1	695.3	401.7

注1) 「建築物リフォーム・リニューアル調査報告」(国土交通省)をもとに年度毎に集計

注2) サンプル数が少ないため、推計誤差は大きい

## (22) 住宅地地価の動向

### ○金沢市の住宅地地価は平成27年に下げ止まり

- バブル崩壊後、平成期の初頭には、本県でも地価が大きく下落した。
- 全国では、平成12年以降、変動率が△5.0%前後で推移し、平成17～20年にかけて1.3%まで上昇したが、平成20年を境に再びマイナスに転じ、平成26年から再びプラスに回復している。
- 石川県では平成15・16年に△8.7%、平成22年には△6.4%を記録したが、近年は若干好転しており、平成27年には△1.3%となっている。
- また、金沢市は平成27年には0.0%と変動率が下げ止まっているが、これは北陸新幹線の金沢開業が影響しているものとみられる。

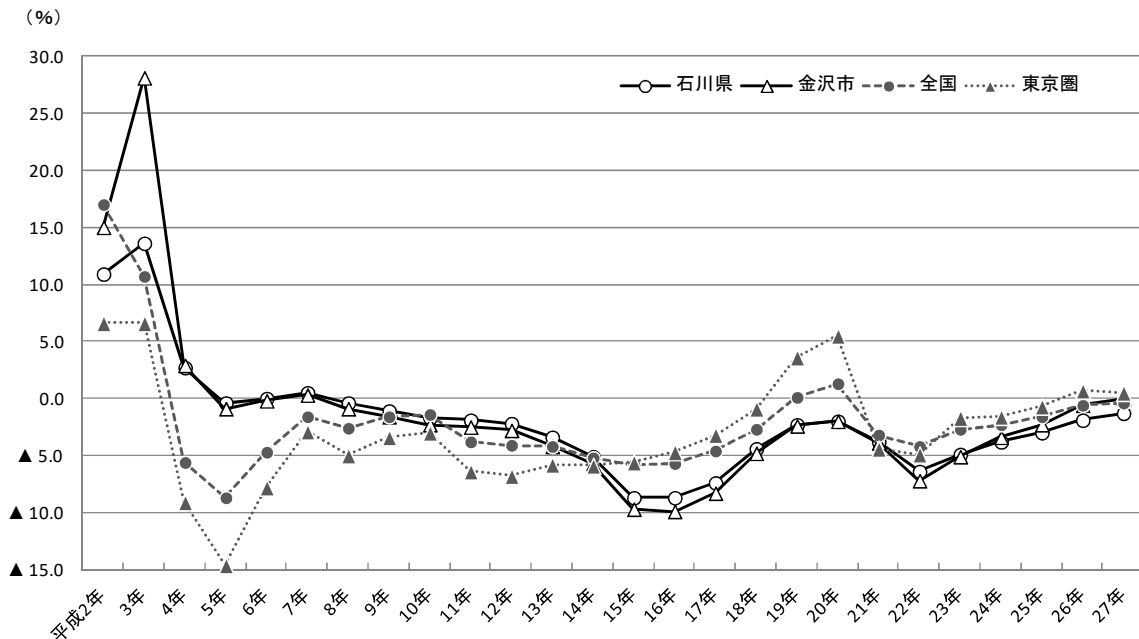
図表 2-22 住宅地地価の対前年変動率の推移

(単位:%)

公示年	石川県 (地価公示)	金沢市 (地価公示)	全国 (地価公示)	東京圏 (地価公示)
平成2年	10.9	15.0	17.0	6.6
3年	13.6	28.1	10.7	6.6
4年	2.7	2.9	△ 5.6	△ 9.1
5年	△ 0.4	△ 0.9	△ 8.7	△ 14.6
6年	0.0	△ 0.2	△ 4.7	△ 7.8
7年	0.5	0.3	△ 1.6	△ 2.9
8年	△ 0.4	△ 0.9	△ 2.6	△ 5.0
9年	△ 1.1	△ 1.6	△ 1.6	△ 3.4
10年	△ 1.7	△ 2.3	△ 1.4	△ 3.0
11年	△ 1.9	△ 2.5	△ 3.8	△ 6.4
12年	△ 2.2	△ 2.8	△ 4.1	△ 6.8
13年	△ 3.4	△ 4.2	△ 4.2	△ 5.8
14年	△ 5.1	△ 5.7	△ 5.2	△ 5.9
15年	△ 8.7	△ 9.7	△ 5.8	△ 5.6
16年	△ 8.7	△ 9.9	△ 5.7	△ 4.7
17年	△ 7.4	△ 8.3	△ 4.6	△ 3.2
18年	△ 4.4	△ 4.8	△ 2.7	△ 0.9
19年	△ 2.3	△ 2.4	0.1	3.6
20年	△ 2.0	△ 2.0	1.3	5.5
21年	△ 3.8	△ 3.9	△ 3.2	△ 4.4
22年	△ 6.4	△ 7.2	△ 4.2	△ 4.9
23年	△ 4.9	△ 5.1	△ 2.7	△ 1.7
24年	△ 3.8	△ 3.4	△ 2.3	△ 1.6
25年	△ 3.0	△ 2.3	△ 1.6	△ 0.7
26年	△ 1.9	△ 0.6	△ 0.6	0.7
27年	△ 1.3	0.0	△ 0.4	0.5

※資料: 土地総合情報ライブラリー

注)「東京圏」とは、首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町村の区域。



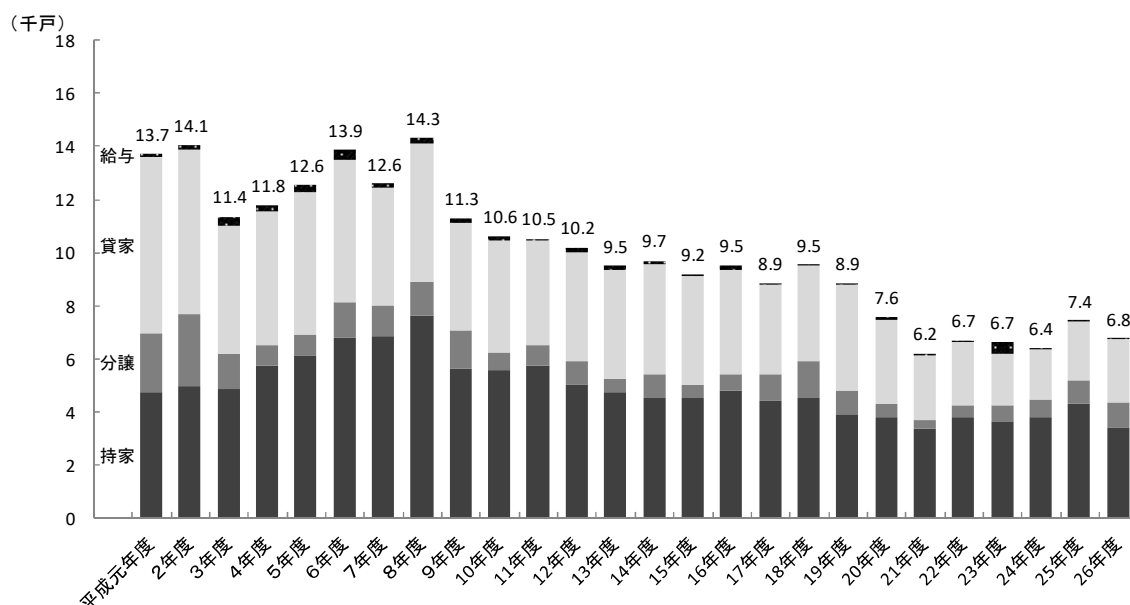
## 2-2. 住宅フローの状況

### (1) 利用関係別の住宅着工戸数

#### ○新設住宅の着工戸数はピーク時の半数以下に減少

- 石川県の新設住宅着工数は減少しており、平成26年度の着工数は6,766戸であり、ピーク時（平成8年度・14,338戸）の47.2%の水準となっている。
- 平成26年度の利用関係別の割合は、持ち家50.6%、貸家35.1%、分譲14.1%である。

図表 2-23 利用関係別の新設住宅着工戸数の推移



(単位：戸)

年度	総数	持家	分譲	貸家	給与
平成元年度	13,732	4,758	2,231	6,612	131
2年度	14,059	4,987	2,726	6,167	179
3年度	11,365	4,881	1,354	4,785	345
4年度	11,814	5,780	774	5,018	242
5年度	12,560	6,175	772	5,344	269
6年度	13,877	6,807	1,330	5,393	347
7年度	12,604	6,897	1,161	4,423	123
8年度	14,338	7,675	1,265	5,189	209
9年度	11,294	5,639	1,447	4,046	162
10年度	10,627	5,601	683	4,199	144
11年度	10,544	5,763	782	3,901	98
12年度	10,216	5,061	859	4,085	211
13年度	9,504	4,749	517	4,125	113
14年度	9,717	4,550	883	4,165	119
15年度	9,213	4,552	487	4,131	43
16年度	9,538	4,807	655	3,886	190
17年度	8,857	4,429	980	3,380	68
18年度	9,537	4,541	1,410	3,581	5
19年度	8,851	3,960	880	3,965	46
20年度	7,579	3,825	508	3,126	120
21年度	6,210	3,383	338	2,441	48
22年度	6,706	3,817	467	2,386	36
23年度	6,658	3,673	588	1,973	424
24年度	6,407	3,807	693	1,862	45
25年度	7,421	4,327	910	2,165	19
26年度	6,766	3,426	951	2,372	17

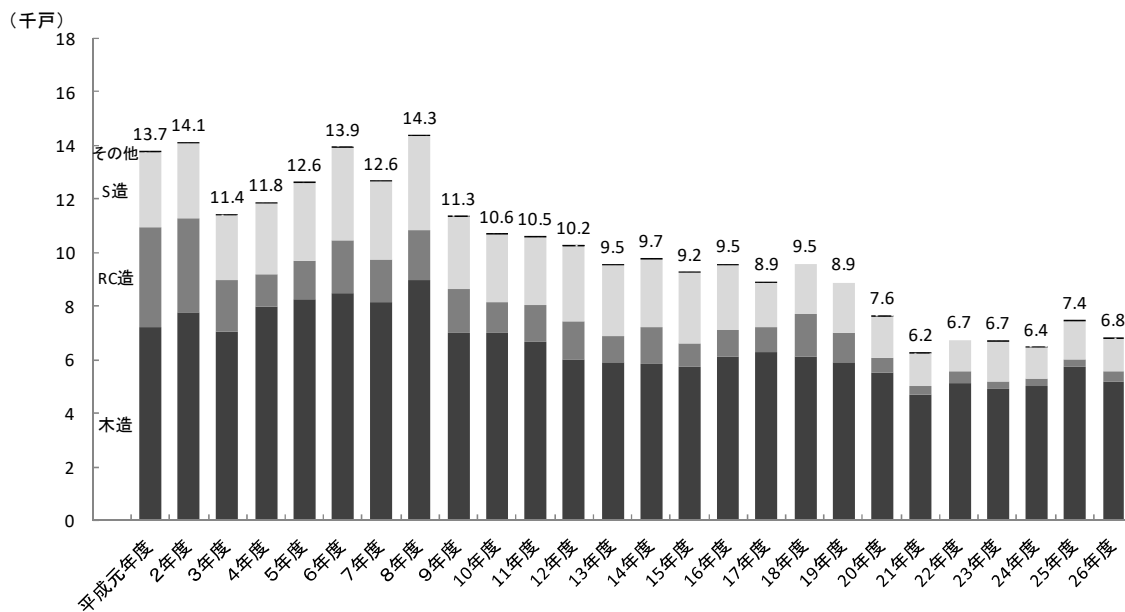
※資料：住宅着工統計

## (2) 構造別の住宅着工戸数

### ○新規着工住宅のうち、4戸に3戸が木造住宅

- 石川県の平成26年度の構造別の割合は、木造が76.4%、鉄骨造が18.0%、鉄筋コンクリート造が5.6%である。
- 平成20年度に、鉄筋コンクリート造の割合が10%を下回り、木造が70%を超え、以降、鉄筋コンクリートは4~5%前後、木造は75%前後を横ばいに推移している。

図表 2-24 構造別の新設住宅着工戸数の推移



(単位：戸)

年度	総数	木造		鉄筋コンクリート造		鉄骨造		その他	
平成元年度	13,732	7,214	52.5%	3,723	27.1%	2,793	20.3%	2	0.0%
2年度	14,059	7,728	55.0%	3,502	24.9%	2,817	20.0%	12	0.1%
3年度	11,365	7,043	62.0%	1,903	16.7%	2,417	21.3%	2	0.0%
4年度	11,814	7,935	67.2%	1,240	10.5%	2,638	22.3%	1	0.0%
5年度	12,560	8,221	65.5%	1,447	11.5%	2,887	23.0%	5	0.0%
6年度	13,877	8,440	60.8%	2,014	14.5%	3,422	24.7%	1	0.0%
7年度	12,604	8,143	64.6%	1,567	12.4%	2,890	22.9%	4	0.0%
8年度	14,338	8,952	62.4%	1,877	13.1%	3,499	24.4%	10	0.1%
9年度	11,294	6,990	61.9%	1,627	14.4%	2,675	23.7%	2	0.0%
10年度	10,627	6,966	65.6%	1,179	11.1%	2,481	23.3%	1	0.0%
11年度	10,544	6,650	63.1%	1,364	12.9%	2,529	24.0%	1	0.0%
12年度	10,216	6,014	58.9%	1,424	13.9%	2,776	27.2%	2	0.0%
13年度	9,504	5,896	62.0%	969	10.2%	2,636	27.7%	3	0.0%
14年度	9,717	5,824	59.9%	1,352	13.9%	2,539	26.1%	2	0.0%
15年度	9,213	5,696	61.8%	909	9.9%	2,606	28.3%	2	0.0%
16年度	9,538	6,116	64.1%	986	10.3%	2,420	25.4%	16	0.2%
17年度	8,857	6,248	70.5%	955	10.8%	1,652	18.7%	2	0.0%
18年度	9,537	6,106	64.0%	1,561	16.4%	1,870	19.6%	0	0.0%
19年度	8,851	5,893	66.6%	1,054	11.9%	1,904	21.5%	0	0.0%
20年度	7,579	5,479	72.3%	587	7.7%	1,508	19.9%	5	0.1%
21年度	6,210	4,669	75.2%	350	5.6%	1,189	19.1%	2	0.0%
22年度	6,706	5,119	76.3%	450	6.7%	1,137	17.0%	0	0.0%
23年度	6,658	4,895	73.5%	271	4.1%	1,491	22.4%	1	0.0%
24年度	6,407	5,006	78.1%	287	4.5%	1,113	17.4%	1	0.0%
25年度	7,421	5,694	76.7%	303	4.1%	1,423	19.2%	1	0.0%
26年度	6,766	5,172	76.4%	378	5.6%	1,215	18.0%	1	0.0%

※資料：住宅着工統計

### (3) 利用関係別の新設住宅の戸当たり床面積

#### ○新設される持ち家の

#### 戸当たり床面積は縮小傾向

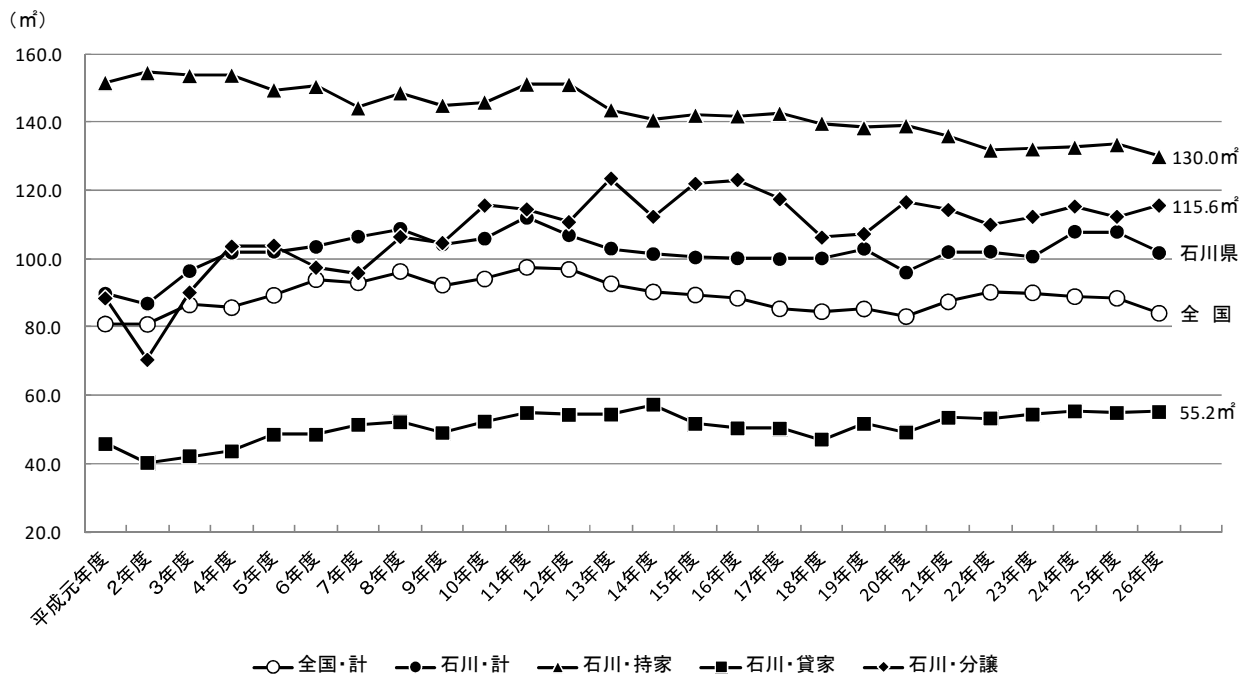
- 本県の平成26年度時点の新設住宅の戸当たり床面積は、持家が130.0㎡、貸家が55.2㎡、分譲が115.6㎡であり、持家が最も広がっている。
- 長期的にみると、持家は縮小、分譲が拡大、貸家は横ばいとなっている。
- 持家の縮小、分譲の拡大によって、持家と分譲の面積の差が小さくなっている。

図表 2-25 利用関係別の新設住宅の戸当たり床面積

(単位: ㎡)

年度	全国	石川全体	持家	貸家	分譲
平成元年度	80.9	89.8	151.6	45.8	88.4
2年度	80.8	86.9	154.5	40.2	70.4
3年度	86.5	96.4	153.7	42.2	90.1
4年度	85.7	101.8	153.8	43.6	103.6
5年度	89.3	102.1	149.5	48.5	103.9
6年度	93.9	103.5	150.5	48.5	97.4
7年度	93.0	106.5	144.2	51.4	95.8
8年度	96.3	108.8	148.6	52.1	106.4
9年度	92.3	104.2	145.0	49.0	104.6
10年度	94.1	105.9	145.9	52.3	115.6
11年度	97.5	112.0	151.2	54.9	114.5
12年度	96.9	106.9	151.1	54.3	110.7
13年度	92.7	103.0	143.7	54.4	123.5
14年度	90.3	101.4	140.7	57.3	112.3
15年度	89.4	100.4	142.1	51.7	122.0
16年度	88.5	100.1	141.9	50.4	123.1
17年度	85.4	99.9	142.6	50.3	117.4
18年度	84.5	100.1	139.7	47.0	106.2
19年度	85.3	102.9	138.5	51.7	107.2
20年度	83.1	96.0	139.0	49.2	116.6
21年度	87.4	102.0	136.1	53.4	114.3
22年度	90.2	102.1	131.8	53.3	110.0
23年度	90.0	100.7	132.2	54.4	112.3
24年度	88.9	107.9	132.7	55.3	115.3
25年度	88.4	107.9	133.5	54.8	112.3
26年度	84.1	101.7	130.0	55.2	115.6

※資料: 住宅着工統計



#### (4) 構造別の新設住宅の戸当たり床面積

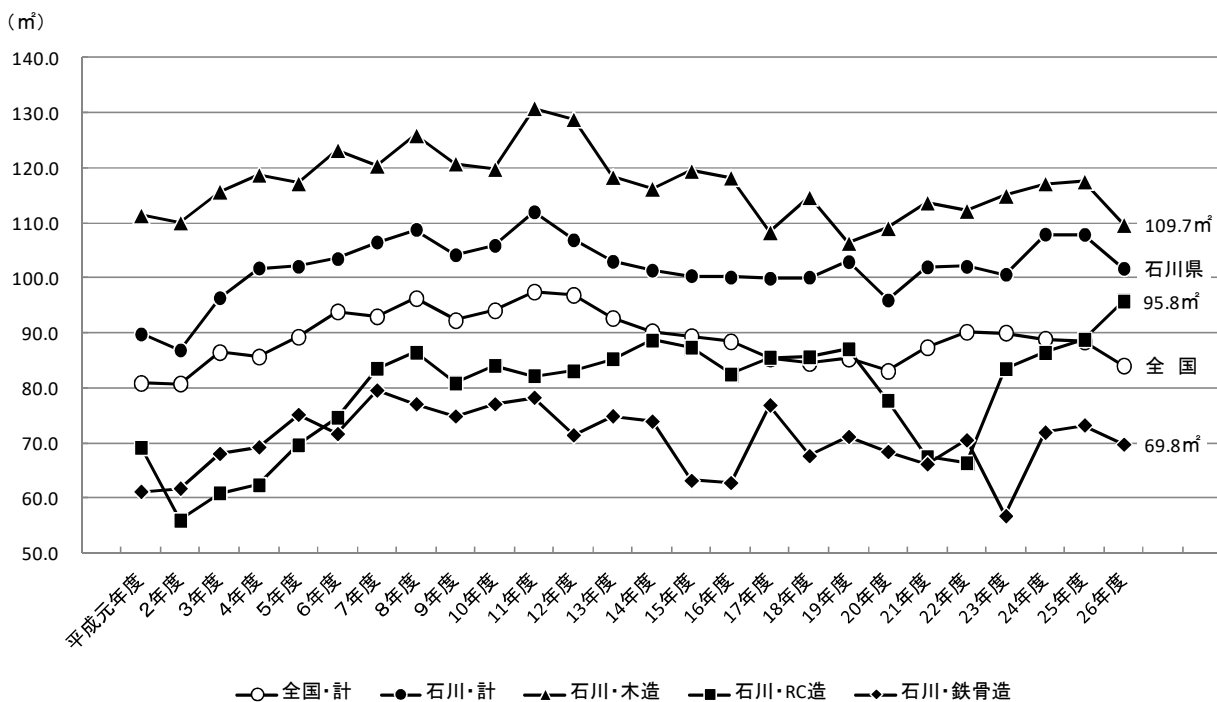
○RC造の新設住宅の戸当たり床面積が直近5年で大幅に拡大

- 本県の平成26年度時点の新設住宅の戸当たり床面積は、木造が109.7㎡、RC造が95.8㎡、鉄骨造が69.8㎡となっており、木造が最も広くなっている。
- RC造は、平成22年度には66.4㎡であったものが、平成26年度には95.8㎡まで大幅に拡大し、平成元年以降で最大となっている。

図表 2-26 構造別の新設住宅の戸当たり床面積

年度	(単位：㎡)					
	全国	石川全体	木造	RC造	鉄骨造	その他
平成元年度	80.9	89.8	111.4	69.2	61.2	126.0
2年度	80.8	86.9	110.1	56.0	61.8	24.8
3年度	86.5	96.4	115.7	60.9	68.1	139.0
4年度	85.7	101.8	118.8	62.4	69.3	162.0
5年度	89.3	102.1	117.2	69.7	75.2	69.2
6年度	93.9	103.5	123.2	74.7	71.7	84.0
7年度	93.0	106.5	120.4	83.6	79.6	130.5
8年度	96.3	108.8	126.0	86.5	77.1	66.4
9年度	92.3	104.2	120.8	80.9	74.9	135.5
10年度	94.1	105.9	119.8	84.1	77.1	163.0
11年度	97.5	112.0	130.9	82.2	78.3	228.0
12年度	96.9	106.9	128.9	83.1	71.5	171.0
13年度	92.7	103.0	118.4	85.3	74.9	116.0
14年度	90.3	101.4	116.2	88.7	74.0	131.0
15年度	89.4	100.4	119.5	87.4	63.2	145.5
16年度	88.5	100.1	118.2	82.5	62.8	23.9
17年度	85.4	99.9	108.3	85.6	76.9	105.0
18年度	84.5	100.1	114.7	85.7	67.7	0.0
19年度	85.3	102.9	106.4	87.1	71.2	0.0
20年度	83.1	96.0	109.1	77.7	68.4	202.2
21年度	87.4	102.0	113.7	67.5	66.2	115.0
22年度	90.2	102.1	112.2	66.4	70.6	-
23年度	90.0	100.7	115.0	83.5	56.8	106.0
24年度	88.9	107.9	117.2	86.4	72.0	17.0
25年度	88.4	107.9	117.5	88.8	73.3	208.0
26年度	84.1	101.7	109.7	95.8	69.8	121.0

※資料：住宅着工統計





## (5) 居住専用住宅等の床面積 および 工事予定額（投資額）

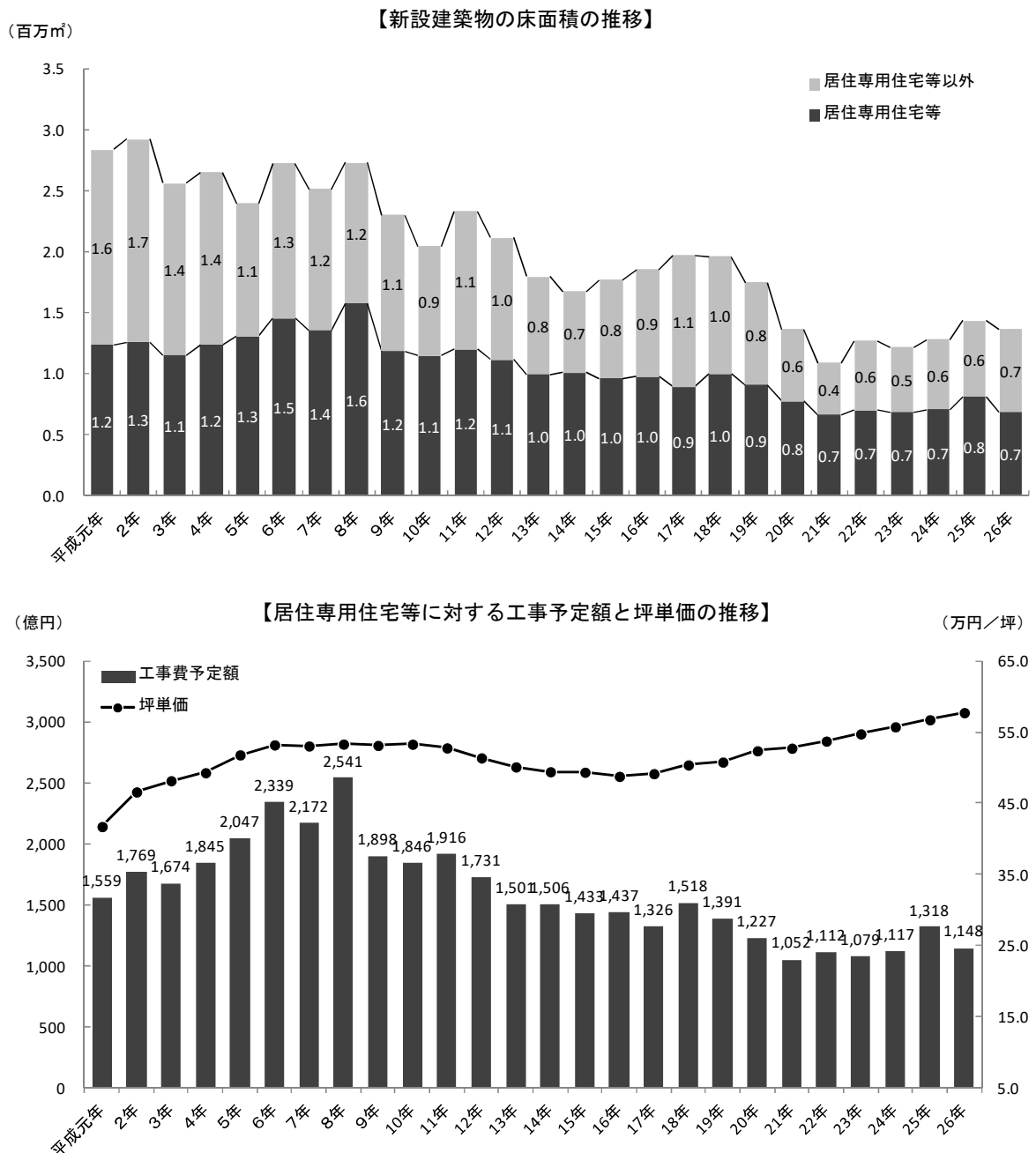
### ○居住専用住宅等の床面積はピーク時の半分以下に縮小

- ・ 本県の居住専用住宅等の床面積は、平成 20 年度に 800 千㎡を割り込んだ後、横ばいに推移し、平成 26 年度時点で 685 千㎡となっている。
- ・ 床面積はピーク時（平成 8 年度・1,575 千㎡）に比べて、半分程度に縮小している。

### ○居住専用住宅等の工事予定額はピーク時の半額以下に縮小、坪単価は過去最高

- ・ 本県の平成 20 年以降の居住専用住宅等の工事予定額は、ピーク時（平成 8 年度・2,541 億円）の半額程度に縮小し、近年は 1,100 億円前後を横ばいに推移している。
- ・ 一方、坪単価は平成元年度以降長期的に上昇しており、平成 26 年度時点で 55.3 万円／坪であり、過去最高となっている。

図表 2-27 居住専用住宅等の床面積および工事予定額の推移



図表 2-27 居住専用住宅等の床面積および工事予定額の推移（つづき）

年度	(西暦)	建築物総計			居住専用住宅＋居住専用準住宅		
		床面積合計 (㎡)	工事費予定額 (万円)	坪単価 (万円/坪)	床面積合計 (㎡)	工事費予定額 (万円)	坪単価 (万円/坪)
平成元年	(1989)	2,833,393	37,375,043	43.6	1,235,393	15,594,759	41.7
2年	(1990)	2,919,897	44,819,041	50.7	1,255,396	17,693,832	46.6
3年	(1991)	2,560,122	38,355,719	49.5	1,149,143	16,741,551	48.2
4年	(1992)	2,650,434	42,221,859	52.7	1,236,930	18,445,164	49.3
5年	(1993)	2,391,878	38,154,423	52.7	1,306,515	20,471,062	51.8
6年	(1994)	2,725,193	44,864,524	54.4	1,453,437	23,386,665	53.2
7年	(1995)	2,511,736	38,968,765	51.3	1,353,515	21,721,031	53.1
8年	(1996)	2,730,397	42,375,111	51.3	1,575,525	25,405,556	53.3
9年	(1997)	2,297,991	34,354,619	49.4	1,181,264	18,984,003	53.1
10年	(1998)	2,042,731	34,546,259	55.9	1,144,903	18,459,305	53.3
11年	(1999)	2,329,143	42,163,554	59.8	1,200,006	19,158,416	52.8
12年	(2000)	2,112,322	32,128,550	50.3	1,113,791	17,309,105	51.4
13年	(2001)	1,791,925	27,560,937	50.8	990,497	15,012,608	50.1
14年	(2002)	1,670,135	25,351,223	50.2	1,007,242	15,058,961	49.4
15年	(2003)	1,766,643	27,578,851	51.6	960,004	14,334,344	49.4
16年	(2004)	1,850,650	26,800,445	47.9	974,011	14,372,648	48.8
17年	(2005)	1,969,095	26,693,990	44.8	891,827	13,261,274	49.2
18年	(2006)	1,956,529	26,683,799	45.1	995,958	15,179,741	50.4
19年	(2007)	1,743,469	24,941,296	47.3	905,360	13,908,671	50.8
20年	(2008)	1,365,327	21,238,153	51.4	774,284	12,265,567	52.4
21年	(2009)	1,088,322	17,569,790	53.4	659,308	10,518,101	52.7
22年	(2010)	1,266,018	19,932,495	52.0	701,416	11,118,516	52.4
23年	(2011)	1,216,047	19,651,717	53.4	684,134	10,786,272	52.1
24年	(2012)	1,275,618	21,197,015	54.9	701,747	11,174,784	52.6
25年	(2013)	1,429,805	23,901,903	55.3	808,279	13,180,429	53.9
26年	(2014)	1,361,641	24,554,215	59.6	685,415	11,475,372	55.3

注 1) 居住専用住宅＋居住専用準住宅は、平成15年以前の居住専用建築物に該当する

※資料：建築着工統計

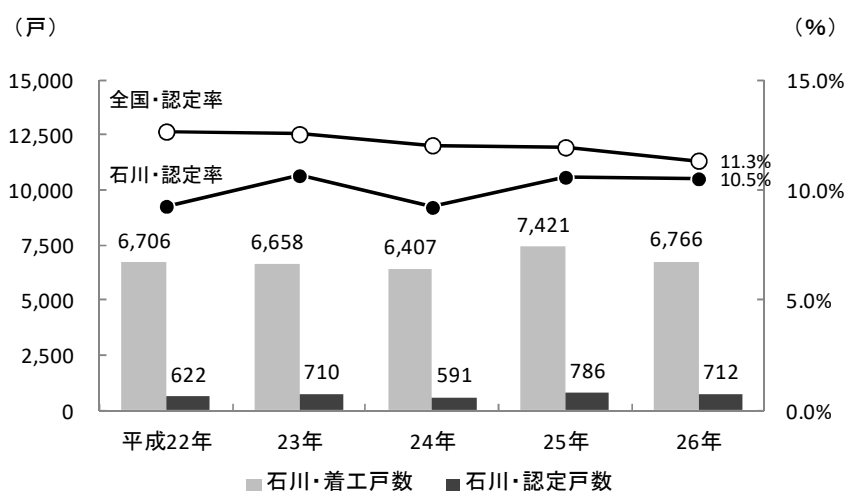
- ※ 1) 居住専用住宅等とは、「居住専用住宅」と「居住専用準住宅」を合計したものとする。  
 ※ 2) 「居住専用住宅」とは、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物。  
 ※ 3) 「居住専用準住宅」とは、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物。

## (6) 長期優良住宅の認定率

○本県の長期優良住宅の認定率は年平均10%であり、全国水準との差が縮まっている

- ・ 本県の長期優良住宅の認定率は5年間の平均で10.1%であり、年度別の認定率は横ばいである。
- ・ 全国の認定率は5年間の平均で12.0%であるが、年度別の認定率が微減していることから、全国水準と本県の水準の差が縮まってきている。

図表 2-28 長期優良住宅の認定率の推移



(単位: 戸)

区分・年号	(西暦)	新設住宅 着工戸数	長期優良住宅 の認定戸数	認定率
石川・平成22年	(2010)	6,706	622	9.3%
23年	(2011)	6,658	710	10.7%
24年	(2012)	6,407	591	9.2%
25年	(2013)	7,421	786	10.6%
26年	(2014)	6,766	712	10.5%
5年間(計)		33,958	3,421	10.1%
全国・平成22年	(2010)	819,020	103,750	12.7%
23年	(2011)	841,246	105,552	12.5%
24年	(2012)	893,002	107,552	12.0%
25年	(2013)	987,254	117,990	12.0%
26年	(2014)	880,470	99,905	11.3%
5年間(計)		4,420,992	534,749	12.1%

注1) 石川県の数値は、建築住宅課資料

注2) 全国値のうち、着工戸数は「住宅着工統計」、認定戸数は「長期優良住宅建築等計画の認定実績」(国土交通省)

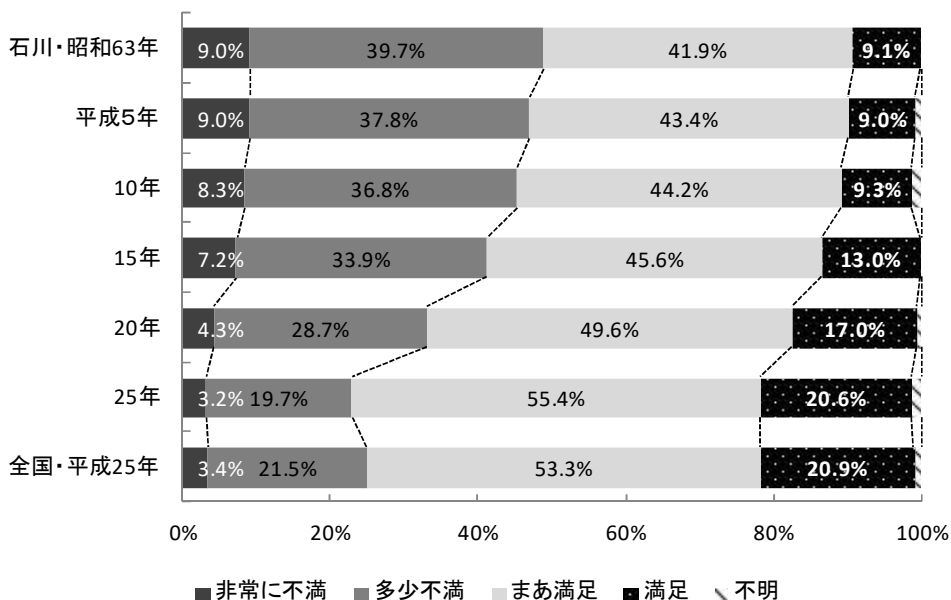
### 3. 住宅・住環境の満足度

#### (1) 住宅に対する総合的な評価

##### ○住宅に不満を感じている世帯が大きく減少

- ・ 本県において、「住宅に不満を感じている世帯」（「非常に不満」＋「多少不満」）の割合は、22.9％（平成25年）であり、昭和63年以降で最少となり、減少が続いている。
- ・ 本県の「住宅に不満を感じている世帯」の割合は、全国値と比較して2.0ポイント下回っている（平成25年）。

図表 3-1 住宅に対する総合的な評価の推移



(単位：石川県：世帯／全国：千世帯)

区分・年号	(西暦)	非常に不満	多少不満	まあ満足	満足	不明	合計
石川・昭和63年	(1988)	29,027	128,288	135,499	29,347	952	323,113
平成5年	(1993)	33,110	139,782	160,246	33,260	3,037	369,435
10年	(1998)	33,860	149,562	179,623	37,925	5,587	406,557
15年	(2003)	33,499	157,620	211,931	60,224	1,775	465,049
20年	(2008)	18,202	121,485	209,953	71,960	2,116	423,293
25年	(2013)	13,937	86,864	244,755	91,079	5,244	441,879
全国・平成25年	(2013)	1,803	11,224	27,859	10,940	472	52,298
石川・昭和63年	(1988)	9.0%	39.7%	41.9%	9.1%	0.3%	100.0%
平成5年	(1993)	9.0%	37.8%	43.4%	9.0%	0.8%	100.0%
10年	(1998)	8.3%	36.8%	44.2%	9.3%	1.4%	100.0%
15年	(2003)	7.2%	33.9%	45.6%	13.0%	0.4%	100.0%
20年	(2008)	4.3%	28.7%	49.6%	17.0%	0.5%	100.1%
25年	(2013)	3.2%	19.7%	55.4%	20.6%	1.2%	100.0%
全国・平成25年	(2013)	3.4%	21.5%	53.3%	20.9%	0.9%	100.0%

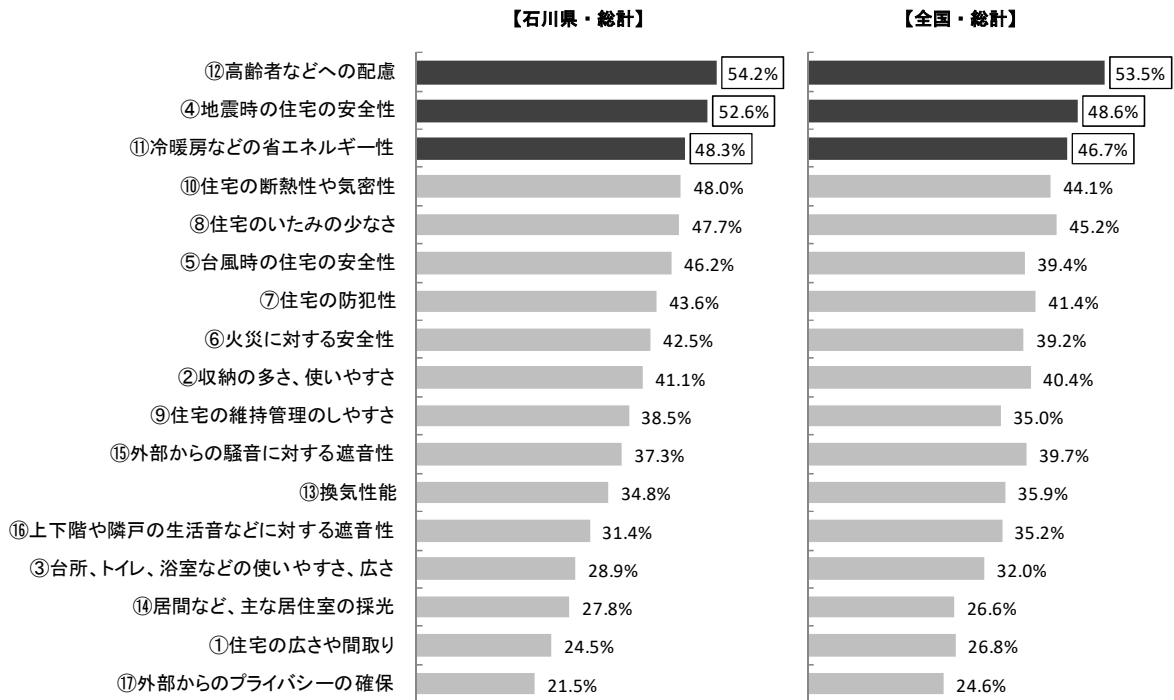
※資料：住生活総合調査

## (2) 住宅の個別要素に対する評価

### ○ 「高齢者などへの配慮」「地震時の安全性」「省エネ性」に関する不満が高い

- ・ 本県において、住宅の個別要素に関する不満率（「非常に不満」＋「多少不満」）は、「高齢者などへの配慮」が 54.2%と最も高く、ついで、「地震時の住宅の安全性」（52.6%）、「冷暖房などの省エネルギー性」（48.3%）の順となっている（平成 25 年）。
- ・ 不満率の高い上位 3 項目は、本県と全国で共通している。

図表 3-2 住宅の個別要素に対する不満率（平成 25 年）



評価項目	全国 総計	石川県				
		総計	持家	借家	民営賃貸 住宅	県・市町 の借家
①住宅の広さや間取り	26.8%	24.5%	23.5%	28.0%	27.4%	35.3%
②収納の多さ、使いやすさ	40.4%	41.1%	38.6%	49.9%	48.9%	66.4%
③台所、トイレ、浴室などの使いやすさ、広さ	32.0%	28.9%	23.4%	48.4%	47.7%	57.6%
④地震時の住宅の安全性	48.6%	52.6%	52.9%	51.4%	52.5%	49.9%
⑤台風時の住宅の安全性	39.4%	46.2%	47.1%	43.1%	44.1%	40.4%
⑥火災に対する安全性	39.2%	42.5%	41.7%	45.4%	46.6%	39.0%
⑦住宅の防犯性	41.4%	43.6%	43.0%	46.0%	45.0%	43.1%
⑧住宅のいたみの少なさ	45.2%	47.7%	46.8%	51.6%	49.4%	65.2%
⑨住宅の維持管理のしやすさ	35.0%	38.5%	39.4%	36.0%	34.4%	38.2%
⑩住宅の断熱性や気密性	44.1%	48.0%	45.9%	55.5%	54.7%	58.1%
⑪冷暖房などの省エネルギー性	46.7%	48.3%	46.5%	54.9%	54.5%	52.7%
⑫高齢者などへの配慮	53.5%	54.2%	52.9%	58.7%	56.8%	66.2%
⑬換気性能	35.9%	34.8%	30.8%	48.8%	49.5%	44.6%
⑭居間など、主な居住室の採光	26.6%	27.8%	26.6%	32.0%	31.2%	38.3%
⑮外部からの騒音に対する遮音性	39.7%	37.3%	32.2%	55.4%	58.4%	40.0%
⑯上下階や隣戸の生活音などに対する遮音性	35.2%	31.4%	25.2%	53.6%	52.9%	60.2%
⑰外部からのプライバシーの確保	24.6%	21.5%	18.6%	31.9%	30.3%	42.1%

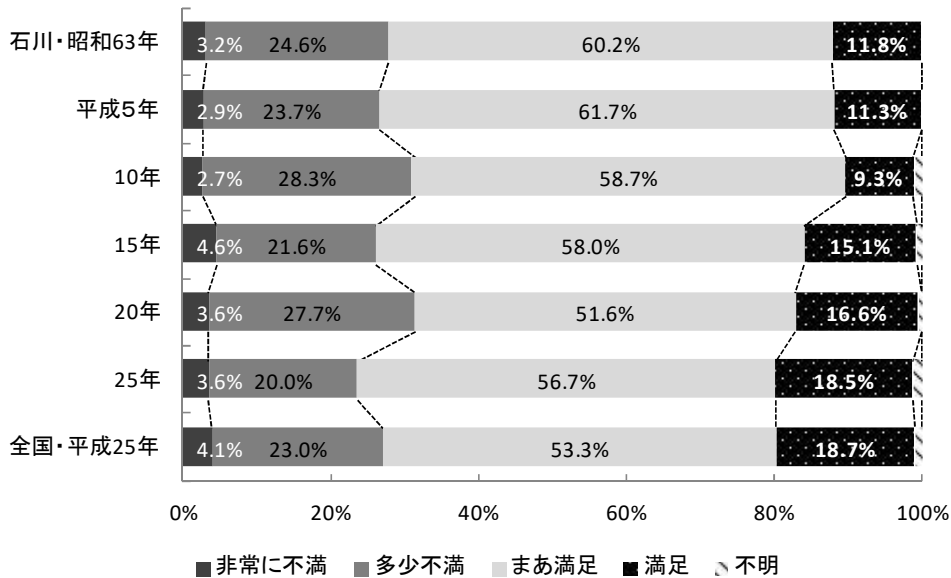
※資料：住生活総合調査（平成25年）

### (3) 住環境に対する総合的な評価

#### ○住環境に不満を感じている世帯が長期的に減少傾向

- ・ 本県において、「住環境に不満を感じている世帯」（「非常に不満」＋「多少不満」）の割合は、23.6％（平成25年）であり、昭和63年以降、長期的には減少傾向にある。
- ・ 本県の「住環境に不満を感じている世帯」の割合は、全国値と比較して3.5ポイント下回っている（平成25年）。

図表 3-3 住環境に対する総合的な評価の推移



(単位：石川県：世帯／全国：千世帯)

区分・年号	(西暦)	非常に不満	多少不満	まあ満足	満足	不明	合計
石川・昭和63年	(1988)	10,350	79,478	194,454	38,184	647	323,113
平成5年	(1993)	10,700	87,509	227,990	41,878	1,358	369,435
10年	(1998)	10,830	114,957	238,599	37,766	4,405	406,557
15年	(2003)	21,170	100,348	269,902	70,040	3,589	465,049
20年	(2008)	15,239	117,252	218,419	70,267	2,116	423,293
25年	(2013)	15,801	88,295	250,368	81,804	5,613	441,879
全国・平成25年	(2013)	2,126	12,014	27,860	9,799	499	52,298
石川・昭和63年	(1988)	3.2%	24.6%	60.2%	11.8%	0.2%	100.0%
平成5年	(1993)	2.9%	23.7%	61.7%	11.3%	0.4%	100.0%
10年	(1998)	2.7%	28.3%	58.7%	9.3%	1.1%	100.0%
15年	(2003)	4.6%	21.6%	58.0%	15.1%	0.8%	100.0%
20年	(2008)	3.6%	27.7%	51.6%	16.6%	0.5%	100.0%
25年	(2013)	3.6%	20.0%	56.7%	18.5%	1.3%	100.0%
全国・平成25年	(2013)	4.1%	23.0%	53.3%	18.7%	1.0%	100.0%

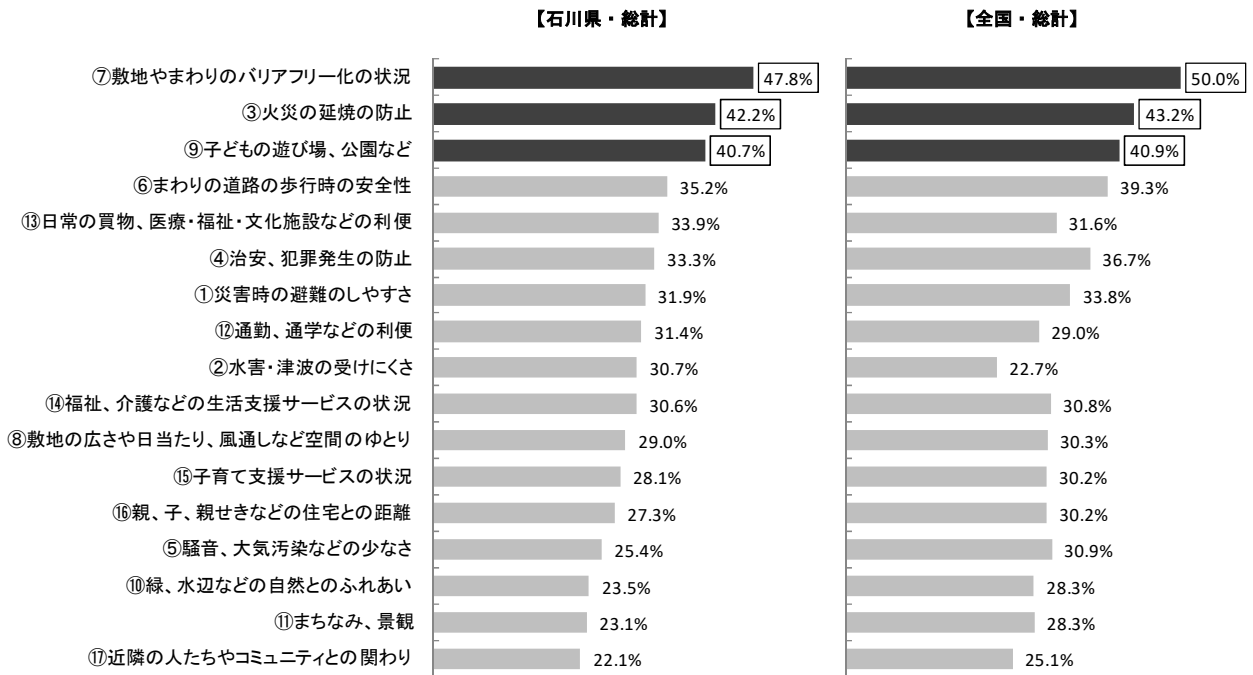
※資料：住生活総合調査

#### (4) 住環境の個別要素に対する評価

○「敷地・周辺のバリアフリー化」「火災の延焼防止」「子どもの遊び場・公園」に関する不満が高い

- ・ 本県において、住環境の戸別要素に関する不満率（「非常に不満」＋「多少不満」）は、「敷地やまわりのバリアフリー化の状況」が47.8%と最も高く、ついで、「火災の延焼の防止」（42.2%）、「子どもの遊び場、公園など」（40.7%）の順となっている（平成25年）。
- ・ 不満率の高い上位3項目は、本県と全国で共通している。

図表 3-4 住環境の個別要素に対する不満率（平成25年）



評価項目	全国 総計	石川県				
		総計	持家	借家	民営賃貸 住宅	県・市町 の借家
①災害時の避難のしやすさ	33.8%	31.9%	32.0%	30.8%	31.3%	28.8%
②水害・津波の受けにくさ	22.7%	30.7%	32.4%	24.1%	25.3%	12.2%
③火災の延焼の防止	43.2%	42.2%	42.0%	42.9%	43.1%	39.5%
④治安、犯罪発生の防止	36.7%	33.3%	32.6%	35.7%	32.9%	50.1%
⑤騒音、大気汚染などの少なさ	30.9%	25.4%	21.7%	38.6%	41.0%	25.2%
⑥まわりの道路の歩行時の安全性	39.3%	35.2%	34.2%	39.1%	38.1%	46.4%
⑦敷地やまわりのバリアフリー化の状況	50.0%	47.8%	46.4%	53.1%	52.8%	58.6%
⑧敷地の広さや日当たり、風通しなど空間のゆとり	30.3%	29.0%	26.8%	36.5%	36.7%	41.6%
⑨子どもの遊び場、公園など	40.9%	40.7%	42.4%	34.6%	35.1%	28.2%
⑩緑、水辺などの自然とのふれあい	28.3%	23.5%	20.8%	32.7%	33.7%	27.3%
⑪まちなみ、景観	28.3%	23.1%	22.3%	26.0%	25.9%	32.4%
⑫通勤、通学などの利便	29.0%	31.4%	32.6%	27.2%	27.7%	32.4%
⑬日常の買物、医療・福祉・文化施設などの利便	31.6%	33.9%	36.9%	23.5%	21.5%	38.2%
⑭福祉、介護などの生活支援サービスの状況	30.8%	30.6%	29.2%	35.6%	35.1%	36.1%
⑮子育て支援サービスの状況	30.2%	28.1%	27.9%	29.1%	31.0%	18.4%
⑯親、子、親せきなどの住宅との距離	30.2%	27.3%	25.0%	34.9%	34.9%	35.1%
⑰近隣の人たちやコミュニティとの関わり	25.1%	22.1%	17.6%	37.6%	36.9%	46.0%

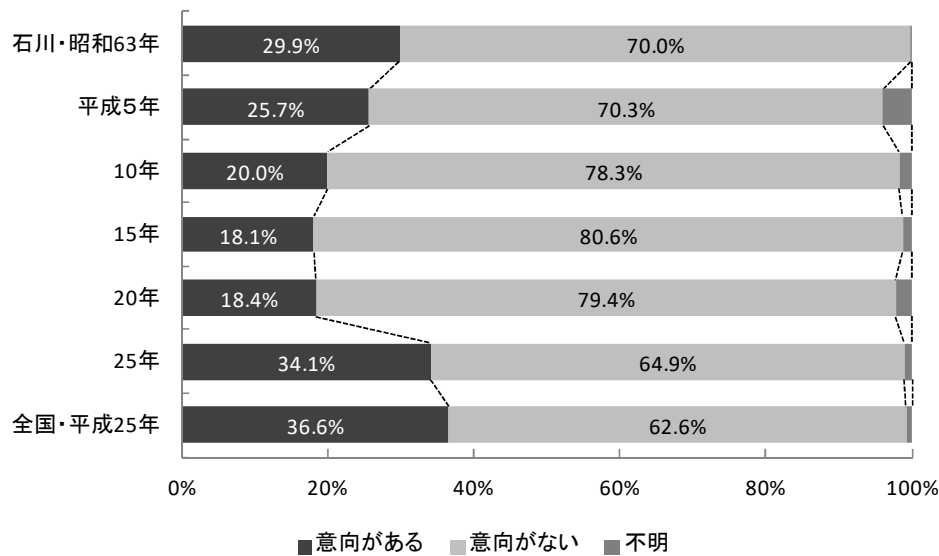
※資料：住生活総合調査（平成25年）

## (5) 住宅の住み替えや改善意向の有無

### ○住み替えや改善意向を持っている世帯が3割強

- ・ 本県において、住宅の住み替えや改善の「意向がある」世帯の割合は 34.1%であり、昭和63年以降で過去最高となっている（平成25年）。
- ・ 本県の「意向がある」世帯の割合は、全国値と比較して2.5ポイント下回っている（平成25年）。

図表 3-5 住宅の住み替えや改善意向の有無の推移



(単位：石川県：世帯／全国：千世帯)

区分・年号	(西暦)	住み替え 又は 改善意向がある	住み替え 又は 改善意向がない	不明	合計
石川・昭和63年	(1988)	96,498	226,153	462	323,113
平成5年	(1993)	94,879	259,759	14,797	369,435
10年	(1998)	81,226	318,174	7,157	406,557
15年	(2003)	84,266	374,982	5,801	465,049
20年	(2008)	77,886	336,095	9,312	423,293
25年	(2013)	150,690	286,587	4,602	441,879
全国・平成25年	(2013)	19,120	32,751	427	52,298
石川・昭和63年	(1988)	29.9%	70.0%	0.1%	100.0%
平成5年	(1993)	25.7%	70.3%	4.0%	100.0%
10年	(1998)	20.0%	78.3%	1.8%	100.0%
15年	(2003)	18.1%	80.6%	1.2%	100.0%
20年	(2008)	18.4%	79.4%	2.2%	100.0%
25年	(2013)	34.1%	64.9%	1.0%	100.0%
全国・平成25年	(2013)	36.6%	62.6%	0.8%	100.0%

※資料：住生活総合調査

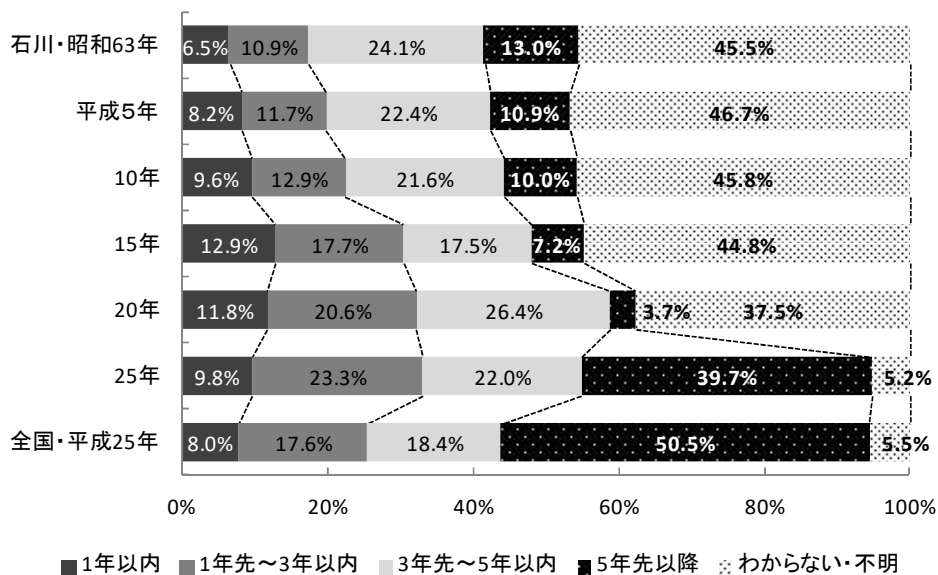


## (6) 住宅の住み替え・改善の実現時期

### ○住み替えや改善の意向がある世帯のうち、5年以内に実現を図ろうとする世帯が半数

- ・ 本県において、住宅の住み替えや改善の「意向がある」世帯のうち、実現予定時期は、「1年以内」が9.8%、「1年先～3年以内」が23.3%、「3年先～5年以内」が22.0%であり、5年以内に実現を図ろうとする世帯の割合は55.1%となっている（平成25年）。
- ・ 本県における5年以内に実現を図ろうとする世帯の割合は、全国値と比較して11.1ポイント上回っている（平成25年）。

図表 3-6 世帯人員の推移



(単位：石川県：世帯／全国：千世帯)

区分・年号	(西暦)	1年以内	1年先～3年以内	3年先～5年以内	5年先以降	わからない・不明	合計
石川・昭和63年	(1988)	6,316	10,494	23,278	12,506	43,905	96,499
平成5年	(1993)	7,821	11,108	21,270	10,329	44,351	94,879
10年	(1998)	7,837	10,490	17,579	8,148	37,172	81,226
15年	(2003)	10,856	14,874	14,741	6,072	37,723	84,266
20年	(2008)	9,179	16,025	20,537	2,878	29,172	77,792
25年	(2013)	14,747	35,113	33,123	59,799	7,907	150,690
全国・平成25年	(2013)	710	1,566	1,642	4,504	493	8,915
石川・昭和63年	(1988)	6.5%	10.9%	24.1%	13.0%	45.5%	100.0%
平成5年	(1993)	8.2%	11.7%	22.4%	10.9%	46.7%	100.0%
10年	(1998)	9.6%	12.9%	21.6%	10.0%	45.8%	100.0%
15年	(2003)	12.9%	17.7%	17.5%	7.2%	44.8%	100.0%
20年	(2008)	11.8%	20.6%	26.4%	3.7%	37.5%	100.0%
25年	(2013)	9.8%	23.3%	22.0%	39.7%	5.2%	100.0%
全国・平成25年	(2013)	8.0%	17.6%	18.4%	50.5%	5.5%	100.0%

※資料：住生活総合調査

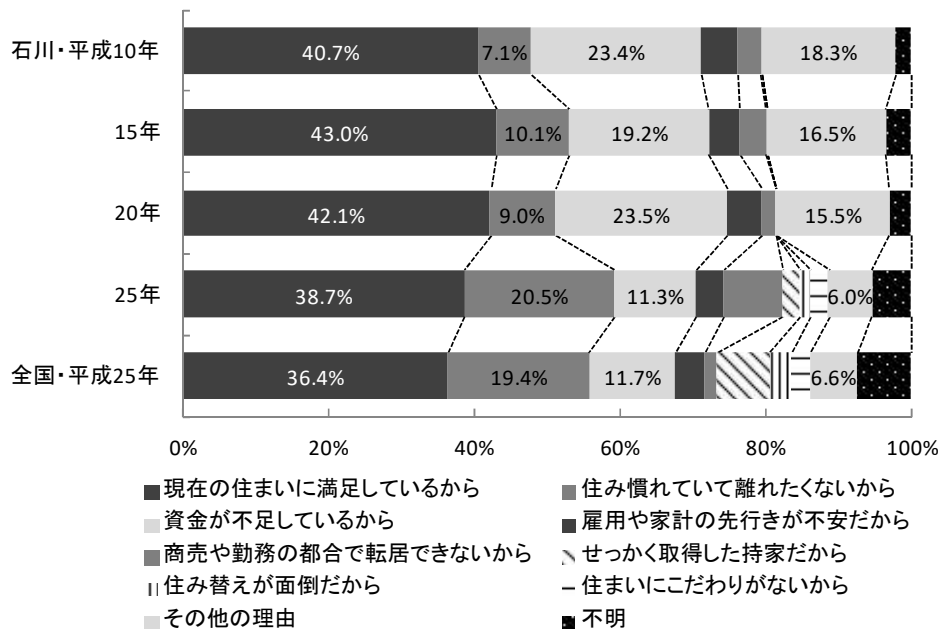
## (7) 住宅の住み替え意向がない理由

○現在の「住まいに満足している」ことや「住み慣れている」ことから、

住み替えを考えていない世帯の割合は6割で過去最高（石川県）

- 本県において、住宅の住み替え意向がない理由のうち、「現在の住まいに満足しているから」が38.7%、「住み慣れていて離れたくない」が20.5%であり、住宅や住環境に対する肯定的な理由から住み替えを考えていない世帯の割合（合計59.2%）が過去最高となっている。
- また、住み替え意向がありながらも「資金が不足している」世帯は11.3%、で5年前と比べて大きく減少している。

図表 3-7 住宅の住み替え意向がない理由



※平成25年調査では、従前の選択肢「将来、親、子、親族のところに移ることを考えているから」「もう少ししたてば今の状況が良くなりそうだから（世帯人員が減ったり、周りが便利になったりする）」を廃止し、「せっかく取得した持家だから」、「住み替えが面倒だから」、「住まいにこだわりがないから」を新設して調査した。※廃止した選択肢は「その他の理由」にまとめて表示した。

※平成20年調査以前は、今後5年以内に住み替え意向のない世帯を対象として調査していたが、平成25年調査では、将来にわたって住み替え意向のない世帯を対象とした。

（単位：石川県：世帯／全国：千世帯）

区分・年号	(西暦)	現在の住まいに満足しているから	住み慣れていて離れたくないから	資金が不足しているから	雇用や家計の先行きが不安だから	商売や勤務の都合で転居できないから	せっかく取得した持家だから	住み替えが面倒だから	住まいにこだわりがないから	その他の理由	不明	合計（住み替え意向のない世帯）
石川・平成10年	(1998)	129,401	22,623	74,448	15,755	10,521				58,211	7,215	318,174
15年	(2003)	161,174	37,845	71,916	15,790	13,850				61,846	12,561	374,982
20年	(2008)	141,499	30,249	78,984	15,797	7,058				52,096	10,083	336,102
25年	(2013)	143,547	75,806	41,989	13,508	30,160	9,016	5,462	9,008	22,391	19,752	370,639
全国・平成25年	(2013)	14,985	7,996	4,831	1,633	730	2,987	1,267	1,001	2,704	3,028	41,160
石川・平成10年	(1998)	40.7%	7.1%	23.4%	5.0%	3.3%				18.3%	2.3%	100.0%
15年	(2003)	43.0%	10.1%	19.2%	4.2%	3.7%				16.5%	3.3%	100.0%
20年	(2008)	42.1%	9.0%	23.5%	4.7%	2.1%				15.5%	3.0%	100.0%
25年	(2013)	38.7%	20.5%	11.3%	3.6%	8.1%	2.4%	1.5%	2.4%	6.0%	5.3%	100.0%
全国・平成25年	(2013)	36.4%	19.4%	11.7%	4.0%	1.8%	7.3%	3.1%	2.4%	6.6%	7.4%	100.0%

※資料：住生活総合調査

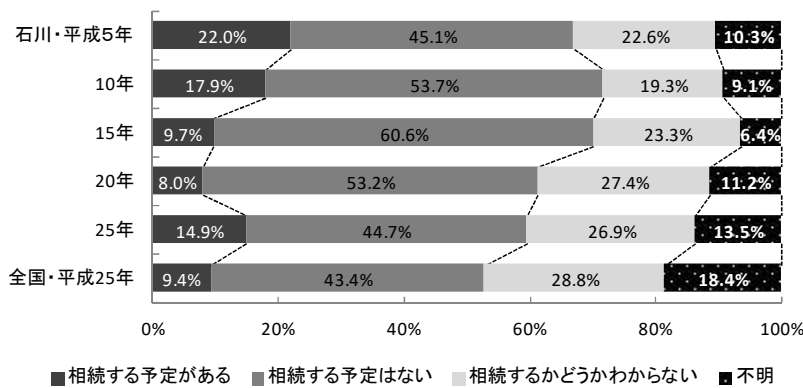
(8) 借家に住む世帯のうち、相続できる住宅の有無および利活用の意向

○借家に住む世帯のうち 15%が住宅の相続予定があり、

このうちの 17%が賃貸・売却を考えている

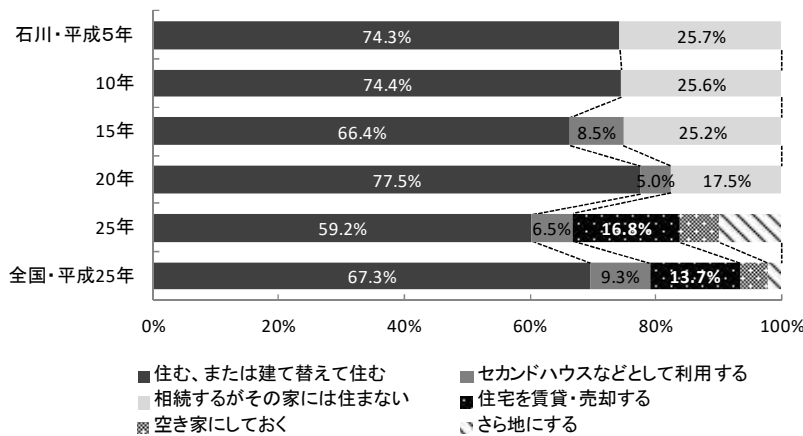
- ・ 本県の借家に住む世帯のうち、住宅を「相続する予定がある」が 14.9%、「相続する予定はない」が 44.7%、「相続するかどうかわからない」が 26.9%を占めている（平成 25 年）。
- ・ 相続する予定のある住宅の活用方法は、「住む、または建て替えて住む」が 59.2%と最も高く、次いで「住宅を賃貸・売却する」（16.8%）、「セカンドハウスなどとして利用する」（6.5%）の順となっている（平成 25 年）。

図表 3-8 借家に住む世帯のうち、相続できる住宅の有無および利活用の意向



※平成 20 年以前の調査で「相続する家はない」、「相続するつもりはない」として調査した結果を「相続する予定はない」として集計。

※平成 20 年以前の調査で「相続するかどうかはわからない」、「相続するが、その家に住むかどうかはわからない」として調査した結果を「相続するかどうかわからない」として集計。



※平成 10 年は「住まない」としていた選択肢を、平成 15 年調査で「セカンドハウスなどとして利用する」、「住まない」に分けている。

※平成 20 年まで「住まない」としていた選択肢を、平成 25 年は「住宅を賃貸・売却する」、「空き家にする」、「さら地にする」の 3 つに分けている。

(単位：石川県：世帯/全国：千世帯)

区分・年号	(西暦)	相続する予定がある	住む、または建て替えて住む	セカンドハウスなどとして利用する	相続するがその家には住まない			相続する予定はない	相続するかどうかわからない	不明	合計 (借家に住む世帯)
					住宅を賃貸・売却する	空き家にする	さら地にする				
石川・平成5年	(1993)	20,124	14,950		5,174			41,280	20,705	9,437	91,546
10年	(1998)	18,545	13,806		4,739			55,627	19,940	9,402	103,514
15年	(2003)	9,217	6,118	780	2,319			57,418	22,123	6,053	94,811
20年	(2008)	5,793	4,489	290	1,014			38,523	19,841	8,110	72,411
25年	(2013)	14,387	8,513	934	2,424	886	1,394	43,304	26,034	13,094	96,819
全国・平成25年	(2013)	1,412	950	131	194	60	31	6,559	4,346	2,781	15,098
石川・平成5年	(1993)	22.0%	16.3%		5.7%			45.1%	22.6%	10.3%	100.0%
10年	(1998)	17.9%	13.3%		4.6%			53.7%	19.3%	9.1%	100.0%
15年	(2003)	9.7%	6.5%	0.8%	2.4%			60.6%	23.3%	6.4%	100.0%
20年	(2008)	8.0%	6.2%	0.4%	1.4%			53.2%	27.4%	11.2%	100.0%
25年	(2013)	14.9%	8.8%	1.0%	2.5%	0.9%	1.4%	44.7%	26.9%	13.5%	100.0%
全国・平成25年	(2013)	9.4%	6.3%	0.9%	1.3%	0.4%	0.2%	43.4%	28.8%	18.4%	100.0%

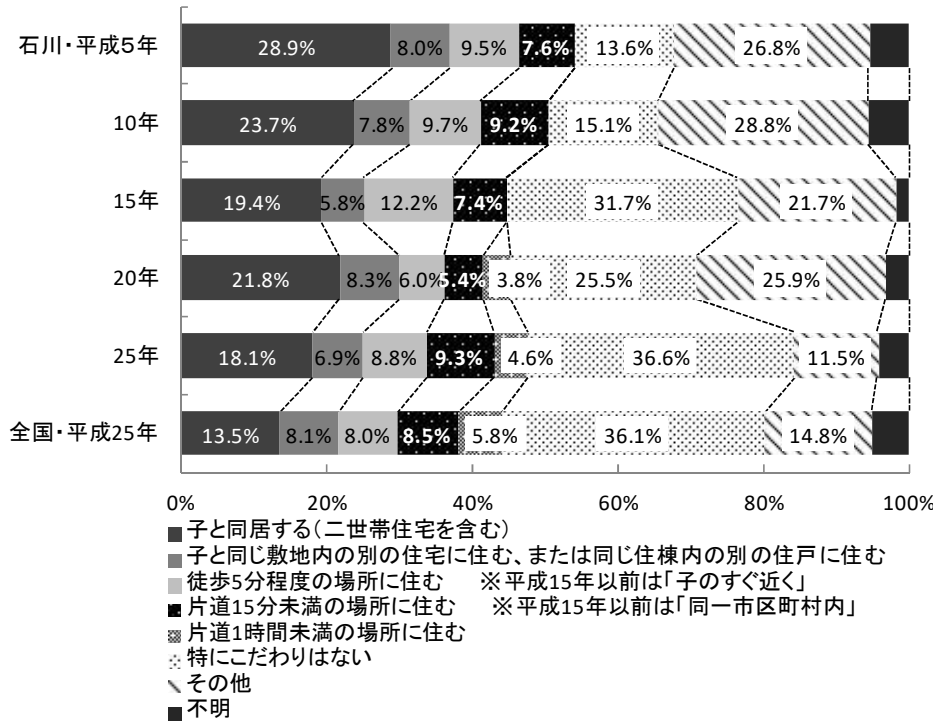
※資料：住生活総合調査

(9) 高齢期における子世帯との住まい方（距離）の希望

○子世帯との同居・隣居・近居を望む世帯が4割強

- ・ 本県において、子世帯との同居（二世帯住宅を含む）を希望する世帯が 18.1%、隣居・近居を希望する世帯が 25.0%（「同じ敷地内の別の住宅・同じ住棟内の別の住戸」＋「徒歩 5 分程度の場所に住む」＋「片道 15 分未満の場所に住む」の合計）となり、43.1%が子世帯との同居・隣居・近居を希望している（平成 25 年）。
- ・ 本県における子世帯との同居・隣居・近居を希望する世帯の割合は、全国値と比べて 5.0 ポイント上回っている（平成 25 年）。

図表 3-9 高齢期における子世帯との住まい方（距離）の希望



※選択肢が変化しているため、図においては平成15年調査以前の「子のすぐ近く」、「同一市区町村内」を、平成20年調査以降の「徒歩5分程度」、「片道15分未満」、「片道1時間未満」に対応させている。  
 ※平成10年調査以前の「子とは関係なく住む」を平成15年調査以降「特にこだわりのない」に変更している。  
 ※平成10年調査の「ケア付き住宅に住む」、「グループホームに住む」、平成15年調査以降の「子はいない」、平成20年以前の「わからない」、平成25年調査の「その他」をまとめて「その他」として表示した。

(単位：石川県：世帯／全国：千世帯)

区分・年号	(西暦)	子と同居する(二世帯住宅を含む)	子と同じ敷地内の別の住宅に住む、または同じ住棟内の別の住戸に住む	徒歩5分程度の場所に住む	片道15分未満の場所に住む	片道1時間未満の場所に住む	特にこだわりのない	その他	不明	合計
石川・平成5年	(1993)	106,723	29,600	35,259	28,027		50,343	99,076	20,407	369,435
10年	(1998)	96,522	31,565	39,413	37,471		61,328	116,990	23,268	406,557
15年	(2003)	90,187	26,751	56,822	34,308		147,229	100,866	8,886	465,049
20年	(2008)	92,278	35,133	25,398	22,858	16,085	107,940	109,633	13,969	423,293
25年	(2013)	79,982	30,346	38,681	41,157	20,227	161,534	50,665	19,287	441,879
全国・平成25年	(2013)	7,076	4,237	4,201	4,428	3,057	18,858	7,730	2,711	52,298
石川・平成5年	(1993)	28.9%	8.0%	9.5%	7.6%		13.6%	26.8%	5.5%	100.0%
10年	(1998)	23.7%	7.8%	9.7%	9.2%		15.1%	28.8%	5.7%	100.0%
15年	(2003)	19.4%	5.8%	12.2%	7.4%		31.7%	21.7%	1.9%	100.0%
20年	(2008)	21.8%	8.3%	6.0%	5.4%	3.8%	25.5%	25.9%	3.3%	100.0%
25年	(2013)	18.1%	6.9%	8.8%	9.3%	4.6%	36.6%	11.5%	4.4%	100.0%
全国・平成25年	(2013)	13.5%	8.1%	8.0%	8.5%	5.8%	36.1%	14.8%	5.2%	100.0%

※資料：住生活総合調査

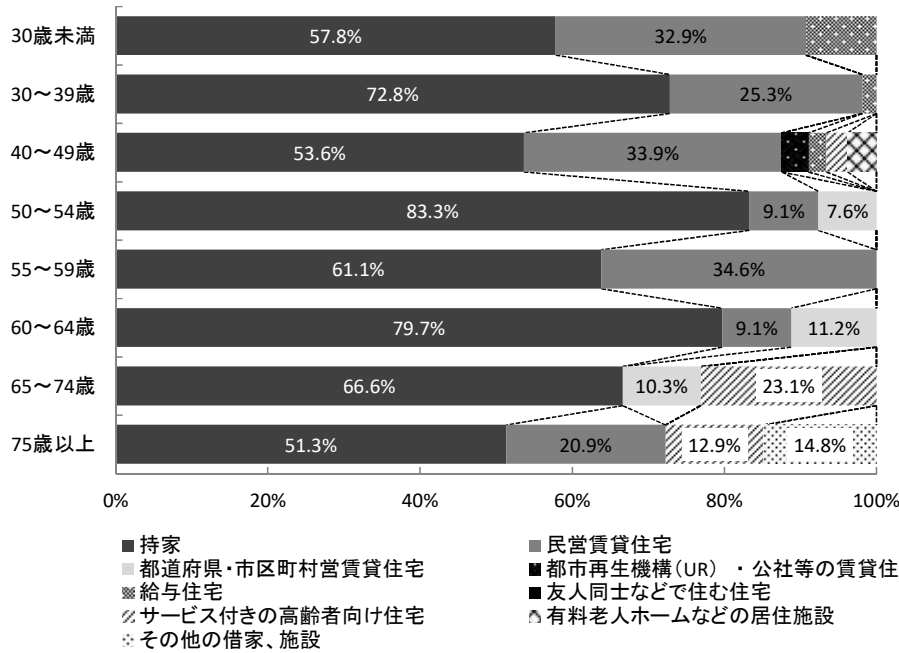
### (10) 高齢期における住み替え後の望ましい居住形態

○前期高齢者の2割強、後期高齢者の1割弱が

サービス付き高齢者向け住宅への住み替え意向を持っている

- 本県において、家計主の年齢が65～74歳（前期高齢者）の世帯では23.1%が、75歳以上（後期高齢者）の世帯では12.9%が住み替え先として「サービス付きの高齢者向け住宅」を希望している（平成25年）。

図表 3-10 家計主の年齢別の住み替え後の望ましい居住形態（石川県・平成25年）



※住み替え後の居住形態別の割合は、「持家、借家にはこだわらない」と「不明」を除いて表示した。

(単位：世帯)

区分	住み替え後の望ましい居住形態											持家、借家にはこだわらない	不明	合計（住み替え意向のある世帯）
	持家又は借家	持家	借家・間借りなど	民間賃貸住宅	都道府県・市区町村営賃貸住宅	都市再生機構(UR)・公社等の賃貸住宅	給与住宅	友人同士などで住む住宅	サービス付きの高齢者向け住宅	有料老人ホームなどの居住施設	その他の借家、施設			
石川・平成25年	53,067	33,229	19,838	14,622	974	357	1,705	0	1,368	388	273	10,216	1,019	64,301
30歳未満	13,296	7,686	5,610	4,378	0	0	1,232	0	0	0	0	2,734	456	16,486
30～39歳	12,720	9,259	3,461	3,224	0	0	237	0	0	0	0	2,111	268	15,099
40～49歳	10,190	5,465	4,725	3,457	0	357	237	0	286	388	0	3,157	0	13,347
50～54歳	3,154	2,626	527	286	241	0	0	0	0	0	0	419	0	3,572
55～59歳	3,489	2,130	1,359	1,208	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,489
60～64歳	3,190	2,542	648	290	357	0	0	0	0	0	0	508	0	3,698
65～74歳	3,659	2,438	1,221	375	0	0	0	0	846	0	0	0	0	3,659
75歳以上	1,835	942	893	384	0	0	0	0	237	0	273	511	295	2,641
石川・平成25年	100.0%	62.6%	37.4%	27.6%	1.8%	0.7%	3.2%	0.0%	2.6%	0.7%	0.5%			
30歳未満	100.0%	57.8%	42.2%	32.9%	0.0%	0.0%	9.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
30～39歳	100.0%	72.8%	27.2%	25.3%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
40～49歳	100.0%	53.6%	46.4%	33.9%	0.0%	3.5%	2.3%	0.0%	2.8%	3.8%	0.0%			
50～54歳	100.0%	83.3%	16.7%	9.1%	7.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
55～59歳	100.0%	61.1%	38.9%	34.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
60～64歳	100.0%	79.7%	20.3%	9.1%	11.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
65～74歳	100.0%	66.6%	33.4%	0.0%	10.3%	0.0%	0.0%	0.0%	23.1%	0.0%	0.0%			
75歳以上	100.0%	51.3%	48.7%	20.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.9%	0.0%	14.8%			

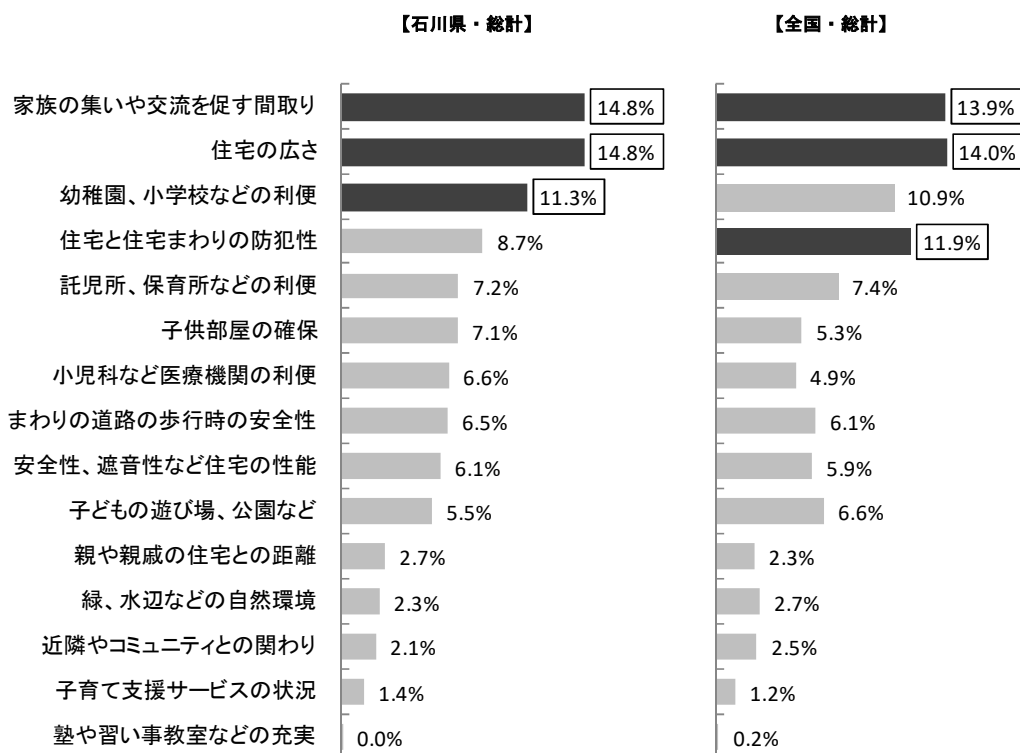
※資料：住生活総合調査(平成25年)

## (11) 住宅および住環境に関して子育てのために最も重要であると思う項目

○子育て期には、「家族の集いや交流を促す間取り」、「住宅の広さ」、  
「幼稚園、小学校などの利便」が重視される

- ・ 本県において、子育てのために重視されている住宅および住環境の項目は、「家族の集いや交流を促す間取り」と「住宅の広さ」がともに14.8%と最も高く、次いで「幼稚園、小学校などの利便」(11.3%)の順となっている(平成25年)。

図表 3-11 子育てのために最も重要であると思う項目 (平成25年)



(単位: 県: 世帯/全国: 千世帯)

項目	石川県・平成25年		全国・平成25年	
住宅の広さ	65,549	14.8%	7,331	14.0%
子供部屋の確保	31,423	7.1%	2,748	5.3%
家族の集いや交流を促す間取り	65,583	14.8%	7,280	13.9%
住宅と住宅まわりの防犯性	38,318	8.7%	6,200	11.9%
安全性、遮音性など住宅の性能	26,741	6.1%	3,073	5.9%
子どもの遊び場、公園など	24,393	5.5%	3,446	6.6%
緑、水辺などの自然環境	10,170	2.3%	1,389	2.7%
まわりの道路の歩行時の安全性	28,654	6.5%	3,185	6.1%
託児所、保育所などの利便	31,692	7.2%	3,888	7.4%
幼稚園、小学校などの利便	49,895	11.3%	5,692	10.9%
小児科など医療機関の利便	29,026	6.6%	2,548	4.9%
塾や習い事教室などの充実	156	0.0%	86	0.2%
親や親戚の住宅との距離	11,764	2.7%	1,228	2.3%
近隣やコミュニティとの関わり	9,246	2.1%	1,305	2.5%
子育て支援サービスの状況	5,967	1.4%	614	1.2%
不明	13,301	3.0%	2,285	4.4%
合計	441,879	100.0%	52,298	100.0%

※資料: 住生活総合調査(平成25年)

# 参考資料 3 石川県住生活基本計画 2016 の策定経緯

## 1. 検討委員会の開催

### 第1回検討委員会 平成 28 年 3 月 23 日（木） 13：30～15：30

出席者	<p>【出席】川上委員長、谷委員、中川委員、船越委員、村上委員、山岸委員、山田委員、吉本委員（代理：竹村氏）</p> <p>【欠席】西村委員、照田オブザーバー</p>
開催場所	石川県庁 11 階 1107 会議室
議事内容	<p>(1) 資料説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石川県住生活基本計画 2011 の見直しについて</li> <li>・石川県の住宅政策を取り巻く状況</li> </ul> <p>(2) 意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定に向けた方向性について</li> </ul>
主なご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建て・マンションを含め、幅広い選択肢のなかから、個人のニーズにマッチした良好な中古住宅が取得できるよう、市場の活性化が重要である。</li> <li>・中古住宅の資産価値が維持されるためには、修繕履歴と品質保証の仕組みを整備することが重要である。</li> <li>・少子高齢化対策として、個別の住宅やハードの整備だけでなく、地域コミュニティを活性化することや要支援・要介護者を重層的に支えるという、ソフトの視点が重要である。</li> </ul>

### 第2回検討委員会 平成 28 年 9 月 29 日（木） 13：30～15：30

出席者	<p>【出席】川上委員長、谷委員、中川委員、廣岡委員、山岸委員、山田委員、吉本委員</p> <p>【欠席】西村委員、村上委員、照田オブザーバー</p>
開催場所	石川県庁 11 階 1107 会議室
議事内容	<p>(1) 石川県住生活基本計画 2016 の概要</p> <p>(2) 目標 1～4</p> <p>(3) 成果指標の見直し</p> <p>(4) 今後の公営住宅のあり方</p> <p>(5) 石川県における住宅の水準</p>
主なご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内のすべての市町に対して、石川県住生活基本計画 2016 に即した市町の住生活基本計画を策定するよう、県として指導して欲しい。</li> <li>・住宅金融支援機構のリバースモーゲージ的な制度は使い勝手が良く、高齢化にとっても有利な制度だと思うので、県としても PR して欲しい。</li> <li>・空き家対策は全県的に実施しないと効果が上がらないと思うので、空き家対策を推進するよう、県内のすべての市町に働きかけてほしい。</li> <li>・各種の災害危険性について、ハザードマップ等を活用して県民意識を啓発することが需要である。</li> </ul>

**第3回検討委員会****平成29年1月11日(水) 13:30~15:30**

出席者	【出席】川上委員長、中川委員、西村委員、廣岡委員、村上委員（代理：熊谷氏）、山岸委員、山田委員、照田オブザーバー 【欠席】谷委員、吉本委員
開催場所	石川県庁11階 1106会議室
議事内容	(1) これまでの検討経緯 (2) パブリックコメントについて (3) 今後の公営住宅のあり方（長寿命化計画）
主なご意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・パブリックコメントで女性からの意見がなかったことは残念である。住宅の新築やリフォームの際には女性の意見・要望が取り入れられることが多く、また、住宅メーカーや設計事務所を中心に多くの女性建築士が活躍している。このことから、女性の意見が県の住宅政策に反映されることは重要である。</li><li>・空き家を含めた中古住宅の利活用を加速させる仕組みが必要である。行政が直営で出来ることは限られていることから、中古住宅の利活用をサポートする中間支援組織の役割が重要である。</li><li>・県営住宅等長寿命化計画は、県営住宅の施設管理計画（ハードの計画）として重要であるが、県営住宅をどのような世帯に対して供給していくのか等をまとめた、入居者管理計画（ソフトの計画）を県としてまとめておくことも必要である。</li></ul>



## 2. WG 会議の開催

### 第1回 WG 平成 28 年 6 月 29 日（水） 10：00～12：00

出席者	【出席】川上委員長、谷委員、山岸委員
開催場所	石川県庁 11 階 1108 会議室
議事内容	<p>(1) 成果指標のフォローアップについて</p> <p>(2) 石川県住生活基本計画 2016 の構成の見直しについて</p> <p>(3) 主な論点について</p> <p>①空き家・空き地の適正な管理・活用に向けて</p> <p>②住宅・建築物の耐震性の向上について(石川県耐震改修促進計画の改定)</p> <p>③いしかわの地域特性からみた住宅政策サイドからの対応</p> <p>④公営住宅の確保に関する事項</p>
主なご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家になる前段階から、将来に空き家になった場合の利活用の方法や対策を決めておくなど、事前の備えの重要性を県民に啓発する必要がある。</li> <li>・ 近年は、耐震シェルターの設置や寝室だけを部分的に耐震改修するなど、命を守ることが重視されており、補助金を出す市町村も増えている。</li> <li>・ 県産材の活用を促進するためには、コストの縮減やブランド化によって市場での競争力を高める必要がある。</li> <li>・ 県営住宅のうち、空き室が多い 4・5 階の住戸は、子育て世帯や若年世帯の優先入居や子育て世帯の当選倍率の割り増しを実施しても良いと思う。</li> </ul>

### 第2回 WG 平成 28 年 8 月 2 日（火） 13：30～16：00

出席者	【出席】川上委員長、谷委員、山岸委員
開催場所	石川県庁 8 階 811 会議室
議事内容	<p>(1) 前回議事録の確認について</p> <p>①成果指標の達成状況</p> <p>(2) 石川県住生活基本計画 2016 の施策構成について</p> <p>①目標毎の理念と基本方針</p> <p>②成果指標の見直し</p> <p>③今後の予定について</p> <p>④その他</p>
主なご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「子育てに適した住宅」とは、具体的にどのような住宅を指すのか、計画書のなかに明記が必要である。</li> <li>・ 安全な住宅づくりの観点から、アスベストやシックハウス対策に加えて、PM2.5 やカビなどの新たな問題に対応した施策が必要である。</li> <li>・ 環境に配慮するという観点から、県が建設した「いしかわエコハウス」を活用した施策が必要である。</li> <li>・ 中古住宅の流通促進は国が主導的に取り組む内容と思うが、県も国と連携・協力して、流通促進に向けて取り組んでいくことが重要である。</li> </ul>

### 3. その他意見照会等

(1) 関係課意見照会 平成28年9月13日(火)～9月20日(火)

(2) 市町意見協議 平成28年9月13日(火)～9月20日(火)

(3) パブリックコメント 平成28年11月11日(金)～12月12日(月)

(4) 地域住宅協議会意見照会 平成28年12月12日(月)～12月22日(木)

#### 4. 石川県住生活基本計画検討委員会 委員名簿

氏名	職名	備考
川上 光彦	金沢大学 名誉教授	委員長
谷 明彦	金沢工業大学環境・建築学部 教授	委員
中川 智夫	石川県消費生活支援センター 所長	〃
西村 真実子	石川県立看護大学 教授	〃
船越 恵子	住宅金融支援機構 北陸支店長（平成27年度）	〃
廣岡 隆	住宅金融支援機構 北陸支店長（平成28年度）	〃
村上 紀夫	（一社）石川県木造住宅協会 会長	〃
山岸 雅子	金沢大学人間社会学域 地域創造学類長	〃
山田 文代	NPO法人 バリアフリー総合研究所 理事長	〃
吉本 重昭	（公社）石川県宅地建物取引業協会 会長	〃
照田 繁隆	（一財）石川県建築住宅センター 理事長	オブザーバー
畝本 秀一	石川県 参事	事務局
竹内 正人	石川県土木部建築住宅課長	〃
岡本 悟	石川県土木部建築住宅 担当課長（平成27年度）	〃
三谷 浩二郎	石川県土木部建築住宅課 課参事（平成28年度）	〃
丸谷 浩一	石川県土木部建築住宅課 主幹	〃
中出 大	石川県土木部建築住宅課 主幹	〃
小川 博之	石川県土木部建築住宅課 専門員	〃

※委員名は敬称略・50音順

※職名はすべて計画策定時

## 石川県住生活基本計画 2016

(計画期間：平成 28 (2016) ～37 (2025) 年度)

平成 29 年 3 月策定

石川県土木部建築住宅課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1

TEL 076-225-1777 FAX 076-225-1779

MAIL [kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp)

URL <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/index.html>